神戸市看護大学

自己点検・評価報告書

2010 年 3 月

神戸市看護大学自己点検・評価委員会

目　　次

はじめに …… 1

1　教育理念・目的 …… 2

2　教育研究組織 …… 8

3　教育内容・方法
(1)　学士課程の教育内容・方法 …… 11
(2)　修士・博士課程の教育内容・方法 …… 44
(3)　助産学専攻科の教育内容・方法 …… 63

4　学生の受け入れ …… 75

5　学生生活 …… 91

6　研究環境 …… 108

7　社会貢献 …… 121

8　教員組織 …… 137

9　事務組織 …… 151

10　施設・設備 …… 158

11　図書館および図書・電子媒体等 …… 164

12　管理運営 …… 174

13　財務 …… 180

14　自己点検・評価の組織 …… 185

15　情報公開・説明責任 …… 191

おわりに …… 195

はじめに

神　戸　市　看　護　大　学
学　長　　金　川　　克　子

神戸市看護大学は、神戸市を設置母体とする看護の単科大学として平成 8 年 4 月に開学した。本学は、神戸市民の健康と福祉を担う質の高い看護専門職の育成と看護学の発展への寄与を目的とする、地域密着型の大学である。開学以来、平成 12 年 4 月に大学院修士課程を開設、平成 17 年には全国の公立大学に先駆けて助産学専攻科を開設、平成 18 年には大学院博士課程を設置するなど、教職員一体となって大学運営の基盤づくりと拡充に努めてきた。

この間本学は、平成 12 年には学部の自己点検・評価を実施し、翌平成 13 年 9 月には報告書「神戸市看護大学の将来像―中期的展望―」を公表した。この報告書では改善のためのさまざまな提案がなされており、そのうちの幾つかはすでに実現し、残りの課題も実現途上にある。また平成 16 年には外部評価機構による認証評価を受け、その結果を平成 17 年 3 月に「神戸市看護大学自己点検・評価報告書」として公表した。しかし、18 歳人口の減少、看護系大学の増加、教育の高度化、地域貢献への期待など、大学をとりまく情勢の変化は激しく、大学間のゆるやかな競争的環境と共に連携も必要となっている。

こうした環境の中で、本学は改革の第一歩として、高度化・複雑化する保健・医療現場に適応できる看護の「実践力強化」を目的としたカリキュラム改定に取り組み、平成 18 年度から実施に移した。そしてこの新カリキュラムとすでに実践していた地域活動プログラムを統合した「地域住民と共に学び共に創る健康生活」のプロジェクトが、平成 18 年度の文部科学省の「優れた教育実践への取り組み」として採択された。この取り組みは、学生が地域住民の健康生活を支援する実践能力を修得すると同時に、地域住民自身が自らの健康生活を主体的に考え実践する機会を提供することを目的としている。この教育実践を通して、地域と大学が一体となった教育を実現しつつあり、次の発展への移行中である。

ところで今日、わが国の大学が直面している課題の一つに教育の質の保証が考えられる。質の高い教育は、質の高い研究に裏づけられてはじめて可能になる。この教育や研究の改善のためには、教職員一人ひとりがたゆみなく自己点検・自己評価を行う必要があり、今回の全学的な自己点検・自己評価および第三者による外部評価によって、新たな課題が明らかとなり、その改善にむけて今後も自己点検・自己評価を怠らず、充実した大学づくりに取り組んでいきたい。

1 教育理念･目的

神戸市看護大学は、神戸市を設置主体とする看護系単科大学として平成8年に設立された。以来、神戸市民の健康と福祉に貢献できる質の高い看護職者の育成と地域における看護生涯教育の拠点としての役割を担いながら、時代が求める教育理念について検討を続けてきた。

１）理念・目的等

ｉ)大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

大学の教育理念は、その大学の設置目的や専門性、地域性によって方向性が決定づけられる。本学は地方自治体を設置主体とする看護大学であり、学生は卒業と同時に地域医療の最前線で住民の生涯にわたる健康生活にかかわり、質の高い看護サービスの提供に携わることが求められている。したがって、本学は開学当初から、神戸市民病院群、地域医療保健施設、地方行政機関との緊密な連携にもとづく教育を志向し、一貫して看護実践能力を重視した教育理念を掲げてきた。

a)学部の教育理念・目的

①教育理念

本学は平成12年度に開始した点検評価において、学部教育の基本理念が、開学当初からの「豊かな人間性を備えた看護専門職者の育成に主眼を置き、将来的に看護の実践、教育の分野においてリーダーとして貢献できる資質、ならびに看護学の発展に寄与する研究者としての基礎的能力の育成」にあることが再確認された。

さらに平成16年度に実施した点検評価の結果、上記理念に加えて、医療･看護を取り巻く情勢の変化に対応するため、「看護専門職者として高度な専門的知識と技術を有することは言うまでもなく、幅広い教養に裏づけられた豊かな人間性と同時に社会の変化に対する先見性を養うことを通して、人々の健康と福祉に貢献する看護実践そのものに価値を見出せる人材の育成」という理念の強化を図った。

教職員をはじめ学生がこの理念を共有化できるよう、以下のように理念の明文化を図り、「学生便覧」やホームページ等において周知している。

「本学は、地域社会の保健･医療・福祉に貢献できる看護専門職の育成を使命としています。この使命を果たすために、次のような理念にもとづいて教育を行っています。

まず、広い視野と豊かな教養に基づいて、人間を全体としてとらえる力を育てます。これにより、看護の実践に不可欠な、人間の存在や経験の意味を洞察する創造的想像力が形づくられると考えています。第二に、学生と教職員との日常的な関わりのなかで、学生のいっそうの人格形成を促すとともに、他者との関わりの深化を支援します。これは、自己への信頼にもとづいて、能動的に他者との関係を築くことができ、さまざまな場面でつねによりよい行動をとろうとする倫理的態度が培われることにつながるでしょう。第三に、看護学の目的である実践への志向性を育み、看護実践に必要な知識や技術とともにそれを支える分析的かつ総合的思考を育成します。これによって、知識や技術を目的に合わせて再構成する力が備わり、創造的想像力や他者と関わる力と相まって、看護実践能力が形成されると考えます。最後に、先見性をも

って地域社会の健康問題をとらえ、主体的に取り組む姿勢を育みます。変化する社会の要請に応えて、つねに良質なケアと新しい看護システムを探求しようとする志向性へと発展することを期待しています。」

②教育目標

また、以上の教育理念に基づいて、次の教育目標を定め、周知を図っている。

(1)看護専門職者としての自覚と責任にもとづき、多様な対象者の個別性に対応できる実践能力を開発する。

(2)生命の尊厳と人権の尊重にもとづく倫理観を培い、看護者として、保健・医療・福祉の現場で生じる倫理上の諸問題に積極的に取り組む姿勢を養う。

(3)自己への信頼にもとづいて、他者との関係を築く力を育む。

(4)他の専門職、とくに保健・医療・福祉従事者との積極的連携・協働を可能にするリーダーシップと協調性を育む。

(5)地域社会への関心を深め、とくに健康問題に関するニーズを把握し、積極的に地域活動に参加する態度を育む。

(6)文化的背景を異にする人々とのコミュニケーション能力を培い、国際的視野にたって看護の課題に取り組む態度と行動力を育む。

b)大学院博士前期課程の教育理念・目的

本学大学院看護学研究科では、平成12年4月に大学院修士課程（博士前期課程）を、続く平成18年4月には博士後期課程を開設した。以下の理念・目的は、開設準備に際しての担当教員全体の密な議論の末に明文化され、その後の見直しも含めて、大学院研究科委員会を経て大学構成員全体に周知されてきたほか、研究科学生便覧、大学ホームページにおいても周知されている。

①教育理念

本学大学院（博士前期課程）は平成12年4月の開設以来、地域に根ざした大学院として「21世紀のヘルスケアシステムに対応できる指導・管理能力の開発、高度専門職業人の育成、そして看護研究者・看護教育者の育成」を目的としてきた。なかでも研究者・教育者の育成は開設当初から本研究科の中心的役割としてきた。つまり修士課程においては、たんに特定領域の知識を修得することにとどまらず、幅広い教養に裏づけられた学識を培い、看護実践に根ざした研究能力の開発に努めている。したがって特別研究（修士論文）においては、すべての院生に看護実践現場からのデータ収集が義務づけられている。これらの研究成果は結果的に臨床看護を含む地域の保健・医療全般に還元できることが期待されている。

②教育目標

(1)21世紀のヘルスケアシステムに対応できる指導・管理能力の開発。

(2)高度専門職業人としての「専門看護師」の育成。

(3)看護実践に根ざした看護研究者の育成。

c）大学院博士後期課程の教育理念・目的

①教育理念

本学大学院（博士後期課程）は平成18年4月に開設された。本課程は、これまで学部、博士

前期課程をとおして志向してきた実践志向による教育理念を十全なものとすると同時に、神戸市が推進している保健医療政策ならびに医療サービスと市民福祉の向上に貢献することを目的としている。博士後期課程では、これまで本学が培ってきた臨地・臨床との循環型の教育基盤を生かして、実践志向に基づく看護学の構築を目指している。そのためには、看護実践に必要な科学的知見と実践を通して体得される実践知とを統合した看護の学問的体系化に資する教育と研究の推進が不可欠である。このような教育研究を背景として、ますます多様化・複雑化する医療現場の問題点をヒューマンケアの視点から分析・研究し、新しい看護システムならびに保健医療システムの構築に資する高度に自立した研究者・教育者ならびに看護管理者の能力開発に努めている。

②教育目標

(1)実践志向に基づく看護学のパラダイム構築を可能にする、創造性豊かな研究者・教育者の育成。

(2)新しい看護実践モデルの開発をとおして、地域医療や地域産業との連携および共同研究の中核を担える研究者ならびに指導的実践者の育成。

(3)医療の高度化・先端化を踏まえた、市民の生命の安全とケアの質を保証する看護の組織化と管理システムの開発、さらに看護政策の行政的企画ならびに推進能力を持った看護管理者・研究者の育成。

d)助産学専攻科の教育理念・目的

①教育理念

本学助産学専攻科は平成17年4月開設された。本専攻科は全国の公立大学に先駆けて、大学で修得した看護師・保健師の知識と技術に基づいて、助産師の国家試験受験資格を取得できる一年間の課程である。現代社会は、家族機能の変化に伴って、育児不安、子育て不安をもつ親の増加、児童虐待などが大きな社会問題となっている。助産師の役割は、従来からの助産業務にとどまらず、地域社会全体にわたる次世代育成にまで拡大している。したがって本専攻科では、最新の知識・技術はもとより、時代のニーズを見据えた視野の広い助産師の育成を目的としている。具体的には、あらゆる世代の女性によりそい、女性や家族の内なる力を高め、人間性を重視したケア・支援を行う自立した自律的活動のできる助産師の育成を目指している。

②教育目標

(1)地域の母子保健の向上発展を可能にする、地域に根ざした助産師としての資質を養う。

(2)妊娠・出産・産褥期に関する知識・技術の修得のみならず、地域社会で生活する女性、乳幼児や家族を対象とした継続ケアの方法を習得する。

(3)ウイメンズヘルスの観点から新しい助産学の研究的視野を培う。

ⅱ)大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

教職員をはじめ学生がこの理念を共有化できるよう、理念の明文化を図り、「学生便覧」やホームページ等において周知している。また、平成12年度、平成16年度、平成20年度に自己点検・自己評価作業を行うことによって、将来構想委員会および教授会で理念・目的の再検討を行い、その妥当性について全学的な議論を行った。

〔点検・評価、長所・問題点〕

a)学部における教育理念・目的

幅広い教養に裏打ちされた豊かな人間性と看護専門職者としての実践能力の育成という本学の基本理念は、健康問題に対するグローバルな視点と先見性、地域貢献への志向性という目標とあわせて、大学全体に浸透し、共有されている。とくに開学当初からの一貫した実践志向型教育は、大学における看護学教育が陥りやすい理論中心主義・技術軽視的教育に抗して、看護とは何かという問い、もしくは看護学の実践学的志向性に裏打ちされた段階的看護技術教育の実施によって、学生の実践能力強化に貢献してきた。平成17年度から全国に先駆けて実施してきた総合実習は、市民病院群との緊密な連携の下、可能な限り臨床現場の実践に沿った形で、複数患者の受け持ち、治療的医療技術の直接的実施、夜勤実習などを取り入れてきた。その成果は学生たちの看護実践に向かう態度に確実に反映されている。

b)研究科博士前期課程における教育理念・目的

博士前期課程は、開学以来、地域に根ざした大学院として「21世紀のヘルスケアシステムに対応できる指導・管理能力の開発、高度専門職業人の育成、そして看護研究者・看護教育者の育成」を理念としてきた。平成19年度末までの修了生は72名を数え、神戸市をはじめ全国各地の医療機関や教育・研究機関で、高い専門能力を有する看護職者として、質の高い看護実践や教育・研究活動を展開している。とくに神戸市の市民病院群からの進学制度があることも相まって、学生の多様なニーズに対応することによって、21世紀のヘルスケアシステムに対応できる指導・管理能力の開発という理念を実現する体制を整えつつある。具体的には、平成14年度には臨床サイドから要望の多かった「急性・重症患者看護」の専門看護師教育課程の認定を受け、平成18年度には「慢性疾患看護」、平成19年度には「老人看護」の認定を受けた。現在、「がん看護学」「小児看護学」「精神看護学」の認定申請に向けて準備中である。また平成16年には医療・保健分野で最も必要とされている看護倫理分野と認知症看護分野を開設した。

c) 研究科博士後期課程における教育理念・目的

本学博士後期課程は平成18年4月の開設以来3年目を迎え、今年度（平成20年）が博士後期課程学年進行最終年度となる。年を経るごとに受験者が増加し、入学定数を大幅に超える状況にある。開設当初6名であった合教授が追加申請によって8名になったこともあって、今後入学定数の妥当性の検討が必要である。ただ博士後期課程の教育目的に沿って「看護実践哲学領域」、「看護実践開発学領域」、「看護組織開発領域」の3領域に学生が均等に配分されていることは、教育理念・目的の達成に向けて好ましい状況である。

本課程における教育理念・目的は、これまで本学が培ってきた3ヶ所の市民病院群との緊密な循環型教育基盤（大学院生の研究フィールドの提供、休職制度による市民病院群からの大学院進学制度）によって、達成可能な教育環境は整えられている。今後、博士後期課程の理念を実現していくためには、専門領域に特化した知識・技能の習得が必要であるが、学生が博士前期課程と後期課程を続けて修得することが期待できないことなどから、その前提となる学問的基盤を身につけるための共通基盤科目の充実も必要である。

また、学生が履修しやすい時間割の検討が必要である。本課程における本年度新入生を除く在籍者8名は、1名を除いて7名が大学院設置基準第14条特例による就学であり、遠隔地（四国・九州）からの学生も多い。夜間・土日の開講の他、eメールによる指導、平成21年度から

の長期履修制度の導入など、学生への支援を強化しているが、学生自身の研究に当てる時間的余裕のなさが、必然的に就学期間の延長につながることが懸念される。本課程は、学年進行最終年度を迎え、一人でも多くの学位取得者を出せるよう努力するとともに、本年度中に学生による授業評価などによって、教育理念・目標の点検を行うことを計画している。

d)助産学専攻科における教育理念・目的

本専攻科における教育理念・目的は、カリキュラム構成との一貫性によって、すなわち助産学基礎、助産学実践、助産学実践関連の各科目が、学内講義・演習、長期にわたる病院・助産院等での実習（時には24時間体制）、その他地域での助産師活動と有機的に連関することによって、十分に反映されている。これまで第3期生を送り出してきたが、全国各地で活躍中の修了生たちの実践能力の高さと幅広い見識は各方面から高い評価を得ている。

〔将来の改善に向けた方策〕

a)学部の教育理念・目的

開学当初から一貫して本学が貫いてきた実践志向の教育理念は、昨今の看護系大学における実践能力強化への転換に先立って成果を挙げてきたことは評価に値する。しかしながら、ますます高度化し複雑化する地域医療の現場は、看護職者の使命と責任が拡大する一方で、経営主導の病院運営による労働環境の悪化、過度のテクノロジー依存、疾病管理が優先されるケア不在の看護現場がもたらす看護職者の離職や医療ミスの多発など、医療専門職全体の資質や能力ならびに倫理が問われる事態に陥っている。

こうした環境変化の中で、本学が真に地域医療に貢献し、時代のニーズに応えることができる次世代の看護専門職者の育成に貢献するためには、本学の教育理念を推し進めると同時に、現実とのギャップを謙虚に見直す必要に迫られている。これからの看護を担う人材を育てるためには、市民・住民の生命を守り、生活の質の保証に直接関与する看護実践の価値を明確化し、社会にむけて発信する能力の育成を可能にするカリキュラムの強化が急務である。

b)博士前期課程の教育理念・目的

本学博士前期課程は、地域保健・医療に直接的に貢献できる高度看護専門職の育成と同時に看護実践に根ざした教育者・研究者の育成に力点を置いてきた。しかしながら、現在わが国では、医療危機が叫ばれる中、看護師、医師、その他の臨床家は多くの困難に直面している。テクノロジー、薬学の発展、拡大し続ける医療の知識に加え、地域在宅医療の立ち遅れから、訪問看護ステーションの増設、さらに公的介護保険制度の導入等による保健医療システムの変化そのものに対応しなければならない。こういった看護専門職者の担う役割の多様化・高度化に対応するためには、ますます看護実践力を有する優れた看護教育者・研究者の育成が求められる。本課程への需要はますます高まることが予測される。一方で細分化し続ける看護の専門性に応えるに足る教員の確保は困難な状況にある。限られた人的資源の中、年毎の点検評価を重ねながら、人材の適材配置が今後の大きな課題である。

c)博士後期課程の教育理念・目的

本課程の教育理念・目的を達成するための最大の課題は、14条特例による学生や遠隔地からの学生に対してどのように教育指導環境を整えていくかということである。電子メールによる指導にも限界があり、個別の対面指導は不可欠である。年度毎に職業をもたない学生が増え

てきてはいるが、職務のために休学を強いられる学生もある。募集要項やホームページ等によって、入学志願者への教育理念の浸透を図ると共に、大学院教育の現状を認識してもらう必要がある。

d)助産学専攻科の教育理念・目的

本専攻科の教育理念・目標は、時代のニーズを先取りし、助産師教育の新しい局面を切り拓いた先見性が評価される一方で、学生や教員の過密なスケジュールが今後改善されるべき最大の課題である。

2 教育研究組織

〔現状説明〕

1）教育研究組織

i）当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織構成と理念･目的等との関連

本学の教育研究上の組織は看護学部看護学科、助産学専攻科、ならびに大学院看護学研究科（博士前期課程、博士後期課程）である（基礎データ・表 1）。これらとならび、図書館を設置し、また学部・専攻科・研究科の運営のために総務課に学務係を設けている。大学全体の組織については図 2-1 に示す。学部は教授会、大学院は研究科委員会において教学に関わる運営を行い、この運営に必要な各種委員会を設置している。助産学研究科については別途専攻科運営委員会を設けているが、これは学部の委員会に含まれる。

委員会は学部・専攻科と大学院のどちらの運営にも関わる委員会と、学部・専攻科に関わる事項を所掌する委員会ならびに大学院に関わる事項を所掌する委員会をそれぞれ別に置いている。

学部教育においては､学生に本学以外で行われる多様な教育を受ける機会を提供するために、神戸研究学園都市大学交流協議会（ユニティ：UNITY）に加盟している。ユニティには本学のほかに神戸市外国語大学・兵庫県立大学・流通科学大学・神戸芸術工科大学・神戸国際大学・神戸市立工業高等専門学校の 6 大学 1 高専が加盟している。本学はこれら加盟大学との間で学部教育における単位互換等の提携を行っているほか、公開講座や加盟大学間での共同研究なども行っている。

また､看護教育に重要な役割を持つ看護実習を実施するために､神戸市民病院群をはじめとする市内医療施設、保健所ならびに福祉施設等との間で、年 2 回の実習協議会や年 1 回の臨床指導者講習会を開催しているほか、日常的な実習指導やそのための打ち合わせも含めて、きわめて緊密な連携・協力体制を築いている。これら施設の数は、専攻科や大学院修士課程専門看護師養成コースの設置に伴いますます増加している。そこで平成 20 年度からは、こうした連携・協力体制のさらなる充実と、実習施設側の教育力強化をめざし臨床教授等制度を開始した。

研究においては､本学教員個々による研究のほかに､本学教員と市民病院群はじめ実習機関の看護職員との間での共同研究がさかんである。これについては、神戸市当局からの研究費助成を受けている。

なお､教育･研究における地域とのより緊密な関係づくりと地域貢献ならびに教育機能や研究成果の地域への還元を図るため、平成 21 年度に学内組織として「健康支援地域連携センター」を新たに設置することを決定した。

図 2-1　組織

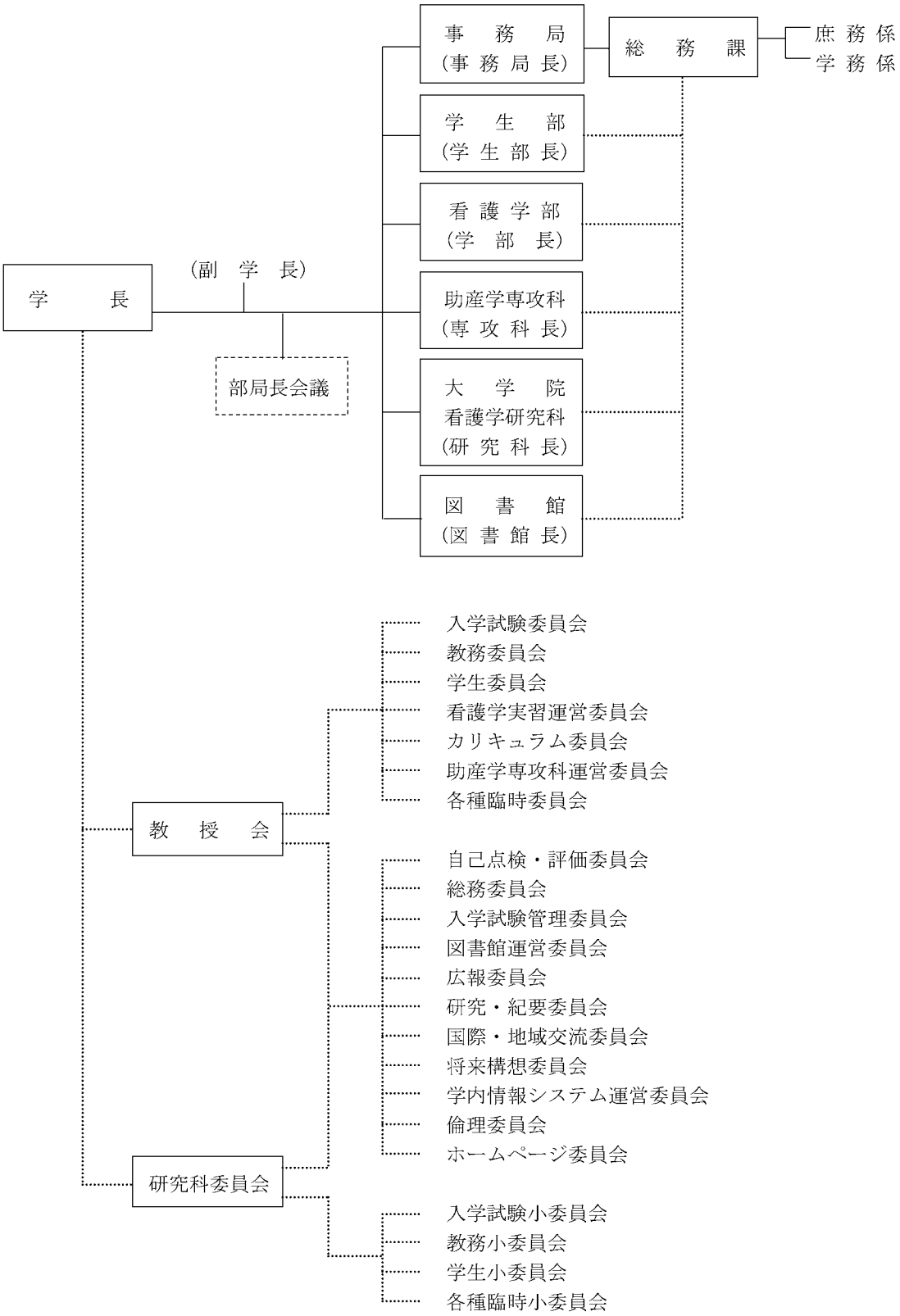
事　務　局
（事務局長）
総　務　課
庶務係
学務係
学　生　部
（学生部長）
看護学部
（学　部　長）
助産学専攻科
（専攻科長）
大　学　院
看護学研究科
（研究科長）
図　書　館
（図書館長）
学　　長
（副　学　長）
部局長会議
教　授　会
入学試験委員会
教務委員会
学生委員会
看護学実習運営委員会
カリキュラム委員会
助産学専攻科運営委員会
各種臨時委員会
自己点検・評価委員会
総務委員会
入学試験管理委員会
図書館運営委員会
広報委員会
研究・紀要委員会
国際・地域交流委員会
将来構想委員会
学内情報システム運営委員会
倫理委員会
ホームページ委員会
研究科委員会
入学試験小委員会
教務小委員会
学生小委員会
各種臨時小委員会

〔点検・評価、長所・問題点〕

看護学の専門教育機関として開学した本学は、学部に続き平成 12 年に大学院修士課程を開設したのち、平成 17 年度には全国の看護系大学に先駆けて助産学専攻科を、さらに平成 18 年度には待望の大学院博士課程を開設することができた。これにより、看護学の専門教育機関として、学部・専攻科、大学院それぞれの理念・目標達成にふさわしい、一貫した専門職養成機関としての教育研究組織を整えることができた。

また、これらすべての教育課程における臨地実習が、兼任の臨床実習指導者との緊密な連携のもとに有効に行われており、加えて、神戸市からの予算措置を得て、教員と実習施設側職員との共同研究が活発に行われていることも評価できる。

本学は、単科の看護大学としては、教養、専門基礎系教員が 16 名と比較的多い。加えて学部学生は、神戸研究学園都市大学交流協議会加盟校間での単位互換制度を活用して、他大学で提供される科目を受講でき、図書館の相互利用も可能であることなどが、教育理念にもある「幅広い教養に裏づけられた豊かな人間性」の育成に役立っていると評価できる。また、こうした背景によって、看護学の単科大学として、図書館も看護学に重点を置き充実させることもできている。

問題点としては、こうした本学と地域との交流・連携やそれによる教育・研究における貢献が、個々の教員や委員会等によって行われているため、その運営や調整に非効率な点が生じている点や、それらの成果が大学全体で共有されにくいことがあげられる。

〔将来の改善に向けた方策〕

教育研究組織における直近の課題としては、地域貢献すなわち実習関連施設も含めた地域保健医療福祉施設や地域住民との交流や、教育・研究の成果の還元のために、21 年度に「健康支援地域連携センター」を立ち上げ、従来からのさまざまな地域貢献活動を整理し、センターを効率的に機能させ、活動のさらなる進展を図る。またその際には、教員の仕事量負担の軽減のために、センターの専従事務職員配置のための予算措置を市当局に要求する。

大学運営を担う委員会活動については、健康支援地域連携センターの役割との整合性を図り、委員会の統廃合も含めた効率化を検討する。また、これを通して、教職員の委員会活動の負担の軽減と平等化を図る。

平成 20 年度に始まった臨床教授等制度については、次年度当初に学内教員と臨床教授等とで初年度の成果の振り返りを行い、次年度以降、実習関連諸施設との連携・協力体制をより緊密なものとするための課題を明確化し共同で取り組む。

3. 教育内容･方法

（１） 学士課程の教育内容・方法

〔到達目標〕

1. 看護専門職としての自覚と責任に基づき、多様な対象者の個別性に対応できる実践能力を開発する。
2. 生命の尊厳と人権の尊重に基づく倫理観を培い、看護者として、保健・医療・福祉の現場で生じる倫理上の諸問題に積極的に取り組む姿勢を養う。
3. 自己への信頼に基づいて、他者との関係を築く力を育む。
4. 他の専門職、とくに保健・医療・福祉従事者との積極的連携・協働を可能にするリーダーシップと協調性を育む。
5. 地域社会への関心を深め、とくに健康問題に関するニーズを把握し、積極的に地域活動に参加する態度を育む。
6. 文化的背景を異にする人々とのコミュニケーション能力を培い、国際的視野に立って看護の課題に取り組む態度と行動力を育む。

〔現状説明〕

① 教育課程等

１）学部学科・学科等の教育課程

ⅰ)教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性

ⅱ)教育課程における基礎教育、倫理性を養う教育の位置づけ

ⅲ)専門教育的授業科目と学部・学科の理念・目的、学問の体系性、学校教育法第83条との適合性

ⅳ)一般教養的科目の編成における「幅広い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配置の適切性

ⅴ)外国語科目の編成における学部・学科の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

ⅵ)開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

ⅶ)基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

ⅷ)カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

本学のカリキュラムは、学校教育法第52条、大学設置基準第19条において求められている大学教育の趣旨に添うものである。すなわち、教育理念では「まず、広い視野と豊かな教養に基づいて、人間を全体として捉える力を育てる。第二に、学生と教職員との日常的な関わりのなかで、学生のいっそうの人格形成を促すとともに、他者との関わりの深化を支援する。第三に、看護学の目的である実践への指向性を育み、看護実践に必要な知識や技術とともに、それを支える分析的かつ総合的思考を育成する」ことを掲げている。そして、それをさらに

具体的に展開するために、6つの教育目標を設定している（〔目標〕の項参照）。

表3-1　第２次カリキュラム

H17年度以前入学生・H19年度以前編入生

区分	教育課程 学科目群	授業科目	単位数 必修	単位数 選択	卒業単位数等	年次区分 1年	2年	3年	4年	時間計
基礎科目	人間科学Ⅰ	哲学概論		2	4単位以上	30B				30
		論理学		2			30A			30
		ヒューマニズム思想史		2		30B				30
		ジェンダー論		2				30A		30
		芸術論		2		30B				30
		生活文化史		2			30B			30
		比較宗教論		2			30B			30
		倫理学	2				30B			30
	人間科学Ⅱ	人間発達学	2		4単位以上	30B				30
		心理学概論		2		30A				30
		教育学		2		30A				30
		文化人類学		2			30B			30
		医療人類学		2				30A		30
		理論社会学		2		30A				30
		医療・家族と法		2			30B			30
		日本国憲法		2			30A			30
		経済学		2		30A				30
		政治学		2		30B				30
		国際関係論		2			30A			30
	人間科学Ⅲ	化学概論		2	4単位以上	30B				30
		生命科学		2		30A				30
		遺伝学		2				30A		30
		生態学		2		30A				30
		物理学		2		30A				30
		動物行動学		2		30A				30
		情報処理学Ⅰ	2			30A				30
		情報処理学Ⅱ		2		30B				30
		データ解析法		2			30B			30
	コミュニケーション学	言語構造論		2	2単位以上	30A				30
		通文化コミュニケーション		2		30B				30
		ジャーナリズム論		2			30A			30
					20単位以上					
		英語Ⅰ	2		10単位以上	60AB				60
		英語Ⅱ	2			60AB				60
		英語Ⅲ		2			60AB			60
		英語Ⅳ		2			60AB			60
		英語Ⅴ		2			60AB			60
		英語Ⅵ		2				60AB		60
		フランス語Ⅰ		2		60AB				60
		フランス語Ⅱ		2			60AB			60
		ドイツ語Ⅰ		2		60AB				60
		ドイツ語Ⅱ		2			60AB			60
		中国語Ⅰ		2		60AB				60
		中国語Ⅱ		2			60AB			60
小計			10	76	30単位以上	840	660	150	0	1650

区分	教育課程 講座	専攻分野	授業科目	単位数 必修	単位数 選択	卒業単位数等	年次区分 1年	2年	3年	4年	時間計
専門基礎科目	看護基礎科学講座	医科学	人体構造論	2		26単位以上	60AB				60
			人体機能論	2			60AB				60
			看護病態学Ⅰ	1				30A			30
			看護病態学Ⅱ	1				30A			30
			微生物学	1			30A				30
			免疫学	1			30B				30
			生化学	2			45A				45
			栄養学	1			15B				15
			薬理学	1			30B				30
			リハビリテーション技術論	1				15A			15
			最新医学の動向	1				15B			15
		健康科学・行動科学	医学概論	1			30A				30
			疫学・保健統計	2					60AB		60
			公衆衛生学	1				30A			30
			行動療法		2				30A		30
			保健行動論	2					30A		30
			ヘルスプロモーション		1		30A				30
			ヘルスプロモーション演習		1		30B				30
		保健社会学	社会福祉概論	2			30B				30
			老人福祉論	2				30A			30
			障害者福祉論		1			15B			15
			医療制度論	1					15A		15
			プライマリーヘルスケア	1					15B		15
			高齢者ヘルスケア		1				15A		15
			ウイルスと人間		1				15B		15
			国際援助と保健資源		1				15A		15
小計				26	8	26単位以上	390	165	195	0	750

区分	教育課程			単位数		卒業単位数等	年次区分				
	講座	専攻分野	授業科目	必修	選択		1年	2年	3年	4年	時間計
専門科目	基礎看護学講座	看護基礎学	看護学原論	2		74単位以上	30A				30
			看護倫理	1						15B	15
			看護科学と哲学		1					15B	15
		看護技術学	看護技術学概論	2			30B				30
			看護技術演習Ⅰ	1			30B				30
			看護技術演習Ⅱ	1				45A			45
			看護技術演習Ⅲ	2				60A			60
			看護技術評価		1				15B		15
			基礎看護学実習	2				90			90
	成人・老人看護学講座	看護学急性期	急性期看護論	1				15A			15
			手術患者看護論	1				30B			30
			集中治療看護論	1					30A		30
			感染看護論	1				30B			30
			成人看護学実習Ⅰ	3						135	135
		看護学慢性病	慢性病看護論	2				30A			30
			慢性病生活援助論	1				30B			30
			がん看護と緩和ケア	1					30A		30
			成人看護学実習Ⅱ	3						135	135
		老人看護学	老年看護学概論	2			30B				30
			老化と老年病	1				30A			30
			高齢者看護援助論	1				30B			30
			在宅ケア論	2					30A		30
			老人看護学実習	2						90	90
	母子看護学講座	母性看護学	母性看護学概論	1			15B				15
			周産期看護ニーズ論	1				30A			30
			母子看護援助論Ⅰ	1				30B			30
			母子看護援助論Ⅱ	1					30A		30
			女性と女性の健康		1				30A		30
		看護学小児	小児看護学概論Ⅰ	1			15B				15
			小児看護学概論Ⅱ	1				30A			30
			小児病態看護論	1				30B			30
			小児看護援助論	1					30A		30
			母子看護学実習	4				180			180
	保健看護学講座	地域看護学	地域看護学概論	2				30A			30
			コミュニティヘルスケア	2					30B		30
			家族発達保健論	1					15A		15
			地域看護援助論Ⅰ	1					15B		15
			地域看護援助論Ⅱ	2					30A		30
			地域看護学実習	3						135	135
		看護学精神	人々の生活と心の健康	2				30B			30
			心の病気	1					30A		30
			心の看護	1					30A		30
			精神看護学実習	2						90	90
	看護組織学講座	看護管理学	看護管理学概論	1					15B		15
			看護制度論	1						15A	15
			看護政策論		1					15B	15
			看護活動とネットワーク		1				15A		15
			看護管理学実習	1						45	45
		教育学看護	看護教育学概論	1					15A		15
			看護教育評価		1				15B		15
			実習指導論		1				15B		15
			看護教育制度		1				15A		15
	総合科目		看護研究方法論Ⅰ	1					15B		15
			看護研究方法論Ⅱ	1						15A	15
			研究演習(※)	3						90AB	90
			災害看護システム論		1					15B	15
			総合実習	3						135	135
小計				74	9	74単位以上	150	630	735	780	2295
合計				110	93	130単位以上	1380	1455	1080	780	4695

A： 前期　　B： 後期

表3-2　第３次カリキュラム

H18年度以降入学生・H20年度編入生

区分	教育課程		単位数		卒業単位数	年次区分				
	学科目群	授業科目	必修	選択		1年	2年	3年	4年	時間計
看護学の基盤となる科目Ⅰ	人間と文化	倫理学	2		4単位以上		30B			30
		神学		2		30A				30
		生活文化史		2			30A			30
		比較宗教論		2			30B			30
		哲学概論		2		30B				30
		ヒューマニズム思想史		2		30A				30
		感性・身体表現		2			30A			30
		人間のことばと文化		2		30B				30
	人間と社会	コミュニケーション論	2		4単位以上	30A				30
		国際社会の動向		2			30A			30
		心理学概論		2		30A				30
		人間の発達と教育		2		30B				30
		個人と社会		2		30A				30
		文化人類学		2			30B			30
		フィールドワーク		2			30B			30
		家族社会学概論		2		30A				30
		家族と法		1			15B			15
		法と人権		2			30A			30
		ジェンダー論		2				30A		30
		人々のくらしと経済		2		30A				30
		人々のくらしと政治		2		30B				30
	人間と自然	生命科学		2	4単位以上	30A				30
		遺伝学		2				30A		30
		行動生態学		2		30A				30
		人々のくらしと化学		2		30A				30
		情報コミュニケーション演習		1		30B				30
		情報処理とプレゼンテーション演習		1			30A			30
		コンピュータと問題解決	2			30A				30
					16単位以上					
	人間と言語	コミュニケーション英語ⅠA	1		8単位以上	30A				30
		コミュニケーション英語ⅠB	1			30B				30
		ナース英語A	1			30A				30
		ナース英語B	1			30B				30
		コミュニケーション英語ⅡA		1			30A			30
		コミュニケーション英語ⅡB		1			30B			30
		医療英語		1			30A			30
		英語論文・医療記事講読		1			30B			30
		フランス語A		1		30A				30
		フランス語B		1		30B				30
		ドイツ語A		1			30A			30
		ドイツ語B		1			30B			30
		中国語A		1		30A				30
		中国語B		1		30B				30
		コリア語A		1			30A			30
		コリア語B		1			30B			30
小計			10	59	24単位以上	720	525	60	0	1305

区分	教育課程		単位数		卒業単位数	年次区分				
	学科目群	授業科目	必修	選択		1年	2年	3年	4年	時間計
看護学の基盤となる科目Ⅱ	生体の基礎	人体構造論	2		31単位以上	60AB				60
		人体機能論	2			60AB				60
		生化学	2			45A				45
		微生物学	1			30A				30
		免疫学	1			30B				30
	健康と生活	ヘルスプロモーション論	1			30A				30
		栄養と食生活	1			30B				30
		公衆衛生学	1				30A			30
		疫学	1					30A		30
		保健統計学	1					30B		30
		健康行動論	1					30A		30
		心の成り立ちとメンタルヘルス	1				30A			30
		健康・体力・スポーツ演習	1			30B				30
		保健統計処理	1					15B		15
		看護に生かす物理学		1			15A			15
		生活と環境		1			15B			15
		健康とビジネス		1					15B	15
		英語で学ぶ諸外国の医療と文化		1					15B	15
	健康の変調と医療	薬理学	1			30B				30
		看護病態学Ⅰ	1				30A			30
		看護病態学Ⅱ	1				30A			30
		心の病気	1					30A		30
		老化と老年病	1				30A			30
		臨床医学の動向	1				30A			30
		リハビリテーション技術論	1				15B			15
		統合医療論		1				15A		15
		医療人類学		2			30A			30
	健康と生活を支えるシステム	社会福祉概論	2			30B				30
		高齢者福祉論	2				30A			30
		医療・看護制度論	1					15B		15
		文化と国境を越えた健康支援	1					30A		30
		医療と法	1				15B			15
		障害者福祉論		1			15B			15
小計			31	8	31単位以上	375	315	195	30	915

区分	教育課程			単位数		卒業単位数	年次区分				
	学科目群		授業科目	必修	選択		1年	2年	3年	4年	時間計
看護学科目	看護実践の基盤科目	基礎看護学	看護学原論	2		66単位以上	60AB				60
			看護倫理	1						15B	15
		看護技術学	看護技術学概論	1			15B				15
			基礎看護技術演習Ⅰ	1			45B				45
			基礎看護技術演習Ⅱ	1				30A			30
			基礎看護技術演習Ⅲ	2				60A			60
			基礎看護学実習	3				135			135
	利用者支援能力育成科目	健康生活支援学	健康生活支援学概論	1			15A				15
			女性のライフコース支援論Ⅰ	2			30B				30
			女性のライフコース支援論Ⅱ	1				30A			30
			女性のライフコース支援論Ⅲ	1				30B			30
			女性と女性の健康		1				30A		30
			小児健康生活支援論Ⅰ	1			15B				15
			小児健康生活支援論Ⅱ	1				30A			30
			老年健康生活支援論	1			15B				15
			精神健康生活支援論	1				15B			15
			家族看護学	1				30B			30
			コミュニティヘルス支援概論	2				30A			30
			地域看護援助論Ⅰ	2				30B			30
			地域看護援助論Ⅱ	2					30A		30
			健康生活支援技術演習	1					45A		45
			健康生活支援学実習Ⅰ	3				135			135
			健康生活支援学実習Ⅱ	3					135		135
			健康生活支援学実習(*)	(3)						(135)	(135)
		療養生活支援学	療養生活支援学概論	1				15A			15
			慢性病療養生活支援論	1				30B			30
			がん看護と緩和ケア	1					30A		30
			老年療養生活支援論	1				30B			30
			小児療養生活支援論Ⅰ	1				30B			30
			小児療養生活支援論Ⅱ	1					30A		30
			精神療養生活支援論	1					30A		30
			在宅ケア論	2					45A		45
			療養生活支援技術演習	1						30A	30
			療養生活支援学実習Ⅰa	2					90		90
			療養生活支援学実習Ⅰb	2					90		90
			療養生活支援学実習Ⅰc	2					90		90
			療養生活支援学実習Ⅱ	3						135	135
		周手術期・クリティカルケア学	急性期看護論	1				15A			15
			手術患者看護論	1				30B			30
			クリティカルケア論	1					30A		30
			感染看護論	1				30B			30
			周手術期・クリティカルケア学実習	3						135	135
		終末期ケア学	臨床死生学	1				30B			30
			終末期ケア論	1					30A		30
		災害看護学	災害看護Ⅰ	1					30B		30
			災害看護Ⅱ		1					30B	30
	組織開発能力育成科目	看護管理学	看護管理学Ⅰ	1				15B			15
			看護管理学Ⅱ	1						15B	15
			医療・看護政策論		1					15B	15
			看護管理学実習(*)	(1)						(45)	(45)
		看護教育学	看護教育学概論	1					15A		15
			看護生涯学習論		1					15A	15
			看護教育制度論		1				15B		15
小計				66	5	66単位以上	195	780	765	390	2130
総合科目			基礎セミナー	1		10単位以上	30A				30
			看護研究方法論Ⅰ	1					15B		15
			看護研究方法論Ⅱ	1						15A	15
			看護研究演習	3						90AB	90
			早期体験演習	1			30A				30
			ボランティア活動		1		45				45
			総合実習	3						135	135
小計				10	1	10単位以上	70	10	25	255	360
合計				117	73	131単位以上	1360	1630	1045	675	4710

A： 前期　　B： 後期

(*)　　編入生のみ履修する科目

現行カリキュラムは、平成12年度より開始された第2次カリキュラム（平成17年度以前の入学生）と平成18年度より開始された第3次カリキュラムが同時に進行している移行期の状態である。第2次カリキュラムは、①職業的アイデンティティの形成をより確かなものにするために専門科目の開講時期を早め、最終学年の4年次に学習の統合を図るための「総合科目」を専門科目に配置、②学生のゆとりの時間の確保のために、開設する学科目・時間を削減、③看護実践を科学的根拠に基づいて行うための基礎を強化するために「リハビリテーション技術論」「最新医学の動向」の新設、④効果的な学習・積み重ね効果の促進、授業内容と学科目名の一致、学年配当の見直しを行った（表3-1参照）。
第3次カリキュラムは、新しい教育理念、教育目標のもとに、神戸市という地域に根ざした看護大学の特長を活かすことを目指して構築された。また、第3期生までを送り出した段階の平成15年1月に「卒業生」とその受け入れ先の「看護部長クラス」、直接指導にあたっている「師長・主任クラス」の三者を対象にした本学の教育に関する外部評価アンケートの結果や平成14年3月に文部科学省、平成15年3月に厚生労働省からそれぞれ出された「大学における看護実践能力の育成の充実に向けて」、「看護基礎教育における技術教育のあり方に関する検討会報告書」を踏まえ、最近の社会的要請として強く期待されている「看護実践能力」をしっかり身につけた卒業生を送り出すために、体系的なカリキュラムとした。

第3次カリキュラムは、「看護学の基盤となる科目Ⅰ」、「看護学の基盤となる科目Ⅱ」、「看護学科目」、「総合科目」の4つの区分で構成されている（表3-2参照）。健康問題をもつ看護の対象者を深く理解し、問題解決の過程を患者・クライエントとともに進めるための基礎となる能力、および多くの職種との関係や多様な課題の解決を同時的に求められる医療現場では、倫理的判断や葛藤処置の能力がきわめて重要である。これらの能力の開発を目指した倫理性を培う教育を教育理念・目標に掲げ、看護学の基盤となる科目Ⅰ、看護学の基盤となる科目Ⅱ、看護学科目、総合科目を通じた教育課程全体の中で設定している。また、教養教育と専門教育の融合を図り、段階的に看護学実習を進めるようにした。

a)看護学の基盤となる科目Ⅰ

看護学の基盤となる科目Ⅰは、「人間と文化」（8科目）、「人間と社会」（13科目）、「人間と自然」（7科目）、「人間と言語」（16科目）の4つの学科目群（表3-3）から構成され、44科目の中から24単位以上の履修が課せられている。これらの学科目群には、看護の対象者や看護職を目指す自分自身を含めた人間の存在や経験の意味を深く洞察し、文化、社会、自然、言語の側面から理解していくための科目を配置している。それによって看護の対象となる人間を多面的に理解し、他者と様々な人間関係を築くことができる力を養う。ほとんどの科目は1、2年次に開講している。さらに、教養科目では、幅広い領域から選択できるように配慮し、神戸学園都市大学連絡協議会に加入している5大学および1高等専門学校で開講されている単位互換講座を特別聴講学生として利用し、本学の看護学の基盤となる科目Ⅰの科目として卒業所要単位に加算することができるようになっている。

また、本学の教育目標「6. 文化的背景を異にする人々とのコミュニケーション能力を養い、国際的な視野に立って看護の課題に取り組む態度と行動力を育む」ことを達成するために、「国際社会の動向」「文化と国境を超えた健康支援」「英語で学ぶ諸外国の医療と文化」「フィールドワーク」、「コミュニケーション論」「人間のことばと文化」を開講するともに、外国語教育にも力を入れている。「人間と言語」の学科目群には、「英語」を8科

目、「フランス語」、「ドイツ語」、「中国語」、「コリア語」をそれぞれ2科目、計16科目の外国語の科目を配置している。卒業所要単位数としては、8単位以上の履修が必要とされている。外国語科目は、コミュニケーションに力を入れているため、演習科目とし、1単位30時間となっている。また、コミュニケーション英語ⅡA、コミュニケーション英語ⅡB、コリア語A、コリア語Bでは、ネイティブの非常勤講師による授業が行われている。

表3-3　看護学の基盤となる科目Ⅰ

学科目群	開講科目の内容
人間と文化	人間がつくり出す文化のあり方、その中で生きる文化的存在としての人間について学ぶ。
人間と社会	人間社会の仕組みを明らかにし、その中で生きる社会的存在としての人間について学ぶ。
人間と自然	人間を含む自然の仕組みを科学的な観点から捉え、知り得た事実を科学的な手法を用いて説明できる能力を養う。
人間と言語	国際的な交流に必要なコミュニケーション能力を高めるとともに、異文化理解を深める。

b)看護学の基盤となる科目Ⅱ

看護学の基盤となる科目Ⅱは、看護実践に必要な知識や技術の基盤となる「生体の基礎」（5科目）、「健康と生活」（13科目）、「健康の変調と医療」（9科目）、「健康と生活を支えるシステム」（6科目）の4つの学科目群（表3-4）、33科目から構成され、人間の健康を広く捉えていく科目を配置している。必修科目として、31単位の履修が課せられている。

表3-4　看護学の基盤となる科目Ⅱ

学科目群	開講科目の内容
生体の基礎	人体の正常な機能とそれを維持するための仕組みについて学ぶ。
健康と生活	人間－環境系の中で作り出される健康現象や生活環境、生活行動について、多面的に考えるために必要な視点や学問的追求法を学ぶ。
健康の変調と医療	健康に変調をきたすとどのような変化が現れ、どのような医療がなされているかについて学ぶ。
健康と生活を支えるシステム	社会福祉行政や医療・看護制度、人々の健康や生活を支援するシステムについて学ぶ。

c)看護学科目

看護学科目は、「看護実践の基盤科目」、「利用者支援能力育成科目」、「組織開発能力育成科目」の3つの学科目群（表3-5）に分けられ、様々な健康状態と生活の場において看護が実践できるための知識と技術、そして倫理的態度の習得を目指して学習する科目から構成されている。

看護学科目は、教育目標「1. 看護専門職としての自覚と責任に基づき、多様な対象者の

個別性に対応できる実践能力を開発する」ことに向けて、看護実践に必要な知識や技術とともに、それを支える分析的かつ総合的思考を育成し、看護実践能力を強化するために、多様な演習や臨地実習に力点を置きながら組み立てられている。

まず看護の基礎的な諸概念や技術を学ぶ看護実践の基盤となる学科目群を配置し、次に支援対象者の健康レベルの特性や場の特性によって異なる看護援助を学ぶために、「健康生活支援学」「療養生活支援学」「周手術期・クリティカルケア学」「終末期ケア学」そして「災害看護学」を配置している。看護学科目は、講義・演習および実習科目の53科目71単位から組織され、必修科目として66単位の履修が課せられている。

表3-5　看護学科目

学科目群	開講科目の内容
看護実践の基盤科目	看護理論、看護倫理および看護実践の全体像を理解し、実践の基礎となる看護技術を学習する。
利用者支援能力育成科目	支援対象者の健康レベルの特性と場の特性に従って、「健康生活支援学」「療養生活支援学」、「周手術期・クリティカルケア学」、「終末期ケア学」、そして「災害看護学」に区分される。また、これらの相互連関と連続性を理解しつつ学べるようオムニバス授業を積極的に導入し、学習の進行も工夫されている。
組織開発能力育成科目	質の高い看護サービスを提供するために、看護実践を担う看護職者個人や、病院をはじめとする看護サービス提供組織を、どのように管理・運営し、将来に向けて変化させていけばよいかを、自ら考えられる能力の育成をねらいとしている。

d)総合科目

総合科目では、看護学科目に置かれていた看護の知を自ら獲得し、伝え、新たに作り出していくための技法と、個々の授業での様々な学びを統合し、対象者の現実のニーズに則した援助を行う総合的な看護実践能力の育成をねらいとしている。

看護の知の技法は、「基礎セミナー」「看護研究方法論Ⅰ・Ⅱ」および「看護研究演習」、総合的な看護実践能力は、「早期体験演習」「ボランティア演習」「総合実習」を通して、入学直後から最終学年まで着実に学び進めていけるよう授業科目が配置されている。「基礎セミナー」と「早期体験演習」は、非看護系教員が学生5～6名を各自受け持っていっている。「早期体験演習」は、学生が1年次の早い時期に病院・施設で演習することにより、看護への意識を深めるために設けられている。

また、教育目標「5．地域社会への関心を深め、とくに健康問題に関するニーズを把握し、積極的に地域活動に参加する態度を育む」ために、「ボランティア演習」を配置している。

第3次カリキュラムの研究演習は、看護系教員で担当することになり、「看護研究演習」に改められている。

総合科目は、講義・演習および実習科目の7科目11単位から組織され、必修科目として10単位の履修が課せられている。

e)編入学生に対応する科目

編入学生には、本学の独自の科目として、看護学の基盤となる科目Ⅱの1科目、看護学科目の7科目、総合科目の4科目、ならびに保健師科目として、看護学の基盤となる科目Ⅱの4科目、看護学科目の7科目に関しては、必修科目として履修しなければならない。また、そのうち、編入学生だけのクラスが1科目含まれている。さらに、本学の特徴である40名の編入学生に対応するカリキュラムとして、平成19年度に「授業に対するニーズ調査」を行い、編入学生の特別プログラムとして、6科目の選択科目を平成21年度の編入学生から履修できるように追加する。

f)卒業所要総単位数

第2次カリキュラムでは、基礎科目が30単位以上（23%）、専門基礎科目が26単位以上（20%）、専門科目が74単位以上（57%）、計130単位以上である。

また、修得単位数については、表3-6に示す通りである。

表3-6　修　得　単　位　数

授業科目		卒業所要単位数	平均修得単位数				
			2003	2004	2005	2006	2007
基礎科目	教養科目	20	23.9	24.1	25.5	24.6	23.7
	外国語科目	10	10.3	10.6	10.6	10.4	10.4
	小計	30	34.5	34.6	36.1	35	34.1
専門基礎科目		26	27.6	27.3	27.4	27.5	26.7
専門科目		74	75.9	75.7	75.4	75.5	75.4
総計		130	137.6	137.7	139.5	138.1	136.1

授業科目		卒業所要単位数	最高修得単位数				
			2003	2004	2005	2006	2007
基礎科目	教養科目	20	48	40	50	48	44
	外国語科目	10	14	18	20	14	17
	小計	30	60	54	66	58	55
専門基礎科目		26	35	32	33	32	30
専門科目		74	82	83	82	82	82
総計		130	172	164	175	169	164

授業科目		卒業所要単位数	最低修得単位数				
			2003	2004	2005	2006	2007
基礎科目	教養科目	20	20	20	20	20	20
	外国語科目	10	10	10	10	10	10
	小計	30	30	30	30	30	30
専門基礎科目		26	26	26	26	26	26
専門科目		74	74	74	74	74	74
総計		130	130	130	130	130	130

第3次カリキュラムでは、看護学の基盤となる科目Ⅰが24単位以上（18%）、看護学の基盤となる科目Ⅱが31単位以上（24%）、看護学科目が66単位以上（50%）、総合科目が10単位以上（8%）、計131単位以上である。

g)カリキュラムの実施、運用

選択科目の履修状況は表3-7に示す通りである。毎年利用者が5名以下の科目もあり、履修に偏りが生じている。

教務委員会がカリキュラムの運用を行っている。カリキュラムの科目変更を伴う場合は、教務委員会で検討された後、拡大教授会の決定により進められている。

２）カリキュラムにおける高・大の接続

ｉ)学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

新入生の学内オリエンテーションにおいては、大学生活、履修方法、コンピュータルーム、図書館の利用方法などについての説明に加えて、1年生から4年生までを20名ずつ縦割りの「合同クラス会」を開催し、上級生から大学生活や履修方法に関する情報を得られるようにしている。また、クラス担任制を導入しており、学生が困ったときに教員に相談しやすい環境を整備し、円滑に大学の学習が導入できるように配慮している。

学習面においては、大学における学習・研究のために必要な「知の技法」について、すなわち文献の検索方法やインターネットを用いた情報収集方法から論理的文章の書き方、プレゼンテーションの仕方までを学べるように、30時間の「基礎セミナー」を1年次前期に配置し、看護学の基盤となる科目を担当している専任教員15名がそれぞれ5～6名の学生を演習の形態で授業を行っている。なお、本学の専門科目の基礎となり得る高等学校の科目についての補習授業等は行っていない。

また、専門への導入教育として、1年次の5月に45時間の「早期体験演習」を行っている。看護学の基盤となる科目を担当している専任教員15名が「基礎セミナー」で担当した5～6名の学生を「早期体験演習」でも担当している。演習内容は、2日間看護職者の活動の場である病院、デイケア施設、老人介護保健施設、地域生活支援センターなどに訪れ、「ケアを受ける人々がどのような思いで生活を送っているか」、「各施設で専門のサービスをどのように受けているか」、「利用者の権利はどのように保護されているか」などについて、施設の利用者が実際にケアを受けている場面に参加し、利用者の思いや体験などを聞かせていただくことにより体験的学習を行っている。

３）カリキュラムと国家試験

ｉ）国家試験につながりのあるカリキュラムをもつ学部・学科における、カリキュラム編成の適切性

本学は、卒業時「保健師・看護師国家試験受験資格」を得ることのできる医療専門職を育成する大学であり、国家試験を受ける資格を満たすための教育課程が準備される必要がある。そのための教育内容を満たすべく保健師助産師看護師学校養成所指定規則に則り、学科目編成を行っている。また、保健師国家試験受験資格を得るための科目は統合カリキュラムとして設定している。

保健師、看護師の国家試験の結果は、表3-8の通りである。看護師、保健師の国家試験はほぼ全員が受験しているが、ごく稀に体調不良、この職種で就職しない等のために受験をしない学生がいる。看護師の国家試験の合格率は、毎年、100%、もしくはほぼ100%に近い数値である。一方、保健師の国家試験の合格率は、年度により85.6～100%とかなりの変動が見られている。

表3-7-1　第２次カリキュラムにおける選択科目の履修状況

区分		科　目　名	配当年次	2003	2004	2005	2006	2007
基礎科目	人間科学Ⅰ	哲学概論	1	19	6	61	—	—
		論理学	2	24	38	28	41	—
		ﾋｭｰﾏﾆｽﾞﾑ思想史	1	70	67	15	—	—
		ジェンダー論	3	55	21	—	23	58
		芸術論	1	53	32	62	—	—
		生活文化史	2	54	25	15	26	—
		比較宗教論	2	10	12	21	3	—
	人間科学Ⅱ	心理学概論	1	53	60	71	—	—
		教育学	1	19	5	72	—	—
		文化人類学	2	46	37	30	16	—
		医療人類学	3	36	21	29	22	—
		理論社会学	1	26	22	64	—	—
		医療・家族と法	2	14	12	20	13	—
		日本国憲法	2	5	8	4	6	—
		経済学	1	49	36	50	—	—
		政治学	1	71	63	56	—	—
		国際関係論	2	26	47	39	22	—
	人間科学Ⅲ	化学概論	1	15	6	17	—	—
		生命科学	1	80	81	81	—	—
		遺伝学	3	24	20	10	17	13
		生態学	1	78	72	—	—	—
		物理学	1	42	66	74	—	—
		動物行動学	1	78	105	38	—	—
		情報処理学Ⅱ	1	16	20	24	—	—
		データ解析法	2	14	23	13	4	—
	コミュニケーション学	言語構造論	1	7	95	83	—	—
		通文化コミュニケーション	1	110	46	34	—	—
		ジャーナリズム論	2	60	0	65	—	—
		英語Ⅲ	2	52	41	39	45	—
		英語Ⅳ	2	22	14	50	27	—
		英語Ⅴ	2	58	70	25	56	—
		英語Ⅵ	3	16	47	22	8	21
		フランス語Ⅰ	1	68	47	22	—	—
		フランス語Ⅱ	2	17	9	10	9	—
		ドイツ語Ⅰ	1	39	37	72	—	—
		ドイツ語Ⅱ	2	3	6	14	12	—
		中国語Ⅰ	1	74	95	90	—	—
		中国語Ⅱ	2	36	66	60	48	—
専門基礎科目	行動科学・健康科学	行動療法	3	23	41	57	18	—
		ヘルスプロモーション	1	15	7	41	—	—
		ヘルスプロモーション演習	1	6	3	6	—	—
	保健社会学	障害者福祉論	2	12	37	42	12	—
		高齢者ﾍﾙｽｹｱ	3	15	29	22	12	12
		ウイルスと人間	3	17	0	0	—	—
		国際援助と保健資源	3	16	20	10	12	4

表3-7-2　第３次カリキュラムにおける選択科目の履修状況

区　分		科　目　名	配当年次	2006	2007
看護学の基盤となる科目Ⅰ	人間と文化	神戸学	1	80	122
		生活文化史	2	—	5
		比較宗教論	2	—	22
		哲学概論	1	13	23
		ヒューマニズム思想史	1	30	16
		感性・身体表現	2	—	26
		人間のことばと文化	1	87	61
	人間と社会	国際社会の動向	2	—	16
		心理学概論	1	33	26
		人間の発達と教育	1	43	46
		個人と社会	1	27	36
		文化人類学	2	—	8
		フィールドワーク	2	—	12
		家族社会学概論	1	39	19
		家族と法	2	—	6
		法と人権	2	—	7
		ジェンダー論	3	—	—
		人々のくらしと経済	1	64	12
		人々のくらしと政治	1	59	60
	人間と自然	生命科学	1	82	74
		遺伝学	3	—	—
		行動生態学	1	53	52
		人々のくらしと化学	1	15	15
		情報コミュニケーション演習	1	17	12
		情報処理とプレゼンテーション演習	2	—	9
	人間と言語	ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ英語ⅡA	2	—	40
		ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ英語ⅡB	2	—	30
		医療英語	2	—	35
		英語論文・医療記事講読	2	—	24
		フランス語A	1	11	36
		フランス語B	1	10	26
		ドイツ語A	2	—	17
		ドイツ語B	2	—	13
		中国語A	1	89	90
		中国語B	1	88	85
		コリア語A	2	—	60
		コリア語B	2	—	55
看護学の基盤となる科目Ⅱ	健康と生活	看護に生かす物理学	2	—	17
		生活と環境	2	—	18
		健康とビジネス	4	—	—
		英語で学ぶ諸外国の医療と文化	4	—	—
	健康の変調と医療	総合医療論	3	—	—
		医療人類学	2	—	16
	健康と生活を支えるシステム	障害者福祉論	2	—	11

表3-8　保健師・看護師国家試験合格状況

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
保健師	受験者数	119名	119名	111名	119名	113名
	合格者数	119名	112名	95名	119名	109名
	合格率	100%	94.1%	85.6%	100%	96.5%
看護師	受験者数	81名	80名	72名	81名	73名
	合格者数	81名	80名	71名	81名	73名
	合格率	100%	100%	98.6%	100%	100%

４）医学系のカリキュラムにおける臨床実習

ｉ)医・歯・薬学系のカリキュラムにおける、臨床実習の位置づけとその適切性

本学の教育課程は、平成12年、平成18年カリキュラム改正を実施した。平成12年度開始の第2次カリキュラムの看護学実習における変更は、主に、看護実践力強化のため総合実習を加えたことと、実習時期を変更したことであった。平成15年度に完成年度を迎え、実習指導者の協力により、総合実習での学生の満足度も高く、学生の実践力強化につながった。また、4年次前期にはほぼ実習を修了することができるようになり、学生は研究演習や国家試験の準備に時間を割けるようになった。

平成18年度開始の第3次カリキュラムでは、看護学実習を大幅に変更した。主な変更点は以下の通りである。①発達段階別、健康レベル別、看護の場別等で組み立てられていた実習を、対象者の健康レベルに応じた支援能力を軸に、健康生活支援、療養生活支援、クリティカルケアの順で実習を組み立てた。②学生が看護実践力を身につけられるように、看護実践の基盤となる能力（看護専門職としての倫理・責任、援助的人間関係の形成、看護技術の活用・応用）について、各実習で段階的に学習できるように実習目標として明確化した。③管理実習は基礎看護学実習、総合実習で意図的に取り組むこととし、組織開発能力（看護提供システムの理解と課題の発見、保健医療福祉制度の理解と活用）については、各実習で段階的に学習できるように実習目標として明確化した。④実習単位数を、23単位（23週）から24単位（24週）に増やした。

看護学実習に関する教科の編成は、それぞれの段階に応じ、1、2年次は早期体験演習や学内演習を中心に行い、2年次9月より基礎看護学実習を開始し､2年次後期、3年次後期､4年次前期に健康状態や対象の特性に応じた5領域の実習を行い、4年次前期（7月）にまとめとしての総合実習を行っている。その間、3年次前期に「健康生活支援技術演習」、4年次前期に「療養生活支援技術演習」を組み、技術力の強化を図っている。本学の看護学実習科目は7科目であり、実習時期、内容、実習週数(単位)を以下に示す。

① 2年次9月に行う、看護の基礎的な方法論を適用して対象者との関わりを学ぶ、基礎看護学実習　3週間

② 2年次後期に行う、地域（西区）で生活する人々と関わる中で、人々が健康を維持・増進するための支援を学ぶ、健康生活支援学実習Ⅰ　3週間

③ 3年次後期に行う、地域で生活する人々の健康を維持・増進するために必要な基礎的能力を学ぶ、健康生活支援学実習Ⅱ　3週間（産科病棟1週間、保健福祉部2週間）

④ 3年次後期に行う、療養生活を送る対象の支援を学ぶ、療養生活支援学実習Ⅰ　6週間

⑤ 4年次前期に行う、療養生活を送っている対象の退院に向けての支援や在宅ケアのあり方を学ぶ、療養生活支援学実習Ⅱ　3週間（在宅ケア1週間を含む）

⑥ 4年次前期に行う、急性期主に手術を受ける対象への支援を学ぶ、周手術期・クリティカルケア学実習　3週間

⑦ 4年次前期の実習終了1週間後に、看護ケアを多角的に学び、これまでの学習や看護の実際を実践的に深める、総合実習　3週間

なお、編入生については、本学の看護学実習科目は2科目である。

① 4年次前期に行う、地域で生活する人々の健康を維持・増進するために必要な支援を学ぶ、健康生活支援学実習（編入）　3週間

② 4年次後期に行う、看護ケアを組織立てて提供する方法を学ぶ、看護管理学実習　1週間

これらの実習を履修するには、それぞれの実習領域に関連のある授業科目をすべて履修し、その科目の受験資格のあることが必須であるとしている。また、基礎看護学実習の単位修得が他の実習の履修の前提となっている。実習の評価の前提条件として、所定の実習時間の5分の4の出席をしたものが成績評価の対象になる。就職試験や病気等による欠席により各実習での出席日数が不足する場合は、他の実習グループに組み込むことや補習実習を行うなどして対応している。

編入学生は、実習と後期科目を履修している場合には重複履修となるが、当大学ではそれを例外として認め、実習期間中は講義を欠席するようにしている。第3次カリキュラムによる実習は、平成18年入学の学生からスタートし、現在、3年次の実習が進行している。

看護学実習科目別実習施設一覧は表3-9の通りである。実習施設ごとの多少の差はあるが、学習環境としての設備面はおおむね良く整備されている。

実習指導体制は、大学側は看護学助教21人が実習期間中現場に常駐し、教員1名につき6～7名の学生を担当し、必要に応じて当該実習科目の講師以上の教員が助教のスーパービジョンまたは直接学生指導を行っている。実習施設側指導者の確保状況は、おおむね良好で、学生係または指導者がほぼ例外なく設置されている。平成20年度より、1年の任期制で、臨床教授、臨床講師の制度が開始された。

本学と実習施設との連絡調整については、看護学実習運営委員会が学内的な調整を図ると同時に実習施設との窓口として機能している。具体的には、「看護学実習協議会」を市民病院群において全体会の形で年2回開催し、実習評価の共有、実習計画・実習内容の説明、連絡調整を行っている。その他の実習施設では、各領域において随時、実習調整会議を行っている。また、実習指導者に対して、年1回「実習指導者研修会」を開催し、実習指導者への講演と同時に、参加型で実習指導者の情報や意見交換の場としている。実習指導者研修会の参加者評価は、平成19年の講演会では90％が、グループ討議では89％が「参考になった」と回答している。新しい知識の習得だけでなく、臨床指導者間や教員との交流をあわせた企画もおおむね好評である。

主たる実習上である市民病院群をはじめ実習病院との相互理解が進めみ、協力的関係が年々強化されてきている。

表3-9　看護学実習科目別実習施設一覧

基礎看護学実習	神戸市立医療センター中央市民病院 神戸市立医療センター西市民病院 西神戸医療センター 国立行政法人　国立病院機構　神戸医療センター
健康生活支援学実習Ⅰ・Ⅱ	（保育所） 西区の保育所(14カ所) 西区小学校（10カ所） （病院） 神戸市立医療センター中央市民病院 神戸市立医療センター西市民病院 西神戸医療センター 〈保健福祉部〉 東灘区保健福祉部 灘区保健福祉部 中央区保健福祉部 兵庫区保健福祉部 北区保健福祉部 長田区保健福祉部 須磨区保健福祉部 垂水区保健福祉部 西区保健福祉部 （訪問看護ステーション） 芦屋市訪問看護ステーション しあわせ訪問看護ステーション せいれい訪問看護ステーション宝塚 東神戸訪問看護ステーションあじさい 訪問看護ステーションつばさ訪問看護ステーションとまと 訪問看護ステーションわたぼうし せいれい訪問看護ステーション北神戸 （在宅福祉センター） 灘在宅福祉センター　六甲 中央在宅福祉センターいそがみ 兵庫在宅福祉センターゆめの 北在宅福祉センターすずらん 長田在宅福祉センターサルビア 須磨在宅福祉センターコスモス 垂水在宅福祉センターひらいそ 西在宅福祉センターなでしこ
療養生活支援学実習Ⅰ・Ⅱ	神戸市立医療センター中央市民病院 神戸市立医療センター西市民病院 西神戸医療センター 医療法人尚生会　湊川病院 医療法人東峰会　関西青少年サナトリウム 神戸社会保険介護老人保健施設ヴィバ・サン神戸 介護老人保健施設リハ・神戸
周手術期・クリティカルケア学実習	神戸市立医療センター中央市民病院 神戸市立医療センター西市民病院 西神戸医療センター
看護管理学実習	（病院） 神戸市立医療センター中央市民病院 神戸市立医療センター西市民病院 西神戸医療センター 国立行政法人　国立病院機構　神戸医療センター （見学） 神戸市保健福祉局 兵庫県看護協会 日本看護連盟兵庫県支部 日本看護協会神戸研修センター
総合実習	（病院） 神戸市立医療センター中央市民病院 神戸市立医療センター西市民病院 西神戸医療センター 国立行政法人　国立病院機構　神戸医療センター （見学） 神戸市保健福祉局 兵庫県看護協会 日本看護連盟兵庫県支部 日本看護協会神戸研修センター

5）インターンシップ、ボランティア

大学の教育プログラムとしてのインターンシップは、現時点では行っていない。在来生に関しては、実習において様々な保健医療の現場を見学し、実際の看護を行っているため、インターンシップの必要性はないと考えており、それを教育課程に組み込む予定はない。また、カリキュラム上の時間の余裕もない。一方、編入学生においては、すでに看護師国家試験の受験資格を取得しているため、実習科目では、地域看護学実習（健康生活支援学実習）、看

護管理学実習のみの履修である。しかし、卒業後、病院等で看護師として就職する者が多く、とくに臨床経験がない者では、2年間病院での実習がないことにより、不安をもっている者もいることに加えて、編入学生の場合、カリキュラム上の時間の余裕もあることから、平成21年度から、選択科目として希望者にインターンシップを導入することを計画している。

ボランティアに関しては、ボランティア活動を通じて、他者を知る、社会を知る、自分を知ることができ、援助者としての自己の基盤づくりができるため、ボランティア活動を総合科目に位置づけ、45時間で1単位を認定している。1年次前期に担当教員により演習の進め方、単位の修得に関するオリエンテーションが行われ、その後、ボランティア活動を開始する。活動先は各自で探す、または大学が紹介する活動先に出向いてボランティア活動を行う。学生は毎回活動の内容を「ボランティア活動記録用紙」に記入し、主催者にボランティア活動の証明書を書いてもらい、規定の時間のボランティア活動の証明書を3年次までに提出することにより、単位が修得できる。また、「地域住民と共に学び共に創る健康生活」のテーマで現代的教育ニーズ取り組み支援プログラム（現代ＧＰ）を平成18年度から実施している。これは、学生の地域を基盤とした人々の健康生活を支援する看護実践能力の育成を目的するもので、自治体との協働事業や看護協会との提携による「まちの保健室」などの事業を大学で行っていることから、多くの学生がボランティア活動に参加している。

６）授業形態と単位の関係

ｉ)各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

授業の形態は、講義、演習、実習である。大学設置基準第21条に基づく本学学則第13条によって、それぞれの科目の授業形態に合わせた単位数、時間数を割り当てている。単位計算方法は、講義1単位15～30時間、演習30～45時間、実習1単位45時間として、授業を構成している。

看護学の基盤となる科目Ｉに関しては、講義が30時間2単位、演習が30時間1単位、看護学の基盤となる科目IIと看護学科目に関しては、講義が30時間1単位とするものが多い。看護学科目では具体的な援助方法を学ぶために、演習や実習に力点を置いている。一つの科目を講義と演習を組み合わせて構成している場合もあり、単位数の割には時間数が多い。第2次カリキュラムに比べ、第3次カリキュラムでは演習の授業形態をとる科目が増えている。演習・実習の科目では、小グループによる指導が行われており、複数の教員が関わっている。

また、講義の科目においても複数の教員によるオムニバス形式の科目が多く、1名の教員が担当する科目数が増えている。

７）単位互換、単位認定等

ｉ)国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学設置基準第 28条第2項、第29条）

a)国内外の大学等での学修の単位認定

平成10年度より神戸研究学園都市大学連絡協議会に加入している5大学および1高等専門学校（神戸芸術工科大学、神戸市外国語大学、兵庫県立大学、流通科学大学、神戸市看護大学、神戸市立工業高等専門学校）では、連携事業の一環として、幅広い領域を選択できるように配慮し、単位互換講座を開講している。本学の学生は、大学協同利用施設ユニティで開講される「特別科目」と各大学のキャンパスで開講される「学内提供科目」の履修が可能で

あり、幅広い学習の機会が与えられている。単位互換制度の平成19年度の実績では、「特別科目」19科目、「学内提供科目」11科目 が開講されており、本学教員は、「特別科目」「学内提供科目」を各々4科目「ジェンダー論」「医療英語」「女性と女性の健康」「哲学概論」、「心理学概論」「神戸学」「医療人類学」「心の成り立ちとメンタルヘルス」を提供し、延べ107名の他大学の学生を受け入れている。また、本学の学生は、編入学生を中心に、延べ100名が受講している（表3-10、表3-11）。

単位互換制度による修得単位の認定については、学園都市単位互換講座による修得単位の認定原則に基づいて運営されており、修得単位の上限は30単位である。

なお、平成15年度よりユニティでは、地域の高校生に学習機会を提供する目的で高校大学連携を開始し、本学の「特別科目」でも平成19年度は2名の高校生が学んでいる。

また、国外の大学等での学修の単位の認定については、臨床に根ざした看護教育を行っている国外の大学と連携して、学生の海外研修の可能性について、現在、検討している。

b)既修得単位の認定

入学前の既修得単位については、他大学、短期大学または専修学校を卒業あるいは中途退学し、新たに本学に1年次から入学した場合、その履修科目については、教育上有益であり、本学の授業科目、授業内容に照らして認定が妥当であると認められた場合には、30単位を超えない範囲で本学において履修したものと見なしている。この基準に従って、毎年数名の学生が既修得単位の認定を受けている。本学と同じ名称の科目または同じ内容の科目につき、認定希望があった場合、教務委員会にて個別に認定を行い、その決定は拡大教授会が行っている。

3年次編入学生の既修得科目の単位認定については、本学の単位認定の諸原則を明記した「編入学生の単位認定原則」に基づいて行われている。単位認定は入学前に教員が学生の提出した成績証明書やシラバスを参考に仮認定を行い、履修ガイダンスで学生に説明した後、学生の希望を取り入れるという手順で行っている。既修得科目の単位認定の上限は93単位であり、具体的には、基礎科目、専門基礎科目で31単位、専門科目で66単位を上限として認定し、本学においては、37単位以上の履修を義務づけている。但し、本学において科目等履修生として修得した単位については、上限に関わりなく認定している。

平成19年度の編入学生における既修得科目の認定は72～93単位であり、77単位以上がほとんどである。なお、既修得単位の成績表示は「認定」として表示されている。

「編入学生の単位認定原則」については、毎年見直しを行っている。第3次カリキュラムによる教育課程で教育を開始する平成19年度から「編入学生の単位認定原則」を変更し、看護師国家試験受験資格である看護師養成学校指定規則の教育内容に対応する本学の授業科目に関しては、本学が定めた編入学生の必修科目を除く92単位を一括で全員が認定されている。また、看護師国家試験受験に必要な単位を修得した学校以外で履修した科目の単位については、追加認定の方法に従って認定されている。

表3-10　本学学生の単位互換講座の利用状況

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
履修者数（人）	153名	94名	148名	75名	100名

表3-11　平成19年度の本学学生の単位互換講座の履修状況

科目開設大学	特別提供科目			学内提供科目		
	本学認定区分 （旧カリキュラム）	科　目　名	学生数	本学認定区分 （旧カリキュラム）	科　目　名	学生数
神戸芸術工科大学	人間と文化 (人間科学Ⅰ)	広告デザイン論	1	人間と文化 (人間科学Ⅰ) 人間と自然 (人間科学Ⅲ) 人間と社会 (人間科学Ⅱ)	ファッションデザイン概論 インテリアデザイン論 ユニバーサルデザイン	1 1 1
神戸市外国語大学	人間と社会 (人間科学Ⅱ) 人間と社会 (人間科学Ⅱ) 人間と社会 (人間科学Ⅱ) 人間と社会 (人間科学Ⅱ) 人間と言語 (ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ学（語学）) 人間と言語 (ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ学（語学）)	女性と世界 臨床心理学Ⅰ 臨床心理学Ⅱ 西洋文化社会史Ⅰ 英語学講義Ⅰ 英語学講義Ⅱ	7 3 1 1 29 8	人間と言語 (ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ学（語学）)	アジア言語文化「第２」　Ⅱゾンカ語	5
神戸市立工業高等専門学校	人間と文化 (人間科学Ⅰ) 人間と文化 (人間科学Ⅰ) 人間と社会 (人間科学Ⅱ)	応用倫理学 哲学特講 地域学	3 2 7			
兵庫県立大学	人間と自然 (人間科学Ⅲ) 人間と社会 (人間科学Ⅱ)	情報ネットワーク論 政治学ａ	1 6			
流通科学大学	人間と社会 (人間科学Ⅱ) 人間と社会 (人間科学Ⅱ) 人間と社会 (人間科学Ⅱ)	臨床心理学 比較企業論 保険論	13 1 2	人間と社会 (人間科学Ⅱ) 人間と社会 (人間科学Ⅱ) 人間と社会 (人間科学Ⅱ)	社会システム論 生活設計論 リゾート論	2 1 4
小　　計			85			15

８）開設授業科目における専・兼比率等

ｉ）全授業科目中、専門教員が担当する授業科目とその割合

ⅱ）兼任教員等の教育課程への関与の状況

本学では、講師以上の教員36名（基礎データ・表19-2）はすべて単位認定科目をもっている。全科目（137科目）中、専任教員が担当する科目数は99科目（72.3%）で、看護学の基盤となる科目Ⅰ、看護学の基盤となる科目Ⅱの一部と看護学科目、総合科目のすべてを担当している。非常勤講師が担当する科目数は38科目（32%）である。また、専任教員のうち、教授、准教授、講師はほとんどが大学院や助産学専攻科の科目を兼担している。

② 教育方法等

１）教育効果の測定

ⅰ)教育上の効果を測定するための方法の有効性

各教員がそれぞれの授業内容、授業形態にふさわしい評価方法を工夫し実施している。具体的な評価方法としては、小テストや定期試験を含む試験、レポート、出席状況、討議やグループワークへの参加度、実技等である。

前期・後期・通年科目について、平成15年度から非常勤講師を含めた全教員を対象にした学生による授業評価を共通の評価表「授業に関する調査」を用いて全学的に実施している。平成19年度までは、担当教員が「授業に関する調査」用紙を学生に配布・回収し、5段階評価の部分はコンピュータによる読み取りを行い、その集計ファイルを教務委員会に提出し、自由記載の部分は各教員が読んで、授業改善に役立てることになっていた。科目群ごとの学生の評価は、おおむね、5点満点の3.5～4.3で推移していた。評価を受ける教員自身が授業評価データの入力・集計を行うことによる正確さや公正さの欠如が問題になっていた。そのため、平成20年度からは、担当教員が「授業に関する調査」用紙を学生に配布し、その後、学生が回収し、事務局に提出し、業者にデータの集計・入力を依頼している。

また、平成18年度から、「地域住民と共に学び共に創る健康生活」のテーマで現代的教育ニーズ取り組み支援プログラム（現代ＧＰ）に取り組んでおり、その一環として、教育ボランティアを導入した授業を行っている。教育ボランティアを導入した授業は、平成18年度5科目、平成19年度9科目、平成20年度10科目で行われており、その授業の評価として、学生にアンケート調査を行ったり、学生の授業に対する感想文を提出してもらい、その内容を分析したりして評価している。教育ボランティアを導入した授業では、良い効果が得られている。

ⅱ)卒業生の進路状況

卒業生の進路状況については、表3-12に示す通りである。進路に関しては、年度によって、ばらつきがあるが、おおむね就職率が85～95%、進学率が5～15%である。平成19年度の就職率は、84%で、就職希望者はほぼ100%就職している。職種別にみると、看護師81名(71%)、保健師15名(13%)で、就職先は兵庫県を中心に近畿圏内が大部分を占め、それぞれの分野で活躍している。進学者は、14名(12.3%)で、その内訳は大学院7名(6.1%)、助産コース7名(6.1%)である。その他は、4名(3.5%)であった。

表3-12　卒業生の就職・進学状況

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
１．就職	97名 (81.5%)	108名 (90.8%)	97名 (86.6%)	113名 (95.0%)	96名 (84.2%)
看護師職	89名 (74.8%)	101名 (84.9%)	86名 (76.8%)	103名 (86.6%)	81名 (71.0%)
保健師職	6名 (5.1%)	4名 (3.4%)	9名 (8.0%)	9名 (7.6%)	15名 (13.1%)
教育職	2名 (1.7%)	3名 (2.5%)	1名 (0.9%)	1名 (0.8%)	－
その他	－	－	1名 (0.9%)	－	－
２．進学	19名 (16.0%)	11名 (9.2%)	12名 (10.7%)	5名 (4.2%)	14名 (12.3%)
大学院	5名 (4.2%)	8名 (6.7%)	6名 (5.3%)	1名 (0.8%)	7名 (6.1%)
助産コース	10名 (8.4%)	3名 (2.5%)	5名 (4.5%)	4名 (3.4%)	7名 (6.1%)
養護教諭　課程	4名 (3.4%)	－	1名 (0.9%)	－	－
３．その他	3名 (2.5%)	1名 (0.9%)	3名 (2.7%)	1名 (0.8%)	4名 (3.5%)
合　計	119名 (100%)	119名 (100%)	112名 (100%)	119名 (100%)	114名 (100%)

２）成績評価法

ⅰ)厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性

ⅱ)履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性

ⅲ)各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

各科目の評価方法は、科目担当者に一任されており、各教員がそれぞれの授業内容、授業形態にふさわしい評価方法を工夫し実施している。評価基準は、優（100～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）、不可（59～0点）となっており、学生便覧に明記されている。各教科の評価方法は、毎年作成するシラバスの「評価方法」の項に明示されるとともに授業の中で学生に伝えられている。具体的な評価方法としては、小テストや期末試験を含む試験、レポート、出席状況、討議やグループワークへの参加度、実技等である。また、いくつかの評価方法を組み合わせて評価する場合もある。不可の場合の取り扱いについても、便覧に明示されている。なお成績については、学期ごとに本人宛に通知している。

履修科目に関しては、卒業要件は、131単位以上であり、看護学の基盤となる科目Ⅰが24単位以上（必修科目10単位、選択科目14単位以上）、看護学の基盤となる科目Ⅱが31単位以

上（そのうち必修科目31単位）、看護学科目が66単位以上（そのうち必修科目66単位）、総合科目が10単位以上（そのうち必修科目10単位）であることは学生便覧に記載されており、履修ガイダンスでも説明されているが、履修科目登録の上限設定は行っていない。平成19年度の卒業生の取得単位数を見てみると、最も修得単位数が多かった者は、3年次編入学生の164単位で、150単位以上修得した者が6名いた。また、在来生では、最も修得単位数が多かった者は、145単位であった。

３）履修指導

ⅰ)学生に対する履修指導の適切性

ⅱ)留年者に対する教育上の措置の適切性

本学の履修に関する必要事項は、学生便覧に明示すると共に、学生には、前期・後期のガイダンスを実施し、周知を図っている。とくに、新入生および編入3年生に対しては、入学時にカリキュラムの全体像と4年間または2年間の学習過程をイメージできることをねらいに教務ガイダンスを行い、履修相談を設けている。履修相談は、在来生用と編入学生用に分けて実施している。平成19年度までの編入学生は、教員が単位の仮認定を行い、入学後の教務ガイダンスで学生の希望を取り入れ既修得単位認定を行っていたため、ほぼ全員が履修相談を受けていた。しかし、平成20年度からは、既修得単位認定が一括認定になったため、履修相談を受ける者は少なくなっている。

前年度必修科目が不合格であった者、留年者については、4月に教務委員が履修相談を実施し、学生と一緒に履修計画を立てている。また、本学では、担任制度を導入しており、必要であれば、個々に担任の教員に相談できる体制になっている。学生が個人的に教員を選んで相談している場合もあるが、担任教員は学生の相談にかなりの時間を割いている。

オフィスアワーの制度化の状況については、独自に設定している教員もいるが、全学的には行っていない。教員は、随時、学生の問い合わせに応じ、対応している。

科目等履修制度については、神戸市看護大学学則第32条第2項の規定に基づき平成11年度から実施している。出願資格は大学入学資格と同様とし、履修希望理由書を審査し、毎学期9科目を上限に履修を認めている。本学における科目等履修生の実績は、平成18年度は5名27科目、平成19年度は6名42科目、平成20年度は3名21科目である。履修科目は、看護学の基盤となる科目Ⅰ、看護学の基盤となる科目Ⅱ、看護学科目の多岐にわたっている。科目等履修生に対する実習指導上の配慮としては、履修科目の教員の休講に関する連絡を学生に行うのみで、とくに行っていない。

４）教育改善への組織的な取り組み

ⅰ)学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ＦＤ）およびその有効性

ⅱ)シラバスの作成と活用状況

ⅲ)学生による授業評価の活用状況

学習の活性化のために、学習方法の工夫（問題解決指向型のグループワーク、少人数制のクラス、見学、実習等）を多く取り入れている。また、毎年、年2回教務委員会主催で特別講演会を企画し、医療や看護の実践家や当事者を招いている。さらに、毎年、科目の担当者からの申請により担当科目に関係の深い実践家や精通している教員を臨時講師として招聘する制度があり、それを利用して、毎年10名程度の臨時講師が招聘されている。

実習においては個人指導を丁寧に行い、学生の学びを深め、自分で学ぶ姿勢と方法を身につけることを促している。

ＦＤ活動に対する取り組みとしては、教員の教育に資する能力の発展と向上を目的として、教員全員を対象とした研修会が年2回程度開催されている。これまでの研修会のテーマに関しては、学生の実習指導、授業評価、編入学生の授業、編入学教育、カリキュラム評価などであった。学生の実習指導における事例検討に関しては、平成18年度から開始し、研修会の評価アンケートの結果、参加教員の満足感に加えて、非看護系教員の看護学実習指導に対する理解が促進され、好評であったため、それ以降毎年、開催している。平成19年度には、看護系助教による事例提供に加えて、第3次カリキュラムから始まった「早期体験演習」を担当している非看護系教員にも事例提供をしてもらい、指導方法の検討を行った。また、研修会のテーマに関しては、各委員会からの提案を受けて決定するなど、教員が関心をもつ、時宜にかなった企画を行っている。平成19年度には、ＦＤ活動に関する教員へのアンケートを実施し、本学の今度のＦＤ活動に対する取り組みの方向性を出し、平成20年度からは、研修会に加え、講演会を行うことになった。平成20年度は、外部講師を招いての講演会3回、研修会1回、以下の計4回開催することになっている。

第１回　講演会テーマ　　授業評価について
　　講師（神戸大学　大学教育推進機構　教授　米谷　淳）
第２回　講演会テーマ　　専門看護師教育に求められる教育の質とその評価
　　講師（東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科　教授　井上　智子）
第３回　講演会テーマ　　公立看護大学の法人化の課題
　　講師（日本赤十字広島看護大学　学長　新道　幸恵）
第４回　研修会テーマ　　実習指導における事例検討
　　助教の事例提供によるグループワーク

平成18年度の第3次カリキュラム開始前には、基礎科目・専門基礎科目・専門科目を担当するすべての教員による第3次カリキュラムの新しい学科目やオムニバス科目の授業内容の一貫性や重複の回避のために、学科目群、講座ごとに、あるいは講座横断的に、数回にわたる検討会を設けた。その後も、定期的ではないが、ＦＤやカリキュラム委員会主導下で検討会を行い、専門と基礎科目担当の教員間で、情報提供や教材・指導方法についての提案などを行っている。専門科目については、看護系教員の連絡会等の機会に情報交換等、指導方法が検討されている。

新任教員に対しては、円滑な教育活動が営めるように、4月初めにガイダンスを企画し、本学の教育理念と沿革、大学各部の紹介（各委員会、図書館、事務局など）について各部署の責任者からの説明を実施している。

シラバスの作成と活用状況については、学生便覧に全科目のシラバスを掲載している。シラバスは、単位数、時間数、必修選択の区別、授業形態、授業のねらい、キーワード、授業の進め方、教科書、参考文献の提示、履修状の注意事項、評価方法、教員からのメッセージといった項目で構成されている。シラバスの形式は、平成12年度の自己点検においてとくに問題がなかったため、開学以来変更していない。シラバスは、学生に入学時オリエンテーションで説明するとともに、多くの教員は授業開講時に、シラバスだけでなく授業の進め方について「プリント」を配布し、具体的にその内容を説明している。

すべての科目について、カリキュラム評価の一環として学生の授業評価を実施している。平成19年度までは、担当教員が「授業に関する調査」用紙を学生に配布・回収し、5段階評価の部分はコンピュータによる読み取りを行い、その集計ファイルを教務委員会に提出していた。各教員から提出された結果は学科目群別や学年別に集計され、その結果を教務委員会で確認し、拡大教授会で承認を受けた後、学生に提示していた。科目ごとの評価（自由記載を含む）については、公表されず、担当教員のみが知っている状況であり、授業の改善に関しては、担当教員に委ねられていた。評価を受ける教員自身が授業評価データの入力・集計を行うことによる正確さや公正さの欠如、学生による授業評価がどのように授業の改善に活用されているのかが見えない状況、「授業に関する調査」用紙の回収率の低迷が問題になっていた。そのため、平成20年度からは、担当教員が「授業に関する調査」用紙を学生に配布し、その後、学生が回収し、事務局に提出している。事務局は業者にデータの集計・入力を依頼し、科目ごとの結果を担当教員に返却し、担当教員はそれに対してコメントを記入し、科目ごとの結果を担当教員のコメントともに学生に提示することになっている。

実習の科目に関しては、実習運営委員会に提出し、実習施設別、実習別に集計され、実習運営委員会で確認された後、実習担当教員に提示するとともに、看護学実習協議会で実習施設の指導者にも提示し、実習環境の改善について検討している。

学生による授業評価については、「１）教育効果の測定」の項で述べたように、非常勤講師を含めた全教員を対象にした学生による授業評価を共通の評価表を用いて全学的に行っている。その結果の活用状況については、各教員に任されているが、学生からの授業評価の内容を踏まえて授業の中で学生に改善点を伝えたり、次年度の授業において授業方法を工夫したりしている。

卒業生による在学時の教育内容・方法の評価ついては、前回の自己点検・評価の際に（平成14年度）1度行ったのみであり、それ以降は行っていない。

５）授業形態と授業方法の関係

ｉ)授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

原則として、必修科目は80名で、編入学生必修科目は120名規模で開講されている。語学教育に関しては、英語、フランス語、ドイツ語、中国語、コリア語を開講しており、1クラス30～40名程度となっている。英会話の非常勤講師には、ネイティブスピーカーを依頼している。　また、視聴覚教材の利用はもとより、コンピュータを使った学習も取り入れられている。視聴覚教材を使用する情報科学関連の演習も、開学当初から1クラス40名に分けて授業展開している。さらに、演習が中心である基礎看護技術演習についても、平成13年より1クラス40名の授業を行い、確実に看護技術が身につくよう、7名の教員が指導にあたっている。

「研究演習」では､1教員につき5名以下の小人数で指導を行い、その結果を毎年「研究演習抄録集」で発表している。その他、学園都市互換制度に基づくユニティでの授業があり、他の大学の学生たちと学ぶ機会が設けられている。

授業方法に関しては、講義はもとより、演習や実習でも小グループによる学習形態を多くとっている。小人数のグループによるディスカッションやディベート、パワーポイントなどを使った学生による発表などを積極的に取り入れている。また、段階的に看護学への学習を発展させていくために、1年次前期に演習として、早期体験演習を配置し、看護の実践現場

や実践現象への理解を促すようにしている。1年次後期より実習室での技術指導が組み入れられ、視聴覚教材を利用したり、患者役・看護師役をすべての学生が体験できるようにしたりして、演習を計画し、事後の記録も担当教員がコメントをフィードバックするなど、きめ細かな対応を行っている。それに加えて、平成18年度からは現代ＧＰにより、地域住民による教育ボランティアを模擬患者として導入し、学生の技術に対するコメントをもらうことにより、学生はより多くのリアルな学びを得ている。また、実習室での自己学習を容易にし、支援体制を整えるため、学生の申し出により実習室を開放している。

看護学科目では、講義による基礎知識を学習した後、講義で学習した知識を患者やクライエントに適応させるために統合させる能力を高めるためにグループワークを多く取り入れている。しかし、基礎知識を学ぶ講義は1年次、2年次に行われ、統合させるグループワークは2年次後期、3年次前期に集中しているため、学生からグループワークの時期を配慮してほしいとの声が聞かれている。また、第3次カリキュラムでは、オムニバス形式の授業が多く取り入れられており、授業方法が教員により異なっている科目があるため、統一してほしいとの学生からの意見が聞かれている。

平成18年度以降、地域住民による教育ボランティアを導入した授業が10科目で展開されている。平成19年度からは、それに加え、地域住民による実習ボランティアを導入した実習を行っている。地域住民による教育ボランティアを導入した講義、演習、実習の効果として、アンケート調査、学生の感想文の分析から、学習への動機づけ、授業内容の理解の促進、看護の対象者の理解の深まり、等が得られており、有効性が明らかになっている。

ⅱ)多様なメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

本学のマルチメディア環境は、ネットワーク設備、コンピュータ機器の整備、また、教材作成、自己学習環境の整備等徐々に整いつつあるところである。

パソコンを使った教育が積極的に行われている。学生は、コンピュータと問題解決（必修）と情報コミュニケーション演習、情報処理とプレゼンテーション演習の授業で、インターネット検索や電子メール、ワープロソフトなど基本的利用法を学んだ後、授業時間外にも開放されている情報処理室、図書館などを積極的に利用して、データ収集、レポート作成、データ解析、プレゼンテーションの資料作成などを行っている。

e-learningを取り入れた授業やインターネットを活用した実習病院と大学間の実習カンファレンスの実用化に関しては、研究を通して試験的に行ったが、継続的な実施には至っていない。

③ 国内外との教育研究交流

ⅰ)国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

国際交流は教育・研究を推進、発展させていく上において、大学にとって重要なテーマである。なかでもカリキュラムの充実は、学生の国際的視野を広げ国際性を習得すると同時に、コミュニケーション技術の向上や人間性の成長に寄与すると思われる。

国際化への対応、国際交流の推進に関連する科目として、第2次カリキュラムでは、「国際関係論」「国際援助と保健資源」「看護活動とネットワーク」の3科目を選択科目として提供してきた。第3次カリキュラムでは、「国際社会の動向」「英語で学ぶ諸外国の医療と文化」「文化と国境を超えた健康支援」等を開講している。語学科目としては、従来の開講科目の「英語」「フランス語」「ドイツ語」「中国語」に加えて、新たに「コリア語」を開

講している。

研究に関する国際交流として、神戸市在外研究費および文部科学省大学教育の国際化推進プログラム在外先進研究実践支援補助金の支給を受け、国外における研究を1年以内の長期間行う在外研究制度があり、平成15年度に1名、平成16年度に1名、平成19年度に1名の計3名が過去5年間にこの制度を利用して在外研究を行っている。在外研究を行った教員は、在外研究の成果発表会を開催し、その成果の報告とともに、在外研究を行った大学の教育についても紹介しており、そのことにより、国際化への対応につなげている。

また、短期の海外研修に関しては、毎年3割程度の教員が研究のために科学研究補助金などの研究費を利用していっている。平成19年度の実績では、18名の教員が短期海外研修を行っている。これらの海外研修で得られた研究成果は、教員により程度の差はあるが、学生の教育にも活かされている。

国際的視野に立って看護の課題に取り組む態度と行動力を養うという本学の理念のもと、学内外の人々に国際的な情報を提供するという目的で、毎年、海外から講師を招き、国際フォーラムを開催している。在外研究や短期の海外研修を行った教員は、そこで得られたネットワークにより、国際フォーラムを円滑に実施する推進力になっている。

〔点検・評価、長所・問題点〕

①教育課程等

１）学部・学科等の教育課程

本学の教育は、広い視野と豊かな教養に基づいて、人間を全体として捉える力、看護学の目的である実践への指向性を育み、看護実践に必要な知識や技術、それを支える分析的かつ総合的思考力を育成するとともに、生命の尊厳と人権の尊重に基づく倫理観を培うという教育理念・目標から編成されており、大学設置基準第52条および設置基準第19条に適合していると考えられる。平成15年度に実施したカリキュラム評価において、卒業時の評価では、本学が考える卒業生の特性をおおむね身につけているという回答が得られており、本学の開学の精神に基づく概念を実現するようにと考え、期待する卒業生の特性をより強く意識し教育活動を行ってきたことは適切であったと考えられる。このことは大きな長所と考える。しかし、第3次カリキュラムにおいては、進行中のため、今後検討が必要である。

第3次カリキュラムにおいては、看護学科目に結びつく看護学の基盤となる科目Ⅰ、看護学の基盤となる科目Ⅱの配置は、目的が明確であり評価できる。また、倫理性を培う科目と考えられる「倫理学」は必修科目であり、看護学科目の中で行われる倫理性の涵養につながる科目として機能している。倫理性の涵養は、看護学の特色でもあり、看護学の基盤となる科目Ⅰ、看護学の基盤となる科目Ⅱ、看護学科目、総合科目を通じて倫理性を養う教育が行われていることは長所である。

基礎教育においての問題点は、看護学の基盤となる科目Ⅰの44科目中24科目が非常勤講師によるものであり、専任教員が一部調整を行っているものもあるが、科目間の調整が難しい状況であることである。また、看護学科目においては、オムニバス形式の講義に加え、教育・研究体制の各部門から担当者が出て協働で指導していくものが多くあり、一つの科目に複数の教員が関わっている。この方法が今後も有効であるのか、大学全体の状況を考えなが

ら検討していく必要がある。

教養科目では、神戸学園都市大学協議会に加入している5大学1高等専門学校との単位互換制度が確立しており、幅広い領域を選択できるよう配慮できている。

選択科目の履修状況は、毎年利用者が5名以下の科目もあり、履修に偏りが生じている。履修者が少ない科目に関しては、その経済性と効果が問題視されるが、履修者数による開講制限はなく、履修者が0人でない限り、開講されている。

単位互換制度の利用者は、編入生がほとんどで、在来生は少ない。第3次カリキュラムでは、第2次カリキュラムより、卒業所要単位数、時間とも増えている。そのため、1～3年次の時間割は空き時間がほとんどなく、過密になっている。学生に提供される段階の時間割と教育方法により、そのカリキュラムが効果的になるかならないか決まってくるところであるが、時間割作成上の困難さから、配慮が届かない部分もあるのが現状である。時間割によって、選択科目の履修状況が大きく左右されていることも認めざるを得ない。

外国語科目は、教養科目の36%を占めている。また、英語と英語以外の科目が50%ずつの割合になっている。昨今の社会情勢から第3次カリキュラムでは、新たにコリア語を追加した。欧米言語の「フランス語」「ドイツ語」「英語」だけでなく、アジア言語の「中国語」「コリア語」も開講し、多面的に地域社会のニーズに応えている。英語については、「コミュニケーション英語」「ナース英語」「医療英語」「英語論文･医療記事講読」など実践英語、医療関連英語など多岐にわたって開講している。語学科目については開講科目の多様性という点でかなり充実している。

英語以外の履修者についても適度に得られており、国際化の進展に適切に対応するための外国語能力の育成、および本学の教育目標の「6. 文化的背景を異にする人々とのコミュニケーション能力を培い、国際的視野に立って看護の課題に取り組む態度と行動力を育む」への実現に配慮できていると考える。

学生の修得単位の状況ついては、専門科目は個人差が少ないが、基礎科目では個人差が大きい。2005年度の基礎科目の最低修得単位数と最高修得単位数を比べると、30単位～66単位と倍以上の差がある。取得単位が卒業所要単位ぎりぎりの学生も少なからずおり、個人差が大きいことは変わっていない。

第2次カリキュラムにおける卒業所要単位数では、専門基礎科目・専門科目の占める割合は77%、基礎科目の占める割合は23%とバランス良く配置されているが、個人の履修状況により、専門教育的授業科目と一般教養的授業科目との割合がかなり違ってくるところである。また、第3次カリキュラムにおける卒業所要単位数では、看護学の基盤となる科目Ⅰの占める割合は18%とやや少なくなっている。しかし、外国語教育が量的、質的にも十分に行われていることは長所と考えられる。

看護学の基盤となる科目Ⅰ、看護学の基盤となる科目Ⅱでは、円滑に教育が行われるように担当する専任教員による連絡調整が行われているが、非常勤講師に依存しているところも多く、その科目間の調整や問題点に関することなど、配慮が行き届かないことがある。

２）カリキュラムにおける高・大の接続

学内オリエンテーションは、学生委員会、教務委員会が中心となり計画し、多くの教員の参加を含めて実施している。また、合同クラス会では、クラス担任の教員がファシリテーターとなり、新入生が上級生から大学生活や履修に関する情報を得られるようにしている。新

入生が合同クラス会により、「大学での履修計画が立てやすくなり、よかった」という声が聞かれていることから、大学での生活や学習に円滑に移行していくために、合同クラス会は、有意義であると考える。

また、学習面については、「基礎セミナー」を担当する教員15名で授業内容について検討し、少人数の学生に丁寧な指導を行っている。学生は、「自分の意見をしっかり言えるようになった」、「視野が広くなった」、「多側面からものごとを見ることができるようになった」と評価し、教員からも同様の評価が得られていることから、大学での学習を円滑に進めることができていると考える。

さらに、1年次の早い時期に専門である看護学への導入教育としていっている早期体験演習は、保健・医療・福祉施設の利用者が実際にケアを受けている場面に参加し、利用者とのコミュニケーションや観察を通して利用者の体験を学ぶ目的で行っている。教員側には、戸惑いもあったが、「コミュニケーションが難しかったが、利用者の気持ちが少しわかった」、「日常ではなかなか接することができない人と接することができ、いい体験でした」などの学生の声から、おおむね期待した結果が得られている。このことから、早期体験演習は、専門への導入教育として、有意義である。また、「早期体験演習」は、「基礎セミナー」との有機的連携（現場でフィールド・ノートを記入させ、「基礎セミナー」でまとめさせる。演習のレポートを「基礎セミナー」で書き直させるなど）を行っており、体験したことを題材にレポートの書き方を学ぶことにより、論理的な文章の書き方について理解しやすくなっている。これは長所である。

一方、本学の必修科目として、生化学や薬理学など、高等学校での生物、化学の知識を必要とする科目がいくつかあるが、本学の受験要件にそれらの科目の履修に関することは入っていない。また、生化学は非常勤講師が担当している。高等学校でそれらの科目を履修していない学生の中には、授業を理解するのに困難を感じているものもいるため、今後、大学として補習等の導入を考えなくても良いのかどうかについて点検・評価する必要がある。

３）カリキュラムと国家試験

国家試験の合格率は、第2次カリキュラムによるものである。看護師国家試験に関しては、5年間で1名のみの不合格者で、ほぼ100％の合格率であるため、カリキュラム編成は適切であると考える。一方、保健師国家試験に関しては、年度によって合格率に変動はあるが、おおむね高い合格率であり、カリキュラムの編成は適切であると考える。平成17年度の合格率が低下したことから、保健師国家試験の対象になっている科目の授業内容について検討した。また、本学では学生が自主的に看護師と保健師の国家試験の模擬試験を3回ずつ受けているが、模擬試験の結果でも保健師の方が芳しくない状況である。それは、看護師と保健師の国家試験を同時に受験すること、80％以上が看護師として就職することから、勉強をはじめる時期が遅れると、看護師の国家試験のための勉強が中心となり、バランス良く勉強できない学生もいる。そのため、合格率を上げるためには模擬試験の受験の奨励と早い時期に勉強を開始するようにアナウンスしていく必要がある。

また、平成21年度の保健師助産師看護師学校指定規則の改正に伴い、第3次カリキュラムにおける科目の一部追加を行う必要があり、保健福祉行政論、地域看護学実習Ⅰ、地域看護学実習Ⅱの科目を追加することになっている。

４）医・歯・薬学系のカリキュラムにおける臨床実習

第3次カリキュラムによる実習は、学年進行に伴い着実に実施され、成果をあげている。とくに「健康生活支援学実習Ｉ」は、本学の現代ＧＰの主旨を活かし、地域や家族を基盤とした人々の健康生活を支援する看護実践力の育成を目指した実習の一部である。学生はこの実習を通して、大学が立地している神戸市西区の健康課題に気づき、実習を主体的に計画することで対象と関わる力を高めることができた。さらに、教育ボランティア登録をした住民の方々と大学との協力関係が深まったことが成果であった。一方、地域や施設の情報の取り扱いが問題となり、個人情報の秘密保持といった倫理的観点からその取り扱いを検討した。

実習施設については、基幹病院である市民病院群（神戸市医療センター中央市民病院、神戸市医療センター西市民病院、西神戸医療センター）の協力により適切に確保されている。学生の満足度もおおむね高い。しかしながら、兵庫県では、近年看護大学が急増し、他校との病院・施設の使用期間の重なりが増加している。とくに保健福祉部等の施設に関しては、学生数が増加した場合、今後は希望が受け入れられない現状があり、実習方法の工夫が必要となっている。

５）インターンシップ、ボランティア

ボランティア活動に関しては、「ボランティア活動」の科目を履修している学生をはじめ、履修していない相当数の学生が行っている。ボランティア活動を担当している教員をはじめ、専門領域の教員が自ら関わっている事業では、学生に教育的なサポートを行っている。ボランティア活動を行った学生からは、「満足」、「楽しかった」、「地域の人のために役に立った」、「知識や技能が身についた」、「ものの見方考え方が広がった」などの感想が聞かれており、専門領域の教員が関わっていることにより、教育効果が得られ、ボランティア活動を円滑に進めていくことができている。また、このような学生の学びを豊かにできる環境があることは本学の長所である。しかし、教員が直接関わっていないボランティア活動に際しては、学生が困ったことなどに対応できる体制が必要である。

また、クラブ活動として、ボランティア部に所属し、ボランティア活動を行っている学生がいる一方、単位化したボランティア活動を履修している学生もおり、楽しみとしてのクラブ活動と、授業科目としての「ボランティア活動」との間で認識の混乱を生じる可能性がある。

６）授業形態と単位の関係

看護学科目においては、小グループによる教授法などを実施し、学生の主体性を引き出す方法を各教員が工夫している。

小グループでの演習が多いことは、学生個々の状況に合わせたきめ細かい指導ができ、長所と考えられる。反面、教員がいろいろな教科に関わることになり、教育業務が増大していることが問題である。

７）単位互換、単位認定等

学園都市単位互換講座を利用して単位認定が受けられる環境にあることは、長所である。5大学と1高等専門学校の6校での単位互換講座を特別聴講生として履修できることにより、教養科目の選択の幅が広がったこと、本学で開講できなかった分野の学問に触れること等、学生にとってよい刺激が得られている。また、3年次編入学生にとっては、認定される既修得単位数に差があることに加えて、複数の学年で開講されている科目を履修する必要があるため、選択できる科目に制限があるものもいること、時間割に比較的余裕があることから、

多くの学生が単位互換講座を利用して単位認定を受けている。このことは、編入学生にとって有益と言える。一方、在来生は、単位互換講座の履修者が少ない。時間割が過密になっており、時間的余裕がないことも考えられるが、原因を探り、利用しやすい環境を作っていく必要がある。

入学前の既修得科目の単位認定については、教務委員が個別に認定作業を行い、科目担当教員にシラバスの内容を確認してもらったり、学生と面接してもらったりすることにより判断しており、その方法は適切だと言える。また、編入学生の既修得単位の認定に関しては、これまで同じ指定規則による教育課程の認定を受けた学校を卒業し、看護師国家試験を受験しているにもかかわらず、単位数が足りない、内容が一致しない等で単位の認定にばらつきがあることにより、学生からの不満が聞かれていた。そのため、教務委員会で検討を重ね、平成19年度から看護師養成学校指定規則の教育内容に対応する本学の授業科目に関しては、一律に単位認定を行うように変更した。このことによる学生への影響については、今後、点検・評価を行っていく必要がある。

８）開設授業科目における専・兼比率等

看護学科目、総合科目はすべて本学の専任教員が単位認定を行っていることは長所である。問題点は一つの科目に複数の教員が関わるため、その連絡、調整にかなりの時間を費やすこと、大学院や助産学専攻科の講義をもつ教員が多いこと等、専任教員の負担が大きいことである。非常勤講師が担当している科目のうち、専任教員が担当できるものはないかどうか、また、多くの看護学科目、総合科目において複数の専任教員が関わる方法が適切であるかどうか、検討する必要がある。

②教育方法等

１）教育効果の測定

各教科の評価方法は、シラバスに明示されると共に授業の中で学生に伝えられ、授業形態や内容に合わせて、工夫されていること、全学的に学生の授業評価を行っていることから、教育上の効果を測定できる方法をとっていると考える。また、授業評価を体系的に全学で実施していることは長所である。しかし、学生からの授業評価は、回収率が減ってきており、信頼できる結果かどうか検討する段階になっている。データが真実性のある評価として使用できるものとなるよう、回収率を上げる必要があり、学生および教員からの調査用紙の回収方法の検討が必要である。その一つとして、「授業に関する調査」の回収・集計・分析を教員が関わらないようにし、調査結果を教員のコメントとともに科目ごとに公表するように変更した。この方法に関しては、今後、点検・評価することが必要である。

おおむね、評価結果からの教員個々による教育方法の改善、カリキュラムの改善を通して、学生に還元されていると考えている。自由記載では、少数ではあるが、学生の声が反映されており、その後の教員の教授方法等の改善に活かされている。

卒業生の進路については、就職率には年度によってややばらつきがあることに加え、進学者が比較的多いと言える。これは、カリキュラムに助産師養成のための教育課程を含んでいないこと、本学の卒業生は編入学生が3分の1を占めており、編入学生の中にはすでに臨床経験をもっている者も多いことから、キャリアアップとして、進学希望者が多いためと思われる。一部の者を除いてほとんどの者が専門性の高い就職、進学を果たしていることは、教育効果と言えよう。

２）成績評価法

一部の科目を除き、シラバスにより評価項目が事前に学生に提示されていることは評価できる。また、今回、学生に調査を実施していないが、評価方法は変化していないことから、各担当教員の責任においておおむね適切に行われ、学生の質は保たれていると考えている。個人が評価する担当科目については、適切に評価が行われていると考えているが、多くの教員が担当している「早期体験演習」、「研究演習」などのいくつかの科目については、評価方法は明確に提示されているが、評価基準は担当教員に任せられているところがあり、科目間の平等性においては問題がないとは言えない。教員の評価に対する意見交換をし、評価基準を検討する必要がある。また、成績評価は成績に疑問があった場合、学生が担当教員に確認することは可能であるが、解決しなかった場合の扱いについては、とくに定めたものがない。

第3次カリキュラムでは、オムニバス形式の科目が多くなっていることから、成績評価が厳格に行われているかについて、今後、評価・点検を行うことが必要である。

履修科目登録の上限設定は行っていないが、第3次カリキュラムにおける1年次入学生は、時間割が過密であり、グループワークも多く、履修科目登録の上限を設定する必要はないと考える。一方、3年次編入学生に関しては、既修得単位数が多い者がいること、演習・実習科目の履修が少ないこと、時間割に余裕があり、単位互換講座の受講も多いことから、卒業時の修得単位が多くなっていると考える。編入学生については、編入学生のニーズに合ったカリキュラム上の工夫が必要である。

３）履修指導

学生便覧に履修計画に役立つ詳細な情報を学生に提示している。ガイダンスに対する学生の反応は、ほぼ適切で不満や欲求は認められていない。また、資料の配付のみでなく口頭での説明も行っているが、履修届や再試験願の提出期限に遅れる学生が毎年若干名いる。

個別の履修指導は、教務委員会が4月に履修相談の時間を設けていっているほか、必要に応じ、担任教員が中心に、教職員が相談に応じている。小規模な大学であるため、学生個々の必要に応じて教職員が相談に応じることは比較的可能であり、長所であると言える。しかし、気になる学生に対し、常に対応していくことは容易なことではない。

教養科目は、幅広い分野を選択してもらいたいところであるが、履修科目の決定は時間割によるところが大きく、履修科目に偏りがあることも認めざるを得ない。卒業所要単位の確認は学生本人の管理に任せられており、システム化されていない。

心身の健康上の理由で留年になる学生が増加の傾向にあり、留年している学生には、学生部とも連携して配慮している。留年に至る前に、出席日数の不足に対し、担任教員を通して連絡し、指導している。また、単位の取りこぼしのある学生については、一定の枠を設けて時間割作成上の配慮を行うとともに、個別指導、個別相談を充実させ、学生個々の自己の責任を自覚し、学習することを基本方針とした上で、できるだけ4年間で卒業できるようにしている。

学習支援については、個人差はあるが、シラバスの内容を学生便覧に比較的詳しく記載するとともに、授業開講時に、「プリント」などを使い説明を加えることで、学生が学習の見通しを立てる手助けになっている。

科目等履修生は、減少傾向にあるが、毎年、継続的に複数の科目を履修している者がいる。

科目等履修制度に関しては、社会人が生涯教育を続けるためには、個人にあった多彩な制度が望ましい。現在、この制度を利用する人数は減少しているが、継続的に履修している者もおり、従来通りとしたい。

４）教育改善への組織的な取り組み

教育方法の改善を促進する体制はできつつあるが、ＦＤとの連携も含めてまだ十分ではない。

シラバスは、科目内容が把握でき、授業選択の資料として、また進行中の目安として活用されている。

学生による授業評価は、全教員の同意を得て、すべての科目で実施されているが、回収率が低くなっている。評価結果は公開されており、すべての科目に平等に同じ質問紙で評価を行っているので、比較が可能である。このことは、長所と言える。しかし、長年実施してきて、回収率が悪くなっている点と、学生による授業評価が活かされているのかどうかが学生に見えにくいことが問題であった。そのため、全学的に全科目について科目ごとに担当教員のコメントとともに授業評価の結果を学生に提示することに変更した。このシステムの変更が授業の改善にどのような影響を及ぼすのかについて、点検・評価していくことが必要である。

５）授業形態と授業方法の関係

授業の目的に合わせて、講義、演習、実習の授業形態がとられており、授業形態は妥当と思われる。授業形態として、オムニバス形式の授業を多く取り入れているが、内容のつながりや、授業方法の不統一が見られている科目もあり、学生に混乱をもたらさないように、教員間の調整を行い、統一させる必要がある。

一方、看護学科目のグループワークでは、時期が重なることが多く、学生の負担になっている。グループワークが授業時間内に終われるような工夫や多くのグループワークが重ならないように同時期に行われる科目の教員間でのある程度の調整は行っているが、さらに広く調整を行う必要がある。学生の主体性を引き出す方法を各教員が工夫しているが、効果的に行われているかどうか、また、科目内容に応じた時間数が適切に配分されているかどうかは、カリキュラム全体の評価を踏まえつつ検討していかなければならない。

シラバスにはおおむね、評価項目、評価基準が記載されているが、一部入っていないものもあり、徹底させることが必要である。また、本学の教育目標に適し、また、学生ニーズにもあった魅力的な科目の開講、履修しやすい時間割等の検討が必要である。

講義や演習における少人数教育、実習においてもきめ細かな指導ができているのは、長所と言える。しかし、同時に問題点としては、教員の活動の中でも教育業務に関する準備や科目間の連絡調整に多くの時間がとられ、教員の負担が大きくなっていることがあげられる。大学教員に求められる研究活動や社会活動がますます広がる中、多大な時間外活動を強いられていることや、看護の専任教員自身が実践活動を行うことが困難になっている。

学生がデータ収集、分析、レポート作成、プレゼンテーションを行うための基本的な設備や教育は整っており、在学中に基本的な知識、技術を身につけ活用していることは評価できる。授業への多様なマルチメディアの導入については、各担当教員に任されている。コンピュータを使用する教材の利用は進めんでいるが、教材開発のための設備はもとより、その操作、管理のための人材確保、ハードウエアの設備は十分には整っていない。

編入学生は、基本的知識やニーズの違い、時間的調整ができないなどの理由で、在来生とのグループワークや編入学生のみのクラスが少ないことに対する不満があり、グループワークを取り入れている科目では、グループ編成を考えたり、科目内容を変更したりして対処している。編入学生クラスの要望に対しては、平成19年度に編入学生のニーズ調査を実施し、その結果から、編入学生の4コース（6科目）の選択科目を平成21年度編入学生から開講することになった。

③国内外との教育研究交流

到達目標で掲げた「文化的背景を異にする人々とのコミュニケーション能力を培い、国際的視野に立って看護の課題に取り組む態度と行動力を育む」という点からすると、カリキュラム上の配慮と国際フォーラムの開催により、学生の国際的視野を広げ、コミュニケーション技術の向上や異文化への理解を深めさせ、かなりの効果を上げていると考える。

本学では、看護専門科目とコミュニケーション関連科目の両面から国際交流の効果的推進を目指しているが、専門科目としては「文化と国境を越えた健康支援」等が有効である。また、コミュニケーション関係科目としては欧米言語の「フランス語」「ドイツ語」「英語」だけでなく、アジア言語の「中国語」「コリア語」も開講し、多面的に地域社会のニーズに応えている。英語については、「コミュニケーション英語」「ナース英語」「医療英語」「英語論文･医療記事講読」など実践英語、医療関連英語など多岐にわたって開講している。

国際フォーラムの開催は、到達目標の「地域への社会貢献に関する取り組み」に国際的視野を加えるという点で寄与している。国際的視野に立って看護の課題に取り組む態度と行動力を養うという本学の理念のもと、学内外の人々に国際的な情報を提供するという目的からすると、国内では得難い先進的理論や実践の機会を提供することができた。

しかし、国内外の教育研究交流に関しては、在外研究も5年間に3名の教員しか行っていない状況であり、活発とは言い難い。

〔将来の改善に向けた方策〕

1　到達目標1~4について

第3次カリキュラムは、現在進行中であり、これからの講義・演習・実習を計画通りに施行し、平成21年度の完成年度を迎えた後に、カリキュラム全体の評価を行う必要がある。まず、完成年度の平成21年度中に本学専任教員を対象にカリキュラム全体の評価に関する検討会を開催し、大学の理念、教育目標に合ったカリキュラムになっているか、教育方法が効果的に行われているか、内容が適正であるか、科目の単位数、時間数が妥当であるか、教員の配置は適切であるか等について検討する。また、教育の受け手である学生の評価として、完成年度を迎える平成22年3月と翌年平成23年3月に卒業する学生にアンケート調査を行う。さらに、本学の卒業生が看護専門職としての能力をどの程度達成できているかについて、卒業生を受け入れている施設の上司である看護師長、看護部長を対象に平成24年度にアンケート調査を行う。以上の結果をもとに、カリキュラムの洗練を図る。

平成20年度から授業評価のシステムを変更した。科目ごとに、学生の授業評価とそれに対する教員のコメントを、全教員、学生に公開することになっている。教員や学生の反応を見ながら、問題が生じた場合は対処していく。授業評価の変更が授業の改善にどのように活用

され、教育改善につながったのかについて自己点検・評価を行い、ＦＤと連携させて、教育評価が教育改善に直結するシステムの構築に向けて努力する。また、学生、教員に「授業に関する調査」の意義を理解させ、回収率を上げるように努力する。

また、現在のところ本学では生物や化学は受験要件として設定されていないが、生化学や薬理学などの必修科目ではこれらの科目についての知識を必要とする。そこで平成22年度まで、学生による「授業に関する調査」と、教員の学習効果に関する評価を追跡調査し、その結果に基づいて、受験要件の変更や、補習授業の必要性を検討する。

さらに、平成21年度から編入学生のみが履修できる選択科目をカリキュラムに組み込むことを予定している。その科目の中には、すでに看護師免許をもっている編入学生の学びを広げるために実習を導入した科目もある。これらの選択科目の教育効果についても平成22年3月にアンケート調査を行い、評価していく。

マルチメディア教材の開発も含め、授業における情報通信機器の活用も推進していく。

２　到達目標5について

目標に掲げた「地域社会への関心を深め、とくに健康問題に関するニーズを把握し、積極的に地域活動に参加する態度を育む」ためには、現代ＧＰ「地域住民と共に学び共に創る健康生活」で現在行っている教育ボランティアを導入した授業や地域住民主体の健康づくり・まちづくりのために行っている活動に学生がボランティアとして参加できる機会を減らさないことが必要である。現代ＧＰは平成20年度で終了するが、その後も引き続き、現在行っている活動を継続できるような大学の組織づくりをしていく。また、ボランティア部の活動と授業としての「ボランティア活動」の位置づけを検討し、安全で学びの多いボランティア活動ができる体制を整える。

３　到達目標6について

目標に掲げた「文化的背景を異にする人々とのコミュニケーション能力を培い、国際的視野に立って看護の課題を取り組む態度と行動力を育む」ために、授業や国際フォーラム以外では、組織的な国際化への対応は行われていないのが現状である。今後、研究あるいは教育において、積極的、組織的に海外の大学や研究機関との交流を図り、学生が先進国あるいは、発展途上国の保健や医療の現状に直接、触れる機会を提供することが重要であると考える。その一つの方法として、臨床に根ざした看護教育を展開している海外の大学と連携して、学生に海外研修を行う機会を設けることが考えられる。その実現可能性を学生・保護者への調査を行って検討していく。また、国際化推進プログラムとして教員の在外研究を毎年１名ずつ行うことができるようにして、国外の教育研究交流のネットワークを広げていく。

（2）修士・博士課程の教育内容・方法

〔到達目標〕

1．本学大学院看護学研究科（以下、看護学研究科という）の教育目的の達成と現代社会のニーズに対応した教育課程の充実に向けて、必要なカリキュラムを構成する。
2．専門看護師を目指す学生が専門看護師に必要とされる高度専門能力が習得できるように教育方法の工夫や教育・研究環境の整備を行う。
3．博士後期課程の学生が主体的に研究を進めていけるように研究能力を獲得させ、さらに幅広い応用力を身につけていけるように、適切な履修指導・研究指導を行う。

〔現状説明〕

①教育課程等
1）看護学研究科の教育課程
i）大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 99 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項の関連

看護学研究科博士前期課程（以下、博士前期課程という）の教育課程は、グローバルな視野と地域貢献への志向性を兼ね備えた看護職の育成を理念に掲げ、21 世紀のヘルスケアシステムに対応できる指導・管理能力を有する高度専門職業人の育成および看護学教育者・研究者の育成を目的として、共通科目と専門科目で構成されている（図 3-1 参照）。

共通科目は、看護学領域の別を問わず看護学の追及に共通して必要と考えられる科目で構成され、共通必修科目と共通選択科目を配置している。共通必修科目として、各専攻分野を追求するために必須と位置づけている「看護学概論」と「特別研究」を配置している。共通選択科目として、看護学の研究活動を導く多様な方法論の基礎を学習する「研究方法科目」を配置しており、いずれの専攻分野の学生も共通して履修できるようにしている。専門科目は、基礎看護学領域と実践看護学領域、看護組織学領域の 3 つの看護学領域により構成され、すべての科目を選択科目としている。3 つの看護学領域には修士論文の作成を目指す 12 の専攻分野を設置している。2009 年度より、認知症看護に対する社会の要請と専門職者のニーズを鑑み、「老人看護学分野」から「認知症看護学分野」を分け、13 専攻分野とする予定である。

各専攻分野では、基幹となる「特講」科目と「演習」科目を組み合わせて専攻分野基幹科目として配置し、さらに各専攻分野に関する知識を広げ、あるいは深めることができる専攻分野関連科目を配置している。

博士前期課程は、2000 年の開設当初より高度専門職業人の育成の目的を達成するために、日本看護系大学協議会が認定する専門看護師教育課程を整備することを視野に入れて準備してきた結果、2002 年度には専門看護師共通科目および急性看護学分野（急性・重症患者看護）の専門看護師教育課程が認定され、2006 年度には慢性看護学分野（慢性疾患看護）の専門看護師教育課程、2007 年度には老年看護学分野（老人看護）の専門看護師教育課程が正式に認定された。さらに、がん看護学分野、小児看護学分野、精神看護学分野、地域・

図 3-1　博士前期課程教育課程の構造図

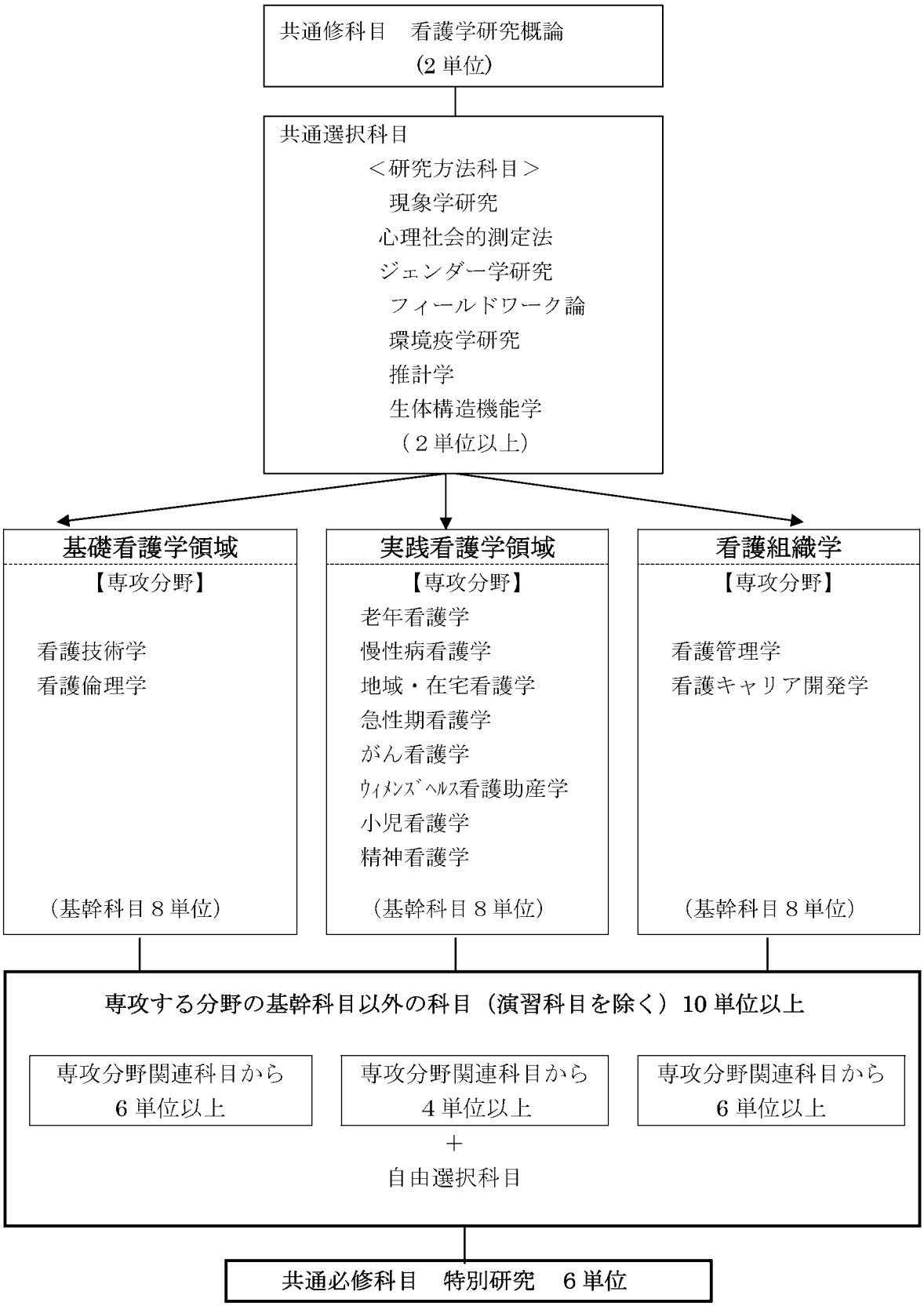

在宅看護学分野（在宅看護）が専門看護師教育課程の認定を受ける準備を進めている。

看護学研究科博士後期課程（以下、博士後期課程）は2006年4月に開設し、現時点で3年目を迎えている。博士後期課程の教育課程は、①実践志向に基づく看護学のパラダイム構築を可能にする、創造豊かな研究者・教育者の育成、②こうした理論的基盤に基づく看護実践モデルの開発を通して、地域医療や地域産業との連携や共同研究を中核となって担える研究者ならびに指導的実践者の育成、③ますます高度化・先端化していく医療の中にあって、市民一人ひとりの生命の安全とケアの質を保証する看護の組織化、看護管理システムの開発、さらにそれらを行政レベルで企画、推進しうる看護管理者・研究者の育成という本学大学院の教育理念に基づき、さらに「新しい看護の科学」に挑戦し、実践課題に創造的に応えることができる人材の育成という教育目標の達成を目指し、看護実践哲学領域、看護実践開発学領域、看護組織開発学領域の3つの領域を設けている。「看護実践哲学領域」は、ヒューマンサイエンスとしての看護学の探究、すなわち、人間的営みとしての看護実践に、その本質、独自の対象および方法論を探求するために設けられている。「看護実践開発学領域」は、看護実践諸分野におけるさまざまな課題を創造的に探究し、実践により近い中範囲理論の開発につなげることを意図して設けられている。さらに、「看護組織開発学領域」は、進行しつつある看護の役割拡大の方向性を見定め、地域社会の要請にこたえる看護の組織化と運営、個人と社会の側から看護職者の発達を探求するために設けられている。

教育課程全体は、共通基盤科目と専門科目とで構成されている（図3-2参照）。共通基盤科目は、専攻する領域に関わらず、学生が自らの研究課題の学問的位置づけや方法論特性を熟考し発展させるうえで必要な科目で、科学哲学特論、生命倫理学特論、比較医療文化特論、人間環境学特論、応用統計学特論の5科目を配置している。専門科目として看護実践哲学領域には看護実践哲学特論と看護倫理学特論を配置し、看護実践開発学領域には女性看護学特論、地域老年看護学特論、成人看護学特論、小児看護学特論、精神看護学特論を配置し、看護組織開発学領域には看護政策・管理学特論と看護キャリア開発学特論を配置している。これらの特論における学習成果を深化・発展させ博士論文を作成するための科目として、それぞれの領域に看護実践特別研究、看護実践開発学特別研究、看護組織開発学特別研究を位置づけている。さらに、社会のニーズに応えて、2009年度より看護実践開発学領域の専門科目として「認知症看護学特論」を追加する予定になっている。

ii)「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性が求められる職業等に必要な能力を養う」という修士課程の目的への適合性

博士前期課程の教育課程は、広い視野に立って清深な看護学の知識を提供できるように構成されている。すなわち、専門分野における研究能力を養うための共通必修科目として「看護学研究概論」と「特別研究」を位置づけ、学際的な性格をもつ看護学研究において追及する課題の特性により必須もしくは前提知識となる多様な研究方法に関する共通選択科目も履修できるようにしている。さらに、高度専門職業人に必要な能力を養う目的で、基礎看護学領域、実践看護学領域、看護組織学領域に専門科目が配置されている。すべての専門科目は選択科目であり、学生は専攻する看護学分野以外の専門科目も選択し学習の幅を広げることができるようになっている。

図 3-2　博士後期課程教育課程の構造図

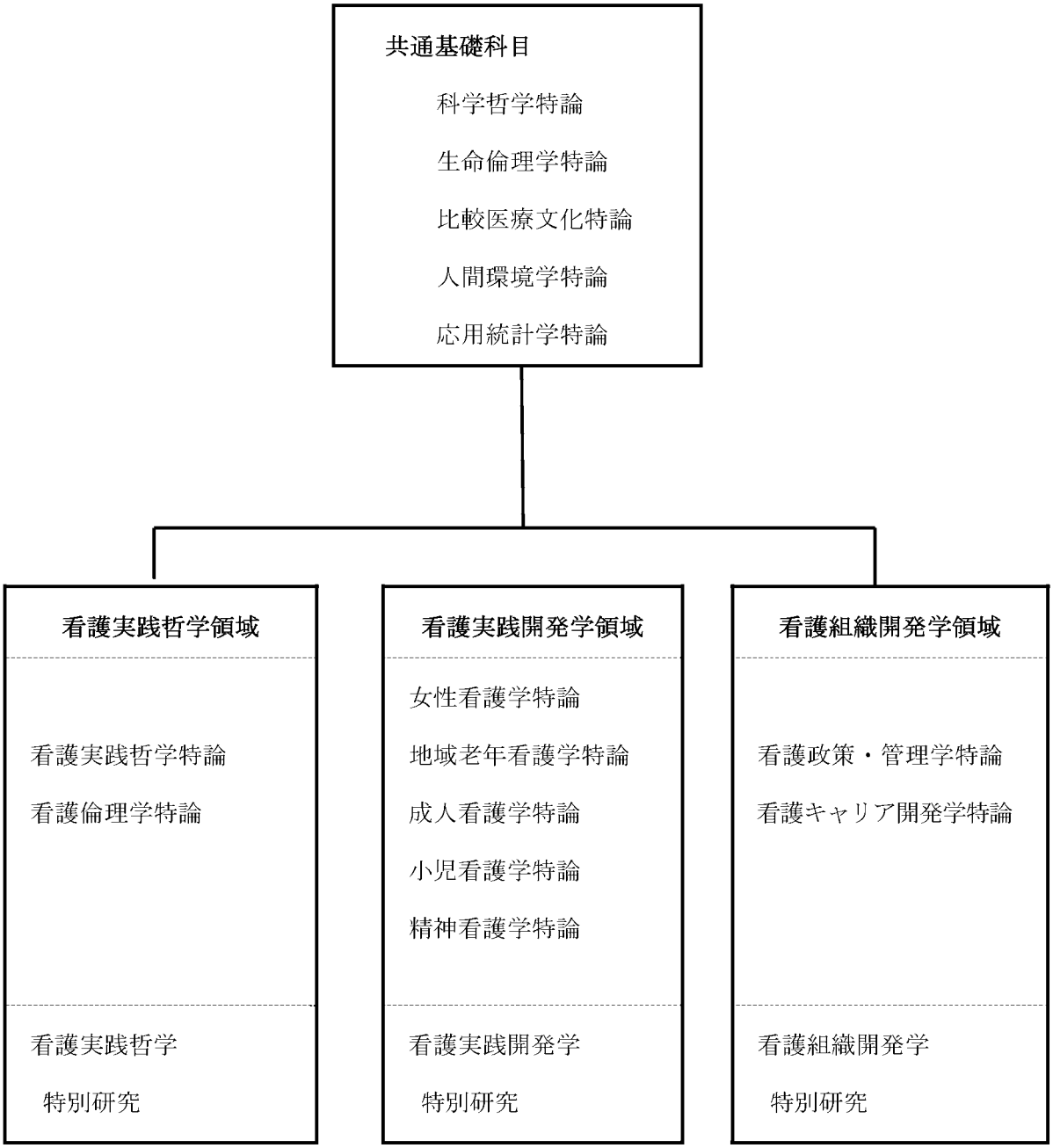

iii)「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

博士後期課程では、共通基盤科目として看護学の共通基盤となる科目を配置し、学生が自らの学習ニーズに応じて自由に選択し学習することを通して、多様な教育・実践経験を経て入学してきた学生が、学問的関心を深め、学問的素養を養うことにより、研究ないし

博士論文作成への準備性の向上を目指している。また、専攻領域の専門科目（特論）および特別研究を設けることにより、指導教員は、学生が研究過程を着実に進めるように、ゼミナール等の形式で学生の思考を刺激していくことにより、研究の一連のプロセスの遂行に必要な能力、自立して研究を行う能力を開発していく役割を担っている。

このように、本学大学院博士後期課程の教育課程は、専攻領域について、研究者として自立して研究活動を行えるように指導されており、教育者・研究者、指導的実践者、看護管理者として必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養っていけるように科目の配置や研究指導体制が整えられている。

iv）学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係

看護学研究科博士前期課程における基礎看護学領域と看護組織学領域の 2 つの看護学領域の教育内容は、学士課程における教育内容（看護実践の基礎科目、組織開能力育成科目）と連続した専門分野を扱っている。実践看護学領域は、本学大学院が立地する地域社会のニーズに応えて、学部教育課程のうち看護実践に関わる領域を特化した専攻分野を設けている。

学士課程においては、看護学の基礎としての教養科目はもとより、専門の基礎的知識・技術の教育が行われ、看護職の資格取得につながる学習を系統的に行っている。一方、博士前期課程では、高度専門職業人や教育者・研究者に必要とされる専門分野の高度なレベルの知識や技能を獲得できるように、講義・演習・実習科目並びに特別研究を配置している。博士前期課程における教育内容と学士課程における教育内容との関係は、専門の基礎的な知識・技術に、より高度なレベルの専門的な知識・技能をさらに積み上げていくという連続性は存在する。しかし、本学の実践看護学領域の専門看護師教育課程の科目を履修していく場合、学部卒業直後の学生では学習目標に到達することは困難で、数年間の臨床現場での経験が必要不可欠である。つまり、学部での教育内容と博士前期課程での教育内容の関係として連続性かあるとはいえ、学部卒業時の到達レベルと博士前期課程の入学時の知識技術レベルの間に隔たりがある。今後は、両者間の具体的なレベルを明確にする必要がある。

v）修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性および両者の関係

博士前期課程では高度専門職業人の育成、研究者・教育者の育成を目指し、基礎看護学、実践看護学、看護組織学の 3 領域からなる専門科目を配している。博士後期課程では、ヒューマンサイエンスとしての看護の探究、すなわち、人間的営みとしての看護実践に、その本質、独自の対象および方法論を探究するため、博士前期課程における基礎看護学を発展させ、「看護実践哲学領域」を設けている。また、臨床の実践諸分野の中範囲理論開発を目指して、博士前期課程の実践看護学領域を発展させ、「看護実践開発学領域」としている。さらに、進行しつつある看護の役割拡大の方向性を見定め、地域社会の要請に応えるため、博士前期課程の看護組織学を発展させ、「看護組織開発学領域」を設けている。

このように博士前期課程の教育内容と博士前期課程の教育内容は、各々の教育目標を達成していくうえで適切であり、両者の関係は看護学を探究していく方向に発展的に継続している。

表 3-13　入学から学位授与までの教育システム・プロセス

1年次

4月	・入学 ・入学時オリエンテーション ・指導教員・副指導教員の決定 ・履修指導：指導教員の指導のもとに履修科目を選択し、履修する。
10月	・指導教員のもとに研修を進め博士論文のテーマを明確化する。

2年次

4月	・指導教員に博士論文の研究計画書を提出する。
5月	・研究科委員会で博士論文研究計画書の審査を行う。 ・倫理委員会で博士論文研究計画書についての倫理審査を行う。 ・病院等調査施設の倫理委員会の審査を受ける。 ・研究開始

3年次

12月	・学位論文審査願および博士論文の提出 ・博士論文審査（論文審査・最終試験）
2月	・博士論文の合否を研究科委員会で決定する。 ・博士論文発表会
3月	・博士後期課程修了・学位授与
	・学位授与から1年以内に博士論文の全文または要約を印刷公表する。

vi）博士後期課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

博士後期課程に入学した学生は、看護学実践哲学領域、看護実践開発学領域、看護組織開発学領域の3領域の中から1領域を専攻し、その領域で指導教員より履修指導、研究指導を受け博士論文を作成する。学生は、専攻領域から2単位以上の特論と共通基盤科目の中から2単位以上の特論、専攻領域の特別研究8単位、合計12単位以上を修得したうえで、博士論文を提出し、博士論文の審査と最終試験を受けて合格する必要がある（表3-1参照）。

２）授業形態と単位との関係

i) 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

看護学研究科の授業科目には、講義およびゼミナールや実習を主とする演習（特講演習、特別研究を含む）の 2 つの形態がある。講義科目は、1 コマ 90 分で原則として前期科目 15 週、後期科目 15 週で開講され、30 時間を 2 単位で計算している。授業内容や担当者の状況に合わせて、2 コマ連続授業として計 7 回で開講する科目、集中講義で開講する科目も設けている。各専攻分野の「演習科目」は 1 年次後期から 2 年次にかけて開講し、実習科目として 45 時間を 1 単位で計算している。ただし、専門看護師教育課程の修了を希望する場合は、各専攻分野の特講演習 6 単位は専門看護師教育課程における実習 6 単位に相当する内容となる。専門看護師教育課程の基準では、1 単位を一律 45 時間ではなく、到達する能力の質を示す単位として考えられているため、実習に要する時間数が 1 単位 45 時間以上となる場合がある。学生には履修指導で十分周知し、実習目的が達成できるように適切な指導を行っている。

３）単位認定、単位互換等

i) 国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性

看護学研究科においては、教育上有益と認めるときは、他の大学との協議に基づき学生が他の大学院の授業科目の履修を認めることができ、博士前期課程の学生が修得した単位は 10 単位（ただし、博士後期課程は 4 単位）を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

平成 19 年度より文部科学省の新規助成事業である「がんプロフェッショナル養成プラン」に採択された『6 大学オンコロジーチーム養成プラン』（神戸市看護大学大学院、大阪府立大学大学院、神戸大学大学院、兵庫医科大学大学院、近畿大学大学院、大阪市大大学院）として合同開講している共通特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲがあり、がん看護学専攻分野の学生が履修した場合には、本大学院における授業科目の履修により修得したものとして単位認定を行う予定である。

入学前の既修得単位に関して、教育上有益と認められるときは、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとして、10 単位を超えない範囲で認めることができる。しかし、現在まで、入学前の既修得単位認定の要望はない。

４）社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

i) 社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

2003 年に 14 条教育特例導入に伴って、6 時間目（18:10～19:40）、7 時間目（19:50～21:20）での開講科目も設定している。また、仕事を持ちながら修学する学生に対して、登校可能な日程に合わせて授業日を設定するなど、各科目担当者が配慮することもある。

社会人学生に対する教育指導上の配慮として、臨床現場で積み重ねてきた経験を振り返る機会を提供し、その現象を説明する理論や概念とつながっていく学習体験ができるように、経験を積み重ねてきたことの有利性を十分に活かして授業を進めるようにしている。また、研究指導に関しては、実践経験が長く研究の経験が少ない社会人学生の場合、実践的思考ではなく研究的思考が身につくように、研究過程を丁寧に辿っていけるように配慮して指導している。

外国人留学生に関しては、本学大学院における受け入れの実績はない。

②教育方法等

１）教育効果の測定

i）教育・研究指導上の効果を測定するための方法の適切性

各授業科目は少人数制で双方向性の授業形態で、各担当教員は、毎回の授業の中で教育効果を測りながら、進めていっている。さらに、レポートを課している場合には、学生から提出されるレポートによっても、学習目標の達成度や教育効果を測っている。

研究指導上の効果は、神戸市看護大学大学院学位規程および学位審査要領に基づき、論文の作成プロセスごとに測定している。すなわち、博士前期課程では主研究指導教員と 2 名の福研究指導教員からなる指導委員会による研究計画書の審査、倫理審査委員会による研究倫理審査、論文審査委員会（主研究指導教員が主査となり、副研究指導教員が副査となる）による修士論文の審査および最終試験の結果に基づき、研究科委員会の承認をもって合否を決定している。また、博士後期課程では、主研究指導教員と 2 名の副研究指導教員からなる指導委員会による研究計画書の審査と研究科委員会による合否の決定、倫理審査委員会による研究倫理審査、論文審査委員会（主研究指導教員が主査となり、副研究指導教員 2 名と研究科博士後期課程の専任教員の中から選任された 2 名が副査となる。ただし、研究科委員会が必要と認めた時は、研究科の教授以外の教員または他の大学院等の教員等を委員に加えることができる）による博士論文の審査および最終試験による結果に基づき、研究科委員会の承認をもって合否を決定する。

ii）修士課程・博士課程修了者の（修業年限満期退学者を含む）の進路状況

博士前期課程の修了者の進路状況は、表 3-14 にまとめているように、病院関係の就職と教育機関への就職が多く、博士後期課程へ進学した者は 2 名であった。博士後期課程の修了生はまだ輩出されていない。

表 3-14　年度別大学院修了生就職状況

	病院関係	教育機関	その他	計
平成 13 年度	4 名	7 名	2 名	13 名
平成 14 年度	6 名	6 名	2 名	14 名
平成 15 年度	9 名	3 名	1 名	13 名
平成 16 年度	6 名	4 名	2 名	12 名
平成 17 年度	7 名	2 名	1 名	10 名
平成 18 年度	7 名	2 名	0 名	9 名
平成 19 年度	5 名	7 名	3 名	15 名

iii）大学教員、研究機関の研究員などへの就職状況と高度専門職への就職状況

博士前期課程修了生 85 名の中で、大学教員として就職した者は 29 名、臨床看護領域に就職した者は 47 名であった。臨床看護領域に就職した者の中で、急性期看護学専攻分野の修了生３名は、「急性・重症患者看護専門看護師」の認定を受け活躍中である。慢性病看護学分野の修了生はまだ「慢性疾患看護専門看護師」の認定審査の受験資格がないため、

次年度以降に認定申請を受けるべく準備中である。老人看護学分野は老人看護専門看護師教育課程の認定を受けてから修了生をまだ輩出していないため、今後、老人看護専門看護師も誕生していくと期待している。

２）成績評価法

i）学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

授業科目の成績は、レポートなどにより 100 点満点として評価し 60 点以上を合格として所定の単位を与えている。成績評価の標語は、80～100 点を A，70～79 点を B、60～69 点を C、60 点未満を D としている。修士論文および博士論文、最終試験の成績については、合否の評価としている。各科目の評価方法については、シラバスに明示されている。

大学院入学者の教育的背景や大学院の入学目的、これまでの研究歴においても、学生の実態は多様である。さらに、フルタイムの学生や大学院設置基準第 14 条特例を活用して仕事と学業を両立させている学生など、学習条件も様々である。このような学生に対する指導も多様な取り組みを要することになる。したがって、ある程度は学生の個別性や学生の努力および習熟度を評価する相対評価も取り入れている。

３）研究指導等

i）教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

授業科目は、少人数制で双方向による授業形式で展開されている。すなわち、教員の講義と学生による各授業のテーマに関連したプレゼンテーションとディスカッションにより展開されている。授業科目によっては受講者が 1～2 名の科目もある。

博士前期課程および博士後期課程での特別研究の指導は、学生の希望に基づき研究科委員会において選出し決定された主研究指導教員が個別に対応している。また、学生の研究課題との関連が深い専門性を有する教員の中から副研究指導教員選定し、研究科委員会で決定している。主研究指導教員は必要に応じて副研究指導教員と適切に連携をとりながら、研究における倫理的問題への対応を含めて、学生の研究テーマの決定から論文作成までを、主として個別的に指導している。修士論文の研究指導プロセスについては、図 3-3 に示し、博士論文の研究指導プロセスについては、表 3-13 に示している。

ii）学生に対する履修指導の適切性

学生に対する教育課程および履修方法に関しては、学生便覧に掲載すると共に入学時のオリエンテーションに続いて教育課程、履修方法、履修計画に関するガイダンスを実施している。全体ガイダンスの後に、学生が基礎看護学領域（看護技術学、看護倫理学）、実践看護学領域（老年看護学、慢性病看護学、地域・在宅看護学、急性期看護学、がん看護学、ウィメンズヘルス看護・助産学、小児看護学、精神看護学）、看護組織学（看護管理学、看護キャリア開発学）の 12 専攻分野から専攻した分野で、指導教員から履修指導、研究指導を受け学修を進める。指導教員は学生の経験、能力、将来の志向性、学習条件などを十分に配慮し、多様な教育・研究指導を計画的に進めていく。

学生が適切な教育・研究指導を受けられるように、専攻分野ごとに指導教員を決めて学生に個別に対応している。指導教員は研究指導を行う教員が担当しており、学生の関心領域の志向性に基づき、専攻分野担当教員の中から研究科委員会において選出し決定されている。指導教員は学生が専攻する分野の学修を深めるために履修する授業科目を計画的に選択することができるように、領域ごとに便覧に掲載されている履修モデル例等を示して

個別的に指導を行う。その際、学生が自ら履修計画を作成できるようにシラバス等を用いて、共通科目、専門科目の特性を理解させたうえで、修了後の進路も考慮に入れ、最終的に自らの目標が達成できるように履修計画の指導を行う。

14 条教育特例を活用している学生が専門看護師を目指す場合、1～2 年次に開講される 6 単位の特講演習科目（実習）の履修に関しては、どのように仕事と実習を両立させるかを十分に学生と話し合い、職場の理解も得られるように支援していく必要がある。

iii）指導教員による個別的な研究指導の充実度

学生は、専攻分野の指導教員からテーマの絞り込みから論文のまとめに至るまで一貫した指導を受けることができており、論文作成のプロセスが円滑に進んでいると判断できる。しかし、14 条教育特例を活用している社会人学生は、2 年で修了することが困難な学生もあるが、仕事との調整を取りながら、修士論文を完成させている。これまでの修了生の修士論文のテーマは、表 3-15 にまとめており、ほとんどの専攻分野で研究指導が行われ、修了生を輩出していることがわかる。

図 3-15　博士前期課程の入学から修了までのプロセス

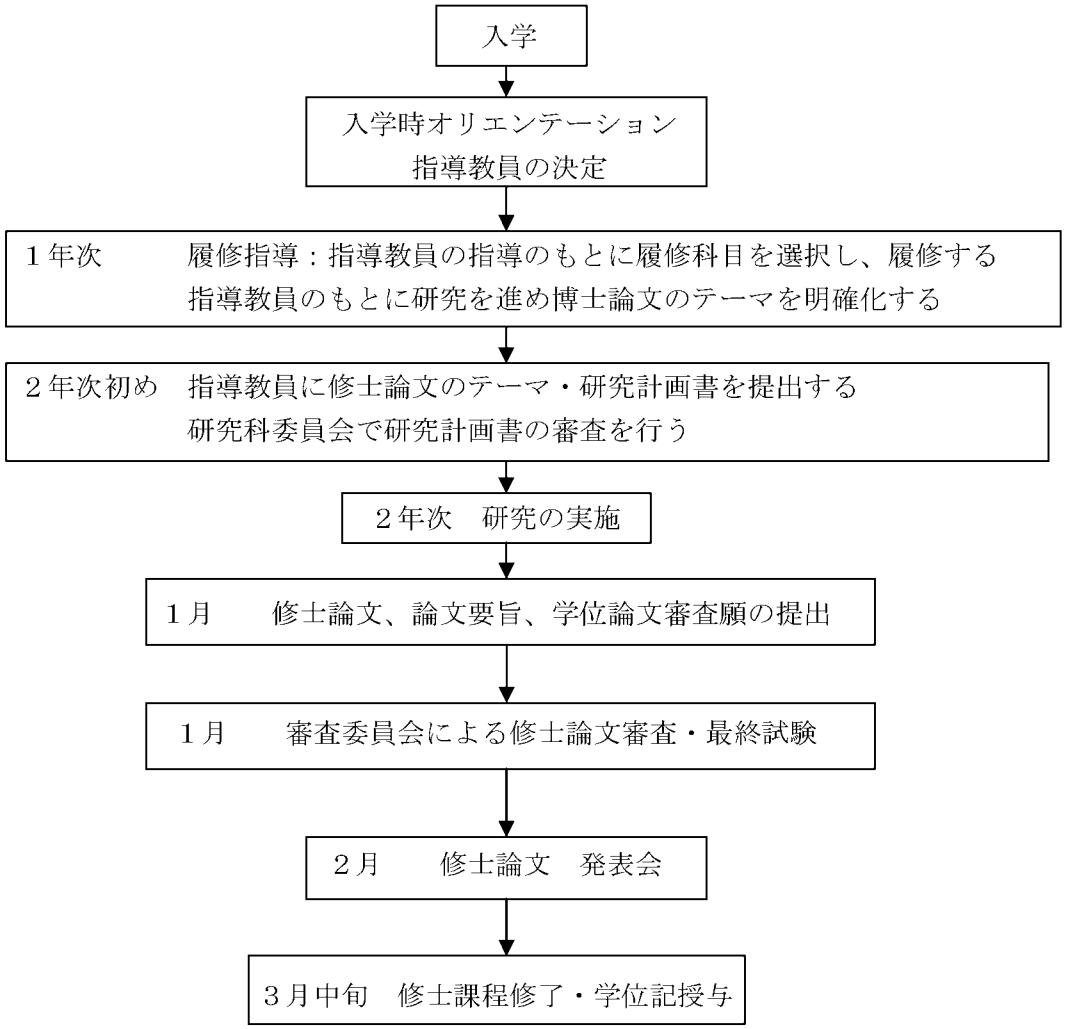

４）教育・研究指導の改善への組織的な取り組み

i）教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント（FD））およびその有効性

教員の教育・研究指導の改善については、本学全体でＦＤ研修会やFD講演会が毎年開催されている。看護学研究科においては、平成20年10月に、東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科教授の井上智子氏を招き、「専門看護師教育に求められる教育の質とその評価」をテーマとして、FD講演会を開催した。現在、まだ急性期看護学専攻分野の修了生以外では、専門看護師が誕生していないため、専門看護師教育課程を十分に評価することはできない。将来的には、看護学研究科の専門看護師教育課程の評価として、履修学生数や専門看護師認定数、学生側評価、施設側（修了生の就職先・専門看護師教育課程の実習先）側評価、社会（患者家族・市民・行政等）、教員の自己評価などを行い、質を担保した専門看護師教育課程としていく予定である。

表 3-15　修士論文テーマ一覧表

年度	専攻分野	テーマ
平成13年度	看護技術学	脳血管障害による摂食･嚥下障害患者のアイスマッサージの開始時期の検討
	看護技術学	がん患者と看護者の関わりに関する研究
	看護技術学	心臓血管手術後患者への音楽聴取と現実認知促進のための援助
	看護技術学	産前・産後の「疼痛」におけるアロマセラピーの効果
	急性期看護学	胃がんによる胃切除患者の家族の認知・行動の変化 ―入院中から退院後の食に焦点をあてて―
	慢性病在宅管理論	筋萎縮性側索硬化症患者の「自分の望む生き方」とその表明に関わる経験 －表明の場をつくることの看護援助としての成立可能性－
	慢性病在宅管理論	２型糖尿病と診断された壮年期患者の療養法実践までの取り組み
	慢性病在宅管理論	全身性エリテマトーデス女性病者の他者と関係性における体験
	慢性病在宅管理論	腹膜透析病者による病いの意味づけ
	老人看護援助論	“老人保健施設利用高齢者における口述ライフヒストリーに関する研究―語りの様相と高齢者看護ケアにおける意義の検討－
	中高齢者健康管理論	肺がん患者と胃がん患者の退院時・通院時における喫煙状況と行動変容関連要因との関係
	看護キャリア開発	スタッフ教育における婦長の教育観
	看護キャリア開発	新人看護婦の看護基礎教育からの学習経験に関連する調査研究
	看護技術学	介護施設入所者の睡眠状況と芳香剤による介入
	看護技術学	男性心筋梗塞患者の初回入浴時の身体負荷の評価と入浴方法の検討
	看護管理学	訪問看護の場における物品選択に関する情報源と看護管理上の問題点に関する調査研究

平成14年度	看護管理学	看護職のインシデントレポート提出動機に関わる要因分析
	看護管理学	看護師長のコンフリクトの認知と対処行動の構造
	看護キャリア開発	「他者との出会い」からみた看護キャリア発達の軌跡
	看護キャリア開発	病院に勤務する看護師の「学び」に関する日常生活
	老人看護援助論	痴呆性高齢者における記憶と生きる支え
	慢性病在宅管理論	外来化学療法を受ける肺がん患者の“生き抜く姿”
	慢性病在宅管理論	C型慢性肝炎から肝がんへと移行した患者による病いの意味づけ
	慢性病在宅管理論	退院移行期の虚血性心疾患病者が歩む病いの体験　－女性と男性の違いに焦点をあてて－
	急性期看護学	３次救急集中治療領域における脳神経疾患症例の無気肺要因に関する研究
	急性期看護学	急性期領域の看護師のケアリング体験
	小児看護学	採血・点滴を受ける３～７歳の子どもを処置室の外で待つ母親の思いの構造
平成15年度	看護技術学	子宮の手術を受けた患者の排便に関する体験と自然排便を促す方法の検討
	看護技術学	オーラルケア（オラベース併用を含む）の人工呼吸器関連肺炎（Ventilator Associated Pneumonia:VAP）発症予防の効果
	看護技術学	心臓血管手術患者のせん妄の実態とせん妄に対する芳香の効果
	看護管理学	看護職の副院長の就任経緯と役割の実態に関する調査研究
	看護管理学	病院組織における専任リスクマネジャーの戦略策定プロセスに関する研究
	看護キャリア開発	臨地実習指導者の学生指導におけるリフレクションに関する研究
	看護キャリア開発	病院の教育委員の「教育経験と学び」に関する質的研究
	老人看護援助論	在宅要介護高齢者に関わる訪問看護師の職業的発達をもたらす経験
	慢性病在宅管理論	終末期ケアに携わる看護師の捉える「よい最期」の像
	慢性病在宅管理論	虚血性心疾患患者と看護師との関わりにおけるNursing　Presence　－心筋梗塞患者の体験を通して－
	慢性病在宅管理論	脳卒中を患った人々の体験　～揺がされたアイデンティティ～
	慢性病在宅管理論	筋萎縮性側索硬化症患者の在宅ケアに携わる訪問看護師のわざ
	急性期看護学	ICUに入室中の患者の痛みに対する看護師の臨床判断
平成16年度	看護技術学	筋肉内注射における痛みの少ない部位の検討、および注射痛への指圧の効果
	看護管理学	チームワーク医療における看護職者と医師の協働関係
	老人看護援助論	高齢がん患者の手術治療の自己決定に影響を及ぼす要因と外来看護師への役割期待　－患者の自己決定の実態と外来看護師の支援内容と役割認識との関連－
	老人看護援助論	中途身体障害をもちながら老いを生きる高齢者の自己認識
	慢性病在宅管理論	外傷性脊髄損傷者の体験に見出される『希望』
	慢性病在宅管理論	脳卒中を体験した要介護高齢者とその家族への在宅支援
	慢性病在宅管理論	２型糖尿病患者の「自己管理」に関する患者と看護師の認識のズレ
	中高齢者健康管理論	ＶＤＴ作業者の自己効力感に関連する要因の検討－職業性ストレス要因とライフスタイルを中心に－

	中高齢者健康管理論	尿失禁を経験している成人女性の受診に影響を与える要因 －受診群と未受診群の比較を通して－
	急性期看護学	ＣＣＵでの看護師と人工呼吸器装着患者とのコミュニケーション 看護師と患者の受け止め方を通して
	小児看護学	年長幼児に喘息絵日記を用いることでセルフケアを習得する可能性
	小児看護学	幼児期の子どもの前腕部に対するお絞りタオル清拭と石鹸清拭の効果
平成17年度	看護管理学	地域医療機関におけるストーマケアとＷＯＣＮ利用の実態
	看護管理学	クリニカルラダーが看護師のキャリア開発、能力開発に及ぼす影響
	看護管理学	入院患児に付き添う親の実態と看護師による支援のあり方に関する研究
	看護キャリア開発	実習指導者の困難感とその要因に関する研究
	老人看護援助論	長期にわたり施設で排泄援助を受ける高齢者の体験
	急性期看護学	救急搬送され、緊急手術を受けた患者の家族の体験
	急性期看護学	エキスパートナースのせん妄に対する臨床判断
	母性看護・助産学	ＷＳＷ（Women who have Sex with Women）のウィメンズヘルスサービスにおける経験
	母性看護・助産学	授乳に関する母親の問題解決行動を促すための開業助産師の関わり
	小児看護学	慢性疾患をもつ思春期の子どもとその友達の体験
平成18年度	慢性病看護学	がん患者の生き抜く力を支えるナーシング・プレゼンス
	母性看護・助産学	早産児・低出生体重児・子宮内胎児発育遅延（IUGR)児を産んだ母親とドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）との関連
	急性期看護学	ＩＣＵ入室患者に対して看護師が捉える生活援助の視点
	慢性病看護学	がん患者・家族をエンパワーメントするケアコミュニティの形成
	小児看護学	障害児へのタッチケアがその母親に及ぼす影響
	急性期看護学	ＰＣＡ（Patient-controlled analgesia）による術後疼痛管理を受けている患者の体験
	慢性病看護学	急性期の頚髄損傷患者の体験と生きようとする力に影響を及ぼす看護ケア
	慢性病看護学	高齢介護者が人工胃ろう－ＰＥＧ－から栄養剤を注入する手法を獲得する過程とその管理の実際
	看護管理学	病院機能評価認定病院における患者と看護師の看護計画共有の実態に関する調査研究
平成19年度	慢性病看護学	温熱療法を受けているがん患者の取り組み
	慢性病看護学	２型糖尿病患者に対する短期看護面接の影響　－自己管理への感情の変化に焦点をあてて－
	慢性病看護学	脳卒中失語症患者とケア提供者とのあいだの交換のありよう
	慢性病看護学	進行期のパーキンソン病患者へのケアリング
	老人看護学	共生型の小規模多機能ケアにおける高齢者への看護の様相 －Ｋ事業所における看護師の取り組みに焦点をあてて－
	老人看護学	失語症がある高齢者を支援する介護老人保健施設の看護師の経験
	看護技術学	心臓移植を待機するという「病いの経験」
	看護キャリア開発	「看護教員としての自己」の形成　－看護教員養成講習会の学習経験から－
	急性期看護学	２次救急の初期治療の場における看護ケア
	急性期看護学	家族の意思決定を支える救急看護エキスパートの実践　―生命危機状態にある患者に対する意思決定を迫られた家族への援助に焦点をあてて－

	急性期看護学	救急領域における新人看護師の臨床実践能力を育むための新人教育担当者の支援－「患者理解と患者・家族との良好な人間関係の確立」に焦点をあてて－
	急性期看護学	食道癌手術患者のＩＣＵにおけるコントロールとコントロール感の様相
	小児看護学	小児がんの学童期の子どもの復学に関する母親の体験
	看護管理学	看護職者のメンタルヘルスにおけるラインケアと組織的取り組みに関する研究
	看護管理学	看護者の専従医療安全管理者による医療安全管理活動　－組織横断性に焦点を当てて－

ii）シラバスの作成と活用状況

各講義や演習の内容を記したシラバスを作成し学生便覧に掲載し、年度初めに学生に配している。シラバスは、授業科目名、担当教員名、開講年次、選択・必修の別、単位数と時間数、授業形態、使用教室、授業の目的およびねらい、授業のキーワード、授業内容及び計画、テキスト、参考文献、成績評価の方法、教員から学生へのメッセージを含んだ共通の様式を活用し作成している。さらに、授業初めには、各担当教員が講義ガイダンスを実施し、講義・演習の予定を説明している。

iii）学生の授業評価の活用状況

博士前期課程では、少人数制で双方向による授業形式で展開されており、受講生からの反応は日常的に知ることができていたため、昨年度まで授業評価は取り入れていなかった。しかし、客観的に学生評価を得るための方策として、2008 年度前期より授業評価を行うこととなり、2008 年 8 月に学生を対象として授業評価を実施し、7 割強の学生から回答を得た。授業評価の項目として、開講時期、科目内容、教育方法、自己の学習態度、教師に対する学習支援に関する項目を含めた。科目ごとに集計した結果を博士前期課程の担当教員に戻し、学生の授業評価に対する担当教員の所見と今後に向けての方策を示し、教員および学生に公開した。

開講時期に関しては、全ての科目で「適切である」との回答を得たが、社会人学生への配慮として 6 限目や 7 限目に開講している科目に対して、フルタイムの学生から開講時間を昼間の時間にしてほしいとの希望も出されている。開講時間に関しては、今後、大学院の教務小委員会で検討していく予定である。

ⅳ）修了生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況

今年度まで修了生に対して、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みはなかった。しかし、博士前期課程では、専門看護師教育課程の導入により教育課程が変化してきていることから、開設 9 年目である 2008 年 9 月に修了生 53 名（住所が把握できている修了生）を対象として、在学時の教育内容や方法を評価し、その結果を博士前期課程の教育課程の改善に活かしていくことを目的としてアンケート調査（大学院博士前期課程のカリキュラムに関する調査結果）を行った。

35 名（66.0%）より返送されたアンケートを分析した結果、本学の大学院教育に対して、18 名が「非常に満足している」、16 名が「まあまあ満足している」と回答しており、ほとんどの修了生が満足していた。また、大学院受験を考えている人に対して本学の大学院受験を 8 名（22.8%）が「非常に薦めると思う」と回答し、13 名（37.1%）が「薦めると思う」と回答しており、6 割の修了生が、大学院受験を考えている人に本学の大学院教育を薦める意思があることが明らかになった。

大学院を修了したことで身についた能力として、論理性や思考力、研究能力、探求していく力、分析力などがあげられ、実践力としてコンサルテーションや交渉能力、調整能力、統合的見方、ネットワーク力などがあげられていた。一方、修了生の中には、実践力が十分に身につかなかったという意見もあり、充実した方が良いと思う内容として、専門看護師の役割獲得のための講義や実習の充実があげられていた。

在学中にあればよかったと思う教育上・教育環境上・学生生活上の支援として、図書館のサービス向上（土・日の開館や開館時間の延長、自宅から図書館へのアクセス）に関する意見や他大学大学院の学生との交流などの意見があった。また、本学の大学院教育を改善するための意見として、教員の研究活動を学ぶ機会や大学 HP の充実、専門看護師コースと研究コースのカリキュラムの分離などの意見があった。

③国内外との教育研究交流

１）国内外との教育研究交流

i) 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

国際化への対応と国際交流の推進は大学全体の取り組みであり、看護学研究科独自の取り組みはない。2006 年に看護学研究科博士後期課程が開学したことにより、グレッグ美鈴教授が EAFON の担当者となり、東アジア諸国との博士課程のネットワークづくりに力を注ぐ予定である。

看護学研究科担当教員の国際的な研究交流として、神戸市在外研究費および文部科学省在外先進研究実践支援補助金の支給を受け、平成 15 年度に 1 名、平成 16 年度に 1 名、平成19年度に1名の計3名の教員が過去5年間にこの制度を利用して在外研究を行ってきた。在外研究を行った教員は、在外研究の発表会を開催し、その成果の報告とともに、在外研究を行った大学の教育についても紹介しており、そのことにより、国際化への対応につながっている。また、短期の研究に関する海外研修は、毎年 3 割程度の教員が研究のために科学研究補助金などの研究費を利用していっている。平成 19 年度の実績では、18 名の教員が短期海外研修を行っている。

④学位授与・課程修了の認定

１）学位授与

i) 修士・博士の学位の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

平成 13 年度から平成 19 年度までの 7 年間で、博士前期課程修了者(学位の授与)数は 85 名である。博士前期課程の修了要件(授与方針)は、博士前期課程に 2 年以上在学し、所定の授業科目について 30 単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで修士論文の審査および最終試験に合格することである。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、本学大学院に 1 年以上在学すれば足りるとしている。

博士後期課程開設後 3 年を経過していないため、修了生は輩出していない。博士後期課程の修了要件(授与方針)は、大学院に 5 年(修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者については、当該課程における 2 年の在学期間を含む。）以上在学し、博士後期課程授業科目について 12 単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで博士論文の審査および最終試験に合格することである。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本学大学院に 3 年(修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者については、当該課程における 2 年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるとして

いる。

本学大学院において博士前期課程を修了した者に対しては、修士(看護学)の学位を、博士後期課程を修了した者に対しては、博士(看護学)の学位を授与する。

ii) 学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

博士前期課程において、研究科委員会が選任した主査1名、副査2名以上の研究科の教員により、論文審査委員会を設置し、論文審査と最終試験を行う。論文審査委員会は、論文審査と最終試験の結果を研究科委員会に報告し、その報告に基づいて、研究科委員会で審議し学位授与の可否について議決している。

博士後期課程においては、研究科委員会が選任した主査1名、副査4名の研究科の教授により、論文審査委員会を設置し、論文審査と最終試験を行う。論文審査委員会は、論文審査と最終試験の結果を研究科委員会に報告し、その報告に基づいて、研究科委員会で審議し学位授与の可否について議決している。博士の学位を授与した時は、当該学位を授与した日から3カ月以内にその論文の要旨および審査結果の概要を公表し、博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に審査対象となった論文を印刷し公表しなければならない。ただし、学位授与以前に印刷し、公表したものにあってはその必要はない。

〔点検・評価、長所・問題点〕

①教育課程等

1）看護学研究科の教育課程

看護学研究科の教育課程は、看護学研究科の教育理念・教育目的の趣意に沿って構成されていることが理解できる。さらに、これらの教育課程は、学校教育法第99条「学術の理論および応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培い、文化の進展に寄与する」こと、大学院設置基準第3条第1項「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培う」こと、第4条第1項「博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養う」ことを過不足なく満たしており、教育課程と大学院の理念・目的、学校教育法、大学院設置基準との関連に問題はない。さらに、看護学研究科の教育課程を履修することにより、大学院設置基準第3条第1項および第4条第1項の目的達成は可能であり、両者間の適合性に齟齬はないと判断できる。

学士課程、博士前期課程、博士後期課程の教育内容は、大学・大学院の教育理念や教育目的、さらには大学設置基準に沿うものであり、適切な内容を持っていると判断できる。さらに、看護学研究科の教育内容は学士課程の教育内容と継続の関係性が明確に示されており、本学の看護学の学士課程から博士後期課程までの教育課程が体系的に編成されている点は長所であるといえる。その一方で、教育内容に一定の限界をもたらし、学部生および大学院生が他の分野や新しい分野に接する機会が少ないという点は、単科大学の大学院の限界であると考えられる。これまで、社会の要請に応じて看護学研究科の教育課程を見

直し、より良い教育課程となるように修正を加えてきた。しかし、激動する社会の状況から判断して、今後も検討を続けていく必要があると考える。

博士後期課程は2006年4月に開設され、現在、データ分析を終え博士論文を作成の準備を進めている3年次の学生がおり、入学から学位授与までの教育システム・プロセスは適切に機能していたと思われる。しかし、まだ教育システム・プロセスをたどっている学生数も少なく、今後も継続的に検討していく必要がある。

2）授業形態と単位の関係

各授業科目の特徴・内容に合わせて履修形態（講義・演習別）が考えられており、単位計算方法は履修規程に則り実施されており、現時点では特に問題はないと評価できる。

3）単位互換、単位認定等

現在の単位互換、単位認定や既修得単位認定に関しては履修規定に則り実施されており、現時点では特に問題はないと評価できる。

4）社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

社会人学生に対して、指導教員や科目担当教員は細やかな教育的配慮をしていると評価できるが、社会人学生はフルタイムの学生に比して、各授業科目や研究にかけられる時間も制限され、履修計画どおりに進んでいない学生もあり、細やかな履修指導が必要と考えられる。

社会人学生への教育的配慮として、いくつかの科目に関して、開講時間を6限・7限目としているが、授業評価でフルタイムの学生から開講時間を早めてほしいとの希望も出されており、今後、検討していく必要がある。

②教育方法等

1）教育効果の測定

教育指導上の効果を測定するための方法として、これまでは担当教員の裁量に任されていた。すなわち、授業は少人数制で双方向による授業形式で展開されており、受講生の反応は日常的に知ることができていたと考えられる。しかし、それらの評価は、教員の主観的な評価であり客観性に欠けていたと判断されたため、今年度より授業評価を取り入れた点は評価できる。また、授業評価の結果に対する担当教員の所見と今後に向けての方策を学生および教員に公表した点についても、学生の授業評価に対する教員の考え方を明確に示すことができ、次年度に向けて授業評価を活かしていくことが可能となると判断できる。

2）成績評価法

学生の状況は、フルタイム学生あるいは社会人学生の別だけでなく、資質面でも多様であり、指導面でも多様な取り組みを必要としている。したがって、成績評価法も多様にしていく必要がある。現在は教員の判断に任せられているが、大学院にふさわしい成績評価の方法についても検討していく必要がある。

3）研究指導等

研究指導等の体制は、一応整っていると評価できる。しかし、さまざまな理由により研究のプロセスが遅れている学生や休学している学生も数名おり、履修計画どおりに進まない学生に対する教育・研究指導方法について検討していく必要がある。

4）教育・研究指導の改善への組織的な取り組み

これまでのFDは、本学全体のFDであり、看護学研究科独自のFDはまだ充実してお

らず、今後さらに充実させていく必要がある。

今回実施した修了生を対象としたアンケートの結果は概ね肯定的な内容であったが、専門看護師教育課程に関する課題も明らかになった。すなわち、専門看護師教育課程の一部の修了生から実践力が十分に身につかなかったという意見や、充実した方が良いと思う内容として、専門看護師の役割獲得のための講義や実習の充実があげられていた点に関して、教育課程の科目配置、科目担当者の充実（専門看護師の導入）、実践能力を獲得させるための実習方法、専門看護師を目指す修了生に対するフォローアップ体制等について検討する必要があると考える。

③国内外との教育研究交流

１）国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

大学院看護学研究科は、基本的には本学の国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針に沿って運営されているが、留学生の受け入れや本研究科からの学生の海外への派遣もなく、消極的であったといえる。国際化に対応する研究プロジェクトの実施や研究会の開催等に関しても、各教員が個別的に実施しており、本研究科において制度的に実施されていない。

④学位授与・課程修了の認定

１）修士・博士・専門職学位の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

博士前期課程については、修士論文提出者は全員学位が授与されている。博士後期課程については、博士後期課程の完成年度を迎えておらず、まだ博士論文の提出や審査は行われていない。

２）学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

現在の学位審査の透明性と客観性は十分に確保されていると思われる。

〔将来の改善に向けた方策〕

１．専門看護師教育課程認定分野を充実させる

看護学研究科は、2000 年の開設当初より高度専門職業人の育成の目的を達成するために、日本看護系大学協議会が認定する専門看護師教育課程を整備することを視野に入れて準備してきた。これまで３専攻分野が日本看護系大学協議会による専門看護師教育課程の認定を受けてきた。2009 年度には、がん看護学専攻分野および小児看護学専攻分野の２専攻分野が専門看護師教育課程の認定審査を受ける予定である。精神看護学分野および地域・在宅看護分野に関しては教育・研究指導体制を整え、2～3 年後の申請に向けて準備を進めていく。

２．専門看護師教育課程における教育方法を検討し、その結果に基づき改善する

今年度の FD 講演会での講演内容『専門看護師教育に求められる教育の質とその評価』や修了生を対象としたアンケート結果から考えて、本学看護学研究科の専門看護師教育課程の教育方法に関して早急に検討し、専門看護師教育方法の充実を図る必要があると考える。そこで、専門看護師教育課程の科目を担当している教員をメンバーとして、『専門看護師教育方法の在り方検討会』を今年度の 11 月に立ち上げ検討することとなった。

検討内容として、専門看護師教育課程の科目の配置、科目担当者の充実（専門看護師の

導入)、専門看護師に必要とされる実践能力を獲得させるための実習方法、専門看護師を目指す修了生に対するフォローアップ体制等を考えている。検討した内容に関しては、研究科委員会で審議したうえで、2009 年度～2010 年度のカリキュラムや教育方法等に反映させていく。

３．博士後期課程の学位授与までの教育システム・プロセスを評価し、充実させる

看護学研究科博士後期課程は今年度に完成年度を迎え、現在、１名の学生が学位取得に向けて博士論文を作成中である。学位が授与された場合、学位授与までの教育システムおよびプロセスを評価し、教育・研究指導体制の充実および厳格公正な学位審査体制のさらなる整備を行う。評価の結果に基づき教務小委員会で検討し、改善が必要な場合には研究科委員会で審議の上、2009 年度博士後期課程入学生より実施していく。

（３）助産学専攻科の教育内容・方法

〔到達目標〕

1. 助産師の自覚と責任に基づき、多様な対象者の個別性に対応できる実践能力を育む。
2. 生命の尊厳と人権の尊重に基づく倫理観を培い、助産師として現場で生じる倫理上の課題に取り組む姿勢を養う。
3. 医療機関や地域で自律的に自然出産を実践するために、正常経過の診断とケア、正常からの逸脱の判断とケアができる能力を育む。
4. 周産期の女性と新生児、その家族の相談、教育、援助活動を自律的に行いうる基礎的能力を育む。
5. 女性の人権を基盤として、ライフステージ各期のウィメンズヘルスの増進を図るための活動に関する理解力を育む。
6. 助産チームおよび他職種との積極的連携・協働・調整を可能にするリーダーシップと協調性を育む。
7. 他職種と連携・協働しながら地域母子保健活動を実践できる基礎的能力を育む。

①教育課程等

１）学部・学科等の教育課程

i)教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性

専攻科のため、該当しない。

ⅱ）教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

助産学専攻科は、専門職業教育であるため、すべての科目が専門科目となっている。そのうち、倫理性を養う教育として、職業倫理については助産学概論のなかで、生命倫理については生殖生命倫理学のなかで教授している。後者は選択科目であるが、平成17年度の開学以来、ほぼ全員の学生が選択している。

ⅲ）「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第83条との適合性

専攻科のため、該当しない。

ⅳ）一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

専攻科のため、該当しない。

ⅴ）外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

専攻科のため、該当しない。

ⅵ）教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

専攻科は専門職業教育であるため、開設されている授業科目すべてが専門教育的授業科目（実習を含む）である。

ⅶ)基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

専攻科のため、該当しない。

viii）カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

本学専攻科の必修科目は31単位、選択科目は4単位で、卒業認定単位は33単位以上となっている。専攻科のカリキュラムは、看護師、あるいは看護師と保健師の基礎教育を終了した者に対して、周産期を含むあらゆる発達段階にある女性へのケア提供を行うために必要な専門教育を提供するものである。カリキュラムは「助産学基礎科目」、「助産学実践科目」、「助産学実践関連科目」、「探求科目」から構成されている。

「助産学基礎科目」は、助産に関連する理論と助産倫理、助産実践の全体像ならびに世界各国で行われている助産実践を文化的側面からも理解し、助産師としてのアイデンティティ形成の基礎を学習する科目群であり、すべて必修科目としている。

「助産学実践科目」は、助産実践の基礎となる知識と技術、開業権を持つ助産師の管理活動について学習する科目群である。科目構成は、妊娠・分娩・産褥・育児期にある女性や、新生児・乳幼児期の子どもの母親とその家族について、彼らを取り巻く社会との相互関連と連続性を理解しつつ学ぶことができるように工夫している。この科目群もすべて必修である。

「助産学実践関連科目」は、助産実践の上で理解しておくことが望ましい基礎科目と、助産学のなかでもより専門性の高い科目とで構成されている。基礎科目はジェンダーの視点を備えたカウンセリング技術、統合医療の考え方とその技術、親子関係の発達理解の習得を目指す科目群で、いずれも必修科目である。専門科目として、家族、思春期、生命倫理、DVと虐待に関する選択必修科目を置き、2科目以上を選択することとしている。

「探求科目」は、必修科目で経験した助産実践の事例を深く追究することによって、よりよい助産ケアを考察し、論理的にまとめる能力を育成することを目的とした科目である。

以上のように、本専攻科においては必修科目が圧倒的に多いが、助産師学校養成所指定規則と専攻科の教育目標からみて必修・選択の量的配分は妥当である。

２）カリキュラムにおける高・大の接続

i)学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

専攻科のため、該当しない。

３）カリキュラムと国家試験

i)国家試験につながりのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、カリキュラム編成の適切性

助産師教育施行規則で国家試験の受験資格として22単位以上と規定されているのに対して、本専攻科はこれを上回る33単位を卒業要件としている。表3-16は、助産師学校養成所指定規則と本専攻科の単位を対比したものである。

４）医・歯・薬学系のカリキュラムにおける臨床実習

i)医・歯・薬学系のカリキュラムにおける、臨床実習の位置づけとその適切性

実習には、助産学実習とウィメンズヘルス実習の2種類があり、それぞれについての知識と技術、態度の習得と統合を目的としている。

a）助産学実習

妊娠・分娩・産褥および子育て期にある女性・胎児・新生児とその家族のケアに必要な助産師としての基礎実践能力を習得すること、そして助産師の役割や責務を理解し、助産師として

の態度を養うことを目標としている。具体的な実習目標は以下の3点である。
・妊娠・分娩・産褥および子育て期にある女性・胎児・新生児とその家族のケアに対して必要な健康診査を行う。
・妊娠・分娩・産褥および子育て期にある女性・胎児・新生児・乳児とその家族のケアに対して必要な援助を計画し、実践する。
・施設（病院・診療所・助産所）および地域における助産師の活動を理解し、実践を学ぶ。
・助産所の経営管理を学ぶ。
ｂ）ウィメンズヘルス実習
ライフサイクルの中で女性をとらえ、女性の健康生活を援助するための基本的な実践能力を習得することを目指して、以下のような目標を設定している。
・ライフサイクル各期にある女性の健康の保持増進および自己管理について理解し、女性自らが自己の健康管理を行うことができるよう援助を行う。
・援助実践を通して、ライフサイクル各期にある女性の健康について理解する。

表3-16　助産師学校養成所指定規則と本学助産学専攻科単位の比較

科目名	助産師学校養成所指定規則	本学助産学専攻科
基礎助産学	6	6（助産学概論①、ウィメンズヘルス①、周産期学Ⅰ②、Ⅱ①、乳幼児ケア論①）
助産診断・技術学	6	7（助産診断技術学④、助産診断技術学演習①、統合ヘルスケア論①、女性カウンセリング論①）
地域母子保健	1	1（親子関係発達論①）
助産管理	1	1（助産管理①）
臨地実習　助産学実習	8	15（助産学実習⑭、ウィメンズヘルス実習①）
		5（助産研究①、家族社会学①、思春期健康教育論①、生殖生命倫理学①、DVと子ども虐待①）
計	22	33

５）インターンシップ・ボランティア
i)インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性
専攻科のため、該当しない。
ⅱ)ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性
専攻科のため、該当しない。
６）授業形態と単位の関係
i)各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法

の妥当性

学部と同様である。

７）単位互換、単位認定等

i)国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学設置基準第28条第2項、第29条）

助産学という専門性の高い課程であり、他大学等での該当科目履修の例もきわめて稀であると考え、現在のところ既修得単位認定は行っていない。

８）開設授業科目における専・兼比率等

i)全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

当専攻科の選任教員が占める授業科目とその時間は表3-17のとおりである。専任教員の授業時間数は、実習のコマ数が多いことや、演習科目は複数の教員で担当することとも関係して全体の約半分を占めている

ⅱ)兼任教員等の教育課程への関与の状況

学部との兼任教員が9名おり（学生便覧ｐ.121）、各教員の専門的分野の科目を担当している。教員1人あたりの担当科目数は、家族社会学や生命倫理など1科目の場合もあるが、助産学概論や周産期学Ⅰなどの科目ではオムニバスとして数コマずつを担当する場合もある。これらの授業は、助産学の専門性の幅を広げるための基礎として重要な役割を果たしている。

表3-17　授業科目別専任教員担当時間（年間）

授業科目名	授業コマ数	専任教員1	専任教員2	専任教員3
助産学概論	15	12		
周産期学Ⅰ	4		4	
助産診断技術学	4		45	20
助産診断技術学演習	1		15	15
ウィメンズヘルス	6	2	2	1
助産管理	4	4		
助産学実習	210	時々	210	210
ウィメンズヘルス実習	15		5	15
助産研究	15	15	15	15
思春期健康教育論	15		15	
DVと子ども虐待	3	3		
計		36	311	276
担当割合（選任教員の担当コマ数/全授業科目コマ数）		6.3%	54.6%	48.4%

表3-18　卒業生の就職施設

就職先	人数
神戸市立医療センター西市民病院	1
神戸市立医療センター中央市民病院	5
西神戸医療センター	3
大阪厚生年金病院	2
大阪府立母子センター	1
愛仁会（千船）	5
パルモア病院	1
淀川キリスト教病院	1
大阪厚生年金病院	1
財団法人田附医学研究所北野病院	1
倉敷成人病センター	1
岡山大学医学部歯学部付属病院	1
財団法人倉敷中央病院	1
香川大学医学部付属病院	1
京都第二赤十字病院	1
京都民医連中央病院	1
鐘紡記念病院	1
滋賀県済生会病院	1
島根県立中央病院	1
杏林大学医学部付属病院	1
東京大学医学部付属病院	1
日本赤十字医療センター	1
慶應義塾大学病院	1
大和高田市立病院	1
済生会兵庫県病院	2
中国電力（株）中電病院	1
福井赤十字病院	1
シモムラ医院	1
医療法人雪の聖母会　聖マリア病院	1

②教育方法等

１）教育効果の測定

i)教育上の効果を測定するための方法の有効性

教科内で特徴的な教育方法を行なっている内容のみ、学生からの授業評価を受けているが、すべての科目については行っていない。

ⅱ)卒業生の進路状況

開設後3年間の卒業生の就職先を表3-18、表3-19に示す。就職施設はすべて病院、診療所で

ある。就職先の所在地は神戸・大阪などが多いが、郷里に戻って就職する者も多い。

表3-19　卒業生の就職所在地　（人）

卒業年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	合計
神戸市	4	4	2	10
大阪府	7	3	2	12
東京都		1	3	4
岡山県		1	2	3
京都府	1		1	2
兵庫県			2	2
香川県		1		1
滋賀県		1		1
島根県		1		1
奈良県			1	1
広島県	1			1
福井県		1		1
福岡県			1	1
宮崎県		1		1
無職	1			1
	14	14	14	42

２）成績評価法

i)厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性

学部と同様である。

ⅱ)履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性

学部と同様である。

ⅲ)各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

本専攻科の入学生は、様々な教育機関を卒業し臨床経験も様々であるため、入学直後に実施している技術チェックで基礎的な看護技術能力を把握し、これにもとづいて助産技術の演習内容等を調整している。卒業時の質としては、これまで3期の卒業生の助産師国家試験合格率はすべて100％である。

３）履修指導

i)学生に対する履修指導の適切性

本専攻科の履修に関する必要事項は、学生便覧に明示するとともに、学生には入学式直後の授業開始前にガイダンスを行い、カリキュラムの全体像と1年間の学習過程をイメージできるよう指導している。学生便覧には全科目のシラバスを掲載しており、単位数、時間数、必修選択の区別、授業形態、授業のねらい、キーワード、授業の進め方、教科書、参考文献の提示、履修上の注意事項、評価方法、教員からのメッセージといった項目が記載されている。授業の進め方などについては、シラバスに加えて資料を配布し、具体的に説明している。

履修指導は、4月入学後、新入生ガイダンス時に学部学生と一緒に受けるが、わかりづらい場合は専攻科の新入生ガイダンスで質問等が出来るように配慮している。履修登録は年1回4月に行う。また、専攻科独自の担任制をとっており、各学生は学習上の問題などを担任教員に個別に相談し、助言を得ることができる。

ⅱ)留年者に対する教育上の措置の適切性

現在のところ該当者はないため措置は行っていない。

４）教育改善への組織的な取り組み

i)学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント（FD））およびその有効性

平成19年度より、助産学専攻科の専任・兼担教員が全員で、ウィメンズヘルス助産学勉強会を実習のない月毎に1回開催している。また、地域の助産師との交流を兼ねた勉強会「助産師の集い」を、本学専攻科の教員が中心となって不定期に開催している。この会では、参加者の研究発表と意見交換、施設の助産師と地域の助産師の交流が図られている。

また本学は全国助産師教育協議会の機関会員となっており、教員全員が会員である。これによって、全国の助産師教育の最新動向を知ることができている。

ⅱ)シラバスの作成と活用状況

シラバスは各担当教員が作成し、授業内容の進度を測る指標としている。

ⅲ)学生による授業評価の活用状況

専攻科は現在のところ、一部の科目を除いて授業評価は行なっていない。

ⅳ）卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況

現在、システム化はされていないが、平成18年からプレパパ・プレママセミナーの予行時や実施時に卒業生が来校し、在学時の教育内容・方法を評価してもらう機会がある。

５）授業形態と授業方法の関係

i)授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

カリキュラム開講時期と時間割編成を別表で示した。

前期実習開始までの4、5月に、助産学基礎科目および助産学実践科目群の講義と演習を開始し、大半の内容を学んだうえで、6、7月の助産学実習（前期）、8月のウィメンズヘルス実習（選択施設にて）を行う。これらにより、講義で学んだ助産学の基礎的、実践的知識を実践知へと深める。その後7月後半から10月には助産学実践関連科目の講義を行い、統合的なヘルスケアや親子関係へのケア、思春期にある人々へのケアや、ドメスティック・バイオレンスや虐待などの予防と早期発見・ケアといった、幅広い助産師の活動についての知識・技術を学ぶ。こうした知識・技術は、助産学実習や継続事例実習において、女性や家族を社会の中で総合的に理解し、助産活動を効果的に実践する能力の基盤となる。11・12月には助産学実習（後期）、1月にウィメンズヘルス実習（NICU・GCU・女性専用外来）を行う。そして助産学専攻科修了前の2月には、自らの助産実践を振り返り、より良い助産ケアを考察する論理的能力を育成する探求科目として助産研究を行う。

各時期の学習内容の積み重ねによって、助産学の基礎・実践・実践関連科目による知識の上に立った助産実践、そしてそれらを振り返り、より良い助産ケアを探求する過程自体の修得を達成することができる。

また、前述したように、本学専攻科の助産学探究科目として助産研究が位置づけられている。

助産研究では、既習の知識･理論･実習体験を基盤として、助産学実習を初めとして10カ月にわたる期間を通じてケアを行ってきた継続事例をめぐるテーマをもとに、自分の行ったケアをじっくり丁寧に分析し、事例研究論文としてまとめるものである。

学生は継続事例A、Bの事例について、実習記録をもとに、経過をできるだけ具体的な表現で事実を記述するとともに、学生がその場で感じ考えたことも記述し、それらを研究データとして用いる。完成した論文は論文集として発行し、実習施設・本学図書館に設置している。

さらに、通常の授業・演習・実習以外には、平成19年度より、より広く教育・実践・研究に秀でた外部特別講師を迎え、助産学専攻科特別講演を行っている。平成19年度の実施内容は以下のとおりである。

・平成19年度講師：桂容子（日本女性学会　男女協同参画センターとよなかすてっぷ前館長）
内容と効果：男女共同参画政策をふまえた、専業主婦の現代的状況や、多様な女性と女性への支援と具体的政策についての講演。女性センターの現状と、女性にとっての意味・役割に関する助産学専攻科学生の理解と関心を深めることができた。

・平成20年度講師：中山雅弘（大阪府立母子保健総合医療センター検査科部長）
内容と効果：「胎盤が教えてくれるもの」の題にて講演。胎盤や臍帯の入念な観察力と計測値の異変が新生児の予後に大きく反映すること、感染症や早産となった場合の観察方法などについてデータに基づき理解できた。

ⅱ)多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

さまざまなお産の形態に関するVTR、DVD教材を準備し、自由に貸し出しができるように準備している。学生のさまざまなお産のイメージ化に役立っている

ⅲ)「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

「遠隔授業」は実施していない。

③国内外との教育研究交流

１）国内外との教育研究交流

i)国内での教育研究交流

a)近隣の助産教育機関との交流

平成17年度に兵庫県立総合衛生学院助産学科学生との合同合宿を行い、学生間、学校間の交流を行った。また、日本助産師会近畿ブロックの「国際助産師の日」の催しである学生間交流プログラムに参加した。

平成19年度からは、全国助産師教育協議会の事業として新たに学生交流プログラム「近畿地区助産師学生交流会」が開始され、本学専攻科もその第1回から参加している。

教員全員が前述のとおり全国助産師教育協議会の機関会員である他、日本助産師会、日本助産学会会員でもある。全国助産師教育協議会が開催する総会や、近畿ブロック研修会などに、毎回教員が参加し近隣の教育機関と交流・相互研鑽している。なお、平成19年度には、本学が日本助産学会学術大会（神戸）の事務局となった。

b)本学の現代GPの取り組みにおける教育実践

本学の現代GPの取り組みにおける助産学専攻科の教育実践として、次世代育成に関連する以下のような活動を行っている。

・命の感動体験

本学と神戸市西区との協同事業の一つに、西区下の小学校にて、小学生と地域の乳幼児親子とのふれあい体験事業「命の感動体験」がある。専攻科学生と教員はともに準備段階からこの事業に関わり、ファシリテーターを担っている。この事業を通じて学生は、乳幼児親子と小学生が、互いに幼いものを育む姿勢を学びとる姿に助産の原点を学ぶ。また地方自治体の保健事業関係者、学校関係者（小学校教員・保護・ボランティア）、地域民生児童福祉委員、シルバーボランティアらの役割と協同の実際を学ぶ機会にもなっている。

・竹の台ふれあい祭り

神戸市西区竹の台地区の地域祭りの催し物の一環として、「赤ちゃん抱っこ体験コーナー」を年 1 回実施している。学生は新生児人形や育児グッズの用意や宣伝媒体作りなどを主体的に行い祭りづくりに参加するとともに、地域の様々な年齢層の男女と赤ちゃんを抱っこするという体験を通じて出会う。この経験は、同じ地域のなかで人々と直接的に交流しながら、地域住民の持つ次世代育成に関するニーズを実感する機会となっている。

・地域の小学校での月経教育演習

思春期健康教育論受講者が年に 1 回、神戸市西区内の小学校 4 年生の学級にて月経教育を実施している。学内での講義などで得た知識を踏まえ、実際に思春期の対象者のなかに出向いて演習することで、より実践的な学習が可能となっている。

・プレパパ・プレママセミナー

神戸市西区との協同で、5月・9月・1月の各日、計3日間全6回の西区プレパパ・プレママセミナーを本学において実施している。このうち9月・1月の2日間4回の運営・実施は、広報以外すべての活動を助産学専攻科学生が行っている。内容や媒体の企画・作成などを数か月にわたり準備し、助産学実践科目や関連科目や実習で学んだことを助産学専攻科学生全員で発揮する。この活動によって、地域における母子保健事業担当者との調整や、地域で生活する妊婦とそのパートナーへの助産師の貢献について学ぶことはもちろん、助産師（学生）集団として共同作業する際のコミュニケーション技術や態度の育成、成果などについても学んでいる。

・ピアカウンセリング

ピアカウンセリングとして、学部や専攻科の学生が、同じ背景を持つ高校生等と対等な立場で時間を分け合い、性に関する話しを聞き合う企画を実施している。学内演習を行った後に、大学への来訪者を対象としたり、学外の高校等へ学生が出向いて実施したりする。年間40回程度の活動実績があり、年々活動は活発になっている。例として、平成19年度の交流実績は表3-20の通りである。

ⅱ）国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

学部と同様である

ⅲ）国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

本専攻科においてはこれまで独自に、以下のような機関から教育への協力や研究交流の機会を得ている。

・WHO神戸センター

本学専攻科の創設当初より、ウィメンズヘルス実習の一環として、WHO神戸センターでの見学とレクチャーを受ける機会を設けている。

・AUICK（アジア都市情報センター）

平成19年度8月に、本学においてAUICK（アジア都市情報センター神戸）主催の講演とワー

クショップが行われた。テーマは「災害時における母子保健～阪神淡路大震災の経験～」で、本学助産学専攻科教授が災害時に妊婦・母子の実情と母親からのニーズ、災害に関する支援内容について講演を行うとともに、本学教員が中国、バングラディシュ、インドネシア、マレーシア、パキスタン、フィリピン、タイ、ベトナムらの参加者とともにワークショップに参加した。

表3-20　ピアカウンセリング実施一覧（平成19年度）

日時	場所	参加者数(名)			内容
		中学・高校生	教員	本学学生	
平成19年6月7日(木)	甲南女子大学附属中学校	82 (3年生)	1	10	ラポール、愛の十二階段、好きになることとは
平成19年7月18日(水)	兵庫県立宝塚東高校	200 (2年生)	1	2	ラポール、ライフライン、ピアプレッシャー、アンドロギュノスの話、愛の12階段、避妊、性感染症、HIV予防
平成19年8月21日(火)	神戸市看護大学	自由参加高校生:5	1	4	ラポール、ライフライン、ピアプレッシャー、アンドロギュノスの話、愛の12階段、避妊、性感染症、HIV予防
平成19年9月10日(月)	神戸市立西高校	78	1	18	グランドルールとピアについての説明、ラポール、アンドロギュノスの話、愛の12階段
平成19年9月12日(水)	神戸市立西高校	40	1	10	ラポール、性感染症について、避妊について
平成19年9月13日(木)	神戸市立西高校	37	1	8	ラポール、性感染症について、避妊について、デートDV
平成19年9月14日(金)	神戸市立西高校	57	1	13	ラポール、ネゴシエイト、性感染症の補足、コンドームスキル、デートDV、まとめ
平成19年9月19日(水)	神戸市立西高校	20	1	5	ラポール、避妊具の紹介、デートDV、まとめ
平成19年10月28日(日)	順心会看護医療大学	学祭参加者	1	6	ピアカウンセリング、情報提供、コンドームの配布
平成19年12月17日(月)	兵庫県立小野工業高校（定時制）	112	1	12	ラポール、ライフライン、ピアプレッシャー、アンドロギュノスの話、愛の12階段、避妊、性感染症、HIV予防
平成20年2月8日(金)	兵庫県立長田高校	320 (1年生)	1	12	ラポール、ライフライン、愛の12階段、避妊、性感染症・HIV予防
平成20年2月15日(金)	兵庫県立松陽高校	240 (1年生)	1	8	ラポール、ライフライン、愛の12階段、避妊、性感染症・HIV予防

④通信制大学等

１）通信制大学等

i)通信制の大学・学部における、実施している教育の内容、方法、単位認定、学位授与の適切性とそのための条件整備の適切性

通信制大学ではないため該当しない。

〔点検・評価、長所・問題点〕

毎年度の時間割編成、非常勤講師、授業担当者の変更、実習施設の変更などは、助産学専攻

科創設当初より、常設の助産学専攻科運営委員会で審議し、拡大教授会の承認の上で決定している。また助産学実習については、実習施設の臨床指導者と教員とで臨床指導者会を開いている。これらの機会は、教育課程の評価を行うのみにとどまらず、本学の助産学専攻科以外の教職員や実習施設関係者に対して、本学助産学専攻科の教育課程の理念や目標を周知するとともに、共に助産学教育を担う立場として意見交換する機会にもしている。また臨床指導者会の議事録は次年度以降の教育改善の資料として活用している。

本学専攻科の教育方法は、教育理念・目標に沿った授業時間数や実習単位数となっており、学生に十分な学習時間を確保できていると考える。一方で、授業時間に現れない学習時間、例えば、数か所にわたる実習施設への移動時間や、メールや電話などを用いた対象者や教員、学生間でのやり取りに要する実習時間の延長などである。こうした時間は助産師としての態度を養う上でも必要な学習機会であるが、助産学専攻科学生の学習時間が過密になる原因ともなっている。ただ、こうした問題については、そのつど速やかに検討し、毎年教育方法上の工夫や改善案を検討し、次年度には改善策を講じている。教育上の改善点を早期に発見、対応することを通じて、年ごとにより高い教育の質を維持していこうとしている。

本学助産学専攻科を担当（専任・兼担）している教員は臨床経験が豊富であり、学部教育と並行して助産学専攻科の教育にも携わっていることで、より効果的な教育方法の検討につなぐことができている。

以上のような教育の成果として、平成19年度までの3期の卒業生は、先述のとおり全員が助産師国家試験に合格し助産師として就職した。

国内における教育研究交流を活発に行っており、とくに近隣地域で行われている本学の現代GPの取り組みは、学生にとっては専攻科での学びが社会貢献に活かせる知識・技術であることが実感できる機会となり、交流先にとっては本学専攻科の目指す助産学や助産師像について知る機会ともなっている。助産学専攻科の教育理念とも合致したこれらの取り組みは、平成20年度以降の現代GP終了後も継続していくことが必要である。

ただし現在までのところ、国内の教育研究交流に比して国外機関との交流の機会が少ないことは今後改善すべき課題である。

〔将来の改善に向けた方策〕

1. 組織的・系統的な授業評価を実施

専攻科の教育内容・方法に関する授業評価等は、現在まで行われていない。専攻科創設から3年を経て、教育方法の精選や再検討のために、組織的・系統的な授業評価について急ぎ検討し、実施する必要がある。

2. 教員・臨床指導者合同でのFDの推進

助産師としての実践能力を養うためには臨床実習が必須であり、実習指導体制の保証が肝要である。これには教員、臨床指導者、実習施設全体のFDが必要である。平成20年度から、臨床指導者を臨床教授・臨床講師とする制度が発足している。これを土台として、本学助産学専攻科教員と臨床教員が、教育目標に合う教育方法を共に検討する機会を設け、それぞれの役割に沿った実習指導に活かしていく。

3. 実習病院でのメンター制の導入

本専攻科は教育の特性上、実習期間が非常に長く、また教員がたえず同行するわけではない。それゆえ、教育効果の向上と、実習中の学生のメンタルヘルス支援のために、次年度以降、実習場所でさまざまな相談に応じることのできるスタッフ、すなわちメンターを置くことを検討する。

4. 臨床指導者による分娩介助演習担当時間の増加

助産学基礎科目、助産学実践科目および助産学実践関連科目を通じた実践能力向上のために、現在行っている臨床指導者による分娩介助演習時間を増やす。これを通して、臨床指導者自身が実習指導を学び、あわせて本学教育への理解を高める機会とする。

5. 大学院修士課程への教育継続に関する検討会の設置

本学助産学専攻科が掲げる助産実践能力を獲得するためには助産研究が欠かせない。しかし学生が、1年という短い期間に10か月以上の継続事例実習を終えた後、論文執筆に取り組める期間は1か月に満たない。今後、助産研究を効果的に学習するためには、研究に費やす時間の確保が必須であり、1年という教育期間の見直しが必要である。助産師の職責の重さを考えると、修士号の学位が妥当だという意見もあることから、専攻科と修士課程の接続も含めた教育課程の検討を学内で開始する。

4 学生の受け入れ

（1）学部における学生の受け入れ

〔到達目標〕

本学は、看護をはじめとする保健・福祉・医療分野で広く活躍できる人材の養成を使命として、知的向上心が高く、人間を尊重する心を有し、他者の尊厳と権利を重んじる態度を備え、コミュニケーション能力、柔軟な発想と行動力等の資質を備えた学生を募集している。それ故、学生の受け入れに関する到達目標として以下の諸点を掲げる。

1. 幅広い受験者から選抜するために、可能な限り広い範囲の広報活動を行う。
2. 柔軟な発想や行動力をもった学生を確保するために、編入学試験や推薦入試など多様な選抜方法を実施する。
3. 多様な入学試験制度を、効率的かつ公平に施行できる体制を整える。
4. 入学後の進級困難者、退学者をできるだけ少人数にとどめる。

〔現状説明〕

1）学生募集の方法、入学者選抜方法

ｉ） 学生募集の方法

本学は、学生募集にあたって、募集人員、選抜様式などを広報し、指定の期間内に応募した受験生に公平な選抜を行っている。

一般入試（推薦・前期後期入試）の広報活動については、前・後期入試に大学入試センター試験を取り入れていることから、募集要項の他に選抜要項の作成が義務づけられている。また大学案内冊子を作成し、本学の紹介に努めるとともに、入試情報も掲載している。これら募集要項・大学案内を、各都道府県、各地教育委員会、神戸市関係部局、および本学入学の実績のある高等学校など2121校に送付している。さらに、看護協会や新聞社等が主催する大学進学説明会への参加や、受験雑誌への大学案内・入試情報掲載などを通して、積極的に広報活動を行っている。最近ではとくに、個別の高校からの要望によって、直接出向いて行う受験広報活動や学校単位での大学見学なども行っている（昨年度17回の派遣、あるいは受け入れを行った）。

編入学試験の広報活動については、ポスターやチラシ、大学案内などを作成して看護系大学・短期大学33校、専門学校480校、近畿、中四国を中心とする304の病院や27の関連実習施設等に送付すると共に、各看護系雑誌に広告を掲載している。

オープンキャンパスは、毎年8月上旬に2日間開催している。教員が入学試験の内容、入学後のカリキュラムなどについて受験者の質問に直接答える場や、看護や介護を体験する場、在学生（編入生を含む）による相談コーナーなどを設けている。参加者は当初400～500人程度であったが、平成17年度以降は650人を越えるようになっている。

平成9年10月からホームページを開設、入試情報を発信している。とくに平成15年度

からは、募集要項やホームページなどで、アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）を掲げ、出願状況や合否結果など内容を充実させるとともに、ホームページから直接メールを受けつけるようにした。その結果、メールによる入試に関する問い合わせが増え、平成 19 年度は 43 件の問い合わせがあった。

平成 11 年から受験者が郵便局で願書を請求できるシステムに参加し、平成 15 年度からはインターネットでも願書を請求できるシステムにも参加した。その結果、本学受験希望者は全国の郵便局およびインターネットで簡単に願書を取り寄せられるようになった。

ⅱ）入学者選抜方法とその位置づけ

本学の入学者選抜試験は、高校卒業者を対象とした一般入試、推薦入試と看護系短期大学、編入学試験の三つに大別でき、それぞれの募集定員は 65 名（前期日程 50 名、後期日程 15 名）、15 名、40 名である。

大学入試センター試験の指定科目として、前期日程では、国語・地歴公民・数学・理科・英語の 5 教科 5 科目を指定しているが、後期日程では地歴公民を指定していない。これは、理系科目が得意な受験者をバランスよく受け入れるための措置で、募集定員もそれを考慮して決定している。推薦入試の募集定員は、開学時の文部科学省の指定範囲内で他の募集枠とのバランスを考えて定めたものである。以上の一般入試と推薦入試で入学した高卒受験者は平成 16 年度・17 年度・18 年度・19 年度・20 年度にそれぞれ 84 名、84 名、82 名、80 名、82 名である。このうち、男子学生は各々3、6、7、2、5 名であった

編入学試験は看護系短期大学、看護専門学校既卒者を対象とし、定員 40 名である。この定員は地域的な要請を背景に定められたものである。以下それぞれの試験の現状について説明する。また、開学以来の志望者数、受験者数、合格者数、倍率などの詳細については表 4－1 を参照されたい。

a)　前期試験

前期日程試験募集定員数は、総募集定員数 80 名中の 50 名である。個別学力テストとして、小論文試験と面接試験を行い、これにセンター試験の成績を加えて総合判定している。小論文は日本文資料の読解であり、小論文と面接の配点は合計 200 点である。センター試験は国語・地歴公民・数学・理科・英語の 5 教科 5 科目を指定している。数学の配点は、大学入試センター試験の 100 点を 200 点に換算している。

前期および後期日程試験における平成 16・17・18・19・20 年度の志願倍率はそれぞれ、2.1 倍、2,4 倍、2.6 倍、2,4 倍、3,2 倍、受験倍率は 2.1 倍、2.3 倍、2.5 倍、2.3 倍、3 倍であった。

b)　後期日程試験

募集定員数は 15 名で、センター試験ならびに小論文試験と面接試験を課している。小論文試験と面接試験の配点は合計 200 点で、前期日程試験と同じである。センター試験の教科・科目は国語・数学・理科・英語の 4 教科 4 科目とし、前期日程試験の科目から地歴・公民を除いた。これは、理系科目が得意な受験者をバランスよく受け入れるための措置である。このためセンター試験の配点は 700 点となっている。

後期試験の志願者数は平成 16 年・17 年・18・19 年・20 年度入試の志願倍率はそれぞれ 5.3 倍、8.7 倍、5.5 倍、11.6 倍、8.7 倍で、受験倍率は 5.3 倍、3.7 倍、2.6 倍、5.1 倍、3.9 倍であった。

c）推薦入試

募集定員は15名で、このうち5名については、本学が神戸市立の看護大学であるという特殊性から、神戸市内枠を設けている。推薦入試に受験できる者は、評定平均値の平均が4.0以上の者で1高等学校あたり1名、さらに衛生看護科を持つ高校からは衛生看護科から1名の計2名とし、高等学校長の推薦を受けた者としている。推薦の条件として、「看護学に興味を持ち、かつ将来、看護の実践、教育の分野で活躍したいという意欲が明らかである」ことを掲げている。選抜方法については、小論文試験と面接を実施しており、大学入試センター試験は課していない。

推薦入試の倍率は平成16年・17年・18年・19年・20年度入試の志願倍率は4.1倍、3.5倍、4.9倍、4.9倍、3.6倍であり、受験率は100%であった。

これら前・後期、および推薦入試への高卒志願者の地方別分布を見ると、平成20年度の志願者では、西日本出身者が9割以上、近畿地方出身者が8割を越えていた。そのうち、兵庫県出身者は志願者の6割を越えている。神戸市内出身者は、兵庫県内の志願者の4割強に相当する。この割合は開学以来大きな変化はない。

d）　編入学試験

編入学試験は、平成11年度入試から実施し、本学の3年次への編入を受け入れている。定員は40名で、一般選抜20名、地域特別選抜5名、社会人特別選抜15名である。社会人特別選抜には市内優先枠として5名の枠を設けてある。平成18年度から地域特別選抜枠を廃止し、その代替として神戸市内優先枠を5名分設けた。これら優先枠などの各試験区分の出願資格については、編入学学生募集要項に明示している。なお、平成11年度に実施された法改正（学校教育法82条の10）を受けて、平成12年度編入学試験より、専修学校の専門課程修了者の受け入れを決定し、出願資格を変更した。

試験科目については、平成20年度までは小論文・英語・専門科目・面接であったが、平成21年度入試から、専門科目を廃止し、小論文、英語、面接の3科目とした。この変更は受験者が国家試験を経ており、既に一定の専門知識を有していると想定されること、受験日数を1日に減らし、主として社会人の受験が容易になる等の理由により、行われた。

平成16年・17年・18・19年・20年度入試の志願倍率は3.1倍、2.9倍、3.7倍、2,3倍、2.1倍であった。いずれの年度も志願者の概ね95%が受験しており、受験倍率も志願倍率と大差はない。社会人特別枠は、かつて3,4倍あった志願倍率が平成20年度では2倍を切っている。地域別に見ると、年ごとに多少の変動はあるものの、編入試志願者の7割か8割が近畿圏出身であり、兵庫県出身者に限ると4割前後になることが多く、その半分が神戸市内の出身である。

表4-1　過去の入学試験の状況　　（注）入試は前年度の実施

区　分		項　目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
推薦入試（15名）うち、市内優先枠5名		志願者数（倍率）	８１ (5.4)	６２ (4.1)	５２ (3.5)	７３ (4.9)	６８ (4.9)	５４ (3.6)
		受験者数	８１	６２	５２	７３	６８	５４
		合格者数	１５	１６	１５	１６	１６	１６
		入学者数	１５	１６	１５	１６	１６	１６
前期日程（50名）		志願者数（倍率）	１３１ (2.6)	１０７ (2.1)	１２０ (2.4)	１３１ (2.6)	１２１ (2.4)	１６１ (3.2)
		受験者数	１２９	１０３	１１６	１２３	１１５	１５１
		合格者数	５５	５５	５５	５４	５３	５２
		入学者数	５２	５０	５２	５２	５１	５０
後期日程（15名）		志願者数（倍率）	９１ (6.1)	７９ (5.3)	１３０ (8.7)	８２ (5.5)	１７４ (11.6)	１３１ (8.7)
		受験者数	４７	３２	５５	３９	７６	５８
		合格者数	１８	１８	１７	１５	１５	１６
		入学者数	１５	１８	１７	１４	１３	１６
入学者数　小計			８２	８４	８４	８２	８０	８２
編入学	一般選抜（20名）H18より（25名）うち、市内優先枠（5名）	志願者数（倍率）	７６ (3.8)	７０ (3.5)	６４ (3.2)	１００ (4)	６０ (2.4)	６７ (2.7)
		受験者数	７４	６７	６０	７４	５９	６５
		合格者数	２５	２６	２５	２８	３２	３１
		入学者数	２０	１９	１８	２５	２４	２３
	地域特別選抜（5名）	志願者数（倍率）	１４ (2.8)	１４ (2.8)	１６ (3.2)	—	—	—
		受験者数	１４	１４	１６	—	—	—
		合格者数	7	8	7	—	—	—
		入学者数	5	7	7	—	—	—
	社会人特別選抜（15名）うち、市内優先枠（5名）	志願者数（倍率）	４３ (2.9)	３８ (2.5)	３５ (2.3)	４７ (3.1)	３０ (2)	２６ (1.7)
		受験者数	４０	３５	３４	３６	２９	２５
		合格者数	１７	１７	１８	１６	１７	１７
		入学者数	１５	１４	１４	１５	１５	１５
入学者数　小計			４０	４０	３９	４０	３９	３８
入学者数　合計			１２２	１２４	１２３	１２２	１１９	１２０

2）入学者受け入れ方針など

ｉ）　入学者受け入れ方針と大学の理念・目的・教育方針との関係

本学は、平成 15 年度から、次のようなアドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）を掲げている。

神戸市看護大学は次のような志向性や素質をもつ人を求めている。

1（看護への志向性）看護をはじめとして保健・福祉・医療分野に広く関心のある人

2（人間を尊重する心）他者の尊厳と権利を重んじる態度が備わっている人。

3（コミュニケーション能力）相手の言葉に耳を傾け、自らも的確に表現する力が備わっている人。

4（柔軟な発想と行動力）柔軟な発想をもって新たな知識を探求し、問題を解決する意欲と行動力を備えた人。

これは、新しい教育理念の四つの視点に対応している。すなわち、アドミッション・ポリシーの「1.看護への志向性」は、教育理念の「看護実践への志向性と分析的かつ総合的思考の育成」を実現するために、受験生が備えていてほしい志向性である。以下同様に、「2.コミュニケーション能力」と「4.柔軟な発想と行動力」は、教育理念の「広い視野と豊かな教養に基づいて人間を全体としてとらえる力」、および他のすべての項目を達成するために必要な資質である。そして、「3.人間を尊重する心」は、教育理念の「他者関係の深化と倫理的態度」を育成するために備えておいてほしい資質である。

ⅱ）入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

入試の方法も、アドミッション・ポリシーに対応している。すなわち、「1.看護への志向性」は、面接の重視項目である。とくに推薦入試では、「看護学に興味を持ち、かつ将来、看護の実践、教育の分野で活躍したいという意欲が明らかである」ことを推薦の条件とし、大学入試センター試験を課さないことによって、面接と小論文を重視している。また、すべての入試に面接を課すことによって「3.コミュニケーション能力」を測っている。「2.人間を尊重する心」と「4.柔軟な発想と行動力」は、面接と小論文の重視項目である。

編入学試験の募集定員は、おそらく全国で一、二を争うほど多い。これは、地域の看護系短期大学や専修学校の既卒者に対し、学位の取得と大学院教育への道を開くとともに、これからの時代のヘルスケアを担える看護職を育成することを目指したからであり、また経験のある学生と学部学生がともに学ぶことによって、学部学生には「看護への志向性」を育み、編入学生には「柔軟な発想」を育むことを目指したからである。

3）入学者選抜の仕組み

ⅰ） 入学者選抜試験実施体制の適切性

本学の学生数は1学年80名で、3年次に40名の編入学生を受け入れ、4学年の総定員数400名である。

入学者選抜試験の計画と実施は、入学試験委員会で行っている。平成15年度入試から、編入学委員会が担当していた編入学試験も、入試委員会が担当することになった。入試委員会の業務内容は、学生募集要項の作成、試験実施のための準備、試験にかかわる相互連絡、選抜試験の実施体制の検討等、入試の実行にかかわる業務である。これとは別に、作題委員の決定、試験問題の管理等、入学試験の管理にかかわる業務は、入学試験管理委員会が担当している。

大学入試センター試験を含めてすべての入試を本学の施設で実施している。試験の実施は、全教職員が参加して行っている。

ⅱ） 入学者選抜基準の透明性

各入試における、教科試験、小論文、面接の配分は募集要項に明記し、受験生に周知し

ている。一般入試におけるセンター試験結果の配分についても同様である。

ⅲ） 入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を検証するシステム

試験結果については、各受験者の総合点を順位付けしたものを無記名で、入試委員会に提出し、それのみをもとにした合格者案を作成、さらに講師以上の全教員が参加する拡大教授会にて検討し、最終合格者を決定している。

4）入学者選抜方法の検証

前後期入学試験、推薦入学試験、編入学試験それぞれの募集定員、選抜方法（試験科目、科目ごとの点数配分等）に関しては入試委員会において毎年、検討を行っている。また、入試時の各科目の得点と入学後の成績との関連も調査し、上記検討の材料としている。

入試問題は科目ごとに担当教員が作成後、チェックマニュアルに基づき点検、さらに、複数の入試管理委員が内容の適正さ、出題ミスの有無について再点検を行っている。また、入試問題検討会を制度化し、全教員によって当該年度の全入試問題の妥当性を詳しく検証するようにしている。

5）定員管理

学部定員は一般入試、推薦入試を経て入学した在来生が各学年 80 名で 4 学年計 320 名、編入学生は 3，4 年次のみで各学年 40 名、計 80 名である。現在、在校生は在来生 1 年次 82 名、2 年次 83 名、3 年次 84 名、4 年次 85 名、編入生は 3 年次 39 名、4 年次 38 名である、入学者数は高卒の在来生が平成 16・17・18・19・20 年度それぞれ 84 名、84 名、82 名、80 名、82 名であり、編入生は 40 名、39 名、40 名、39 名、38 名である。

6）退学者

退学者は、平成 16・17・18・19 年度それぞれ 1 名、7 名、6 名、6 名であった。1，2 年次の在来生に多く、退学理由は 1 名が経済的理由を挙げている他はすべてが進路変更であった。

〔点検・評価、長所・問題点〕

本学においては、入学者選抜は入学試験によってのみ行っている。その方法、内容の関しては現状説明にて示した通り、可能な限り広範囲にわたって広報を続けており、オープンキャンパスの参加者も年々増加している。オープンキャンパスに参加した高校生と編入学希望者を対象に行ったアンケート調査の結果によれば、現在行っている受験雑誌への情報掲載や大学案内、ホームページ、オープンキャンパスを中心とする広報活動の方法も概ね適切だと考えられる。

選抜に際し、前・後期日程の入学試験では、大学入試センター試験を採用し、5 教科・5 科目を指定している。この他に、本学で行う小論文と面接の評価を総合して合否を判定している。指定教科・科目のうちでは、数学の点数にとくに重み付けをしている。この操作を行うことによって、理系にも強い受験生の獲得を目指した。後期入試において　センター試験の指定科目をとくに 4 教科 4 科目にし、より理系科目を得意とする学生を求めている。これまでに行った入試成績と入学後の成績等を追跡調査などから、センター試験と本学の試験の点数配分は妥当であるとの結果を得ている。

前期日程試験では、志願者倍率も増加傾向にある。実際の受験率も毎年 90％以上である

ことから、本学に絞って受験した志願者がほとんどであったと推察できる。後期日程試験では受験率が極端に低くなる傾向が認められるが、これは本学に限ったことでなく、既にそれまでに進学先が決まった学生があるためである。

推薦入学試験においては、志願者数および倍率にはっきりした年次的変化が見られない。本学が現在採用している神戸市内優先枠や高等学校衛生看護科の推薦受け入れについては、本学が神戸市立の看護系単科大学であるという特殊性を常識的な範囲で反映させたものであり、妥当な判断だと思われる。また、優先枠希望者が入試成績上位であることも多く、入学者の質を落としているという懸念はほとんどない。しかし、定員数については、今後も追跡調査に基づいて検討していく必要がある。また推薦入試の小論文に英文資料の読解を取り入れた。英語に強い受験者に有利であることは否定できないが、設問は資料の内容に関する知識、洞察力、表現力等を問うものであり、英語の読解能力が決定的な意味をもつわけではない。この出題形式についても引き続き検討の余地がある。

編入学試験では、入試倍率が下がってきている。これは、近辺に看護大学が増えたことが影響していると考えられる。また社会人特別枠選抜の希望者にとくに減少が著しいことを考え合わせると、大学進学を望む既卒者が減少する時期を迎えていることを反映しているのかもしれない。

上記各入試制度における入学試験成績と入学後の学業成績の比較調査の結果に大きな問題がないこと、近年、本学卒業生の看護師国家試験の合格率は 100%を続けていること、卒業生のほとんどが、看護師、保健師等医療に第一線に就職し、活躍していることなどから、概ね本学の理念・目的・教育方針に適した受験生を入学させることに成功していることが推察できる。

試験の実施に際しては、開学年度から入試委員会を設置して、試験の実施方法、試験の実施体制、合否判定の資料作成等について種々の検討を行い、万全を期している。加えて、入試管理委員会によって、試験実施にあたってより公正さを維持するよう努めている。試験問題の妥当性や公正さについても、チェックリストによる点検、入試管理委員による再点検、年度末での入試問題検討会での検証などを行っており、選抜における妥当性、公正性維持のための努力は十分に尽くされていると考える。

施設についても、試験の実施に十分対応できている。また受験者の監督・案内・誘導なども学内教職員によって十分にまかなわれている。

選抜基準の透明性も十分であると考える。選考結果についても、教授・准教授・講師全員が参加する場で検討するシステムとなっており、公正性、妥当性が十分確保されるシステムとなっていると考える。

入学者定員数について、在来生は、在校者数、入学者数とも定員をわずかに越えているが、5%程度か、それ以下にとどまっており施設的には十分に余裕がある。実習指導においては指導者、施設ともなんとか対応できる上限である。編入生は定員内に収まっており全く問題がない。

退学者は各年度、在来生の 1～2%が進路変更のため退学する。本学は単科大学として取得資格、将来の職業選択が限られており、入試時、面接等で志望を十分確認するようにしているが、学生は青年期のまっただ中にあり、在学中に異なった道に自己実現を見いだすこともまた、自然なことと考えられる。今のところ、その比率は低いレベルにとどまって

いるものの、近年の受験生・学生の変化を考えると、今後の増加については懸念されるものがある。

［将来の改善に向けた方策］

1. ホームページの拡充を図り、入試に関する情報だけでなく、本学の特性、卒業後の就職など、今まで以上に幅広く新しい情報を伝えていく。近年、受験生は主にホームページから情報を得るようになっており、より広い範囲の広報活動を行うという到達目標に合致する。
2. 現時点で選抜方法についての大きな変更は予定していないが、それぞれの入学試験の募集定員や入試方法の妥当性についての検討を今後も続けていく。これは、近年、少子化による総受験者数の減少、受験者年代層の考え方の変化、看護系大学数の増加など、受験をめぐる環境が急速に変わりつつあるからである。

   前期・後期入試では、今後とも入試時の評価と入学後の成績と関連についての調査を定期的に行い、その結果をもとに、センター試験自体の変革ともあわせ、適切なセンター入試の科目選定と配点、小論文の問題やその回答の評価のあり方、面接試験のあり方、採点方法の妥当性などを検証する。さらに今後、前期入試と後期入試を別に行う意義を再考し、前期入試への一本化も含めて検討を進める。

   推薦入試に関しては、より適切な学生を確保できるよう、小論文における英語課題文を取り入れたこと、面接評価のあり方などについて、入試時得点と入学後成績との比較調査を定期的に行う。受け入れ人数の妥当性についても検討を重ねていく。

   編入試に関しては、受験生の確保が最大の課題である。まず、編入学生が魅力を感じるカリキュラムとして、平成21年度から編入学生特別授業を設置する。これは編入学生が、研究力強化や実務能力強化など五つのコース別に、講義や演習、実習を受けることができるカリキュラムである。今後、この強化コースを設置したことの効果を見ていく。また、本年度より試験科目を減らし、試験日を１日のみとした。このことが入学生の質の低下を招かないかについて、入学後の成績の追跡調査を行う。編入学生の入学枠の変更および編入学受験生の資格についても、既に将来構想委員会において再検討を始めている。
3. 退学者は、少数にとどまっているが、今後の受験生や学生の変化を考慮すると、対応を検討しておく必要がある。例えば、看護師、保健師だけでなく、福祉や教育など隣接分野にも進めるよう、それぞれの資格取得に対応したカリキュラムを設置するなどの方法である。

（２）大学院研究科における学生の受け入れ

〔到達目標〕

博士前期課程は「看護教育者・研究者の育成ならびに指導・管理能力を有する看護職および高度専門職業人の育成」を目指し、博士後期課程は「大学・研究機関の教育研究者お

よび看護上級管理職の育成」を目指している。具体的には、前期課程における基礎看護学、実践看護学、看護組織学の 3 領域、後期課程における看護実践哲学、看護実践開発学、看護組織開発学の 3 領域において、専門看護師の資格認定や臨床臨地に根ざした研究を志す学生を受け入れるという基本方針のもとに、以下の目標を設定している。

1. 幅広い広報を行い、専門看護師の資格取得あるいは臨床臨地に根ざした研究を志すなど、明確な実践志向を備えた意欲のある優秀な学生を、幅広い受験生から選抜する。
2. 現職看護師をも受け入れうる多様な選抜制度を設け、その方法が適切かつ公正なものであること。

〔現状説明〕

1）学生募集の方法、入学者選抜方法

ｉ） 大学院研究科の学生募集の方法

募集人員、選抜方法等は公報し、指定の期間内に応募した受験生に対して公正な選抜を行う体制の確立に努めている。また学内推薦制度は設けておらず、社会人も含めて幅広く受け入れる方針を取っている。募集要項は、毎年 6 月初旬に作成し、全国看護系大学・短期大学、兵庫県内の看護専門学校、近畿圏の 300 床以上の病院、神戸市内保健センター、兵庫県看護協会に発送している。さらに、看護系商業誌 8～10 誌に入試概要を掲載している。また、本学ホームページへの概要掲載、学部在学生への説明会、オープンキャンパスでの対応を実施している。

平成 15 年度より、大学卒業以外の受験生にも門戸を開き、前期課程の出願資格に、「本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者」を加え、表 4-2 に示す基準で希望者の審査を行っている。平成 15 年度～20 年度に出願資格認定を希望した者および認定された者の実数は表 4-3 の通りである。

同じく平成 15 年度より社会人の修学に関する特別措置（大学院設置基準大学院 14 条特例）を導入し、現職を維持しながら学ぶ意欲と熱意のある臨床や教育の現場にある看護職者を受け入れている。前期課程では年度により 14 条特例の適用を受ける学生の数は異なるが、平均 5 名強と見られる。後期課程では大多数の学生が適用を受けている（表 4-4）。

なお、入学後の修学上、修了後の就職等の問題を最小にする目的で、出願の手続きとして、出願者にはあらかじめ志願する専攻分野の指導教員と面談（電話も可）により、研究テーマ、専門看護師志望、14 条特例の適用等について相談しておくことを義務づけている。

表4-2　出願資格認定基準

次の①～③のすべてに該当し、かつ④～⑧のうち少なくとも1つの条件を満たしていること。 ①短期大学を卒業していること、又は専修学校・各種学校等を修了していること。 ②看護師、保健師、又は助産師の資格を有すること。 ③上記②の資格で、5年以上(実質)の実務経験があること。 ④研修学校(厚生労働省、看護協会、都道府県など公共又はそれに匹敵する機関の6ヶ月以上の看護教員養成課程)又は継続教育(看護管理者養成課程セカンドレベル以上)などを修了していること。

⑤認定看護師の資格を有すること。
⑥大学院の研究生として1年以上在籍し、成果を修めていること。
⑦業績(学術・専門雑誌での論文掲載等)を有すること。
⑧6ヶ月以上の国際看護活動を行った経験があること又は実用英語検定準1級(TOEFL520点、TOEIC640点、その他同等)以上に相当する英語力を有すること。

表4-3　大学院入学試験出願資格認定申請者数一覧

入試年度（実施は前年度）	申請者数	認定者数	対象外（認定申請不要）
平成20年度	6	6	
平成19年度	14	11	1
平成18年度	8	5	1
平成17年度	5	5	
平成16年度	6	4	
平成15年度（2次）	5	5	

表4-4　14条適用者

		志願者	倍率	合格者	入学者	14条適用者
前期	平成16年度	18名	1.2	15名	15名	9名
	平成17年度	20	1.3	17	14	5
	平成18年度	24	1.6	15	14	3
	平成19年度	28	1.9	17	17	7
	平成20年度	29	1.9	18	17	5
後期	平成18年度	7名	2.3	5名	5名	4名
	平成19年度	6	2.0	3	3	2
	平成20年度	9	3.0	6	6	6

ⅱ）　入学者選抜の理念と選抜方法の適切性

a) 入学者受け入れ方針と大学院の理念・目的・教育方針、そして募集方法との関係について述べる。前期課程のアドミッション・ポリシーを次のように定め、募集要項に明記している。

・専攻分野の基礎的な知識や技術を有する人
・高度専門職業人・教育研究者として看護学や看護実践の発展に貢献する意欲のある人
・論理的思考と柔軟な発想、国際的視野をもって探究できる人
・倫理的な感受性と判断力をもって行動できる人
・協調性をもって積極的に意見を表明することができる人

これらは、本学大学院が掲げている実践志向に基づく研究者・教育者の育成ならびに看護管理者、高度専門職業人の育成に不可欠な準備性や望まれる資質を表したものである。

学力試験では、主に「基礎的な知識や技術」「国際的視野」の資質を判断できる出題とし、面接において「意欲」「倫理的な感受性」「積極性」の資質の有無を確認している。

後期課程では、アドミッション・ポリシーと銘打っているわけではないが、募集要項の1頁に、後期課程の人材育成の目的を述べ、続けて「ヒューマンサイエンスとしての『新しい看護の科学』に挑戦し、看護学独自の学問的理念と方法論を切り拓く可能性と情熱をもった＜実践者としての研究者＞を歓迎します」と明記している。本大学院の教育目的である実践志向の研究者を目指す意欲をもつ人を求めて、面接を重視している。

b)　選抜方法

大学院入学者募集定員は、前期課程15名、後期課程3名で、入学試験を毎年9月に実施している。選抜方法は、前期課程、後期課程ともに、学力試験、面接および出願書類による総合判定としている。学力試験は、外国語(英語)と専門科目（看護学）の2科目である。前期課程のみ、専門科目は看護学一般から出題する共通問題と志望する専攻分野から出題する選択問題で構成している。面接は、専攻分野の教授を含む研究科教員3名で行い、定められた評定表に従って評価している。学力試験で基礎的・専門的な研究能力を判断し、面接結果ならびに志願理由書等の出願書類を加えた総合評価により、合否判定を行っている。

平成15年（後期課程は18年設置以降）の志望者数、合格者数を表4-5に示した。なお、平成15年度は2次試験を実施しているが、16年度以降は行っていない。

入学者の背景は、大学（短期大学・専修学校）卒業後数年～十数年の看護実務経験を有しており、ストレート進学をする編入学卒業生も編入学前に同様の経験をもっている。

表4-5　大学院研究科の志願者･合格者･入学者数の推移

	区分	項目	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
博士前期(修士)課程 (15名)	一般入試	志願者数	18	20	24	28	29
		合格者数	15	17	15	17	18
		入学者数	15	14	14	17	17
博士後期(博士)課程 (3名)	一般入試	志願者数			7	6	9
		合格者数			5	3	6
		入学者数			5	3	6
入学者数　合計			15	14	17	20	20

c）入学者選抜の実施体制

選抜に関するすべての決定は研究科委員会で行っている。選抜試験の計画と実施（入試日程の確認、学生募集要項の作成、実施のための準備、実施体制案作成、入試当日の運営、合否案作成）にかかわる業務は、研究科委員会の承認を得て研究科委員会に設けられている入学試験小委員会と事務局とで行っている。入学試験当日の面接員、試験監督等は、研究科委員会を構成する教員、数名の助教、事務局学務係が担っている。

学力試験の作題委員は入学試験小委員長も委員を務める入学試験管理委員会で決定され、試験問題の点検は研究科長（学長）が行っている。しかし、前期課程の専攻分野が13分野に及ぶ現在、研究科長だけでこの点検作業をすることは限界にきている。

d） 選抜基準の透明性および結果の公正性・妥当性を検証するシステム

選抜試験の方法、合否判定の方法等は、出願資格認定の認定基準も含めて、募集要項に明記し、受験者に周知している。学力試験の採点は、副学長もしくは入学試験小委員長の立ち会いのもとで、受験者氏名等が伏せられた答案を作題委員が採点し、複数名の監視下で集計し、総合点で順位付けしたうえで、受験番号と志望分野のみを記載した合否判定資料を作成している。この合否判定資料をもとに入学試験小委員会で合格者案を作成し、研究科委員会で合格者を決定している。

2）学内推薦制度

学内推薦制度は採用していない。

3）門戸開放

大学院の学生に対する特別な制度は設置していない。

4）飛び入学

「飛び入学」は実施していない。

5）社会人の受け入れ

出願資格の緩和による門戸開放や 14 条特例の適用を図り、本学大学院の教育理念・方針である明確な実践志向を備えた意欲ある看護職者を受け入れている。

6）定員管理

収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性、著しい欠損ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策について述べる。

研究科の入学定員は、前期課程入学定員 15 名、収容定員 30 名、後期課程入学定員 3 名、収容定員 9 名である。前期課程設置当初のみ志願者確保に苦慮し 2 次試験まで行ったが、前述のような工夫の結果、平成 16 年度以降は志願者数も伸び、ほぼ入学定員を確保している。後期課程は 18 年度から受け入れているが 2 倍～3 倍の志願者で、入学試験の成績も優秀であることから 3 年間続けて入学定員を上回る入学者数となっている（表 4-5）。

在籍学生数は前期課程 44 名、後期課程 14 名で、いずれも収容定員数を大きく上回っている。とくに前期課程の在籍学生数が多いが、これは 14 条特例で学ぶ学生のうち卒業要件を満たすのに 2 年半、3 年を要する学生が少なくないこと、出産育児等のため休学する学生が多い（平成 17 年度 7 名、18 年度 4 名、19 年度 4 名）ことが主な理由である。後期課程は 3 年間受け入れたところであり、入学者数の累積結果である。平成 16 年以降の退学者は、18 年度、19 年度各 1 名で、いずれも前期課程である。退学理由は、仕事との両立困難である。

〔点検・評価、長所、問題点〕

1. 教育目的に合致した学生受け入れについて

学内外から本学大学院の教育理念目的に合致する学生を受け入れるという入学者選抜試験の目的は、この 5 年間、一応達成できていると評価している。これは、前期課程後期課程ともに志願者数が一定程度確保され、18 年度以降は 1.5 倍～2 倍の倍率となっていること、修士論文のテーマ等から入学者の実践志向が明確であることに基づく評価である。前期課程の志願者の増加は、門戸開放と 14 条特例による効果が大と見られる。ただし、今後、

近隣看護系大学における大学院の設置が予想されることから、志願者数が今後もこの水準で確保できる見通しをもてる状況にはないと考えている。本学大学院の入学者は毎年数名の社会人経験のある編入学卒業生を除いて、他大学（含む専修学校）卒業生が多く、本学学部の卒業生は1，2名にとどまっている。今後、安定して優秀な入学者を確保していくには、本学卒業生の大学院進学を増やしていくことが不可欠と考えられる。

在籍学生数が多いことは、修了までの在籍年限が長い傾向にあることが大きな要因である。これは14条特例を適用して学ぶ学生が多いことに加え、本学大学院生が20歳代後半から30歳代、40歳代といった、出産育児年齢、さらに親の介護を担う年齢の者が多いことも関連していると考えられる。実践志向を強調している本学の教育目的からすると、十分な実務経験を積んでいる、すなわち年齢が高い受験生が多くなることは必然と言える。このように在籍年限が長いこと自体は問題ではあるが、その背景を考慮に入れると、年限の短縮化を進めるよりも、そのような学生への支援策を考えることが重要になると思われる。

2. 選抜方法の適切さ、公正さ

選抜方法については、前述した通り、その内容・方法を応募者に広報し、公正さを期している。なお、入学試験は前期、後期の日程を別々に進めてきたが、試験実施に伴う業務の効率化を図る目的で、他大学の実施状況を確認したうえで、平成21年度入試より日程を早め、前期後期を同一日で実施することとした。この変更が受験者の不利益にならぬように、今後も引き続き、日程などの十分な広報に努め、幅広い受験者の中から公正に選抜できるように努めることが必要である。

〔将来の改善に向けた方策〕

1　本学学部卒業生の博士前期課程の入学者を増やすため、卒業生に向けた広報を行う

本学学部は平成8年に開学し、12年に卒業生を輩出して、5年以上の実務経験を積んでいる卒業生は既に500名を超えている。これらの卒業生に積極的に働きかけて、将来のキャリア形成支援を行うことは、本学の使命の一つである。その一環として、本学大学院への進学を一つの選択肢として考えてもらえるような広報を検討し、実行に移していく。

2　学力試験問題の管理

試験問題の出題管理に関しては、従来通り入学試験小委員会の所掌としていくことで大きな問題はない。しかし、試験問題の点検については、現在の研究科長一人で行う方式は限界に来ており、学部で行っている入学試験管理委員会による問題の点検に切り替える。

3　入学後の履修支援

在籍年数が長い等の問題については、学生小委員会に問題提起し、学生支援などの対策を委ねる。

（3）助産学専攻科における学生の受け入れ

〔到達目標〕

自律・自立した専門職者である助産師としての役割遂行能力を育成するために、その基盤として十分な基礎学力と学習意欲を有する優秀な学生を確保する。そのために次の到達目標を掲げる。

1. 幅広い受験生を得るために、適切な広報活動を展開する。
2. 効果的かつ公正な選抜を行う。

〔現状説明〕

1）学生募集方法、入学者選抜方法

平成 17 年度の入学選抜試験は、専攻科開設に先立って行われた。大学における助産学専攻科の開設は、わが国で初めてだったため、受験生に本専攻科の開設を周知するべく、積極的に広報活動を展開した。具体的には、本学の大学案内へ掲載、募集要項やポスター、チラシ等を作成し、本学の 4 年生と卒業生、全国の看護系大学、短期大学（学長と母性看護学担当教員）、看護系予備校、助産師教育機関、近畿圏内の総合病院、職能団体宛に送付するとともに、マスコミを通じて記事の掲載依頼も行った。平成 18 年度以降は、本学の大学案内や HP への掲載、オープンキャンパスなどを通じた広報活動を展開しながら、多くの受験生の獲得に向けて努力している。

入学者選抜試験受験者数は、17 年度は 9 月末日の設置許可の時点から広報を行い、1 月に入学試験を実施し、48 名の志願者、36 名の受験者を得ることができた。18 年度以降は、学部 4 年生の就職決定時期と既卒者の離職報告の時期を考慮して、10 月に実施した。市内者、市外者とも受験者数が増え、20 年度は市内者 3.0 倍、市外者 7.8 倍であった（表 4-6）。

表4-6　助産学専攻科入学者選抜試験の結果

試験年度	17年度			18年度			19年度			20年度		
	市内者	市外者	計	市内者	市外者	計	市内者	市外者	計	市内者	市外者	計
募集人員	5	10	15	5	10	15	5	10	15	5	10	15
志願者数	12	36	48	11	63	74	12	66	78	15	78	93
志願倍率	2.4	3.6	3.2	2.2	6.3	4.9	2.4	6.6	5.2	3.0	7.8	6.2
受験者数	9	27	36	11	62	73	11	64	75	15	78	93
入学者数	5	10	15	5	10	15	5	10	15	5	10	15
入学者のうち既卒者数	2	2	4	1	0	1	0	2	2	0	3	3

2）入学者受け入れ方針と専攻科の理念・目的・教育目標との関係、入学者受け入れ方針と入学選抜方法、カリキュラムとの関係

専攻科は、「問題解決能力、判断力はもとより、実践能力を重視した教育を行い、地域に生きる女性とその子どもや家族の継続したケア能力、地域母子保健活動、女性の人権を

基盤としたウィメンズヘルスを推進できる能力、助産師として自律し、自立した専門職としての役割を遂行する能力を有する助産師の育成」を教育目標としている。そのため、受け入れ方法として、助産師の教育を受けるに足る看護師としての基礎学力、とくに母性看護・小児看護学の基礎学力、辞書を使って英語論文を読める学力を筆記試験によって評価している。さらに、昼夜を問わない実習や、迅速な判断力と莫大な知識の習得が必要になる専攻科の教育内容の特色から、入学希望者の学習意欲・適性・健康を、面接で評価している。

現在、助産学専攻科の入学者定員は 15 名である。実習施設の受け入れ人数が限られているため、増員できない状況にある。

3）選抜方法の仕組み

学部と同様である。

4）入学者選抜方法の検証

学部と同様である。

5）定員管理

学生収容定員は 15 名で、在籍者数は平成 19 年では 15 名である。

6）編入学者、退学者

退学者は、平成 17 年、18 年、19 年とも各年 1 名である。その理由は、全員、実習開始後にメンタルヘルス上の問題が生じ、受診と投薬で経過観察したが、最終的には助産師としての職務責任が取れないと考えて、自主退学を選択している。

〔点検・評価、長所・問題点〕

本専攻科の教育目標を達成しうる優秀な学生を幅広い受験者から確保するという目的は、おおむね達成できていると考えられる。入試倍率が 3.2～6.8 倍と高いことから、優秀な学生を確保する条件は整備されている。ただ、適切な定員という観点から言うと、倍率が 3.2～6.8 倍と高いこと、卒業時に全員助産師として就職していることから、15 名の定員は少ないとも考えられる。しかし、近年の周産期事情である分娩の集約化、正常分娩の減少などにより実習施設が限られ、教員が同伴でなければ実習が受け入れられない状況があるため、現状ではこれ以上の学生受け入れは困難である。

1. 広報活動は、概ね適切であると評価できる。開設時から多くの受験者を確保できているからである。ただ、これは大学助産学専攻科（別科を含む）が、平成 20 年度現在、全国で 6 校と限られた数であるためだとも推測できる。今後、全国的に大学助産学専攻科（別科を含む）や大学院が増加する傾向にあるため、入学者選抜の大学案内や HP からの情報提供をさらに充実したものにしていく必要がある。とくに、HP の充実は必須である。
2. 選抜方法は、現在のところ大きな変更の必要はないと考えている。ただ、入学後、助産師としての責任の重さや昼夜を問わない分娩介助によって、体力やメンタルヘルスの問題を生じる学生が多いので、面接で体力と精神力を重視して選抜しているが、現状では複数面接であるために十分な選抜ができているとはいえない。複数面接が受験生にとって不公平感が残ることも含めて、今後より適切な選抜方法を検討する必要がある。

〔将来の改善に向けた方策〕

1. 助産学専攻科の案内リーフレットを作成し、HP の充実を図る。
上述の通り、学生募集に関して現在の方法で大きな問題はない。しかし、今後他の大学が助産学専攻科や大学院を開設していった場合、学生生活や教育方法、実習の内容などの特徴が詳細に分かるリーフレットや HP の充実を通した広報活動が必要になってくる。
2. 面接方法に関する検討ワーキンググループを立ち上げ、適切な面接方法を検討する。
選抜方法については、現行の複数面接を検討するワーキンググループを立ち上げ、複数面接と個別面接の長所と短所を検討し、適切な人材を得るための面接方法を確立する。

5　学生生活

〔到達目標〕

本学は、看護を始めとした保健・医療・福祉の分野で活躍する専門職者の育成を目的とした看護大学であり、幅広い人間性を育成するカリキュラムとともに、看護実践能力育成のための臨地実習、看護師および保健師、助産師国家試験の受験資格を満たすために指定規則に即したカリキュラムが設定されている。このような特徴を踏まえて、学生が安定した、快適な学生生活を送ることができるように、到達目標を以下のように設定した。

1　学生生活が継続できるよう、奨学金等の経済的支援体制を整備する。
2　過密なカリキュラムのなかで、学生が学業に支障なく生活できるよう、心身の健康の保持・増進を図る。そのために、生活や健康の相談を受けることのできる場所や担当者を整える。また臨地実習における感染の防止に努める。
3　職業的アイデンティティ形成の観点に立って、進路や就職に関する相談への対応、国家試験受験に向けた支援を行う。
4　ハラスメント被害を受けた時の支援ならびにその予防に務める。
5　学生の課外活動を支援する。
6　卒業生を支援する。

〔現状説明〕

1）学生への経済的支援
i)　学部・助産学専攻科
a)　奨学制度
・　日本学生支援機構

表 5-1 に平成 15 年度以降の日本学生支援機構奨学金貸与状況を示した。奨学生の推薦は、日本育英会から示される基準に添って、学生委員会で推薦順位を決定するために審査を行い、拡大教授会で報告している。必要に応じて、面接も実施している。専攻科学生は、平成 17 年度第 2 種 4 名、平成 18 年度第 2 種 3 名、平成 19 年度は第 1 種 2 名と第 2 種 2 名が貸与されている。

表 5-1　日本学生支援機構奨学金貸与状況

年度	第1種		第2種		合計	
	申請者数	貸与者数	申請者数	貸与者数	申請者数	貸与者数
15	25	15	23	12	48	27
16	33	14	38	32	71	46
17	30	13	25	21	55	34
18	30	12	35	27	65	39
19	27	14	34	28	61	42

・　その他の奨学金制度

各年度における民間の奨学団体からの奨学金貸与の給付状況を表 5-2 に示した。各団体の他に地方自治体からの給付を受けている学生もいる。神戸市看護学生修学資金制度は、平成 16 年度生から休止となったが、この年度の学生が卒業した平成 19 年度の神戸市民病院群への就職数の大幅減少であったことも受けて、平成 20 年度から再開された。

表 5-2　年度別奨学金の給付状況

奨学金の名称	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
木下記念事業団	1	1	5	9	14
朝鮮奨学金	1	1	1		
三木奨学金	3	3	4	4	4
鳥取県看護職員修学資金	1	1	2	1	2
あしなが育英会	1	1	1	1	2
岐阜県選奨生	1	1			
日本赤十字兵庫県支部奨学金			1	2	
千葉県旭市育英資金			1	1	1
神戸市看護学生修学資金	—	—	—	—	40

b)　神戸市授業料減免制度

「神戸市立学校の授業料等に関する条例」および「神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則」の主旨に則り、在学生全体の授業料収入額の 3%の範囲内で、運用している。申請者数ならびに採用数を表 5-3 に示した。平成 18 年度以降、申請者数が多くなってきている。

表 5-3　授業料減免状況　　（採用数／申請者数）

年度	1年	2年	3年	4年	編3年	編4年	合計（採用率）
15	1/1	3/5	2/3	2/5	4/4		12/18（66.7）
16	5/6	1/2	4/4	3/3		3/3	16/18（88.9）
17	2/2	5/6	1/1	4/6	1/1		13/16（81.2）
18	5/7	1/1	6/11	1/2		1/1	14/22（63.6）
19	4/5	3/6	2/4	2/9	1/2		12/26（46.2）

c)　アルバイトの紹介

アルバイトの紹介（斡旋）は行っていないが、学生便覧で財団法人内外学生センター学生相談所の所在は紹介している。また、夏季休業中等の神戸市民病院群のパート職員募集は、学生のインターンシップの意味もあって、病院と協力しながら積極的に紹介している。

隔年で行っている調査に基づいて学生のアルバイト率の現状を表 5-4 に示す。平成 17 年度、19 年度は、全学生の 70～80%がアルバイトをして、前回点検・評価時の 65～70%と比べるとやや増加している。これまでは実習時期にあたる 4 年生のアルバイト率は減少したが、とくに 19 年度の 4 年生のアルバイト率は今までの調査からみると突出して高かった。これは、この学年が活発であったことに加え、神戸市の修学資金が唯一途切れた学年であったことも大きな要因だと考えられる。週あたりの時間数はどの学年も 6～10 時間がピークである。

アルバイトを行う主な理由は、学部学生は「教養・娯楽費を得る」が最も多く、次いで「学費・生活費を得る」となっている。編入生の場合は、順位が逆になっている。「交友」や「社会勉強」という目的は少数である。また、アルバイトによる学業への支障については、「まったく支障がない」と回答した学生は10%未満であり、半数の学生が「少しは支障がある」としている。とくに 2 年生は「かなり支障がある」が 11～14%と他の学年より高い傾向を示した。2 年生は、アルバイト先で頼りにされるようになってくるものの、大学の授業も専門分野の割合が高くなり、時間に余裕がなくなるからだと考えられる。

表 5-4　学年別アルバイト率（%）

	全学生	1年生	2年生	3年生	4年生	編入3年	編入4年
17年調査	69.1	66.2	89.0	85.5	39.2	51.5	55.1
19年調査	79.3	69.6	84.8	94.5	73.7	68.4	84.6

ⅱ）　研究科

a)　奨学金等制度

日本学生支援機構は、優れた院生で経済的理由により修学に困難があるものに対して学資の貸与を行っている。種類は「第 1 種（無利子）」と「第 2 種（有利子）」である。貸与額は、「第一種」が平成 16 年度で 1 ヶ月 8 万 7 千円、平成 17 年度以降は 1 ヶ月 8 万 8 千円となっている。「第 2 種」の場合、平成 16 年度は 1 ヶ月 5 万円・8 万円・10 万円・13 万円から選択となっているが、平成 20 年度には 15 万円の選択肢が加わった。院生への周知は、入学時のオリエンテーションと掲示で行っている。奨学生の推薦は学生小委員会が行い、その手順は、申請時に状況把握、書類審査、順位の決定、大学院研究科委員会への報告である。選考は選考基準に基づいて行っており、必要に応じて学生小委員会の担当者が面接を行うことがある。

その他の奨学金、研究助成については、地方公共団体や民間の奨学団体の奨学金貸与や給付、あるいは兵庫県看護師学生等修学資金または国際看護師協会東京大会記念奨学金等がある。これらの奨学金・研究助成金事業は、掲示板を用いて院生に広報している。なお、日本育英会ならびに地方公共団体の奨学金の貸与状況は表 5-5 の通りである。奨学金は、基準を満たしていれば給付・貸与されるため、学生の希望はほぼ満たされている。

表 5-5　奨学金給付・貸与状況(平成 20 年 3 月)

	日本学生支援機構		地方公共団体		民間
	第一種	きぼう21プラン	兵庫県	滋賀県	木下
16年度入学者	2	2			
17年度入学者	1	1	1		
18年度入学者	3	1		1	2(後期課程1)
19年度入学者	3	3	1		1

b)　授業料減免制度

授業料減免制度は、学業優秀で経済的理由により授業料の納付が著しく困難な院生に対して、「神戸市立学校の授業料等に関する条例(第 6 条～7 条)」および「神戸市立学校の

授業料等に関する条例施行規則(第 5 条～8 条)」を基本法として授業料納付を免除する制度である。審査は毎年大学院学生小委員会が行っており、申請者の経済的困窮度に基づいて順位をつけて神戸市へ推薦する。平成 17 年度 2 年次の学生 1 名に授業料減免が認められている。

c) 長期履修制度

長期履修制度とは、職業を有している等の事情により、標準修業年限（博士前期課程 2 年、博士後期課程 3 年）では大学院の教育課程が困難な学生を対象に、標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し修了することにより学位を取得する制度である。本学では、18 年度より長期履修制度の検討を開始し、平成 21 年度入学生から実施の運びとなった。

2) 生活相談等

i) 学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮の適切性

平成 10 年度 5 月から保健室に専任担当職員 1 名を配置している。以降、学部学生・研究科生の定期健康診断やツベルクリン反応検査、麻疹をはじめとする感染症対策などの業務を行っている。担当職員は、看護師経験者でもあり、学生の相談相手としての役割も果たしている。

a) 保健室利用状況

利用者数(延べ人数)は、ほぼ横ばいで推移しているが、近年、再来者（リピーター）が増え、延べ件数は増加している（表 5-6）。相談のために来室することが多く、学内での心理面での相談場所としての機能も果たしている。

表 5-6 年度別学生保健室利用状況（専攻科生・研究科生含む）

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
学生数 （人）	437	441	469	480	482
利用人数（人）	148	239	173	222	219
延べ件数（件）	238	258	270	458	487
利用率 （%）	33.9	54.2	36.9	46.3	45.4

5 年間の年度別保健室利用内容を表 5-7 に示した。病気やけがの処置がほとんどであるが、平成 18 年度より相談の件数が増加している。研究科学生の利用者の延べ件数は、平成 16 年度 9 件、平成 17 年度 12 件、平成 18 年度 22 件、平成 19 年度 28 件と少しずつ増加している。これは学生数の増加によるものと考えられる。

表 5-7 年度別保健室利用内容件数（専攻科生・研究科生含む）

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
病気・けが	169	216	162	295	255
相談	31	34	25	79	81
精神的なもの	12	1	0	—	—
その他	82	66	121	223	246
合計	294	317	308	597	582

b) 定期健康診断

学部生、専攻科生、研究科生に定期健康診断を行っている。これまでは学年ごとに講義の空き時間を利用していたので、数日にわたっていたが、平成 16 年からは年度初めの 1 日を設けている。オリエンテーションで、健康診断の意味について、実習や将来看護職を

目指すものとしての心構えなどと関連させて十分な説明をすることによって、健康診断の受診率は高率となっている（表 5-8）。未受診者は、休学中の者だけである。

表 5-8　定期健康診断受診率の推移（研究科生・専攻科生含む）

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
97.5%	99.5%	98.2%	98.7%	97.1%	98.4%

c)　学生の小児感染症（麻疹、風疹、耳下腺炎、水痘）対策

平成 15 年に始まった 2 年生後期の病院等の実習のために、2 年生の春に 4 種の小児感染症の抗体価検査を全員に行い、抗体価が低い学生は予防接種を行ってきた。平成 17 年度から、抗体価検査は定期健康診査のなかに入れてシステム化を図った。抗体価検査費用は後援会の支援により行われ、予防接種は自己負担で行っている。平成 18 年度には、新カリキュラムで 1 年生から早期体験演習が行われるので、1 年生の 4 月に抗体価検査を全員行うように変更した。平成 19 年からは、とくに麻疹について徹底した対応を行い、入学前に抗体価検査と必要な者は予防接種をしてくるよう案内を出した。さらに、入学後には実施状況を確認し、未接種の学生には個別にその必要性を説明し、対応している。

専攻科生は、4、5 月に妊婦である教育ボランティアと接触し、6 月から実習に入るため、入学手続き等の書類を入学予定者に送る際、4 種の小児感染症の抗体価測定と予防接種（抗体価が低いもののみ）を入学前に行うよう説明している。

ii)　ハラスメント防止のための措置

本学では、平成 11 年度より、すべての学生および教職員が勉学・研究・勤労に専念し、安全で快適な教育・研究の環境を維持する目的で、セクシャル・ハラスメント相談窓口を設け、セクシャル・ハラスメントの防止および発生時の対応にあたってきた。平成 16 年からは、セクシャル・ハラスメントだけでなく、学内におけるアカデミック・ハラスメントや課外活動等での暴力被害に対象を拡大した。

相談窓口には、教員 3 名と事務職員 1 名を相談員として配している。相談事例が出た場合は、相談員が複数名で対応し、必要に応じて学長へ報告する。学長は、これ以降の相談者への対応の指示、必要時ハラスメント行為者とされた者への調査会を設ける等、全体の統括責任を果たすことになっている。

セクシャル・ハラスメントとその相談窓口については、学生便覧の掲載に加え、セクシャル・ハラスメント相談窓口パンフレット（学内教員窓口だけでなく近隣の女性センター等の相談窓口一覧も掲載）を作成し、学生ならびに教職員への周知・啓発に努めている。また、新入生の入学時ガイダンス・新入職員の入職時ガイダンスにおいて説明を行っている。

iii）　生活相談担当部署の活動

a)　学部

生活相談は、全体として学生委員が担当しているが、本学では、より細やかな相談に応じるためにクラス担任制を導入し、クラス担任が相談に応じている。クラス担任は教科担当者でもあるため、保健室常駐職員が担当することもある（前述）。

・クラス担任制度

平成 13 年度より導入しているクラス担任制は、1 クラス約 20 名に 1 人の担任で、2 年間持ち上がり制としている。このクラス担任制によって、学生の生活面・学習面にきめ細やかな対応がなされ、成果が出ているため現在も継続している。担任の役割等は以下の通りである。学生間の縦のつながりについては、前期ガイダンスの際に各学年の同じクラス（例えば 1 年生のＡクラス、2 年生のＡクラス…）の合同会を設け、情報交換の場としている。

＊担任配置の方針

・担任教員は、教授・准教授・講師とする。

・基礎科目・専門基礎科目・専門科目の教員を各学年にバランスよく配置する。

・担任は 1・2 学年、3・4 学年は同一の教員が担当する（2 年間は持ち上がり）

・各委員会委員長はクラス担任を担当しない。

＊担任の役割

・受持学生の把握：年 2 回程度の個人面接、成績票の返却と指導、授業／実習出（欠）席状況・履修状況・心身の健康等

・履修指導・相談：単位（必修）取得の問題、学習上の困難を抱える学生、復学学の個別履修指導、学生生活全般に関わる相談。進路相談等も含む。

・オフィスアワーの設定：学生に向けてオフィスアワーを設け、学生に周知している。

・年 2 回程度の会合（担任会）：必要時、学生委員会等との合同会、学生部長への報告、担任同士の協力・連携を図りながら役割の遂行にあたる。

b) 研究科

学生相談は、学生小委員会が担当しているが、多くの場合、指導教員が相談に対応している。

c) 専攻科

平成 17 年度の開設以来、3 名の専攻科専任教員が 15 名の学生を 5 名ずつ担当し、相談に応じている。相談内容によっては、助産学専攻科専任教員ならびにウィメンズヘルス看護学分野の教員が担当することもある。

iv) 相談を行う、専門のカウンセラーやアドバイス

平成 17 年と平成 19 年に行われた「学生の健康と生活に関する調査」の結果によると、心身の健康に関してとくに相談があると回答している学生は、両年とも 33.1%であった。3 人に 1 人が何らかの相談の必要性を感じていることになり、その半数が心の健康についてであった。本学では平成 14 年から専門のカウンセラーによる心理相談が週 1 回(3 時間)行われている。また、学生は実習や過密な時間割のなかで相談する機会を逸していることも考え、長期休業中も数回相談日を設けている。

相談件数は 30 件前後で 15 人程の学生が複数回訪れている。その内容は、心理、家族関係、友人関係など多岐にわたっている（表 5-9）。本学に特徴的な内容として、看護師としての適性についての不安がある。精神的な内容については保健室専任者も相談を受け、授業あるいは実習を通して把握された精神保健上のニーズが高いと思われる学生に対しては、心理カウンセラー、学生部長、クラス担任、専門の教員が個別に相談にのっている。なかには専門的な治療を必要とする学生もおり、外部の専門機関を紹介している。

表 5-9　年度別心理相談内容件数（件）（専攻科生、研究科生含む）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
心理精神衛生	16	23	4	8	9
性格	5	0	1	4	3
対人関係	4	3	0	4	7
家族関係	4	9	7	2	3
異性関係	1	0	4	1	2
大学生活	0	0	3	0	3
看護適正	1	4	7	2	2
その他	2	0	2	3	
合計	33（18）	39（15）	28（11）	32（15）	27(16)

＊件数は実件数、( )内は利用者数を表す

v）　不登校の学生への対応状況

a）　不登校への対応

ほとんどの授業で出席を取っているので、複数回欠席したり連続欠席したりしている場合は、1/3 の欠席になる前に、教科担当者が担任教員に報告するという形で対応している。担任は、学生に連絡を取り、健康問題なのか、勉学上の問題なのか、何らかの事件に巻き込まれていないかなどを確認し、学生部長に報告する。必要な場合には、担任や学生部長が、学生への面接を行い（必要不可欠だと判断した場合は保護者の同席を求めることがある）、学生の不利益が最小限になるように休学等の手続きをすることが多い。休学者数は表 5-10 の通りである。 専攻科でも同様の対応を行っている。研究科では、担当指導教員が主に対応し、学生小委員会が報告を受けている。

b）　休学者・退学者・復学者の状況

表 5-10、表 5-11 に示すように、退学者は全学年にみられ、3 年生以降に多くなる傾向がある。また平成 17 年度はとくに多い。退学の理由としては、進路変更が最も多い。休学者も全学年にみられるが、3 年生以降多くなる傾向がある。休学の理由は、病気療養と経済的理由が多い。経済的理由の休学としては、単位を落として実習履修不可となった場合に、半期分の授業料支払い免除を受ける目的で半期分休学する学生が多い。そうした学生は当該の半期が終了すれば復学するので、復学者数も増えている。病気療養のなかでもメンタルヘルスが休学の理由の場合は、退学となるケースが多い。休学・退学・復学の際には、当該学生との面接を担任教員と学生部長が必ず行い、学生ならびに保護者等の考えを確認している。

表 5-10　学年別・年度別の休学者、退学者数（学部生）

年度	1年			2年			3年			4年			計		
	休学	退学	復学	休学	退学	復学	休学	退学	復学	休学	退学	復学	休学	退学	復学
15	1				1	1			1	2		1	3	1	3
16	1	1				1	1			1		2	3	1	3
17		1		1	1		3	3	2	5	3	4	9	8	6
18	1	1		2	2		3	2	1	8	1	6	14	6	7
19				1	1		4	2	2	10	3	8	15	6	10
計	3	3		4	5	2	11	7	6	26	7	21	44	22	29

表 5-11　学年別・年度別の休学者、退学者数（専攻科）

年度	専攻科		
	休学	退学	復学
17	0	1	0
18	0	1	0
19	0	1	0
計	0	3	0

vi)　学生生活に関する満足度アンケートの実施とその活用

本学では、2 年ごとに「学生の健康と生活に関する調査」を学部生全員に行っている。内容は、生活習慣、健康状態、学生生活・学業についてである。平成 17 年、19 年の調査の結果、大学生活全体についての満足度は 72.1%、70.1%である。満足していない理由を自由記載からみると、「勉強が難しい」「時間がない」「レポート提出が多い」「グループワークが多い」「国家試験と研究演習の両立が不安」など、ほとんどが教務に関することである。2 年ごとの調査では、学生生活や大学に対する日常的な要望を把握する機会が少ないため、平成 20 年後期より「意見箱」を設置した。

学生の意見は、保健室と学生委員会が協力し「保健室だより」として壁新聞形式とホームページで発信している（年 3 回）。内容は、学生の意見、痩せや貧血が多いなどの健康診断の結果、学生の健康保持のためのさまざまな情報である。

3）就職指導等

i)　学生の進路選択に関わる指導

学生の進路選択には、集団と個別の相談を行っている。集団での進路説明会は、今まで 3 年次の後期と 4 年次の 4 月に行っていた。しかし、近年、看護職員確保のために病院等の就職試験が早まっているので、平成 20 年度からは、就職先の選択を確実に行えるように 4 年次 4 月に集中的に 2 回行い、また卒業生から情報を聞く機会なども設けて就職後のイメージができるようにした。また、助産師、大学院進学希望者については、平成 20 年度から、助産学専攻科学生や本学大学院生の協力を得て、相談会を設定した。説明会では、就職活動や進学に関する具体的な資料を配布し、進路決定に対する意識を明確にできるよ

うにしている。神戸市立病院群の就職説明会も、従来は7月に実施していたが、受験日の早期化に伴い平成20年は4月に行った。

個別の相談は、クラス担任教員と連携をとりつつ、学生一人一人に対してきめ細かに進路指導を行っている。

専攻科生および研究科生の進路選択情報は、研究科生の個人的ネットワークの他、掲示、インターネット、教員からの紹介が主体である。大学に届いた求人用パンフレットなどは、随時学部と同じ場所で閲覧に供している。また院生専用の求人の場合は、院生用掲示板に掲示している。この結果、概ね学生の希望通りの就職が実現できている。

ⅱ） 就職担当部署（学生委員会）の活動

学部生の就職・進路支援は、学生委員会が担当している。神戸市を設置主体とする本学の教育理念である「地域社会の人々の健康と福祉に貢献する」人材の育成という観点、また教育方針である職業的アイデンティティの形成という観点から、重要な役割の一つと位置づけて取り組んでいる。

学生便覧に「卒業後の進路」について掲載し、卒業後の進路のイメージ化を図っている。これまで学生委員会内に進路・国家試験対策担当者を3名配置してきたが、平成19年度からは相談体制の充実のために、4名体制で取り組んでいる。

就職・進学に関する活動として、ガイダンスと相談の他、平成11年度から開設している就職に関する情報収集と進路コーナーの充実を図っている。学生会館内に開設している進路コーナーの主な内容は次の通り。①コンピューター2台による「病院・保健所・進学校検索システム」の利用、②常備棚の各医療機関からのパンフレットの閲覧、③常時更新される求人情報一覧表の閲覧、④卒業生からの就職試験対策についてのアドバイスの掲示、⑤就職した卒業生から個人的アドバイスを受けたい学生のための連絡・相談システム。

ⅲ）就職ガイダンスの実施状況と就職状況

看護教育の大学化が進むなか、大卒学生の就職希望者が年々増加していることを受けて、就職試験合格のためには相当の学習が必要となっている。また、編入生に関して、各医療機関の募集年齢制限によって就職先が制限される学生が、以前より少なくなったものの数名は存在する。従来学部学生は、9～10月に看護学実習を終了し、病院見学等をしながら就職活動を行っていた。しかし平成19年頃から、就職試験の早期化に伴って、実習の終了時期と試験日程が重なり、あわただしく就職試験を受けるという状況が生じている。ただ平成21年からは、新カリキュラムの実施によって、学生は実習の終了後、就職活動に専念することができる。

卒業後の進路は表5-12～5-15に示す通りである。例年、約50～60%が神戸市内に就職していたが、平成19年度は44.8%と減少した。就職希望の学生のうち、看護師国家試験に不合格で就職取消しとなった学生1名を除いて、全員就職することができた。

就職試験受験施設数は、臨床勤務（看護師）を希望する学生では1人あたり約1～3施設である。保健所・保健センター勤務（保健師）を希望する学生は1人あたり3.3施設で、8施設受験している学生もいる。例年、保健師の募集人数は、一市町村につき若干名程度であり、厳しい状況である。就職試験の実施時期は5、6月から実施する自治体が多く、編入生のなかには地域看護学実習を履修せずに就職試験に臨む学生もいる。学業と並行して複数の就職試験を受けることは、身体的にも精神的にも学生への負担を大きくしており、

保健師希望の学生に対しては、進路・就職担当教員による個別指導を強化している。また「受験しても合格は難しい」「合格しないであろうから保健師はあきらめる」という受験意欲の低下は、保健師国家試験合格に向けてのモチベーションの低下につながることも危惧される。

ⅳ）就職統計データの整備と活用状況

9 月と **1** 月には進路調査を実施、また進路内定・決定届けなどから学生の進路動向を適時把握しており、学生への個別指導に活かされている。

表 5-12　卒業生の進路：就職先別（人）（学部生のみ）

卒業年度	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
就　職　先	在来生	編入生	在来生	編入生	在来生	編入生	在来生	編入生	在来生	編入生
神戸市立病院	26	9	31	4	35	4	36	9	11	2
〃　（復職）		1						3		1
西神戸医療センター	17	2	12	2	3	5	2	2		1
〃　（復職）				4		2		1		
先端医療センター								1		
神戸市内（市民病院群除く）	7	2	7	2	3	4	4	3	23	5
兵庫県（神戸市除く）	4	1	5	2	2	3	9	1	4	2
大阪府	8	5	11	6	10	6	17	8	15	9
京都府		2		3	2	1	1		5	2
滋賀県								1		1
奈良県		1			1	1	1			
三重県					1					
和歌山県	1								1	
北海道地区										
東北地区										
東京都		2	1	5	6	1	1	1	5	2
関東地区（東京都除く）		2	2							1
中部地区	1			1	1		3	4	1	1
中国地区		2	2			3	2		2	
四国地区	4		1		1	1			1	
九州地区			6	1	1	1	1	2	1	
計	68	29	78	30	66	32	77	36	69	27

表 5-13　卒業生の進路：職種別（人）（学部生のみ）

卒業年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
		在来生	編入生	在来生	編入生	在来生	編入生	在来生	編入生	在来生	編入生
就職	保健師	2	4	8	4	4	4	1	7	7	8
	看護師	66	23	60	26	63	31	75	28	62	19
	教育機関		2		1			1			4
進学	大学院		7		4		2		2		6
	助産師学校	6		10	1	8		3	1	4	3
	その他(養護教諭等)	1				3					
そ の 他		4	1	3	3	1	3	1			7
計		82	39	81	39	79	40	81	38	73	41

＊その他：婚姻・海外移住などにより就職などをしない学生、国家試験不合格により就職取消しの学生

表 5-14　　就 職 状 況（研究科生）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
病 院 関 係	6人	7人	7人	5人
教 育 機 関	4人	2人	2人	7人
そ の 他	2人	1人	0人	3人

表 5-15　卒業生の進路：就職先別（人）（専攻科生のみ）

卒業年度	平成１7年度	平成１8年度	平成19年度	合計
神戸市	4	4	2	10
大阪府	7	3	2	12
東京都	0	1	3	4
岡山県	0	1	2	3
京都府	1		1	2
兵庫県			2	2
香川県		1		1
滋賀県		1		1
島根県		1		1
奈良県			1	1
広島県	1			1
福井県		1		1
福岡県			1	1
宮崎県		1		1
無職	1			1
計	14	14	14	42

v) 国家試験対策

学部生が卒業時に得られる国家試験受験資格は、看護師と保健師の2種類である。助産学専攻科は修了時に助産師国家試験受験資格が与えられる。国家試験受験に対する学生への意識づけや説明は、全学的に学年進行にあわせてきめ細やかに行ってきた。その結果、看護師は、平成17年度に1名の不合格者を出した以外は100%の合格率である。保健師は、少数の不合格者がいるが全国平均を上回っており、保健師の就職に支障があったケースはない。助産師は、開学以来合格者100%を維持している。

平成15年度以降、国家試験担当者は以下の内容とスケジュールで対策を行っている。

・国家試験情報の提供（4年生10月）：試験日程、受験場所、手続きなどの情報

・学生に対するオリエンテーション（4年生）

4月　前期ガイダンス：前年度国家試験結果、今年度国家試験日程、学習対策（問題集購入、実習の向かい方）模擬試験対策（国家試験対策委員の選出）

10月　後期ガイダンス：国家試験の学習の準備、国家試験手続き準備について

11月　国家試験手続き（受験手続きの記入）

1月　国家試験に向けた受験体制の整備について

2月　クラスで受験票の配布、国家試験直前のガイダンス

・業者模擬試験について

ガイダンスで国家試験対策として模擬試験の紹介を行う。

業者選択・実施・運営に関する国家試験対策委員をクラスから選出する。

模擬試験結果は、4年生担任6名から返却し、必要な指導を行う。

平成16～19年度に、看護師国家試験模擬試験3回、保健師国家試験模擬試験2回を行い、実力を把握し、弱点を確認して対策に役立てている。模擬試験で学習が必要だと判断された学生には予備校の紹介も行っている。また学生の対策委員の自主的な取り組みと担任の連携によって効果があがっている。

・国家試験当日

国家試験委員リーダーに受験状況（出席）の報告をするよう指導する。

・国家試験結果の発表に備えて

卒業式の終了後、不合格者への連絡と就職先への説明等のために、住所・電話番号などを、連絡票に記入させる。

・国家試験発表後の対策

発表当日は学生部長、国家試験担当・就職担当委員が研究室で待機する。

国家試験結果は速報サービスを利用し、事務局で結果を把握する。

受験番号と学生氏名、合格速報の番号を照合、合格者・不合格者の確認をする。

速報を事務局横の掲示板に掲示する。

不合格学生への対応として、卒業生の連絡先に電話で連絡する。来学している学生については、就職先への連絡をまず自分で行うように指導する。

不合格者の就職予定先への連絡は学生部長から連絡を入れる。

・不合格卒業生への対策

官報で国家試験日程が発表される時期に合わせて、前年の不合格卒業生に対して受験情報の提供と励ましの連絡をしている。

vi)　国家試験結果

平成 15 年度卒業生から平成 19 年度卒業生までの受験結果は表 5-16、表 5-17 に示した。

表 5-16　保健師国家試験合格状況（平成 15～19 年度）

		受験者	合格者	不合格者	合格率	全国平均
15年度	4年生	81	80	1	98.8%	92.3%
(1期生)	編入4年生	38	38	0	100.0%	
16年度	4年生	80	75	5	93.8%	81.5%
(2期生)	編入4年生	39	37	2	94.9%	
17年度	4年生	72	63	9	87.5%	78.7%
(3期生)	編入4年生	39	32	7	82.1%	
18年度	4年生	81	81	0	100.0%	99.0%
(4期生)	編入4年生	38	38	0	100.0%	
19年度	4年生	73	70	3	95.9%	91.1%
(4期生)	編入4年生	40	39	1	97.5%	

表 5-17　看護師国家試験合格状況（平成 15～19 年度）

		受験者	合格者	不合格者	合格率	全国平均
15年度	4年生	81	81	0	100.0%	91.2%
16年度	4年生	80	80	0	100.0%	91.4%
17年度	4年生	72	71	1	98.6%	88.3%
18年度	4年生	81	81	0	100.0%	90.6%
19年度	4年生	73	73	0	100.0%	90.3%

4）課外活動

i)　学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導と支援

神戸市看護大学学生自治会（以下、自治会と呼ぶ）が、開学と同時に結成された。経済的支援は後援会が行っている。また学生委員会の担当委員が窓口となって、相談にのったりコンタクトを取ったりしている。自治会は、年間を通じて、新入生歓迎会、春の体育祭、秋のあざみ祭（学園祭）、クリスマス会、スキーツアーなどの活動を行い、学生同士の交流だけでなく、学生と教職員間の交流、地域住民との交流を図っている。看護大学のカリキュラムの特徴として 3 年次から実習が始まるため、自治会活動の中心は 1、2 年生となる。そのため実践力の面で課題はあるが、教員が支援することによって、毎年あざみ祭を頂点として力をつけている。

自治会傘下には体育系、文化系のクラブ・同好会がある。開学と同時に結成され、消長はあるが現在 14 の団体が活動している。開学当時から活動を継続している団体は、コーラルレイン（コーラス部）、ボランティアサークルなどである。コーラルレインはあざみ祭だけでなく、入学式、卒業式でも学内各所で歌声を響かせ、入学生歓迎、卒業生へにエールを送っている。また、年間を通して市内各所の病院、老人ケア施設などへ出向いて、

聴衆に喜ばれている。

ボランティアサークルは、阪神・淡路大震災で被災した高齢者の訪問や健康チェックを継続的に進めてきた。それ以外にも、各地で災害が発生した際には、災害のボランティアとしての活動も展開してきた。他にも、自閉症児の家庭教師や遊び相手、障害児童との体育、手話の普及、入院患者さんの話し相手、在宅療養高齢者の銭湯での入浴介助など幅広い活動を継続的に行ってきた。これらの功績が認められて、平成 15 年度には「神戸ユース賞」、平成 17 年度には社団法人日本善行会から「善行表彰」を受けた。

学園祭の「あざみ祭」は、学生自治会が主体となって運営されている。地域住民の参加を期待して、平日ではなく休日に開催することにしたのも、学生自治会の提案による。近年のあざみ祭のテーマは、以下の通りである。

平成 16 年度（第 9 回あざみ祭）「一期一会」
平成 17 年度（第 10 回あざみ祭）「つくる」
平成 18 年度（第 11 回あざみ祭）「GO WAY –突き進め！！」
平成 19 年度（第 12 回あざみ祭）「わ」

以上のクラブ活動は、専任教員が顧問として支援を行っている。自治会費から各クラブに活動費が支払われている。

ⅱ） 学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況

学生代表と定期的に意見交換を行うシステムはないが、学生委員会の自治会担当者ならびに学生部長が、日頃から相談や報告を行っている。

〔点検・評価、長所・問題点〕

経済不況の影響を受けて、奨学金などの申請者数は増加傾向にある。本学では、春の募集で不採用になった学生は追加募集時に採用したり、他の奨学金の情報提供を行ったりして、奨学金を希望している学生全員が何らかの奨学金を受けることできている。また、神戸市の学生修学金は、平成 15 年に打ち切られたが、学生の市民病院群への就職状況を踏まえた話し合いの結果、平成 20 年度から再開し、平成 20 年度は全学年を対象に募集が行われた。各奨学金についての情報提供としては、学生募集要項、学生便覧、ホームページ等への掲載、新入生ガイダンス等での各種制度の周知、各奨学金等の募集案内の掲示、書類記載方法についての事務局学務係による個別面接指導など、綿密な対策を行っている。とくに研究科生にとっては、2 年もしくは 3 年の修学期間の経済問題は大きい。本学では、14 条特例を利用する学生（博士前期課程約 3～4 割、博士後期課程はほとんど）に対して、長期履修制度を導入して経済的負担の軽減のための支援を行っている。以上のように、学生への経済的支援については、大学の組織的な対応が十分図られていると評価できる。しかし、今後の社会情勢の変化によって継続的対応を考えていく必要がある。

学生生活の支援においては、学生の約半数が保健室を利用しており、保健室が病気やけがなどの手当だけでなく心理相談の場として機能していることは、望ましいあり方であると評価できる。学生のメンタルヘルスについては、平成 14 年より開始されたカウンセラーによる心理相談の利用者が徐々に増加し、教員には知られたくない悩みや不安を安心して話せる場として、学生の精神保健に果たす役割は大きいと考えられる。しかし、一方で

自ら相談に出向く学生は、自分の問題に気づいて解決のための援助を求める力のある学生であるとも言える。必要があるにもかかわらず援助を求めない学生がいることも事実であり、それらの学生の対応については学生部長や一部の専門の教員が行っている。専攻科生の場合、責任の重さや日常生活の変化などによって心身ともに疲労状態になることは珍しくない。しかし、授業・実習等で密接に関わっている教員が、問題を早期に発見し、休息や専門家へのカウンセリング、受診を促すなどの対応を心がけており、大きな問題は発生してない。また、大学院でも、授業の課題や研究活動を遂行するなかで心身ともに疲労状態となることは珍しいことではないが、これまでのところ大きな問題は発生していない。以上から、本学では心理カウンセラー、保健室専任職員、専任教員が互いに補完しあいながらうまく機能しているといえる。しかし「学生の健康と生活に関する調査」の結果をみると、以前より改善しているとはいえ、依然として学生の心の健康に関する必要性は高く、今後も対策が必要である。

健康生活の支援では、定期健康診断受診が学部生で97～99%と高率を保ち、健康診断日を固定したことの成果が出ている。また、健康診断で何らかの問題が見つかった学生について、個別の相談、指導、フォローアップも適切に行われている。また、学生生活全般に関する学生の満足度については、隔年に調査を行うことで把握できている。しかし、満足度が上昇しない原因がどこにあるかを明確にみる項目になっていないため、調査項目を再考する必要がある。ハラスメント対策は、相談窓口に留まっており、とくに第三者を含む委員会は設けていない。相談内容として、近年話題となっているデートDVにも対応しているが、この言葉自体はパンフレットに明記されておらず、パンフレットの変更の検討が必要である。

就職・進路指導については、全国的に看護系大学卒業生が増加するなかで就職活動を効果的に行うため、早期からの進路指導体制を整えている。また、クラス担任制が定着し、担任教員と進路指導担当者との情報交換が綿密になったことや、3年次から進路ガイダンスを実施したことにより、早期からの個別進路対策が可能になった。社会情勢の変化によってさらに就職試験の早期化が進んでいるが、4年生から新カリキュラムが適応され、今までより2週間早く実習が終わり、就職試験の準備ができるようになる予定である。さらに、今年度から取り入れた「卒業生等に話しを聞く会」では、具体的で身近な説明や質疑応答が行われ、就職・進学に対する学生の不安が軽減しており、有効な手だてであると評価できる。編入生の募集年齢制限については、近年、年齢制限が緩和されたり撤廃されたりする動きもあるが、従来通りのところもあるので、募集年齢の広い施設の情報や、個々の学生の条件にあった施設が選択できるような情報の集積に加え、施設側の理解を得る努力も必要である。地域で働く保健師を目指す学生に対しては個別指導を強化している。以前のカリキュラムでは実習を経験しないまま受験する学生がいたが、新カリキュラムでは3年生に地域実習が入り、働く現場を明確にイメージして受験できるようになっている。また、編入生の保健師希望者は、21年度より、保健師の知識・技術に重点を置いた保健師コース選択を作り、学習を深める体制を整えている。

卒業後のフォローアップ・アンケートでは、毎年少数ではあるが、職場での悩みや不適応を窺わせる回答がある。そうした卒業生に対して、個別に連絡を取って対応することで、早期離職や職場不適応に陥ることを防ぐ対策を取っている。また、卒業後もサポートが受

けられるので、安心して就業できるという意見もあり、今後も継続していく必要がある。

以上、継続すべき課題もあるが、個人的な理由で卒業時には就職を希望しない学生若干名を除くほぼ全学生が就職、進学できていること、病院・保健所等の実践現場に就職していることは、教育理念、教育方針に添った成果として評価できる。

国家試験対策は、学生も資格取得の重要性を理解し、大学側も細かに対策を行った成果として、看護師国家試験の合格率はほぼ100%である（平成17年度のみ不合格が1名）。保健師国家試験も、毎年全国平均を上回っている。このように、学生委員会、事務局、学生対策委員、担任の連携によって年間を通して国家試験対策を行うことによって成果を上げてきた。とくに、新しく導入された担任制度が機能していると言えるだろう。

自治会活動のなかでもあざみ祭は、従来にはなかった、課外活動の成果発表としての性格や、地域住民との交流の場としての性格が生まれつつある。開学10年にしてようやく自治会活動も軌道に乗りつつある。それに伴って、あざみ祭に参加する学生も増加し、卒業生の姿も見られるようになるなど、自治会活動が望ましい方向へ向かっている。また、あざみ祭終了後、学生自治会による反省会が自主的に開かれ、次年度への参考にすべき問題や手順を整理した綿密なマニュアルが作成されるなど、学生自身の取り組みが積極的になってきている点も評価できる。学生相互の連絡や打ち合わせは、主に携帯電話のメーリングリストで行っており、効率性を重視するあまり十分に思いが伝わらず誤解を招くなどのトラブルが発生したことも報告されている。しかし、自治会の最大行事であるあざみ祭をみると、現在の本学での自治会活動が、学生にとって、自主的、自発的な人間関係作りを試行錯誤する場となっているといえる。クラブ活動は、過密な時間割や、学生のアルバイト志向が高いために活発であるとは言いがたい。しかし、そのなかにあって、平成17年度、19年度の調査によれば、約4～5割の学生が、学外の団体も含め何らかの団体に所属しており、約6割が満足している。この割合は前回平成15年度調査に比べて横ばいではあるが、学生の主体性は高まっていると評価できる。

〔将来の改善に向けた方策〕

1　大学研究科学生の経済的支援としての長期履修制度の実施と評価を行う

14条特例を利用する学生（博士前期課程の3～4割、博士後期課程のほぼ全員）に対して、平成21年度より長期履修制度を導入して、経済的負担の軽減のための支援を行う予定である。この制度の実施とそれに伴う評価を大学院小委員会で行う。

2　ハラスメント検討委員会規約の見直しによる公平性の確保に努め、ハラスメントに関する学生の意識啓発に努める

学部における看護学実習や研究演習、大学院での特別研究では、少人数あるいは個別の指導が中心となる。学修上の問題を抱える学生に対する、教員の熱心な指導が、思わぬ受けとられ方をする可能性は少なくないと推測される。このことから、公平にハラスメントの検討をするために、ハラスメント検討委員会に第3者を入れるなど、規約の見直しを行う。またデートDVの被害者や加害者にならないために、リーフレットに明記し、ガイダンス等を通じて意識啓発を図る。

3　卒業生のホームカミングデーを開催して卒業生と在学生の交流の推進を図るとともに、

在学生の進路選択の助言を得る。

平成 20 年度に行った「卒業生に話しを聞く会」が、在学生の不安軽減に有効だったという評価を受けて、平成 21 年度からホームカミングデーのプログラムのなかに卒業生と在学生が交流できる機会を設ける。ホームカミングデーの主目的は、卒業生に対してスキルアップやキャリア開発に関するフォローアップを行うことであるが、それと同時に、進路選択に関する情報提供など、卒業生に貢献してもらえるシステムを作ることも目的の一つである。

4 「意見箱」の設置に関する評価を行い、学生の学生生活全体への適切な支援を行う。

本学では、学生の心身の健康な生活支援として、心理カウンセラー、保健室専任者、専任教員が互いに補完しあいながらうまく機能している。しかし、2 年ごとの「学生の健康と生活に関する調査」結果では、学習に関する不満が多い。そのため、平成 20 年度に「意見箱」を設置した。今後その評価を学生委員会で行う。

5 担任制の見直し検討ワーキンググループの設置

平成 3 年度より開始しているクラス担任制は、一定の成果がみられる。しかし、これまでその評価がなされてこなかった。評価と見直しのためのワーキンググループを設置し、その結果に基づいて、学生生活全体へのより適切な支援対策を行う。

６　研究環境

〔到達目標〕

看護単科大学としての本学の使命は、「地域社会の保健・医療・福祉に貢献できる看護専門職の育成」である。さらに、本学は博士前期、後期課程を有し「市民の健康と福祉に貢献する質の高い専門看護職の育成と研究」を使命としている。大学はこれらの使命を果たすため、教員が各専門分野で質の高い研究活動の成果を示せるよう、人的・物的・時間的環境を整備する必要がある。なぜなら、教員の研究活動は、学問探究者としての学問的・社会的活動の基盤をつくり、質の高い教育によって質の高い看護学生を社会に送り出すことになるからである。また教育理念に則って、教員が市民や地域社会に密着した研究活動を行い、成果を地域に還元することも重要である。また、倫理的視野に立って研究を行うこともますます重要になっている。以上から次の到達目標を設定する。

1. 教員の物的（時間、研究資金、研究室）・人的研究環境の維持に努め、とくに内務整理によって時間的環境の改善を行い、質の高い業績を上げることができるよう支援する。
2. 競争的外部資金助成に応募して助成金を獲得できるよう、申請や情報アクセスなどの支援をする。
3. 国内外の研修制度を継続し、研修後の成果公表を通して国際的視野に立った研究活動の活性化につなげる。
4. 地域社会の保健・医療・福祉に貢献できる研究活動として、本学の共同研究制度、とくに、臨床施設と共同で研究活動を行う臨床共同研究制度の活性化を図る。
5. 倫理的視野に立った研究を行うとともに、倫理委員会を通して理念の啓発に努める。

〔現状の説明〕

1）研究活動（5年間の教員の研究活動実績）

ｉ）　人的環境の整備（教員数の維持）

平成19年の教員数は60名（教授18、准教授・講師18、助教24）であり、平成15年から56～60名が確保され、研究活動の指導的役割を担う教授の人数も確保されている（表6-1）。

表6-1　神戸市看護大学教員数

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
教授	16	14	16	16	18
准教授	13	13	16	15	12
講師	6	5	2	4	6
助手	24	24	24	24	24
合計	59	56	58	59	60

ⅱ） 論文など研究成果の発表状況

a）業績

平成15～19年の研究業績について、資料（表24）「専任教員の教育・研究業績」に基づいて分析した。分析対象は、平成19年度の休職と産後休暇の教員を除いた57名（教授18、准教授・講師17、助教22）である。なお、筆頭および共同研究者の区別はせず、研究活動への参加状況で分析した。

著書、論文、学会発表の総業績は、平成15年度190件、平成16年度249件、平成17年度233件、平成18年度244件、平成19年度261件で漸次増加し、教員1人当たりの総業績数も増加していた（表6-2）。しかし、業績の種別を見ると（図6-1）、学会発表は年間97～195件で年度を追って増加していたものの、論文数は平成15年度82件、平成19年度54件と減少していた。

表6-2　総業績（著書、論文、学会発表）　　（　）内は教員1人当たり業績数

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
全教員（57名）	190（3.3）	249（4.4）	233（4.1）	244（4.3）	261（4.6）
教授　（18名）	119（6.6）	148（8.2）	122（6.1）	110（6.1）	114（6.3）
准教授.講師（17名）	60（3.5）	72（4.2）	77（4.5）	81（4.8）	78（4.6）
助教　（22名）	11（0.5）	29（1.3）	34（1.5）	53（2.4）	69（3.1）

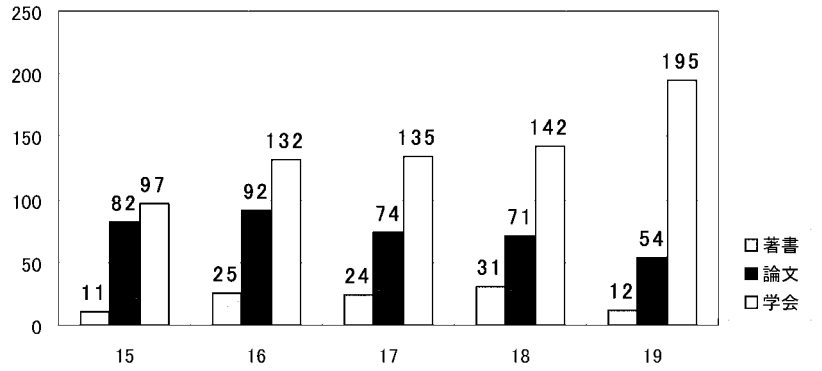

図6-1　年度別著書・論文・学会発表別研究業績延べ数

b）職位別の著書・論文・学会発表数

表6-2に1人当たり総業績数を示した。教授は年に6～8件、准教授・講師3～5件、助教0～3件の研究活動に参加していた。業績の種類を見ると、教授は年１人当たり著書0.3～0.9件、論文1.9~3.3件、学会発表3.2～4.2件の成果を上げ、前回の自己点検・評価報告の著書0.4～1.2件、論文1.6～3.1件、学会発表2～3.6件とほぼ同様であった。准教授・講師は、著書0.3～0.8件、論文0.6～1.5件、学会発表1.9～3.7件で、前回の自己点検・評価における著書0.2～1.1件、論文1.4～1.9件、学会発表0.8～1.7件と比較すると、学会発表は増加した

が、著書・論文は変化がなかった。助教（助手）は、著書0～0.1、論文学会0.2～0.7、学会発表0.3～2.3件で、前回の著書0～0.1件、論文1.3～2.3件、学会発表1.3～2.0件と変化はなかった。（図6-2～図6-4）

表6-3　職位別研究業績数　（上段は実数、下段は教員一人当たり数）

	平成15年度			平成16年度			平成17年度			平成18年度			平成19年度		
	著書	論文	学会	著書	論文	学会	著書	論文	学会	著書	論文	学会	著書	論文	学会
教授	5	56	58	12	60	76	16	43	63	16	36	58	5	34	75
	0.3	3.1	3.2	0.7	3.3	4.2	0.9	2.4	3.5	0.9	2.0	3.2	0.3	1.9	4.2
准教授	5	22	33	12	26	34	7	22	48	13	20	48	5	10	63
講師	0.3	1.3	1.9	0.7	1.5	2	0.3	1.3	2.8	0.8	1.2	2.8	0.3	0.6	3.7
助教	1	4	6	1	6	22	1	9	24	2	15	36	2	10	57
	0.0	0.2	0.3	0.1	0.3	1	0.0	0.4	1.1	0.1	0.7	1.6	0.1	0.5	2.3

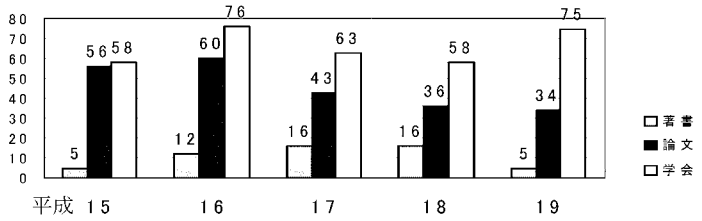

図6-2　年度別業績（教授）n=18

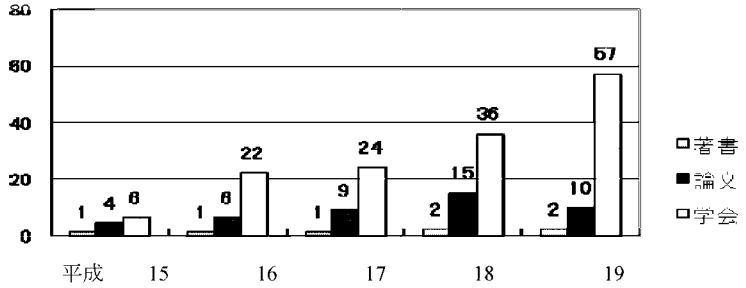

図6-3　年度別業績（准教授・講師）n=17

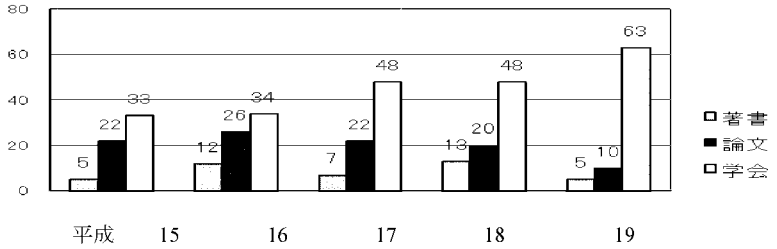

図6-4　年度別業績（助教）n=22

2）教育研究組織単位間の研究上の連携

本学に附置研究所などの研究組織は設置されていないが、現在、「健康支援地域連携センター」の設立に向けて設置者の認可待ちである。

3）経常的な研究条件の整備

ｉ）　個人研究費・研究旅費の額の適切性

平成16～18年の個人研究費（資料：表32）、平成19年専任教員研究費（資料：表29）、平成19年専任教員の研究旅費（資料：表30）に基づいて説明する。

・個人研究費総額		2,900万円～3167万円（研究費総額の50%）
専任教員1人当たり個人研究費額		
	学部	374,588円、
	博士前期課程	67,151円
	博士後期課程	35,595円
・研究旅費		4,292,820円
	教授	124,870円
	准教授・講師	104,350円
	助教	73,330円

個人研究費は、教員が安定した研究活動を行うための重要な制度である。教員1人平均37万円が支給され、これは研究費総額の50%にあたる。個人研究費は、図書費、機器備品費、消耗品費、学会参加費などに使用でき、十分に支給できている。しかし、前回の自己点検・評価でも指摘されていたように、使途方法については神戸市の制度に準じるために、研究活動の実態に即した運用が困難で、とくにアルバイト、研究協力者、研究対象者への謝金の支出ができない。その結果、近年、研究の規模が大きくなっているにもかかわらずアルバイトによるデータ入力などの研究支援が得られず、研究協力者や研究対象者への謝礼も支払えないなど、研究活動の大きな障害となっている。

研究旅費は教員1人当たり年間7～12万円である。研究旅費は、学会参加、研修会参加、調査依頼、調査旅費などの研究活動を支援するものである。前述したように、近年、大規模な調査や広範囲な調査が増えていること、また研修の必要性が高まっていることを考えると、不十分である。

ⅱ）　教員個室などの教員研究室の整備状況

教員研究室として、教授、准教授および講師36名に個室が割り当てられいる。面積は1室22.38㎡である（資料：表35）。共同の研究室は7室あり、24名の助教の教員が2～4名で使用している。面積は39.67㎡である。研究室は、本部研究棟（事務室、会議室、学長室、自習室などがある）の2階と3階で、学生との接触がしやすく、事務局とも密な接触ができる場所に位置している。

各教員研究室には、机、椅子、電話、書棚、ソファ一式、ビジネスキッチン、冷蔵庫、洗面台が備えられ、学内LANも整備され、研究活動を支援する環境が整備されている。

ⅲ）　教員の研究時間を確保させる方途

大学教員の活動には、教育、研究、大学運営の三者のバランスが重要である。本学では、平成15年度から19年度において、学部の新カリキュラム開始、博士前期課程の専門看護師教育校の申請、博士後期課程の開設など、業務が増大していた。そのため、とりわけ

看護の専門教員の担当科目数、担当授業時間数、指導教員担当学生数が増大した。また、大学運営についても、直面する課題の多様化・複雑化の中で18の委員会があり、とくに教授の業務は増加傾向にある。

そのなかで、教員の研究時間を確保するための具体的な方策は検討されておらず、勤務時間外や休日を使って確保せざるをえない状態が続いている。

ⅳ） 研究活動に必要な研修機会確保のための方途の適切性

本学においては、国内留学制度および長期海外留学制度が研修機会として用意されている。平成15～19年度の研修制度実績は表6-4の通りである。

表6-4　教員の研修先および研修目的

年度	教員数	研修先	研修目的
15年度	1名 (准教授)	オーストラリア	分娩にまつわる「出産体験」に関する看護教育方法の研究
16年度	1名(教授)	フランス	多文化精神医療の調査研究
17年度	0		
18年度	0		
19年度	1名 (助教)	アメリカ合衆国	米大陸における臨床倫理委員会との共同体制の研究

ⅴ） 共同研究費の制度化の状況と運用の適切性

a）神戸市看護大学共同研究費制度の状況

本学では、平成8年度の開学以来「本学教員が共同で行う優れた学術研究を奨励・発展させる」ことを目的に、神戸市看護大学共同研究助成金制度を設置している。研究助成金は総計500万円で、支給種目は重点研究、一般研究、臨床共同研究で、各研究種目の目的に応じて、以下のように金額と研究者が規定されている。

・重点研究（100万円）

開学時は、阪神・淡路大震災の教訓を生かし震災および災害看護に限定したテーマに配分した。その後、重点テーマを絞って重点的な配分（50～100万円）を行ってきた。

・臨床共同研究（臨床共同研究と一般共同研究合わせて400万円）

臨地実習施設から提案された研究テーマをもとに、本学教員と臨床のスタッフがグループを作って、共同で研究を実施する。この臨床共同研究には総計20万円の研究計画書助成費が支給され、共同で行う研究計画書作成を支援している。

・一般共同研究

本学の教員が行うのが原則で、1つの分野の教員だけでなく複数の分野の教員が含まれていることが条件である。

表6-5に、平成15～19年度の神戸市看護大学共同研究助成金の各種目別助成額、採択件数および述べ採択件数を示した。述べ採択件数は10~19件(平均13件)で、前回の自己点検・評価の採択数9～14件（平均12件）より増加し、参加した研究者は87～138名であった。

ただし、臨床共同研究の採択数は、年々低下していた。参考として表6-6に平成19年度の共同研究のテーマを示した。

助成金の適切な運用対策として、平成18年度に臨床共同研究において研究計画書作成のための助成金制度を設置した。これは、計画書作成段階において臨床スタッフが大学に来る、教員が臨床に行くなどの旅費、必要な図書の購入などに臨床共同研究助成額の20万円を支援するためで、助成金のより有効な運用を図っている。

表6-5　神戸市看護大学共同研究助成金の採択状況

年度			平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
助成額　(万円)			500	500	500	500	500
種目	重点	件数	1	0	1	1	2
	一般	件数	3	5	3	4	4
	臨床共同	件数	9	14	8	7	4
合計			13	19	12	12	10

b) 共同研究の研究成果の公表の方法について

共同研究制度設置の最終目的は研究活動の成果を公表することである。本学では助成を受けた研究者に対して発表を義務づけ、平成15～18年度まで「共同研究成果発表会」を本学で開催してきた。この4年間の発表演題数は、平成15年度11題、平成16年度3題、平成17年度12題、平成18年度16題であった。しかし、本学での研究成果発表会に共同研究者である臨床の看護スタッフが参加しにくい状況があったため、平成19年度から臨床の院内研究発表会ほか、学会で成果公表を行うことに変更した。この変更により、共同研究者である臨床の看護師が積極的に発表でき、臨床に成果を還元できるようになると考える。

開学より12年間の共同研究制度で、とくに、臨床共同研究は本学独自の制度であるが、この制度が教員および臨床の看護師におよぼした成果について、今後、評価する必要がある。

表6-6　平成19年度の共同研究テーマ

種別	研　究　課　題
重点	看護学生が着用するナースシューズの試作　－産学協働の試み－
重点	『神戸市看護大学まちの保健室』利用者の健康増進のためのプログラム開発
一般	地域住民による子育て支援グループの活動がおよぼす、参加した親の生活への波及効果
一般	急性期ローテーションプログラムにおける指導上の課題と改善に向けての取り組み
一般	薬物性肝炎モデルマウスを用いた新規抗酸化剤（アクティブハイドライド剤）の解析
一般	手術室における患者の精神負荷軽減のためのリフレクソロジーの効果の検証
臨床	組織コミットメントの実態と促進要因
臨床	褥婦への背部マッサージによる乳房緊満、乳房痛への緩和効果の検証
臨床	PEG造設患者家族のための学習支援ﾂｰﾙの開発～家族指導用PEGﾓﾃﾞﾙの有効性の検討～
臨床	臨床研修制度導入における新規採用看護師と臨床研修看護師の看護技術習得状況およびｽﾄﾚｽ反応に関する調査

4）競争的な研究環境創出のための措置

ｉ）　科学研究費補助金への申請と採択率

平成15～19年度に本学教員が研究代表者として文部省科学研究補助金に申請した状況と採択状況を、表6-7に示した。申請数は16～21件で申請率は34～41.2%であった。各年度の新規採択件数は2～6件で、採択率は12.5～38.1%、交付金額は2060～2350万円であった。前回の自己点検・評価では申請数21～28、申請率36～54.9%、採択率は8.6～34.0%、交付金額は660～3430万円で、採択率と交付金額は増加した。しかし、申請率は、前回の自己点検・評価より低下した。

本学では、科学研究補助金の申請の奨励、申請書類の遂行、説明会の開催、採択後の管理などの支援がなされている。

表 6-7　科学研究費補助金年度別申請数と採択件数（採択率）、交付金額

年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
申請数	17	17	21	16	19
申請率	36.2%	37.0%	41.2%	34%	37.5%
採択件数(新規)	7	4	8	2	6
採択率	41.2%	23.5%	38.1%	12.5%	31.5%
交付金額（千円）	23,500	20,500	20,100	20,600	21,950

申請率＝（申請数/教員数-継続交付者数）×100

採択率＝（採択件数/申請件数）×100

ⅱ）　その他の研究助成

平成15～19年度に、民間企業からの委託研究費および本学が立地する神戸研究学園都市の周辺大学を主に構成する大学共同利用機関からの共同研究費など、助成された研究資金は以下のとおりである。前回の自己点検・評価の報告で外部資金獲得の必要性が示されていたが、詳細な研究助成金取得の報告義務がなく、報告された実績は3件であった。

表6-8　民間など科学研究費補助金以外の外部資金補助金

助成団体	金額	助成年度	目的
SET ソフトウエア（株）研究寄付金	90万円	平成17～18年度	ニューラルネットワークの利用にかかわる研究助成
明治製菓奨学寄付金(明治製菓株式会社)	50万円	平成15年度	摂食障害調査等
木村看護教育振興財団看護研究助成	40万円	平成20年度	認知症高齢者の入所後の適応プロセス

5）研究上の成果の公表、発信・受信など

ｉ）　研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

本学では、神戸市看護大学紀要を1年間に1回発行し、研究成果公表の支援を図っている。

紀要は、投稿論文、神戸市看護大学共同研究助成金による研究実績報告書および教員の業績集で構成されている。

平成15～19年度の紀要に掲載された論文の内訳は、表6-9に示した。5年間の総掲載数は96件で、前回の自己点検・評価報告の87件より増加している。しかし、論文の種類でみると、原著としての論文掲載数は、前回の31から8と大きく減少した。逆に、資料・研究実績報告書は、前回の4～13から8～18と増加した。このことから、研究活動は活性化してきたが、研究の質の向上に向けた取り組みが必要であるといえる。

論文の質の向上に資するために、紀要委員会は平成20年度より論文投稿の締め切りを弾力化した。具体的には、以前は11月が締め切りであり、それによって臨地実習で査読後の修正の時間がとれないために投稿を躊躇する傾向があったので、「随時受け付け」に変更した。これによって、投稿者は時間的に余裕のある時期に論文を投稿し、余裕をもって査読後の修正にとりかかることができ、投稿論文の質の向上と投稿論文数の増加が図れると考えた。今後、投稿論文数の増加と原著掲載論文数が増加するかについて評価が必要である。

表6-9　神戸市看護大学紀要に掲載された論文

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
総　説	0	0	1	1	0
原　著	2	3	2	1	0
報　告	4	8	3	2	3
資料・研究実績報告書	8	12	18	15	13
計	14	23	24	19	16

ⅱ）　研究成果を発信・受信する条件の整備状況

投稿された紀要論文の公表方法として、平成14年から国立情報学研究所を通じてWeb上で公開している。本学でも紀要の投稿規程の改正を行い、著作権を大学に委譲する手続きをとり、承諾の得られた論文については創刊号から電子化し、研究成果の公表を促進している。

5）倫理面からの研究条件の整備

ⅰ）研究倫理を支えるためのシステムの整備状況とその適切性

倫理委員会が平成12年に発足し、倫理審査のシステムが整備された。平成15～19年の5年間は、研究に必要な倫理的配慮を、学生や院生、教員に浸透させるために、倫理ガイドラインの検討と作成、規程集への掲載などによって周知を図った。

倫理委員会の所掌事項は、人間を対象とする研究の倫理審査、および学内の研究活動の倫理性に関する基本的事項の検討の2点である。現在、倫理審査が義務づけられているのは、大学院生の研究計画書と神戸市看護大学共同研究助成金を用いて研究する教員の研究計画書である。この他に申請があれば、随時、倫理審査を行うことになっている。

審査委員会における判定結果は、4段階（表6-10）で、理由をそえて文書によって通知される。結果に対する異議申し立てについても制度化されている。また何度でも再審査の

申請が可能である。

表6-10　判 定 基 準 と 再 提 出

判　定	内　容
承　認	変更、修正の必要がない
条件付き承認	研究計画に一部修正すべき点はあるが、委員会として修正内容を確認する必要はない
変更の勧告	再提出：研究計画に一部修正すべき点があり、委員会として修正内容を確認する必要がある
不承認	再提出：倫理的に大きな問題があり、研究計画全体を変更する必要がある

ⅱ)研究倫理に係る学内審議機関の運営状況の適切性

a)倫理委員会の審査件数

平成15年度から平成19年度に倫理委員会が行った倫理審査件数は、表6-11に示した。年間27～30論文の提出があり、5年間総計145件で教員71件（49%）、学生74件（51%）であった。倫理委員会への研究書提出を義務づけられているのは大学院生および教員の共同研究であるが、科学研究費その他の研究も提出されており、研究における倫理審査の必要性については浸透してきている。

審査は、倫理委員1人当たり年間4～5件の審査を行っている。研究計画書はほとんどが4～5月に提出され、1週間で審査結果を通知するために短期間に集中して倫理審査を行わなければならず、業務量の増大が課題である。しかし、ガイドラインの作成や審査基準の修正などによって、少しずつ作業量の軽減が図られている。

表6-11　研究種別審査件数

研究種別		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
助成金による研究	共同研究	12	14	12	12	9
	科学研究	3	1	0	0	4
	その他	0	2	0	0	1
学生の研究	博士前期課程	14	11	14	15	15
	博士後期課程	—	—	—	0	4
	編入生	—	—	—	0	1
総計		29	28	26	27	34

*博士前期、後期課程は平成18年度開設

b)倫理審査の結果

この5年間の結果を表6-12に示した。1回目の審査で「承認」だったのは、145件中10件（7%）であった。135件（93%）が「条件付き承認」「変更の勧告」で、変更の上2回目の審査が必要であった。教員と学生の審査結果を比較すると、大きな差がなかった。このことから、指導的立場にある教員に対して、倫理的配慮についての啓発が必要であると考えられる。

表6-12　倫理審査委員会審査結果(第1回目の結果)

（　）は、教員総数、学生総数における各%

研究種別		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	計
教員の助成金による研究	承認	1	2	1	1	1	6（8）
	条件付き承認	9	8	6	4	14	41（58）
	変更の勧告	4	7	5	5	1	22（31）
	不承認	0	0	0	1	0	1（1）
	その他	1	0	0	1	0	1（1）
学生の研究	承認	1	2	0	0	1	4（5）
	条件付き承認	9	8	11	7	13	48（65）
	変更の勧告	4	3	3	7	4	21（28）
	保留	0	0	0	1	0	1（1）
総計		29	28	26	27	35	145

〔点検・評価、長所・問題点〕

教員の研究活動を支援する研究環境のうち、人的・物的環境の整備については、56～60名の教員が全年度にわたって確保され、研究室も整備されていることから、十分だと評価できる。

資金的環境においても、個人研究費が年間総額約3000万円で、1教員当たり年間平均37万円が支給され、研究費総額の50%であることから、安定した研究活動のための整備ができていると評価できる。しかし、個人研究費を実態に即して運用できないこと、研究旅費が年間7～12万円と少額であることは問題である。これらは、前回の自己点検でも指摘されていた課題である。この制約は、神戸市の財政制度上の制約であるが、近年、神戸市内に看護系大学が数多く開学しており、学生確保の観点からも教員の質の高い研究成果が喫緊の課題であることを踏まえて、神戸市に働きかける必要がある。

また、競争的外部資金の獲得は、独立法人化を控えた本学には重要な課題である。科学研究費の採択率は平均34%で、受給費総額が平均2000万円であることから、研究活動の高さが評価できる。しかし、申請率が平均36%と低く、教員の競争的研究に対する姿勢に課題を残している。他の大学では、競争的資金の獲得に向けて努力することが教員の資質向上の方策として位置づけられていることから、今後は本学でも目標を設定して組織的支援を図る必要がある。本学は、助教の教員数が多いこと、またそれゆえ教員の退職者が多いことを考慮し、申請有資格者（継続交付者、退職者、休職者を除く）の約50%が研究代表者として申請することを目標に、支援する必要がある。また、科学研究費以外の外部資金の獲得についても、前回の自己評価・点検で課題とされていたが、改善はなかった。本学教員が外部資金に参加することはいくつかの意味で重要である。すなわち、教員が時代に

即した研究活動とは何かを把握する機会となること、申請に対する結果が教員の自己評価となって研究活動の刺激となることなどである。今後は、積極的に競争的資金の申請を行うための支援体制を検討する。

研究のための時間的環境の整備は、教員の研究成果に直接につながる問題である。この5年間の総業績数は、前回の自己点検・評価の総業績数126～190件から190～261件と大きく増加した。業績数は年度を追って増加した。このことから、教員の研究活動が活発化してきたと評価できる。しかし、学会発表は増加したが論文数は減少したこと、研究の指導的役割を担う教授の業績が増加しなかったことの2点が課題である。とくに教授の業績向上の問題は、前回の自己点検・評価でも指摘されていたにもかかわらず変化がなく、問題として捉えざるをえない。その理由として、この5年間、カリキュラム改正や博士前期・後期課程の開設など、学内業務が増大し、とくに責任職である教授に最も影響した可能性が推測される。研究の質が教育の質を左右することを踏まえ、教員とくに教授の学内業務の時間の整理について総務委員会で検討し、時間的環境の確保を図る必要がある。

本学は単科大学であるゆえに、国内・国外の研修制度の充実は、教員の資質向上のみならず、大学全体の活性化において重要である。とりわけ、若手研究者は大いに活用すべきである。本学には年間1名の短期・長期の留学制度があるが、継続した活用ができておらず、とくに看護学教員が活用しにくい状況であった。これは、教員が研修制度を活用するために必要不可欠である時間的環境の整備が十分でないことがあげられる。とくに、看護学専門教員の場合、大学院生の主指導教員として年間を通して指導にあたらなければならない教授だけでなく、年間を通して看護学実習を担う准教授、講師、助教も、半年の留学でさえ実現するにはかなりの長期的な準備と同僚の協力が必要である。とりわけ、限られた人数で一定の学生の実習を分担担当しなければならない助教の場合、留学に出たとたん残る同僚の負担が増えるのでなかなか留学を申請しにくい。このような事情を考えれば、平成19年度に看護専門教員の研修が実現したことは評価できるものの、今後継続して研修制度を活用するには、まだ多くの課題があり、検討が必要である。

教員が地域社会の保健・医療・福祉に貢献する研究活動をすることは、本学の使命として位置づけられている。地域に貢献できる研究活動を支援する制度として共同研究助成金制度が設置されて毎年500万円を確保していること、研究計画助成費20万円を設置するなど適切な運用について年々整備していることは評価できる。また、採択件数が前回の自己点検・評価より増加し、参加教員数が87～138名と多いことから、この制度が教員の研究活動、地域の研究活動双方の推進に貢献していると評価できる。

とくに、この制度種目（重点研究、一般研究、臨床共同研究）のうち、本学独自の制度である臨床共同研究は、実習場所のスタッフと教員が共同で研究する活動で、5年間の採択は4～14件(平均8件)であった。これは前回の報告より増加しており、適切な運用が図られていると評価できる。しかし、10年にわたるこの制度の評価がされていないこと、また、この制度による研究活動が必ずしも論文作成の成果につながっていないことが課題である。今後、この制度の成果の調査を行い評価する必要がある。また、本制度では学会発表の義務づけているだけで、論文作成は義務づけられていない。高額な助成を受けた研究には論文発表を義務づけるなど、着実に論文発表につなげる方策を研究・紀要委員会で検

討しなければならない。

研究・紀要員会が発行している神戸市看護大学紀要の掲載数は、前回の自己点検・評価より大きく増えた。これは、紀要が教員の研究成果公表を支援する制度として定着していることを示す。しかし、原著の掲載論文数が減少したことは課題である。研究・紀要委員会で、査読の質の問題とともに、教員の研究能力向上への取り組み、単科大学であるがゆえの情報不足など、問題を多方面から討議する必要がある。そして、その結果を踏まえて質の高い論文作成のための支援方法を考える必要がある。

研究倫理にかかわる学内審議機関としての倫理委員会は定着したと評価している。倫理委員会が、申請された研究計画書の約90%を「条件付き承認」「変更の勧告」としたことは、申請した教員および大学院生の研究の倫理的配慮が十分だとは言えないことを示唆している反面、倫理委員会が積極的に指導的役割を担ってきたこととして評価できる。この5年間の倫理委員会の成果は、今後、大学院生および教員の研究業績で評価していくことになる。倫理的視野に立った研究計画書の審査は、結果的に、研究方法を精査することになり、質の高い研究論文作成につながることから、今後も申請数を拡大してゆく必要がある。

〔将来の改善に向けた方策〕

1　時間的研究環境の整備として、テイーチング・アシスタント（TA）や リサーチ・アシスタント（RA）の制度化を行い、学内業務の時間の整理を図る。

学内業務による負担増を緩和して研究時間を確保し、研究活動を推進するために、まず教育補助職員の雇用を粘り強く市当局に要求していく。また、TAやRAなどの制度化の実現を図る。大学運営に関わる教員の業務負担を減少させるために、委員会組織とその活動内容について、可能な限り効率化を図る。例えば、教授会と拡大教授会、各種委員会間の審議事項や所掌事項に重複がないかを洗い出し、不要なものは整理統合し、効率化によって会議時間の短縮を図る。また、会議情報開示の方法の検討とともに委員数のできる限りのスリム化を図る。

2　資金的研究環境の整備として、個人研究費の実態に即した運用について神戸市に理解を求める。

個人研究費は十分に整備されているが、運用上の制約が、教員の研究活動を阻んでいる実態があるので、研究の実態に合った運用ができるよう市当局に理解を求める。

3　科学研究費申請率50%の提示、競争的外部資金の情報提供に努めるなど、業績向上のための組織的取り組みを行う。

研究業績の成果を上げるために、研究活動の指導的役割を果たす教授を中心に対策を講じる必要がある。教授が積極的に著書、論文の業績数を上げることの重要性を喚起すること、教授自身の業績を上げることが、教員全体の意識をあげることになる。領域ごとの啓蒙とともに業績結果の公表などの対策を図る。競争的外部資金を獲得するために、まず科学研究費の申請率を、申請有資格者の50%の申請を目標として総務委員会が目標の提示する。競争的資金に参加することが、教員の研究力評価、向上に

つながることの啓蒙を行う。財団、民間助成金の参加・獲得については、申請情報の提供に努めて、外部資金制度への関心を高め、参加意識を高める。

4　臨床共同研究制度に関する臨床側、教員側の意識調査によって、研究活動の評価を行い、改善点があれば改善する。

共同研究のなかでもとくに本学独自の制度である臨床共同研究制度について、その形骸化を避け、内容を充実していくための方策として、臨床共同研究の10年間の研究活動の成果について、教員、臨床側に意識調査を行う。その調査を通して本制度の周知を図り、有効な助成金運用方法の検討につなげる。また、共同研究助成を受けた研究に対して学会発表が義務化されているが、例えば50万円以上の高額助成の研究は論文発表を義務化するなど研究・紀要委員会で検討する。

5　研修制度の活用継続を図り、とくに看護専門教員の研修の実現を図る。

まず、現行の留学制度を継続的に活用する。とくに、看護教員の研修のための体制をつくる。具体的には、留学者の代替要員の確保を市当局に要求すること、研修候補者を領域順にするなどの措置によって準備期間を確保すること、教員間での協力体制への意識づけを行うことなどの方策である。また研修機会の拡大に向けて、海外留学制度の定員増を要求すること、国内外の中長期研修につながるサバティカル制度について検討することなどを行う。

6　紀要の原著論文の投稿数を増やすなど、研究の質の向上に向けた組織的取り組みに向けて、研究・紀要委員会で検討する。

原著論文の投稿が減少している原因について、研究・紀要委員会で検討する。とくに教授、准教授・講師が質の高い論文を執筆できる環境作りについて検討する。その検討経過の報告や対策の公表を通して、研究の質を向上させるための意識づけや組織体制を構築する。また、今後、卒業生や修了生、大学院生の業績発表の場としての紀要のあり方についても検討する。

7　最新の医療倫理に関するニュースの配布などを行うことによって、教員の倫理審査申請への意識を高め、倫理審査申請数の増加を図る

倫理委員会の作業量を測りながらではあるが、倫理審査を通して研究の質の向上を図るため、教員の審査申請への意識づけを図る。ただし、義務ではなく自発的な申請の増加を目標とする。

7　社会貢献

〔到達目標〕

本学は、平成８年に、神戸市民をはじめ人々の健康と福祉に貢献する看護専門職者の育成と看護生涯教育の拠点としての役割を担うことを目的として設立された。社会貢献については教育理念の中で、地域社会の保健・医療・福祉への貢献が明記されている。すなわち、今日の多様化する社会の中で先見性をもって地域社会の健康問題をとらえ、変化する社会の要請に応えて良質なケアと新しい看護システムを提供することが、看護専門職者にとって必要であるとしている。そのために、教育目標として「地域社会への関心を深め、とくに健康問題に関するニーズを把握し、積極的に地域活動に参加する態度を育む」ことを謳っている。この目標を実現するために、本学は国際・地域交流委員会と現代 GP 委員会を設置し、これらの委員会を中心に社会貢献のためのさまざまな取り組みを行っている。具体的な到達目標は以下の通りである。

1　本学教員・学生は、地域の行政、諸機関と連携・協働して、神戸市看護大学まちの保健室・西区ヘルスアップ作戦・次世代育成事業・ボランティア活動などを通して、地域住民の主体的な健康づくり、まちづくりを支援する。
2　公開講座を実施することによって、地域住民の健康問題への関心を高め、また看護専門職者の知識や実践力の増進を図る。
3　大学の施設・設備を最大限地域社会に開放する。

〔現状説明〕

1）社会への貢献

ｉ）　社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度

社会との文化交流等を目的とした本学の教育システムとして、「現代 GP」と「ボランティア活動」があげられる。平成 18 年度の現代 GP 地域貢献（地元型）に採択された本学の「地元住民と共に学び共に創る健康生活―住民による教育支援と学生による地域支援の融合と e ヘルスの活用―」（平成 18 年 10 月～21 年 3 月）については、iii)「教育研究の成果の社会への還元状況」で詳述する。

本学では、選択科目である「ボランティア活動」とクラブ活動である「ボランティア部」という二つの教育システムを併用することにより、学生の地域社会との交流や貢献への支援を行っている。「ボランティア部」は平成 8 年、本学開学時に設立された。部員は 10 数名から 20 名程度で、主な活動内容は、月 1 回の東神戸副都心（HAT 神戸）での「健康相談＋季節ごとのレクリエーション活動」をはじめ、大学近隣の小学校で障害児の学習支援活動、自閉症のこどもの遊び相手などがある。なかでも、HAT 神戸での活動は、他の活動に比べ参加学生数も毎回 5～8 名と多く、教員も参加している。この活動は、仮設住宅での支援を行ってきた短期大学部のボランティア活動を平成 16 年から継続したもので、震

災復興支援として意義深い。

平成 18 年にはカリキュラム改正に伴い、選択科目の「ボランティア活動」が新設された。対象学年は 1～4 年、単位数は 45 時間 1 単位である。平成 18 年度現在、74 名の履修学生がいる。活動先は学生が自主的に選択し、個人単位で活動することが原則であり、活動内容と学習内容は B6 版の用紙に記録する。現在までの学生の主な活動先は、本学教員が地域貢献として行っている「子育て支援」や「ピア・カウンセリング」「まちの保健室」活動のほか、ボランティア部が主催している HAT 神戸でのボランティア活動への参加、神戸大学が行っている発達障害児へのボランティア活動への参加など多岐にわたっている。

ii）公開講座の開設状況、市民の参加状況

本学では国際・地域交流委員会が中心となって開学当初の平成 8 年度から、毎年、市民向け公開講座、看護職者向けの看護専門職公開講座、および国際フォーラムを開催している。以下、各公開講座について述べる。

a)　神戸研究学園都市大学交流センター（ユニティ）公開講座（一般市民対象）

一般市民を対象とする公開講座は「ユニティ公開講座」として毎年開講している。本学が提供した過去 5 年間のテーマは平成 15 年度「さまざまなターミナルケア―その技と倫理をめぐって―」、平成 16 年度「赤ちゃん誕生に寄り添う」、平成 17 年度「あなたの骨、大丈夫？」、平成 18 年度「いざという時どうしますか？―けがや病気の緊急対応―」、平成 19 年度「かしこい患者になるために」、平成 20 度「地域で取り組む健康生活」であった（表 7-1）。いずれも保健・医療・福祉に関するもので、看護大学としての特徴をもたせている。この広報活動は、主にユニティが発行する広報誌「CAMPUS NETWORK」と神戸市の広報誌上で行われ、広く地域住民に周知される。

表 7-1　ユニティ公開講座（平成 15 年度～平成 20 年度）

実施日	テーマ・回数	講師
平成15年度 11月～12月 の毎土曜日	「さまざまなﾀｰﾐﾅﾙｹｱ-その技と倫理をめぐって- 1. 現代医療の中のﾀｰﾐﾅﾙｹｱ 2. ﾀｰﾐﾅﾙｹｱとしての邪術告発-ﾊﾟﾌﾟｱﾆｭｰｷﾞﾆｱから- 3. 日本の中世絵巻に見るﾀｰﾐﾅﾙｹｱの情景 4. ﾀｰﾐﾅﾙｹｱの倫理学 5. 小児医療の中のﾀｰﾐﾅﾙｹｱ	 荒川靖子教授 紙村　徹助教授 泉　万理助教授 松葉祥一教授 蝦名美智子教授
平成16年度 11月～12月 の毎土曜日	「赤ちゃん誕生に寄り添う」 1. 赤ちゃんはどこから来るの？-懐妊のﾌｫｰ ｸﾛｱ 2. 野生の世界の出産―サルからヒトへ― 3. 助産術の変遷 4. 出産の倫理―代理母・体外受精・生命倫理- 5. 「父性」「母性」「育児性」を育む	 紙村徹 助教授 中川尚史 助教授 岡永真由美 講師 松葉祥一 教授 高田昌代 教授
平成17年度 10月～11月 の毎土曜日	「あなたの骨、大丈夫？」 1. あなたの骨の状態を知りましょう 2. 骨の構造 3. 骨とそのはたらき 4. 骨と食生活 5. 骨と身体活動	 笠松隆洋教授・吉岡隆之助教授 渡邉定博助教授 簑田昇一教授 笠松隆洋教授 吉岡隆之助教授

平成18年度 11月～12月 の毎土曜日	「いざという時どうしますか？けがや病気の緊急対応」 1. 救急の現状と問題点―事例を交えて― 2. 心肺蘇生法の話 3. 心肺蘇生法（AED使用法を含む）の実際 4. 子どものけが・事故・病気について 5. 在宅における感染予防	 中田充武神戸市消防局警防部救急救助課救急指導係長 江川幸二 助教授 江川幸二 助教授 宮内環 講師 吉永喜久恵 教授
平成19年度 平成20年1月～2月の 毎土曜日	「かしこい患者になるために」 1.患者として知っておくべきこと 2.移植を受けた患者体験からの提言 3.がんになったときの医者のかかり方 4.家族の立場で患者を守る 5.看護師から見たかしこい入院患者とは	 林 千冬副学長 川上 隆 氏(寺田倉庫(株)ﾃﾞｰﾀｽﾄﾚｰｼﾞｸﾞﾙｰﾌﾟ) 坂上庸一郎 氏(坂上病院院長) 吉田こずえ 助教 橋本弘子 氏（神戸市立医療センター西市民病院看護部主幹）
平成20年度 4月～5月の 毎土曜日	「地域で取り組む健康生活」 1.学園都市の健康実態調査と地域の健康作り 2.あなたの身体の年齢は？体力測定 3.健康ウォーキングを実践してみましょう 4.地域における認知症予防 5.食生活を見直し今後の健康生活を考えましょう	 笠松隆洋教授 池田清子准教授 駒崎優氏(NPO法人ウォーキング研究所代表) 高山成子教授 稲垣絹代教授

b）看護専門職公開講座（看護専門職者対象）

本学では、看護専門職者の卒後研修ならびに専門職としての資質向上を目的として、「看護専門職公開講座」を毎年開催している（表 7-2）（ただし平成 18 年度は開学 10 周年記念講演として開催したため本講座としては実施せず）。テーマは、平成 15 年度「家族に応える看護―家族の理解と支援の実際―」、平成 16 年度「代替療法入門シリーズ―臨床に生かす音楽療法―」、平成 17 年度「はじめようフットケア」、平成 19 年度「看護実践に役立つ SAT カウンセリング～健康行動科学に基づいた気づき・癒し・自己変容へのカウンセリング～」であった。開催場所は交通の利便性と収容能力を考慮して、大学共同利用施設ユニティで、本講座への参加者数は 144～202 名で多い。

講座の広報については、神戸市の市民病院群をはじめ近隣の病院や諸施設、看護協会等にパンフレットを配布するとともに、看護関係の雑誌や神戸市の広報誌、さらに本学ホームページへ情報を掲載することを通して行い、広く看護専門職者に周知している。

表 7-2　看護専門職公開講座（平成 15 年度～平成 20 年度）

実施日	テーマ・講師	参加者数
平成 15年度	『家族に応える看護―家族の理解と支援の実際―』 「家族とは？家族看護とは？」講師：泊祐子（滋賀医科大学医学部看護学科教授） 「家族支援の実際」　講師：渡辺裕子(家族ケア研究所所長) 「家族支援の現場から」　講師：家族支援当事者	202名
平成	『代替療法入門シリーズ―臨床に生かす音楽療法―』	200名

16年度	講師：古川和香子（日本音楽療法学会認定音楽療法士、兵庫県音楽療法士）他	
平成 17年度	『はじめようフットケア』 「フットケアのためのアセスメント」 講師：西田壽代　(駿河台日本大学病院WOCナース) 「楽しく歩く靴選びのポイント」 講師：桜井一男　（（有）フットクリエイト）	144名
平成 19年度	『看護実践に役立つSATカウンセリング～健康行動科学に基づいた気づき・癒し・自己変容へのカウンセリング～』 講師：宗像恒次氏（筑波大学大学院教授、ﾍﾙｽｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞ学会会長）	178名
平成 20年度	『看護実践に生かすコーチング』 講師：鱸　伸子(（有）オフィスSerendipity代表取締役、（財）生涯学習開発財団認定プロフェッショナルコーチ、コーチクエスト認定マスターウエルネスコーチ)	

＊平成 18 年度は開学 10 周年記念講演として開催したため本講座としては実施せず

c）国際フォーラム

本学では、学内だけでなく広く学外の人々にも国際的な情報を提供するために、毎年、神戸研究学園都市大学交流センター（ユニティ）において国際フォーラムを開催している。対象者は主に看護職者と本学学生であるが、テーマによっては福祉関係職者、看護教育関係者、医師なども参加している。講演は国際的視点に立ったテーマを取り上げ、国内外から招聘した講師により行われている。

各年度のテーマは、表 7-3 に示したように「看護実践能力の向上を目指す看護継続教育―今、世界が向かう統合医療の実践と教育」、「地域・臨床との協働を目指して―英国における看護系大学の地域貢献」、「小児看護におけるプレパレーションの理論と実践」、「認知症ケアマッピングを用いたパーソン・センタード・ケア」、「医療・看護におけるナラティヴ・アプローチー英国家庭医(GP)の実践に学ぶー」など、その時代の医療の焦点に対応したテーマであった。

受講者数は平成 15 年度 126 名、平成 16 年度 150 名、平成 17 年度 197 名、平成 19 年度 126 名であり、テーマによっては申し込みが定員を上回ることも多く、平成 17 年度の「小児看護におけるプレパレーションの理論と実践」は定員の 2 倍もの申し込みがあった。

表 7-3　国際フォーラム（平成 15 年度～平成 19 年度）

	テーマ・講師	参加数
平成 15年度	「看護実践能力の向上を目指す看護継続教育－今、世界が向かう統合医療の実践と教育－」 講師：レス・ストーレイ（ｾﾝﾄﾗﾙ･ﾗﾝｶｼｬｰ大学） コメンテーター：林　千冬（神戸市看護大学教授） 講師：　マリリン・ギルバート（前ｱﾘｿﾞﾅ大学） コメンテーター：池川清子（神戸市看護大学長）	126名
平成 16年度	「地域.臨床との協働を目指して-英国における看護系大学の地域貢献-」 講師：アイリーン･マーチン（ｾﾝﾄﾗﾙ･ﾗﾝｶｼｬｰ大学健康学部学部長） コメンテーター：池川清子　（神戸市看護大学学長）	150名
平成 17年度	「小児看護におけるプレパレーションの理論と実際―医療処置場面での心理ストレス緩和と遊び　」	197名

	講師：パメラ・バーンズ（Action for Sick Children会長）プレイスペシャリスト：後藤真千子	
平成19年度	「認知症ケアマッピングを用いたパーソン・センタード・ケア」 講師：ドーン・ブルッカー（ﾌﾞﾗｯﾄﾞﾌｫｰﾄﾞ大学教授，健康学部認知症研究部門長） コメンテーター：水野　裕（一宮市立市民病院今伊勢分院診療部長）	126名

iii）　教育研究の成果の社会への還元状況

教育研究の成果の社会への還元としては、前述の現代 GP に採択された「地元住民と共に学び共に創る健康生活―住民による教育支援と学生による地域支援の融合とｅヘルスの活用―」が挙げられる。この取り組みは看護教育の中で、地域で生活する人々の健康生活を支援する学生の看護実践能力を育成し、住民主体の健康づくり、まちづくりを、西区や地域住民、看護協会などの関係機関とともに図ろうとするものである。また、学部教育の講義・演習・実習に地元住民の参加協力を得て、学生にとってはより実践的な学習となること、住民にとっては健康生活を振り返る機会になることも併せて目指している。

この取り組みの中から、地域貢献として従来から行ってきた「神戸市看護大学まちの保健室」、新たに始めた事業である「住民と学生の参加によるｅヘルスシステムによる健康づくりの情報発信」「健康づくりに関する講演会の開催」「学園都市地域住民の健康調査の実施」について述べていく。

a）「神戸市看護大学まちの保健室」の実施

「神戸市看護大学まちの保健室」は兵庫県看護協会との提携により平成 17 年度にスタートしたが、平成 18 年度より現代 GP の取り組みの一つとして、より発展した形で実施している。その内容としては、成人を対象とした「まちの保健室」に加えて、「子育て支援」「こころと身体の看護相談」を含み、対象も中身も広く濃くなっている。開催場所としては学園都市以外にも伊川谷や西神南の地区でも実施している。

「まちの保健室」は教員と学生ボランティアとで行っている。毎回テーマを設定して行うミニ講座や体験学習などと健康相談を組み合わせて実施しており、平成 18 年度は 10 月～3 月に 6 回実施し、参加住民の延べ人数は 204 名、平均 34 名であった（表 7-4）。平成 19 年度は 10 回実施し、参加住民の延べ人数は 214 名、平均 21 名であった（表 7-5）。

「子育て支援」は教員と学生ボランティアとで行っており、平成 18 年度は 4 回実施した。内容は身体計測、子育ての相談などで、参加者延べ人数は母親 64 名、乳幼児 63 名であった。平成 19 年度は 6 回実施し、母親 147 名、乳幼児 155 名の参加があった。

平成 19 年度に新規スタートした「こころと身体の看護相談」は、学園都市大学共同利用施設ユニティにおいて 6 月から毎月 1 回、計 9 回実施した。内容は心身の健康問題に関する相談で、対象のニーズから個別相談、完全予約制をとっている。相談者数は 1 回平均 5 名、延べ人数 45 名で、教員 3 名が対応した。

表 7-4　まちの保健室（平成 18 年度）

月	場所	参加者数（名）			テーマ	内容
		住民	教員	学生		
10月	地域福祉ｾﾝﾀｰ	34	7	4	「体験版健康作り－食事と靴選び」	高血圧と靴選びのミニ講座 血圧測定とSATシステム

11月	本学	20	13	4	「骨の話」	ミニ講座「骨の話」、SATシステム体験、身長体重、体脂肪率
11月	本学	74	6	4	「美しい歩き方と健康ｳｫｰｷﾝｸﾞ」	ｳｫｰｷﾝｸﾞの講義を受け10人ずつ歩行。講習前後の歩く姿をビデオ撮影し鑑賞。
12月	本学	35	12	2	「あなたの体力と体のゆがみ大丈夫ですか？」	血圧測定，開眼・閉眼片足立ち,握力，身長体重，体脂肪率，10m歩行など測定 講義「体のゆがみについて」
2月	本学	17	10	5	「あなたにもできる心肺蘇生法とAED」	講義「あなたにもできる心肺蘇生法とAED」AEDの器械操作血圧測定骨測定
3月	本学	24	10	5	「ストップ・ザ・高脂血症」	身体・危険因子のチェック、SATシステム体験10分間歩行の運動量チェック等

表 7-5　まちの保健室（平成 19 年度）

月	場所	参加者数（名）			テーマ	内容
		住民	教員	学生		
4月	本学	21	10	0	「こころとからだのリラクゼーション」	ﾐﾆ講座「こころとからだのリラクゼーション」【講師：柳本有二先生】
5月	本学	14	9	0	「身体のバランスを取ろう」	ﾐﾆ講座『身体のバランスを取ろう』【講師：柳本有二先生】身体測定
6月	本学	38	11	2	「認知症の理解・予防」	講座『認知症の理解と予防』、相談
7月	本学	28	7	2	「楽しく・体験！ｳｫｰｷﾝｸﾞとﾌｯﾄｹｱ』	○×式クイズと講義、正しい歩き方の体験など【講師：椎野啓三先生】
9月	本学	9	7	2	『生活習慣病』	講師：丹家医師
10月	伊川谷の施設	37	9	3	『出前まちの保健室inながさかえん』	身体計測、健康相談
11月	本学	6	8	0	『基本的体力測定』	講座『身体のバランスを取ろう』【講師：柳本有二先生】骨強度測定など
12月	本学	7	9	3	『ノロ・インフルエンザの予防』	インフルエンザ予防について、健康相談
2月	本学	3	5	1	『集中健康相談』	健康相談
3月	ｾﾘｵﾎｰﾙ	51	9	6	『出前まちの保健室 in セリオ』	血圧測定、体脂肪測定、骨測定、健康相談、アロママッサージ

b）住民と学生の参加によるｅヘルスシステムによる健康づくりの情報発信

平成 19 年度からｅヘルスシステムを本格的に立ち上げ運営を開始した。具体的には、現代 GP 専用のホームページを立ち上げ、取り組みの概要や各部門からの案内や実績報告などを広く教育関係者・地域住民・受験生等に発信している。さらに、地域の外国人住民に対する健康支援の目的で、ホームページの内容を選択し、英語・コリア語・中国語に翻訳して配信している。

また、地域住民・本学学生・教職員を対象に、現代GPの取り組みに関する案内や実績報告、健康関連のエッセイなどを掲載したメールマガジン（パソコン版、携帯版）を毎月発行し、積極的な情報発信を実施している。さらに、健康関連授業のビデオとパワーポイント資料からｅラーニング教材を作成し、コンテンツとして配信することも行っている。

c）健康づくりに関する講演会の開催

健康づくりに関する講演会を年1回開催し、学生と地域住民が共に学ぶ機会を持った。平成19年度は、NHK「難問解決ご近所の底力」制作担当者を講師に迎えて「地域の健康づくり街づくり　共に語ろう考えよう！！」のテーマで実施した。参加総数は78名（住民40、教員36、学生2）であった。平成20年度は医師と落語家を講師に迎え「笑いと健康」のテーマで実施した。参加総数は185名（住民169、教員10、学生6）であった。

d）学園都市地域住民の健康調査の実施

平成19年度に、学園都市地区の全6,083世帯を対象に「生活習慣と健康」に関する調査を行った結果、1,997世帯、15歳以上の者3,835名から有効回答が得られた。調査内容は、性、年齢、職業、身体特性、疾病の有無、健康意識、健康づくりへの関心度と実行内容、日常生活満足度、健康情報源、健康教室への参加状況、睡眠・休養、運動実施の状況・種目、ストレス、食品摂取頻度、食事の規則性、朝食の摂取と種類、間食の頻度、ダイエット状況、サプリメントの摂取状況、インターネット利用状況、飲酒・喫煙状況、検診受診状況・受診意識などであった。回答から得られたデータを分析解析し、報告書（A4版、総74頁）を作成した。報告書は当該地区自治会班単位で回覧するとともに、全世帯に対して調査結果の要約版を配布した。

ⅳ）国や地方自治体等の政策形成への寄与の状況

現代GPの取り組みのうち、本学の位置する神戸市西区から依頼された協働事業として、地域住民の健康増進を目的とした「西区ヘルスアップ作戦」と「次世代育成支援事業」について以下に述べていく。

a）西区ヘルスアップ作戦への支援

大学が所在する神戸市西区の中期目標としてスタートした、住民主体の健康づくりを目指す「西区ヘルスアップ作戦」は、現代GPプログラム実施前の平成17年度より神出地区で開始され、本学は当初より参加協力していた。学園都市地区では平成18年度から実施された。「西区ヘルスアップ作戦」は息の長い住民の主体的な健康づくりの核となるヘルスアップ推進員の育成が鍵となる。この点を重視して教員と学生は西区の保健師たちに協力して、推進員が自らの健康生活を振り返り、これをもとに地域住民の健康ニーズを検討して、住民が参加しやすい企画を立案し、実行運営していくことができるような側面的支援を行ってきた。

平成18年度は主に推進員の準備期間であり、学園都市地区では推進員と共に教員・学生・西区の保健師たちが以下のような活動を行ってきた。（表7-6、7-7）神出地区では、平成18年度には3ヶ所で、延べ8回にわたり継続的に実施した。地域の自治会館で運動指導講師による体操教室を実施し、ボール体操、リズム体操、ストレッチ、腹筋運動等を実施した。参加者の延べ人数は90名であった。

表 7-6　学園都市地区での活動（平成 18 年度）

月	場所	参加者数(名)					内容
		推進員	住民	大学教員	学生	西区職員	
11月	ﾘﾊﾞﾃｨ	15		3	4	6	11月神戸市看護大学大学祭参加の準備
11月	本学	9		3	2	5	「学園都市ﾍﾙｽｱｯﾌﾟ作戦inあざみ祭」来学住民に「私の町と健康」のﾃｰﾏで意見を頂いた
12月	ﾘﾊﾞﾃｨ	13		4	3	5	あざみ祭振り返りと今後の活動目標と計画
1月	ﾕﾆﾃｨ	11		5	2	5	2月ｳｫｰｷﾝｸﾞ講習会・体力測定・食生活チェックの企画と準備
2月	本学	14	108	4	2	5	「あなたの身体を知ろう」ｳｫｰｷﾝｸﾞ講習会を開催　講師：駒崎勝氏
2月	ﾘﾊﾞﾃｨ	12		4		4	ｳｫｰｷﾝｸﾞ講習会の振り返り、体力測定の準備
3月	本学						生活体力測定（住民29名、ﾍﾙｽｱｯﾌﾟ推進員10名、西区ｽﾀｯﾌ6名、大学教職員5名、学生ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ2名）
3月	ﾘﾊﾞﾃｨ	12		3		3	３月振り返り、食生活チェック準備、18年まとめ

表 7-7　学園都市地区での活動（平成 19 年度）

月	場所	参加者数(名)					内容
		推進員	住民	大学教員	学生	西区職員	
4月	本学	11	24	3	1	5	『食生活のチェック』講師による「食事バランスガイド」の説明とそれを用いた振り返り
4月	ﾕﾆﾃｨ	11		3	1	4	推進員、西区ｽﾀｯﾌ、大学教員の会議（19年度計画）
6月	ﾕﾆﾃｨ	14		2		1	推進員、西区ｽﾀｯﾌ、大学教員の会議（次回講習会）
7月	総合運動公園	18	54	3	5	1	『07 ウォーキング講習会』。講師による「ウォーキング10カ条」の要素についての指導、レッスン
7月	ﾕﾆﾃｨ	12		1		1	推進員、西区ｽﾀｯﾌ、大学教員の会議（次回体力測定）
8月	本学	10	23	3		1	『体力測定』　血圧測定、骨強度測定、脚筋力、身長、体重、体脂肪、握力、長座体前屈、10m歩行、など
8月	ﾕﾆﾃｨ	12		1			推進員、西区ｽﾀｯﾌ、大学教員の会議
8月	本学	10	21	2		7	『食生活チェック』SATシステムを用いた食生活チェック
9月	地域福祉センター	6	12			7	『食生活チェック』SATシステムを用いた食生活チェック
9月	ﾕﾆﾃｨ	13		1		2	推進員、西区ｽﾀｯﾌ、大学教員の会議（企画のまとめ）
11月	ﾕﾆﾃｨ	9		3		1	推進員、西区ｽﾀｯﾌ、大学教員との会議（学園東町と西町それぞれの取り組みについて情報交換）
2月	ﾕﾆﾃｨ	15		1		1	推進員、西区ｽﾀｯﾌ、教員の会議（20年度計画）

b）次世代育成事業：「命の感動体験」「竹の台ふれあい祭り」「命の出前講座」「プレパパ＆プレママセミナー」「思春期ピアカウンセリング」の実施

次世代育成事業としては、「命の感動体験」「竹の台ふれあい祭り」「命の出前講座」「プレパパ＆プレママセミナー」「思春期ピアカウンセリング」を以下のように実施している。

・命の感動体験

「命の感動体験」は、平成 17 年より本学と神戸市西区、民生児童委員、小学校が協働して行っている事業である。西区下の小学校において、小学生と地域の乳幼児親子とのふれあいを通して、小学生は幼いものを育む姿勢を学びとり、乳幼児親子は自分たちの役立ち感や自分の子どもの成長を予測し、不安を軽減する効果をねらっている。学部学生や専攻科学生と教員は共に準備段階からこの事業に関わり、現在では実施小学校が増え、年間 10 回程ファシリテーターと子育てワンポイントアドバイス等を担っている。参加者は 1 回平均小学生 30ー40 名、乳幼児親子約 20ー30 組である。学生は、ファシリテーターの役割や乳幼児・学童の成長発達を理解するとともに、地方自治体の保健事業関係者、学校関係者（小学校教員・保護者・ボランティア）、地域民生児童委員、シルバーボランティアらの役割と協働の実際を学ぶ機会にもなっている。

・竹の台ふれあい祭り

平成 18 年より神戸市西区竹の台地区の地域祭りに神戸市看護大学として「赤ちゃん抱っこ体験コーナー」のブースをつくり、地域に貢献している。本学の助産学専攻科学生 15 名は新生児人形や育児グッズの用意や宣伝媒体作りなどを主体的に準備し、地域のさまざまな年齢層の男女が赤ちゃんを抱っこするという体験を基点に地域住民と出会い、共に地域祭りを構成する経験をしている。この経験は、同じ地域のなかで人々と直接的に交流しながら、地域住民の持つ次世代育成に関するニーズを実感する機会となっている。

・命の出前講座

平成 16 年より二つの実践活動を行っているが、一つは、年 1 回地域の小学校で本学教員が小学校養護教諭と共に、第二性徴と心の発達に関する性教育を担当している。開始当初は大学教員のみが担当していたが、年々養護教諭の担当部分が増え、現在では最新の知識を大学側が提供し、養護教諭からは児童への対応の仕方を学ぶなど、相互の学びあいがある。もう一つは、年に 1 回、神戸市西区内の小学校 4 年生の学級で、助産学専攻科学生が月経教育を実施している。思春期健康教育論のなかに組み込み、学内での講義などで得た知識を踏まえ、思春期の対象者のなかに出向いて演習することで、より実践的な学習が可能となっている。

・プレパパ＆プレママセミナー

神戸市西区との協働で、5 月・9 月・1 月の各日、計 3 日間全 6 回（2 回/日）の西区プレパパ＆プレママセミナーを 15ー20 組の妊婦とその夫を対象に本学において実施している。5 月には、専門家の実施を見学し、9 月・1 月の 2 日間 4 回の運営・実施は、広報以外すべての活動を助産学専攻科学生が授業演習の一環として行っている。内容や媒体の企画・作成など数カ月におよぶ準備をし、助産学実践科目や関連科目や実習で学んだことを助産学専攻科学生全員で発揮する。この活動によって、地域における母子保健事業担当者との調整や、地域で生活する妊婦とそのパートナーへの助産師の貢献について学ぶことは

もちろん、助産師（学生）集団として共同作業する際のコミュニケーション技術や態度の育成などについても学んでいる。当日、学部学生がボランティアとして入り、保健事業の実態を見学している。

・思春期ピアカウンセリング

思春期ピアカウンセリング・エデュケーションは、健やか親子 21 の課題の対応方法として注目されており、本学では 2004 年より実施している。学内で日本ピアカウンセリング・エデュケーション研究会が認定したプログラムを受け、認定された学生（ピアカウンセラー）約 60 名が、兵庫県下、神戸市内の中・高校からの依頼により学外の学校へ出向いてピアカウンセリング・エデュケーションを実施している。2004 年からは兵庫県の事業として、2007 年からは神戸市の事業として位置づけられた。2007 年度の本学のピアカウンセラーの活動は年間 40 回前後の活動実績があり、年々活動は活発になっている。例として、平成 19 年度の実績の一部は以下の通りである。（表 7-8）

思春期にある若者たちは、ピアカウンセラーである学生の存在を身近に感じ、自分の生と性の自己決定を必要なこととして素直に受け止め、若者であるピアカウンセラーの持つ力を感じている。また、学生はセクシャリティに関することをさまざまな技法を使用して伝え、高校生が行動変容につながる実感をもつことで自尊感情が高まり、さまざまな知識も獲得するといった、相互作用が行われている。

表 7-8　思春期ピアカウンセリング（平成 19 年度）

月	場所	参加者数(名)			内容
		中学・高校生	教員	本学学生	
6月	甲南女子大附中学校	82	1	10	ﾗﾎﾟｰﾙ、愛の十二階段、好きになることとは
7月	兵庫県立宝塚東高校	200	1	2	ﾗﾎﾟｰﾙ、ﾗｲﾌﾗｲﾝ、ﾋﾟｱﾌﾟﾚｯｼｬｰ、ｱﾝﾄﾞﾛｷﾞｭﾉｽの話など
8月	神戸市看護大学	5	1	4	ﾗﾎﾟｰﾙ、ﾗｲﾌﾗｲﾝ、ﾋﾟｱﾌﾟﾚｯｼｬｰ、ｱﾝﾄﾞﾛｷﾞｭﾉｽの話など
9月	神戸市立西高校	78	1	18	ｸﾞﾗﾝﾄﾞﾙｰﾙとﾋﾟｱについての説明、ﾗﾎﾟｰﾙなど
9月	神戸市立西高校	40	1	10	ﾗﾎﾟｰﾙ、性感染症について、避妊について
9月	神戸市立西高校	37	1	8	ﾗﾎﾟｰﾙ、性感染症について、避妊について、ﾃﾞｰﾄDV
9月	神戸市立西高校	57	1	13	ﾗﾎﾟｰﾙ、ﾈｺﾞｼｴｲﾄ、性感染症、ｺﾝﾄﾞｰﾑｽｷﾙ、ﾃﾞｰﾄDV
9月	神戸市立西高校	20	1	5	ﾗﾎﾟｰﾙ、避妊具の紹介、ﾃﾞｰﾄDV、まとめ
10月	順心会看護医療大学	学祭	1	6	ﾋﾟｱｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞ、情報提供、ｺﾝﾄﾞｰﾑの配布
12月	兵庫県立小野工業高校（定時制）	112	1	12	ﾗﾎﾟｰﾙ、ﾗｲﾌﾗｲﾝ、ﾋﾟｱﾌﾟﾚｯｼｬｰ、ｱﾝﾄﾞﾛｷﾞｭﾉｽの話、愛の12階段、避妊、性感染症など
2月	兵庫県立長田高校	320	1	12	ﾗﾎﾟｰﾙ、ﾗｲﾌﾗｲﾝ、愛の12階段、避妊、性感染症など
2月	兵庫県立松陽高校	240	1	8	ﾗﾎﾟｰﾙ、ﾗｲﾌﾗｲﾝ、愛の12階段、避妊、性感染症など

v)　大学の施設・設備の社会への開放や社会との共同利用の状況とその有効性

大学施設の社会への開放については、神戸市公有財産規則、および、本学が定める体育施設使用規程、施設等管理要綱に則り、本学の学務・行事等に支障がなく、また管理上問題がない場合に、看護職を対象とした講習会会場や地域の医療機関の福利厚生施設として、また一般市民向けの講座会場として開放してきた。

a）図書館

本学図書館は、本学学生・教職員が利用できる以外に、他大学の関係者ならびに一般市民にも広く開放している。図書館を利用した学外者の数は、平成 15 年度 3,065 名、平成 16 年度 3,194 名、平成 17 年度 4,126 名、平成 18 年度 4,552 名、平成 19 年度 4,428 名であった。（表 7-9）平成 19 年度学外者数は平成 14 年度 1,898 名の 2.3 倍に増加した。学外者に対する館外貸出図書数は、平成 15 年度 958 冊、平成 16 年度 945 冊、平成 17 年度 986 冊、平成 18 年度 949 冊、平成 19 年度 849 冊であった。

b）教育施設・体育施設等

図書館以外の施設も、学生の教育に支障のない範囲内で学外者に使用を認めている。平成 15～19 年度までの使用許可件数を表 7-10 に示す。教育棟施設は看護系団体の会議場、神戸市教育委員会の教員免許法認定講習会場、職員採用試験会場などで使用され、使用頻度は月平均約 1～1.5 回である。体育施設は学園都市周辺大学交流会に使用されている。

c）情報処理室

情報処理室は、看護協会の研究会会場や兵庫県健康局医務課の講習会会場として利用されている。また平成 17 年度からは「神戸こどもアニメーター教室」として、平成 18 年度からは、「親子で楽しむインターネット安全教室」の会場として利用されている。「神戸こどもアニメーター教室」は、アニメーション神戸事業の一環であり、小学生・中学生を対象とするデジタルアニメーション制作の親子体験教室である。作品制作を通じて情報発信能力の向上を図り、未来のコンテンツ・クリエーターを育成する。また、「親子で楽しむインターネット安全教室」は地域 ICT 推進協議会（旧 KMIC）のセキュリティー・モラル教育啓発事業であり、インターネットを楽しく安全に利用するためのマナーやセキュリティー対策などについて、親子で楽しみながら学べる教室である。アニメーター教室は毎年 2 回の開催、インターネット安全教室は 1 回利用されている。（表 7-10）

表 7-9　図書館の学外者利用実績（平成 15 年度～平成 19 年度現在）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
学外者数	3,065	3,194	4,126	4,552	4,428

表7-10　学内施設の地域開放状況（平成15年度～平成19年度現在）

	使用団体	使用施設	人数	備考
15年度	兵庫県看護協会（ﾌｧｰｽﾄﾚﾍﾞﾙ研究会）	情報処理室	延べ　80人	2回
	兵庫県教員免許法認定講習会	教育棟施設	延べ　324人	6回
	職員採用試験等試験会場	教育棟施設	延べ　1,125人	4回
	学園都市周辺大学交流会	体育施設	延べ　300人	2回
16年度	兵庫県看護協会（ﾌｧｰｽﾄﾚﾍﾞﾙ研究会）	情報処理室	延べ　80人	2回
	兵庫県教員免許法認定講習会	教育棟施設	延べ　600人	12回
	兵庫県健康局医務課(看護教員養成講習会)	情報処理室	延べ　100人	2回
	神戸市機械金属工業会（学術講習会）	教育棟施設	延べ　20人	1回
	職員採用試験等試験会場	教育棟施設	延べ　1,430人	5回
	学園都市周辺大学交流会	体育施設	延べ　150人	2回
17年度	JATEC神戸大学	教育棟施設	延べ　170人	2回
	兵庫県教員免許法認定講習会	教育棟施設	延べ　900人	9回
	職員採用試験等試験会場	教育棟施設	延べ　1,150人	3回
	神戸こどもアニメーター教室	情報処理室	延べ　90人	2回
	「天使の卵」映画撮影	教育棟施設他	延べ　150人	2回
18年度	兵庫県教員免許法認定講習会	教育棟施設	延べ　450人	3回
	職員採用試験等試験会場	教育棟施設	延べ　2,000人	4回
	神戸こどもアニメーター教室	情報処理室	延べ　180人	2回
	親子インターネット安全教室	情報処理室	延べ　100人	1回
	兵庫県看護教員養成講習会ほか	教育棟施設	延べ　85人	2回
19年度	神戸こどもアニメーター教室	情報処理室	延べ　40人	1回
	親子インターネット安全教室	情報処理室	延べ　100人	1回
	職員採用試験等試験会場	教育棟施設	延べ　1,540人	6回
	職員オリエンテーション会場	教育棟施設	延べ　300人	2回

〔点検・評価、長所・問題点〕

到達目標1で掲げた「本学教員・学生は、地域の行政、諸機関と連携・協働して、神戸市看護大学まちの保健室・西区ヘルスアップ作戦・次世代育成事業・ボランティア活動などを通して、地域住民の主体的な健康づくり、まちづくりを支援する」という目標については、「現代GPによる取り組み」と「ボランティア活動」を中心に行っている。

現代GPによる取り組みである「神戸市看護大学まちの保健室」「西区ヘルスアップ作戦」「次世代育成事業」は大いに効果を発揮している。兵庫県看護協会との協働で実施している「神戸市看護大学まちの保健室」は、成人を対象とした「まちの保健室」だけでなく、「子育て支援」「こころと身体の看護相談」と対象も内容も広がり、学園都市以外でも伊川谷や西神南でも開催し、多くの参加者から好評であった。また、大学近隣の医師3名を講師として招き、地域の医療機関とのネットワークを構築する機会ともなった。ただし、成老人を対象とした企画は、テーマや開催場所によって参加者の増減があるため、どの地区のどのような対象者をターゲットに継続していくかが今後の課題である。学外で行

う企画は参加者数も多い傾向にあり、「町の保健室」という名称からも本来は学内より「まちなか」で開催することが望ましい。しかし、学外で行う場合の会場準備、物品搬送、教員の移動等の負担も大きくなるという問題もあり、小規模校である本学で継続していくにはこれらのバランスを考慮して、全教職員のいっそうの協力体制を確立すると共に、着実な年間計画、効率的な運営、住民の協力を得るなどの工夫を重ねていくことが大きな課題と考える。

西区との協働で実施している住民主体の健康づくりの「西区ヘルスアップ作戦」は、西区保健福祉部と連携して地域住民組織と協働し、地域に出向いてワークショップ、調査の設計、実施、分析等に協力することで住民の自主的な健康づくりの立ち上げを支援している。また本学教員と学生が西区の保健師たちに協力してヘルスアップ推進員の育成に寄与している。学園都市地区では活動開始後数カ月で、ヘルスアップ推進員がイベントの内容や場所、広報、当日の運営等の企画を進める、日常的な地道な取り組みを周辺の住民に呼びかけるためのアイディアを出し合うなど、主体的な活動を継続していく力が育成されてきている。地域の健康づくりに貢献できたと評価できる。先行していた神出地区においても時間は要しているが、徐々に類似の取り組みが見られ始めた。新たに始まった地区への協力は今後も必要であり、大学としての協力体制として、講師の派遣、物品貸与、施設の開放などとともに、活動の評価方法などの指導、協力が求められている。さらに、長期的には地域特性による支援のあり方のノウハウを記述し蓄積するなどの研究的取り組みを行い、地域政策に反映させていくといった貢献も課題である。

まちの保健室、ヘルスアップ作戦への学生のボランティア参加は、事業開催の日時と学生の時間割とによって実質的に決まってしまう。ヘルスアップ作戦における推進員の活動支援のプロセスに、前期は参加できたが後期は時間割の関係で参加できなくなるなどの問題も実際に生じており、学生の意欲にも影響するだけに、今後検討が必要な課題である。

次世代育成事業である「命の感動体験」「竹の台ふれあい祭り」「命の出前講座」「プレパパ&プレママセミナー」「思春期ピアカウンセリング」は、子育て支援や思春期性教育などを通して地域社会に貢献すると共に、学生にとっても、地域の助産師・保健関係者・学校関係者らとの協働の実際を学ぶより実践的学習の機会となっている。「次世代育成支援の各事業、「命の感動体験」「竹の台ふれあい祭り」「命の出前講座」「プレパパ&プレママセミナー」「思春期ピアカウンセリング」は、行政や学校の要望に幅広く応えており、神戸市内や兵庫県下へと遠くまで出かけて行き、多大な地域貢献を行っている。とくに思春期ピアカウンセリング・エデュケーションは、健やか親子 21 の課題の対応方法として注目されている。本学では 2004 年より実施しているが、2004 年からは兵庫県の事業として、2007 年からは神戸市の事業として位置づけられた。

本学ではボランティア活動も活発である。クラブ活動である「ボランティア部」と選択科目である「ボランティア活動」という二つの教育システムを併用することにより地域社会との交流や支援を行っている。「ボランティア部」は、これまでの活動が社会的に評価され、平成 15 年神戸ユース賞、平成 16 年兵庫県くすのき賞、平成 17 年春期善行賞を受賞している。しかし、徐々に部員数が減る傾向にあるのが問題点である。学生の自主的な活動をどのように促していくか、卒業生の関わりや教職員の支援のあり方の工夫が課題である。

これまで述べてきた個々の事業の成果に加え、これらの事業により本学が地域の人々に親しみやすい存在として認識されるようになったこと、これにより学部教育への住民参加協力依頼がスムーズに進められたという点を特記しておきたい。また、事業に参加することを通して地域の人々の間につながりがでてきたことも大きな成果と言える。例えば、まちの保健室に参加していた住民がヘルスアップ推進員や学生の教育ボランティアを積極的に引き受ける、近隣の住民を誘ってくるといった波及効果が見られるようになってきた。また、「子育て支援」では、参加した母親たちがその場で交流することをきっかけに、日ごろから連絡を取り互いに相談し支えあう仲間となってきている。さらに、学部教育への協力も含め、事業に参加した住民の方々から、自分の健康を考える機会となった、役立ち感が得られている、大学が利用しやすくなったなど、現代 GP で目指してきた「共に学び共に創る健康生活」の基礎が形作られてきたと評価している。

到達目標 2 で掲げた「公開講座の開設により地域住民の健康問題への関心を高め、看護職者の知識や実践力の増進を図る」については、神戸研究学園都市（ユニティ）公開講座、看護専門職公開講座、国際フォーラムの開催で推進することができた。

一般市民を対象とする「ユニティ公開講座」については、本学教員を中心に幅広く学外の医療従事者や大学教員が講師をつとめ、各自の研究成果や専門知識を参加者の地域住民に還元し、さまざまな医療・看護情報を提供することにより、地域社会の医療、健康生活の向上に寄与することができた。終了後のアンケート調査によると、受講者の年齢層・男女の割合は毎年設定したテーマによって異なるが、概ね毎回 30～50 名程度で、相対的に中・高年齢層が多く、性別では女性が多い傾向にある。また、内容についても好評を得ている。平成 17 年度に実施した「あなたの骨、大丈夫？」と題する講座では、初めて実践を取り入れ、骨評価装置を使って実際に参加者の骨評価を行い、平成 18 年度の「いざという時どうしますか?―けがや病気の緊急対応―」と題する講座では、AED（自動体外式除細動器）の使用法を含む心肺蘇生法の実践を交え、参加者からは「実践的でわかりやすかった」と好評を得た。ただし、受講者を中高年齢の女性以外の層にも広げることが今後の課題である。

「看護専門職公開講座」では毎回、日常の看護業務に密着した実践的なテーマを設定するよう努力しているため、看護職者の関心は非常に高く、参加希望者が多数にのぼる。参加者は女性が 90%以上、職種はテーマにもよるが概ね看護職者が 70-80%、地域別では兵庫県内、県外からの参加がほぼ半々で、九州等の遠隔地から参加する受講者もいる。とくに平成 14 年度以降は、アロマセラピー、笑い療法、音楽療法などの「代替療法」や「フットケア」、「カウンセリング」、「コーチング」をテーマとする実技を交えた講座を開催しており、受講者アンケート調査においても「楽しく学べ、しかも看護の現場ですぐに活用できる」「とても役に立つ」などの好意的意見が 90%以上を占め満足度が高い。したがって、職業人向けの専門型講座として看護職者に学び直しの機会を提供し、資質の向上を助けるという点で効果を上げている。しかし、課題は講演会場の収容能力である。参加希望者は例年多いが、公開講座会場の収容人数に制限があるため、希望者を全員受け入れることができず先着順に申し込みを受け付けているのが現状である。

「国際フォーラム」の開催は、地域への社会貢献に関する取り組みに国際的視野を加えるという点で寄与している。国際的視野に立って看護の課題に取り組む態度と行動力を養

うという本学の教育目標のもと、学内外の人々に国際的な情報を提供するという目的からすると、国内では得難い先進的理論や実践の機会を提供することができた。過去5年間の国際フォーラムのテーマを分析してみると、看護専門職のキャリア発達に直接つながるもの、国際的視野から見た人々の健康問題、外国における地域ケアシステムや看護系大学の地域貢献の実状、専門領域における先進的理論とその実践などと多彩である。平成 19 年度のアンケート調査によると、受講者は女性が 94%、看護職者が 56%、地域別では県内48%、県外52%であった。このフォーラムは総じて満足度が高いと考える。

到達目標3の「大学の施設・設備の地域社会への解放」によっても地域に貢献している。まず、図書館の学外者利用人数は平成15年度3,065名、16年度3,194名であったが、17年度以降は毎年4,000名を越えている。また、平成19年度学外者数は平成14年度1,898名の2.3倍に増加した。教育棟施設は看護系団体や神戸市関係の講習会場、試験会場などとして使用されることが多い。使用頻度は月平均約 1～1.5 回である。これらの団体以外にも広く一般に利用されるようにすること、および利用頻度も増やすことが今後の課題である。情報処理室については、従来通り看護協会や兵庫県の団体の講習会会場として利用されているが、新たな試みとして平成 17 年度からは「神戸こどもアニメーター教室」、平成 18 年度からは、「親子で楽しむインターネット安全教室」の会場として利用されており、一般市民への施設開放も進められている。

〔将来の改善に向けた方策〕

1 「健康支援地域連携センター（仮称）」を設立し、現代GP事業を継続・発展させる

地域貢献の核となっている現代GP事業は、現代GPで行ってきた事業（まちの保健室、子育て支援、精神保健相談、学生によるピアグループ活動など）を継続・発展させていくために、平成21年度から大学側の窓口として、「健康支援地域連携センター」を設置することを決定した。今後、このセンターを、既述の活動以外にも、住民を対象とした講演会の開催や人材育成・教育のための拠点とし、住民参加の窓口として大いに機能させていく。ただし、センターの運営に際しては、とくに事業運営のための事務補佐員の配置が不可欠であるため、本学の設置主体である神戸市に予算を請求する。

2 「ボランティア活動」の科目履修に向けた支援を強化する

現代 GP による取り組みにおいて本学教員と共に種々の活動を担ったり、地域社会との文化交流等を行ったりしているのは本学の学生ボランティアである。こうしたボランティア活動をさらに推進するために、大学側としてはボランティア部の部員数を増やすこと、学生と協力しながら活動のための資金を外部から獲得する必要がある。さらに、学生同士が互いの活動体験を共有する機会を提供し、他の学生の体験から学んだり、自己の体験を意味づけたりできるよう、教員が支援を行う必要がある。また、編入生は看護師としての免許を取得しているため、ボランティアの活動先も医療や福祉関連で需要が高い。したがって、選択科目である「ボランティア活動」の科目履修を積極的に促すことが必要である。

3 より幅広い対象に向けた公開講座の実施検討と広報の強化をする

公開講座に関しては、開設している3つの講座のうち「ユニティ公開講座」の場合、受講者を中高年齢の女性以外の層にも広げることが必要である。そのためには、現在ユニテ

ィ事務局のみが担当している広報を本学もバックアップするなどして広報活動を強化する必要がある。また他の二つ、「看護専門職公開講座」「国際フォーラム」を含め、いずれの講座もテーマの設定と講師の人選により受講者数や満足度が左右されるため、今後もよりいっそう内容を吟味しつつ、現在の基本方針を継承していくことが必要である。そのためには、委員会だけでなく、全教員が公開講座開設の持つ社会貢献性という意識を高め、テーマや講師の選択などに積極的に関わっていく必要がある。

4　大学施設・設備開放に向けて管理運営体制の整備をする

大学の施設・設備の開放については、地域に開かれた大学を実現するには、利用者の要望に沿った施設の開放を目指す必要がある。とくに、現代 GP による補助事業が平成 20 年度に終了した後も、住民主体の健康づくり事業「西区ヘルスアップ作戦」等を支援できるよう、住民側から要請されている関連施設の開放を積極的に行うことが必要である。そのためには管理運営体制を整備し、住民の要望に応えるべきだと考える。

8 教員組織

〔到達目標〕

本学における学部教育の理念は、「豊かな人間性を備えた看護専門職者の育成に主眼を置き、将来的に、看護の実践、教育の分野においてリーダーとして貢献できる資質、ならびに看護学の発展に寄与する研究者としての基礎的能力の育成」に置かれている。さらに前回平成16年度の自己点検評価では、「医療･看護を取り巻く情勢の変化に対応するため、幅広い教養に裏づけられた豊かな人間性と同時に社会の変化に対する先見性を養う」ことを加えて、理念の強化を図った。

また、大学院博士前期課程では「21世紀のヘルスケアシステムに対応できる指導・管理能力の開発、高度専門職業人の育成、そして看護研究者・看護教育者の育成」を、博士後期課程においては「多様化・複雑化する医療現場の問題点をヒューマンケアの視点から分析・研究し、新しい看護システムならびに保健医療システムの構築に資する高度に自立した研究者・教育者ならびに看護管理者の能力開発」を教育目標に掲げている。

本学は教養系､専門基礎系､看護学系を合わせて教員数60名の小規模単科大学である。それゆえ、これら理念の実現のためには、教員相互が専門の枠にとどまらず柔軟に連携・協働することが不可欠である。こうした連携・協働の促進に向けて、以下を教員組織の目標としている。

1. 教養系、専門基礎系、ならびに看護学系の教員間や領域間の連携・協働が促進される教員組織とする。
2. 学部教育と大学院教育との連続性・一貫性のある教員組織とする。
3. 幅広くバランスのとれた教育内容の確保のために､臨時講師や兼任教員（非常勤講師）等を効果的に活用する。
4. 教育や大学運営に関する教員間の仕事負担量の公平性と負担軽減が図られるような教員の配置ならびに教育支援職員の配置をおこなう。
5. 教員の自己研鑽の動機づけとなり、資質の向上につながるような、教育研究活動の評価をおこなう。

〔現状説明〕

（1）学部ならびに助産学専攻科の教員組織

1）教員組織

ｉ）学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

学部の教員組織については、平成19年度に大幅な改編をおこなった。これは、本学の教育理念・目標のために改正された平成18年度からの新カリキュラムの進行にともない、教育における教員間の連携・協働をよりいっそう進めることを目的としておこなわれたものである。

教員組織の改編の必要性は、新カリキュラムの検討段階からすでに指摘されていた。平成 18 年度に発足した「基本問題検討委員会」において、こうした指摘を受け、組織改編の必要性について、次のような意見が相次いだ。すなわち、これまでの講座組織は、看護を疾患別・発達別・場所別等に分割して考えるという旧来の専門分野を基本に構成されていたが、この形では狭い講座の枠にとらわれ、教員が他の講座の実習やオムニバス授業への参加を、「自分の専門とは関係のない分野に出向く」こととして消極的にとらえる傾向がある。こうした事態は、学生の教育上望ましくないばかりでなく、近接領域に積極的に関われないという点で、とくに実習を担当する若手の助手（当時）のキャリア発達の面でも望ましいとはいえない。

こうした意見をもとに同委員会では、学生への教育の質を担保するためには、従来の講座組織を、関連分野をゆるやかにくくった新カリキュラムの学科目群の考え方に対応する「領域」に再編することが適切であるとの合意がなされた。そして、大講座制の考え方を取り入れ、従来、「基礎科目」、「専門基礎科目」と 2 つに区分していたものを、「人間科学領域」と「専門基礎科学領域」の 2 領域とし、従来 5 講座に分かれていた専門科目の担当講座を、「基盤看護学領域」、「健康生活看護学」、「療養生活看護学」の 3 領域にまとめるという組織改編を行った（表 8-1）。

ⅱ）大学設置基準第 12 条との関係における専任教員の位置づけの適切性(専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか)

学部の専任教員数について区分ごとの職位別内訳をみると、人間科学領域は教授 4 名、准教授 4 名、助教 1 名の計 9 名、専門基礎科学領域は教授 3 名、准教授 3 名、助教 1 名の計 7 名、看護学科目は 3 領域合わせて、教授 11 名、准教授 5 名、講師 6 名、助教 22 名の計 44 名である。よって本学の専任教員定員は、教授 18 名、准教授・講師 18 名、助教 24 名、総計 60 名である（表 8-2）。

助産学専攻科の教員組織は学部に含まれ、専攻科担当教員は教授 1 名、講師 1 名、助教 1 名の計 3 名からなる。これに学内科目担当教員として、助産学以外の学内教員である教授 4 名、准教授 4 名、講師 1 名が加わっている。

本学の教員の総定員枠は教授 18 名、准教授・講師 19 名、助教 24 名の総計 61 名であり、准教授・講師枠に現在 1 名の欠員がある。よって現在の充足率は 98.4%である。なお、この欠員分については、学部・大学院を合わせた教育負担にかんがみ、平成 21 年度に現在教授 1 名のみ配置の基盤看護学領域・基礎看護学に、准教授または講師 1 名を採用することが決定している。

本学の学部学生の定員総数は 400 名で、現在、専任教員 1 名あたりの担当学部学生数は 6.7 名である。専門科目についてはすべて講師以上の専任教員が単位認定を行っている。看護学教育の特性上、教育全体に占める実習の比重は大きく、実習担当教員の質の維持は教育の質を大きく左右する。それゆえ本学では、学校教育法の改正を受け、平成 19 年度に従来の助手をすべて助教に昇格させた。

現在、学部の看護学実習では、看護学を専門とする助教 22 名が 1 名あたり学生 6～7 名を常時担当し、小グループで密度の濃い実習指導を進めている。さらに講師以上の単位認定者も随時実習指導を行う体制をとっている。

ⅲ）主要な授業等への専任教員の配置状況

学部において、専任教員が担当する科目数をみると、看護の基盤となる科目Ⅰ（人間科学領域）が前後期合わせて 19.2（専兼比率 46.1%）、看護の基盤となる科目Ⅱ（専門基礎科学領域）が 25.2（専兼比率 71.4%）、看護学科目（3 領域）が合わせて 51.7（専兼比率 99.4%）となっている（基礎データ・表 8-3 から前後期を合算）。総合科目の 9.8 科目は専任教員が担当しているが、災害看護システム論についてはオムニバス方式で他に兼任教員 1 名がいる。

表8-1　教員組織の新旧対比

旧組織・平成19年度以前

区分		
基礎科目	学科目群	人間科学Ⅰ 人間科学Ⅱ 人間科学Ⅲ コミュニケーション学
専門基礎科目	看護基礎科学講座	医科学 健康科学・行動科学 保健社会学
専門科目	基礎看護学講座	基礎看護学 看護技術学
	成人・老人看護学講座	急性期看護学 慢性病看護学 老人看護学
	母子看護学講座	母性看護学 小児看護学
	保健看護学講座	地域看護学 精神看護学
	看護組織学講座	看護管理学 看護教育学

新組織・平成19年度以降

	領域	分野名
看護学の基盤となる科目Ⅰ	人間科学	人文科学 社会科学 自然科学 言語科学
看護学の基盤となる科目Ⅱ	専門基礎科学	医科学 健康科学 医療社会学
看護学科目	基盤看護学	看護技術学 基礎看護学 看護管理学 看護キャリア開発学
	健康生活看護学	地域看護学 老年看護学 ウィメンズヘルス看護学 精神看護学
	療養生活看護学	慢性病看護学 急性看護学 小児看護学 在宅看護学

なお、看護学科目に新設された在宅看護学分野に助教が配置されていないことが問題となっていたため、実習が開始される平成 21 年度からは、基盤看護学・看護技術学担当の助教 5 名のうち 1 名分のポストを在宅看護学分野へ移動することにした。

助産学専攻科については、助産学基礎科目 1 科目は兼任担当科目（学部専任教員による）、探究科目 1 科目は専任担当科目となっている。助産学実践科目は 9 科目中 8 科目が専任担当科目で専兼比率は 88.9%である。助産学実践関連科目は 3 科目中 2 科目が兼任担当科目

で専兼比率は33.3%になるがこれは科目数が少ないためであり、全科目でみると、14科目中専任担当科目は10科目で、専兼比率は71.4%となる（基礎データ・表3（2））。

学部の専任教員の授業時間を1授業時間45分として算出すると、教授で平均30.6授業時間（最高65.2～最低9.9）、准教授で平均21.5授業時間（最高51.0～最低4.9）、講師27.6授業時間（最高44.1～最低17.5）、助教19.0授業時間（最高41.7～最低3.0）となる。授業時間は看護学科目で演習や実習を持つ看護学教員で目立って長く、看護学の教授については大学院科目も加わるため、さらに授業時間が長くなる傾向にある（基礎データ・表22）。

表8-2　平成19年度からの新教員組織

	領域	分野名	教授	准教授	講師	助教
看護学の基盤となる科目Ⅰ	人間科学	人文科学	1	1		1
		社会科学	1	2		
		自然科学	1			
		言語科学	1	1		
看護学の基盤となる科目Ⅱ	専門基礎科学	医科学	2	1		1
		健康科学	1	1		
		医療社会学		1		
看護学科目	基盤看護学	看護技術学	1	1	1	5※
		基礎看護学	1			
		看護管理学	1			1
		看護キャリア開発学	1			
	健康生活看護学	地域看護学	1		2	2
		老年看護学	1	1		2
		ウィメンズヘルス看護学	1		2	3
		精神看護学		1		2
	療養生活看護学	慢性病看護学	1	1		2
		急性看護学	1	1		3
		小児看護学	1		1	2
		在宅看護学	1			1※

※平成21年度からは、基盤看護学領域の助教1名分を在宅看護学の助教に充てる

ⅳ）教員組織の年齢構成の適切性

本学教員の年齢構成は基礎データ・表21のとおりである。61歳以上4名、51～60歳17名、41～50歳16名、31～40歳21名、30歳以下2名である。31～40歳の層がやや多く全体の35%を占めている。

ⅴ）教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその

妥当性

教育課程編成に関する公式の会議としては、全教員参加の「拡大教授会」、常設委員会である「教務委員会」が月 1 回開催されているほか、看護学科目の全教員が専門教育全般、とくに実習教育について討議する「看護教員連絡会」も月 1 回開催され、教員間の連絡調整やさまざまな教育上の課題検討が行われている。

いわゆる教養系に相当する人間科学領域には計 9 名、専門基礎科学には計 7 名を配置している。教育理念にある「広い視野と豊かな教養に基づいて、人間を全体としてとらえる力の育成」にとって、教養系教員や専門基礎科学教員は重要である。しかし、本学の規模・教員定員の制約から、すべての授業科目を専任教員でまかなうことは当然できない。そこで、兼任教員でこれを補うほか、新カリキュラムにおいては、たとえば、人間科学領域の教員が看護専門科目「臨床死生学」をオムニバスで担当し、逆に、基盤看護学領域の教員が専門基礎科学科目である「医療・看護制度論」を担当するなど、専門の垣根を越えた連携を図り教員個々の専門性を最大限に活用すべく工夫している。

さらに、平成 18 年度からの新カリキュラム（第 2 次改正カリキュラム）においては、準備段階から教養系・専門基礎科学の教員と看護学教員との間の連絡調整をいっそう強化してきた。平成 17 年度には、次年度の 1 年次開講科目である「早期体験演習」について、演習場所となる臨地・臨床で実習を担当する看護学専門領域の教員と、「早期体験演習」と「基礎セミナー」を受け持つ人間科学、専門基礎科学領域の教員とが、共同で演習先を訪問し打ち合わせをするなど緊密な連携の下に準備をおこなった。加えて、臨地・臨床に関する基本的な情報の共有から、演習をスムーズに展開するための方法に至るまで頻回の連絡調整会議等がおこなわれ、効果的な「早期体験演習」の実現に向け協働した。

また、個別の学科目についても、領域の枠を越えた検討がなされた。「メンタルヘルス・イルネス」については、関連する学科目の中でどのように教授するかが検討され、「健康生活支援学」と「療養生活支援学」の関連については、領域間で「健康の概念」を通して検討がなされた。このほか、「国家試験出題内容と各学科目の教授内容」の検討、「看護技術演習科目」を関連する各学科目がどのように分担するかについての検討なども、17 年度末まで継続的におこなった。その結果、教員間の合意と教授内容の共有を図った上で新カリキュラムのスタートを切ることができた。

平成 18 年度には「健康生活支援学実習Ⅰ」の開始に向けて、看護学科目担当教員全員の検討会を経て、地域看護学、ウィメンズヘルス看護学、小児看護学、老年看護学、精神看護学の各分野担当者による調整がなされ、準備期間を十分設けて実習の効果的展開を目指した教育内容の共有をおこなった。平成 19 年度には、「健康生活技術学演習」、「療養生活技術学演習」、「在宅ケア論」「終末期ケア論」「療養生活支援学実習Ⅰ」「健康生活支援学実習Ⅱ」など多くの学科目、実習科目について担当教員による検討、調整の機会を頻回に設け合意形成を図った。また、平成 20 年度に入ってからは、最終学年に開講される「災害看護」「療養生活支援学実習Ⅱ」の学習内容・方法について、看護学系の各領域代表者が定期的に会議を開き検討を重ねた。

２）教育研究支援職員

ｉ）実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助

体制の整備状況と人員配置の適切性

教育研究支援職員としては現在、地域看護学実習補助として１名、ウィメンズヘルス看護学実習補助（助産学専攻科実習補助）として非常勤６名、ならびに老人看護学実習補助として１名の教育研究支援職員を雇用している（表 8-3）。これらはすべて当該年度の予算（学部・助産学専攻科）の中から年度単位で雇用している。

ⅱ）教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

また、平成 20 年度からは新たに、臨地と大学のさらなる連携・協働による臨地教育の質の向上を目指して、「臨床教授・臨床講師」の制度を新設した。これは、実習施設の看護部長および教育担当副部長クラスを臨床教授に、実習部署の師長ならびに実習指導者クラスを臨床講師とするもので、今年度は 11 施設と市の関係部局から臨床教授 19 名、臨床講師 151 名を委嘱した。なお、臨床教授・臨床講師は無給であるが、職位は学内規程における非常勤講師の扱いとしている。

表 8-3　平成 20 年度の臨時的任用職員・非常勤職員一覧

No.	雇用期間（全期間）	更新日	勤務時間	業務内容	雇用形態	備　考
1	平成20・4.1　～　平成21・3.31	平成20・10.1	7時間45分/日	健康生活看護学領域実習調整	臨時的任用職員	地域看護
2	平成20. 5.7　～　平成21. 1.30		8時間／日	ウィメンズヘルス看護学実習助手	非常勤（パート）	
3	平成20. 6.3　～　平成20. 7.18 0		１７時間	ウィメンズヘルス看護学実習助手	非常勤（パート）	
4	平成20. 6.3　～　平成20. 7.18 0		１７時間	ウィメンズヘルス看護学実習助手	非常勤（パート）	
5	平成20. 6.3　～　平成20. 7.18 0		１７時間	ウィメンズヘルス看護学実習助手	非常勤（パート）	
6	平成20. 6.3　～　平成20. 7.18 0		１７時間	ウィメンズヘルス看護学実習助手	非常勤（パート）	
7	平成20. 6.3　～　平成20. 7.18 0		１７時間	ウィメンズヘルス看護学実習助手	非常勤（パート）	
8	平成20. 9.1　～　平成21. 3.31		7時間45分/ 日	健康生活看護学領域実習調整	非常勤（パート）	老人看護

ⅲ）ティーチング・アシスタント（ＴＡ）の制度化の状況とその活用の適切性

TA については、かねてから制度化を要望する声があり、全学的に検討した結果、平成 21 年度からの制度を設置に向け市当局に予算要求をおこなった。本学には、看護職経験豊富な大学院（博士前期課程および後期課程）の院生が多数在籍しており、これら院生が TA 制度によって学部教育に参加することは、院生自身が将来臨床指導や教職に就くための有効なトレーニング機会となり、かつ学部教育においても多大な貢献が期待できる。なお、

計画において、本制度の対象は無職の大学院生に限定するものとし、大学院設置基準第14条特例を利用して就業しながら学んでいる大学院生は対象としない。また、学業に支障をきたさぬよう、1ヵ月40時間を超えない程度とし、5ヵ月間を上限として、年間4名程度を採用する。

上記以外には、平成18年度に採択された文部科学省「現代GP」補助金により、20年度までパートタイムの事務補佐員2名を採用している。この事務補佐員は、学生教育のための会議や会計事務、資料・データ収集の補助、地域住民との連絡調整などを担当している。

３）教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

ｉ）教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

教員の募集と採用についての諸基準、諸手続きについては、「教員選考規程」、「教員選考基準」、「教員選考規程に関する内規」として明文化されている。

教員選考に関しても、教員選考委員会規定、教員選考委員会規定に関する内規によって詳細に定められている。学長は教員人事の発議を教授会でおこない、教授会の付託を受けた教員選考委員会が教員採用候補者の選考をおこなう。教授会は教員選考委員会により推薦された教員採用候補者について審議を行い推薦の可否を決定する。適格と判定された教員は、学長の採用内申を受けて設置者である神戸市長により採用される。

教授会は、必要に応じて諸規定、諸内規の改廃をおこなうが、教員の昇任人事については、昇任候補者の選定基準Ⅰ、Ⅱを作成して、昇任に際して考慮される学術業績、教育実績・組織貢献についての基本的な考え方を教員に明示している。

４）教育研究活動の評価

ｉ）教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

教育研究活動の評価としては、FD活動の一環として平成13年度から毎年全授業科目を対象に授業評価を実施している。個々の授業評価の結果は本人以外には公開されていなかったが、平成20年度からは、授業改善のさらなる促進とFDの促進を目的として、個々の授業評価結果を全体に公開することとなった。また、研究活動については、大学紀要に各教員の毎年の研究業績を掲載する形で公開してきた。ただし、これらを教員の業績評価に用いることはしていない。

ⅱ）教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

教員の業績評価や任期制導入については、平成20年度に、学長の諮問による「将来構想委員会」において検討がはじめられたばかりである。

（２）大学院研究科の教員組織

１）教員組織

ｉ）大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数、法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性

大学院研究科の教員組織は基礎データ・表19-3に示したとおりである。平成18年度の大学院後期博士課程開設にあたり、従来の修士課程の組織もあわせて見直し、博士前期課程と後期課程との継続性についても考慮し、表8-4のように整理した。

表 8-5 に示すように、大学院修士課程の授業・演習科目は、共通科目と専門科目に大別される。専門科目は、基礎看護学・看護組織学・実践看護学の 3 領域からなり、各分野は当初 3 領域・10 専門分野でスタートしたが、平成 20 年度からは「精神看護学」「がん看護学」の分野が加わり計 12 の専攻分野となった。専任教員の配置は、看護学専攻科修士課程は教授 17、准教授 11 の計 28 名。博士課程は教授 16、准教授 6、講師 1 の計 23 名体制である。

なお、開設科目における専兼比率は、修士課程の専門科目（選択必修科目）で 64.5%と相対的に低値だが、これは幅広い専門分野に対応するため、兼任教員を積極的に採用しているためである。

現在、修士課程においては、急性・重症看護学、慢性病看護学、老人看護学に CNS（専門看護師）コースが開設され、がん看護学、小児看護学、精神看護学の各分野もコース設置を目指し準備中である。これにともない、教授 1 名のみのがん看護学専攻分野については、外部資金（後述の「がんプロフェッショナル養成プラン」予算）により、平成 21 年度から講師 1 名を主として大学院担当者として採用することとなった。

CNS コース開設の影響で、各分野の選択必修科目が増加し、教員の担当科目数も増加している。担当科目数は総数では 40 だが、教員の専門分野によっては特別研究以外にオムニバスも含めると 5 科目以上の選択必修科目を担当している教員もおり、担当教授、准教授の授業負担は、学部教育と合わせてかなり重くなってきている。

また、大学院修士課程では平成 14 年度から、博士課程では開設年の平成 18 年度から大学院設置基準第 14 条特例を採用し、有職の大学院生を数多く受け入れている。そのため、各学生の在籍期間が延長しがちで、収容定員数に対する在籍学生数が、修士課程で 1.47 倍、博士課程で 1.56 倍と超過傾向にあり、1 教員あたりの担当院生数が増える傾向にある。さらに平成 21 年度からは、14 条特例の院生の学費負担の軽減を図るため、「長期履修制度」を導入することも決定しており、在籍年数の延長と総在籍者数の増加は今後も続くと予想される。

ⅱ）大学院研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担および連携体制確保の状況組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担および連携体制確保の状況

大学院教育に関する公式の会議としては、研究科長の招集により、月 1 回、全担当教員参加の「研究科委員会」が開催されている。また、教務全般について検討する常設委員会として「教務小委員会」が設けられている。

大学院においては、教育内容の充実のため兼任教員が多数採用されている。兼任教員が専任教員とのオムニバス授業を担当する場合は、専任教員が主導して兼任教員と教育内容や役割分担等の連絡調整を図っている。しかし、兼任教員のみが担当する教科については、専任教員の担当者が調整している場合もあれば、依頼や時間割等の調整は事務局の教務係に任されるのみで、教育方法や内容に関して本学教員と共に検討する機会は必ずしも十分ではない。

２）教育研究支援職員

ⅰ）大学院研究科における教員と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

大学院研究科には、教育研究支援職員は置かれていない。

３）教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き

ｉ）大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

本学の大学院専任教員は学部専任教員でもあるため、募集・任免については学部と同様に明文化された規定が適用されている。新任教員や学部の准教授や講師が新たに大学院を担当する場合は、大学院研究科委員会における審議・承認を経て研究科長が任命する。

４）教育研究活動の評価

ｉ）大学院研究科における教員の教育活動および研究活動の評価の実施状況とその有効性

大学院における教育活動の評価は、これまで組織的におこなわれてこなかった。そこで平成 20 年度に、常設の教務小委員会が中心となって検討し、その結果 20 年度からは大学院における授業評価が開始され、あわせて過去の大学院修了生を対象とした教育評価アンケートを実施した。

研究活動については、学部の項でも述べたとおり、大学紀要に各教員の毎年の研究業績を掲載する形で公開している。

５）大学院と他の教育研究組織・機関との関係

ｉ）内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

平成 19 年度から開始された文部科学省「がんプロフェッショナル養成プラン」の『6 大学連携オンコロジーチーム養成プラン』において、本学の博士前期課程がん看護学分野は、がん専門看護師養成コースを担当しており、現在、参加する 6 大学の間の緊密な連携の下で共通授業科目を開講するなどの取り組みが進められている。

それ以外には組織だった他の教育機関との交流はなされていない。本学の所在する神戸研究学園都市で組織されている神戸研究学園都市大学交流推進協議会（UNITY）では、学部については加盟大学間での学部の単位互換制度が活発に運用されているが、大学院レベルではこうした加盟大学間の相互交流はまだ図られていない。

表8-4　学部組織と大学院組織との関連

学部			大学院博士前期課程		大学院博士後期課程	
	領域	分野名	領域	専攻分野 分野名	領域	授業科目名
看護学科目	基盤看護学	看護技術学 基礎看護学 看護管理学 看護キャリア開発学	基礎看護学	看護技術学 看護倫理学	看護実践哲学	看護実践哲学 看護倫理学
			看護組織学	看護管理学 看護キャリア開発学	看護組織開発学	看護政策・管理学 看護キャリア開発学
	健康生活看護学	地域看護学 老年看護学 ウィメンズヘルス看護学 精神看護学	実践看護学	地域・在宅看護学 老年看護学 ウィメンズヘルス看護・助産学 精神看護学	看護実践開発学	地域老年看護学 女性看護学 精神看護学
	療養生活看護学	慢性病看護学 急性看護学 小児看護学		慢性病看護学 がん看護学 急性期看護学 小児看護学		成人看護学 小児看護学
看護学基盤科目Ⅰ	人間科学	人文科学 社会科学 自然科学 言語科学	共通科目		共通基盤科目	
看護学基盤科目Ⅱ	専門基礎科学	医科学 健康科学 医療社会学				

表 8-5　大学院看護学研究科の教員組織

博士前期課程

			教　　授	准教授
共通科目	特　別　研　究		基幹科目担当教授	基幹科目担当准教授
	研　究　方　法　科　目		4	5
	領域	専攻分野	教　　授	准教授
専門科目	基幹科目 基礎看護学	看護技術学	1	1
		看護倫理学	1※	
	実践看護学	老年看護学	2	1
		慢性病看護学	1※	1
		地域・在宅看護学	1	1
		急性期看護学	1	1
		がん看護学	1	
		ウィメンズヘルス看護・助産学	1	
		小児看護学	1	
		精神看護学		1
	看護組織学	看護管理学	1	
		看護キャリア開発学	1	
	基幹科目以外		1	

※２科目を兼任

博士後期課程

		教　　授	准教授	講　　師
共通基盤科目		3※	3	
専門科目	看護実践哲学領域	2		
	看護実践開発学領域	9	3	
	看護組織開発学領域	3		1

※うち１名は看護組織開発学領域を兼任

〔点検・評価、長所・問題点〕

1.教員組織の適切性について

新カリキュラムの理念に即して改編され、平成 19 年度からスタートした新たな教員組織

は、領域や分野を越えた教員間の連携を目指して改編されたものである。新教員組織においては、領域・分野を越えて複数の教員が協働して担当する学科目が増加した。いわゆるオムニバス科目の増加である。

ただし、オムニバス科目を領域横断的に担うことは、時として学科目の性格、目的が不明確となり、教授内容の連続性を欠いて学習効果が低下する危険もある。これを防ぐため、平成17年度後期の新カリキュラム開講前から現在に至るまで、教員間の調整を意図的に行ってきた。その結果、「早期体験演習」や「健康生活支援学実習Ⅰ」などの例にみられるように、領域内外での分野を越えた検討や調整は順調に進んでいると評価できる。また、それらの結果、領域間、分野間そして個々の教員の間でのコミュニケーションが促進され、相互理解が深まるという効果もみられた。

このように本学では、教員組織の改編によって、教養系と専門系の垣根を越えて、限られた教員数の中でより有効な教育をおこなうための連携・協働が積極的になされてきた。加えて、新教員組織においては、学部―大学院博士前期課程・後期課程それぞれの組織間の整合性が図られ、課程ごとの教育目標・内容の連続性もよりいっそう図られた。これらは、一定の成果であり長所であるといえる。

2. 専任教員ならびに教育支援職員の配置について

学部においては、専任教員数の対学生比が専任教員1名あたり学生6.1名以内となり、定められた基準(専任教員1名あたり学生10名以内)を十分満たしている。助産学専攻科、大学院についても設置基準を満たしている。とくに学部において、22名の看護学の助教を配置し、手厚い実習指導が図られていることは、本学の理念・目標において、看護実践能力の育成・開発を重視していることのあらわれだと評価できる。

なお、学部の専任教員の年齢層においては、年齢31～40歳の層が全体の35%を占めているが、これは、22名という全体の3分の1強を占める看護学の助教の年齢層がこの層に集中しているためである。実践能力育成を重視する本学としては、臨地実習を指導する看護学の助教は、大学院修士号所持者であると同時に5年程度以上の一定の臨床経験があることが望ましいと考えている。それゆえ、年齢層がこの層に集中していることは、適切な経験を積んだ助教が採用・配置できていることのあらわれとしてむしろ評価できる。

なお、平成19年度から、従来の助手をすべて助教に昇格させたことによって、若手の助教が教授の指導の下で、学部の授業や研究演習にもより積極的に関わることとなり、学生の教育においても、助教のキャリア開発においても効果を上げている。

他方、専任教員配置における第一の問題点は、教員、とりわけ看護学専門教員の教育負担が増加していることにある。担当科目数、授業時間数の増加や、カリキュラムの運営等に関する会議時間の増加なども含めて、看護学教員の職務負担は増加の一途をたどっており、他の教員との授業負担格差も拡大していることである。これらを受けて、学部教育において今年度臨床教授等制度を導入、次年度にTA制度の導入を予定していることは今後一定の改善効果が期待できるが、根本的な改善のためには、教育以外の学内運営や地域貢献に関する業務分担の見直しが必要であり、将来的には教員配置の見直しも必要となってこよう。

なお、教育研究支援職員の雇用の多くが単年度の不安定な非常勤雇用にとどまること、現代GP予算によるパートタイム事務補佐員2名の雇用が20年度で終了したのちの補充が

未定であることは問題である。

3. 兼任教員（非常勤講師）の活用について

兼任教員については、総務委員会で経歴・業績を審査の上、教授会で審議・決定されるという手続きをとっている。ただし、非常勤講師の人材確保については、当該分野あるいは類似分野の教員はじめ、広く学内の専任教員に紹介を依頼し、適切な人材確保に努めている。ただし、採用後の非常勤講師と専任教員との連絡調整、授業内容に関する連携・協働は、紹介者である教員に任され、公式な協議の場が確保されているわけではない。今年度から学科目ごとの授業評価結果を公表することになったことからも、学部、大学院のいずれにおいても、授業評価の返却の仕方やその後の活用・改善の方策について、専任教員と非常勤講師とが共に検討する機会や場の設定が必要となっている。

4. 教員の教育研究活動の評価について

教員の教育研究活動の評価としては、学部では「授業評価」「実習評価」を実施している。また、学部・大学院ともに、平成20年度から学科目ごとの「授業評価」の結果公表を開始した。これらの結果を教員の資質向上と授業改善に活用するべく、いかにFDを推進していくかは次年度以降の課題である。

〔将来の改善に向けた方策〕

1. 新カリキュラムの進行に従った連携・調整の場の確保

到達目標 1 については、現行の教員組織は、新カリキュラムの学年進行に従い、教育の一貫性やその効果、実習担当助教の数など、新たに調整が必要な課題が生じてくると予想される。そのため随時、教養・専門基礎系領域と看護学系領域ならびに看護学系領域内での検討の機会や場を設定し、教員相互の連携・協働を進めていく。

2. 兼任教員や臨床教授等と共同で授業改善をおこなう

到達目標3については、以下の3点の取り組みを進める。

・非常勤講師に対して、専任教員との連携を深め、共に資質向上や授業改善を検討できるような機会や場の設置をおこなう。

・今年度から導入した臨床教授等制度について、専任教員と臨床教授等との定例合同会議を開催し、導入後1年目の成果の振り返りをおこなうと同時に、専任教員との役割分担や実習指導上の課題について検討する。

・加盟する神戸研究学園都市大学交流推進協議会において、大学院教育における単位互換などの教育連携の可能性について課題提起し検討を開始する。

3. 教員の職務負担の軽減

到達目標4については、以下の4点に取り組む。

・看護学教員の授業時間が他の教員に比べ圧倒的に長いことから、委員会活動などの学内運営業務の割り当て、地域貢献活動などについて見直し、これらにおける看護学教員の負担軽減を図る必要がある。委員会活動や講演会・公開講座等の大学主催の事業、地域貢献活動の拠点として次年度に新設する予定の「健康支援地域連携センター」などについての業務分担に際しては、授業時間や担当大学院生数などを考慮してできるだけ平等な職務負担量となるよう調整を図る。

・教育研究支援職員について、現状の人数を維持するとともに、不安定な非常勤採用ではなく、継続して再任が可能な身分（臨時任用職員）として安定的に採用できるよう市当局に要求する。
・平成21年度に導入予定（予算申請中）のTA制度については、導入実現後は年度ごとに、教育活動の評価と大学院生にとっての教育効果の評価をあわせておこなう。
・現代GP事業において雇用した教育・研究・地域貢献活動を補助するパートタイムの事務補佐員2名を、GP事業が終了する平成21年度以降も、同年度に新設の「健康支援地域連携センター」の担当として引き続き雇用できるよう市当局に予算要求する。

4. 授業評価結果の活用によるFD活動の推進

到達目標5については、平成20年度から開始した学科目ごとの「授業評価」の結果を担当委員会で分析するとともに各教員からの要望意見もあわせて把握し、教員の資質向上と授業改善のために必要な支援の内容や方法を検討し、講演会やワークショップ、教員間での授業参観などのFD活動を企画・実施していく。

9　事務組織

〔到達目標〕

神戸市は、阪神淡路大震災やその後の長引く不況の影響を受け、危機的な財政状況に遭い、行政経営方針等に示された「平成 22 年までに 5 千人定数削減」（19 年度末 3,894 人削減）などの途次にある。このようななかで、職員の増員はきわめて困難であるが、広範な業務委託、専門職員の欠員補充や非常勤やパート（時間差勤務）などの多様な勤務形態によって、学生の健康管理や図書館機能の強化を図るなど、学生ニーズに積極的に対応している。また、組織体制についても、迅速な意思決定と責任所在の明確化により、本市の伝統的な、簡素な組織を維持しつつ、本学を取り巻く環境の変化に対応すべく、今後は教学組織とのさらなる連携協力の強化と組織体制の強化・充実が課題である。以上から、到達目標を以下のように設定した。

1. 教育・研究を円滑かつ効果的に支援するため、教育研究の趣旨・目的に対応できる実践的な専門能力を有するとともに、産学連携、地域貢献など教育研究の活動分野の拡大の応じた広い識見と積極的な企画立案能力を有する職員の育成と確保をする。
2. 教育研究組織との適切な連携協力関係を保持するなど環境の整備を図り、総合的かつ機動的な大学運営を行う。

〔現状説明〕

１）事務組織の構成

ｉ）事務組織の構成と人員配置

平成 20 年 5 月 1 日現在の本学事務組織は、事務局のほか学生部、図書館で構成されている。表 9-1 に構成組織図と人員配置を示した。

表 9-1　組織図

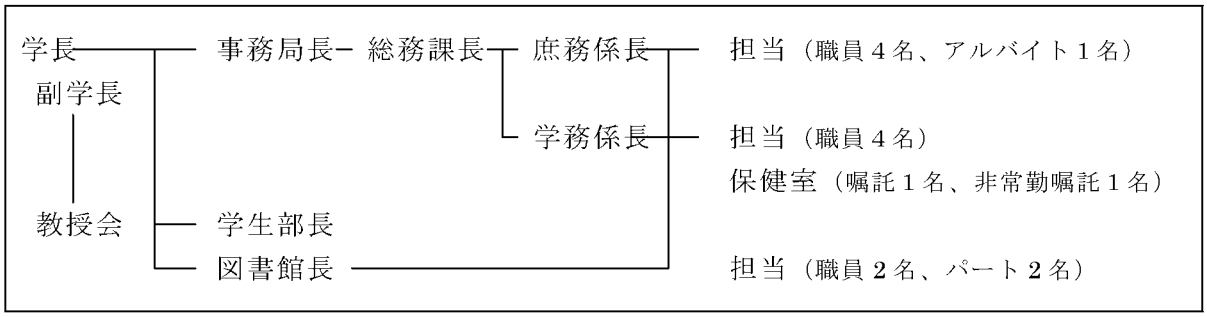

事務局は、事務局長のもとに総務課長を置き、庶務係（係長を含めて職員 5 名、アルバイト 1 名）、学務係 6 名（係長を含めて職員 4 名、嘱託 1 名、非常勤嘱託 1 名）で構成している。また、学生部には職員が配置されておらず、図書館には、職員（司書）2 名、パート 2 名が配置されている。事務組織の総人員（学生部長、図書館長は含まず、図書館担

当者を含む）は、職員 14 名、嘱託 2 名、アルバイト・パート 3 名の合計 19 名の体制となっている。

組織に関しては、平成 11 年度の職制改正により、学生の入学から、授業、単位取得、卒業に至る大学での一連の手続き過程を一つの窓口組織(学務係)が担当することとなり、学生に対する統合的かつ迅速なワンストップ・サービスを行っている。

a）事務局庶務係は、大学内の人事、給与、予算・財産処理および諸規程の制定・改廃などを分担し、学務係は、授業料の収納、学生募集など学生に関する事務を担当している。なお、保健室には嘱託の看護師 1 名を配置して保健衛生業務や学生からの保健衛生上の相談に応じている。さらに、毎週木曜日の午後 3 時から午後 6 時までの間、心理カウンセラーによるカウンセリングを実施している　。

b）学生部は、学生生活や授業に関する事務を担当するが、職員の配置はなく、事務局学務係との関係が必要となる。

c）図書館は、資料の収集、整理、保管のほか、他大学からのレファレンスなどの事務を行っている。

表 9-2　事務分掌

・事務局
○庶務係
1. 大学および事務局の庶務並びに大学内の事務の連絡、調整および改善
2. 大学の諸規程の制定および改廃
3. 大学の職員の人事、給与および厚生
4. 大学の教授会
5. 大学の学術振興
6. 大学の財産の管理
7. 大学の物品の調達および収入金（学務係の所管に属するものを除く。）
8. 大学の予算および決算
9. 前各号に掲げるもののほか、大学のほかの所管に属しないこと
○学務係
1. 大学の学生の身分
2. 入学選抜料、入学金および授業料の収入
3. 大学の学生の厚生および保健衛生
4. 大学の学生の進路
5. 大学の授業
6. 大学の学生の募集および入学選考
7. 大学の試験および卒業
8. 大学の教室および教材の管理運営
9. 大学間における単位互換制度
10 前各号に掲げるもののほか、大学の学生および教務
・学生部
1. 大学の学生生活
2. 大学の授業（事務局総務課学務係の所管に属するものを除く。）
・図書館
1. 大学の図書館資料の収集、整理および保管
2. 大学の図書館資料の書誌事務
3. 大学の図書館の利用および参考事務
4. 前3号に掲げるもののほか、大学の図書館の管理運営

２）事務組織と教学組織との関係

ｉ）　事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況

事務局の庶務係と学務係が分担して、教授会や各種委員会に出席し、議事録作成や予算執行管理やコンプライアンスの点検などの調整に当る。以下に示す通り、教学組織との適正かつ効率的な連携協力関係が確保される体制がとられている。

1　教授会、拡大教授会：事務局長、総務課長、庶務係又は学務係長が出席

2　総務委員会、将来構想委員会、自己点検・評価委員会など：総務係は出席

3　学生委員会、教務委員会、入学試験委員会など：学務係が出席

また、予算編成においても、学内の意思決定の後、事務局を通じて設置者である市財政当局に要求している。さらに、市全体の予算編成過程で必要あるならば、学長が市長に対して、直接要求できる場（政策懇談会）が設けられているなど、財政基盤面に係る教学組織との連携協力体制が確保されている。

図書館は、図書・資料の収集など本来事務を行っているが、一部図書購入費の支払い事務、コピー代金の収納事務などは、事務局庶務係で担当するなど協力体制がとられている。

学生部は、学生生活や授業に関する事務を担当するが、職員が配置されていないため、事務局学務係と有機一体として事業連携協力を進めている。学園祭、オープンキャンパスや地域夏祭りなどの共同行事や学生の厚生・生活指導など活発に意見交換なされている。

IT 化によって学生と教員と事務局職員との学内コミュニケーション等に広く利用されているほか、入室管理システムの IT 化により、学部生や大学院生が学習・研究で利用する情報処理室をオープン（時間制限のない）利用を可能にするなど、学生ニーズに対応している。

ⅱ）　大学運営における事務組織と教学組織との有機的一体性を確保させる方途

大学運営を円滑かつ有効に進めるには、学生に対する教育・研究指導にあたる「教学組織の機能」と、かかる教学組織の機能を支援する「事務組織の機能」が相互独自に活性化しつつ、連携協働することが不可欠である。本学では、教授会や各委員会に事務局の職員が出席して意思疎通を図っている。

３）事務組織の役割

ⅰ）教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性

学生や教員に関わる定型的業務が、教務の補佐機能であり、その点に関しては適切に対応している。一方、大学運営の企画・立案については、以下に示す各種委員会において企画・立案されて、教授会等において決定される。事務組織が、各種委員会の庶務事務を担当するだけでなく、企画・立案の初期の段階から参加している。

・将来構想委員会、自己点検・評価委員会

・教務委員会、学生委員会、入学試験委員会、広報委員会

・図書館運営委員会、学内情報システム運営委員会、国際・地域交流委員会、カリキュラム委員会など。

ⅱ）学内の意思決定・伝達システムのなかでの事務組織の役割とその活動

意思決定は、教授会の審議を経て示される「方針決定」とその方針の実現に向けた事務組織の「執行決定」の二通りがある。前者は、教授会における審議により決定されるのに対し、後者は、合意を得られた執行原案を、担当部署が起案し、学長等が決裁をすることで最終決定を見る。またこれら意思決定システムと表裏をなす伝達システムは、拡大教授会での報告・周知のほか、学内 LAN によるネットワークシステム上の公開や決議の供覧、

決議の伝達などにも、本学の事務局は、重要な役割を果たしている。
iii)国際交流等の専門業務への事務組織の関与の状況
本学の特色である、地域や市民の健康づくり支援のため、市民公開講座、区民や地域組織・学校等の保健・看護活動に参画していくことで、地域交流を図ってきた。また、市民に開かれた大学として、国際・地域交流委員会が担当して、毎年、海外より看護系等の著名講師を招いて国際フォーラムを開催している。これら地域・地域国際交流事業において、事務組織は予算執行や看護専門職の短期雇用などの支援業務の役割を果たしている。
入試や就職については、入学試験委員会、入学試験管理委員会、広報委員会と総務委員会や学生委員会が審議を担当している。入試広報や大学案内作成は総務係が担当し、調査統計、就職情報の提供、本市市民病院群（医療センター中央市民病院・西市民病院、西神戸医療センター、先端医療病院）など就職説明会などは、学務係が担当している。
次に、図書費の配分、購入図書の選定、レファレンス（調査・相談）など図書館専門業務は、図書委員会（委員長は、教員が兼務する図書館長である。）の審議を経て、司書 2 名が担っている。その他、保健室や学生心理カウセリング室にはそれぞれ看護師や専門職員を配置している。
iv）大学運営を経営面から支えうるような事務機能の確立状況
上記の通り、事務組織が各種委員会の企画・立案の初期の段階から参加しており、学生確保の問題、入学者の質の問題、就職先の確保や補助金確保、施設設備の充実など大学経営上の困難案件について、事務組織が担っている役割は大きい。

４）大学院事務組織
ｉ）大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能の適切性
本学大学院の事務組織は、大学の事務と一体的、効率的に運営できるように組織している。総務課のみのコンパクトな組織（庶務係と学務係の 2 係制。他大学は、総務課と学生課 2 課制）となっており、大学院・助産学専攻科の併設など勘案すると、少数職員で運営されている。
行財政改善による職員定数の抑制の下で、事務事業の内容に応じて、多様な雇用形態を選択し、効率的な執行方法を工夫している。学生に対しては、ワンストップ・サービス方式による、多様なサービスに十分応えるとともに、財務運営の効率的な執行と財政の健全化を図っている。
現在、図書館は、司書 2 名、パート 2 名（時間差勤務）で運営している。図書館については、看護という専門性の高い大学図書館としての機能が要求されるなか、これまで平日は、朝 9 時から 19 時までの夜間利用に対応してきたが、平成 15 年度より大学院修士課程設置等に伴い 21 時まで開館時間を延長して対応している。また、教員に加えて大学院生の研究活動にも対応する必要があるため、レファレンス業務が増大しており、平成２０年度より従来の司書 1 名欠員について解消が図られた。

５）スタッフ・ディベロップメント（ＳＤ）
ｉ）事務職員の研修機会の確保の状況とその有効性
大学経営を取り巻く厳しい環境の下で、持続的にかつ競争力をいかに確保するかが、大きな経営課題とされる。かかる課題に取り組むには、職員の能力・資質と組織機能システ

ムの活性化が不可欠とされる。事務組織に対して新たに政策提言能力の開発研修が求められている。市長部局での職員人材開発センターでの庶務、給与、会計、法規、IT 研修などの一般研修に加え、職場内でのコンプライアンス（法令順守）研修や IT セキュリティー研修などを実施してきた。

〔点検・評価、長所・問題点〕

1　事務組織の構成と人員配置

図書館担当者を含む事務組織は、平成 8 年の開学当初の最小限の組織・人員から、学年の漸進に伴って順次強化されており、職員数についても、開学時の職員 10 名、嘱託 1 名、アルバイト 1 名の 12 名体制から、現在は職員 14 名、嘱託 2 名、アルバイト・パート 3 名の 19 名に増員し、大学としての体制が整えられてきたと考える。しかし、他の看護系公立大学と比較してみると（表 9-3【看護系公立大学職員数】参照）、本学は、総務課のみのコンパクトな組織（他大学は、2 課制）となっており、また、学生数規模や大学院に加え助産学専攻科併設など勘案すると、少ない職員数で運営されているのは事実である。これは、本市が、阪神淡路大震災後の危機的な財政状況下で、行政経営方針等に示された行財政改善の途次にあり、職員の増員は極めて困難であることを反映しているが、そのなかで、非常勤やパート（時間差勤務）などの多様な雇用形態を導入してワンストップ・サービス方式により学生の多様なサービスに十分応える方法の導入、心理カウンセラーの実施、図書館の時間延長を計るなど効率的な執行方法を工夫して、学生ニーズに積極的に対応してきたことは評価できる。財務運営の効率的な執行と財政の健全化も図られていると評価している。しかしながら、大学における教育研究の主旨と目的に照らし合わせた場合、事務組織の構成員数の少なさが、教員の教育研究の推進との任務にどのように影響しているかについては、今後、検討を要する点である。

表9-3　看護系公立大学職員数(単科大学のみ)

平成19年5月1日現在

大　学　名	学生数	事務職員	図書館職員	職員合計	備　考
新潟県立看護大学	380	13	1	14	
石川県立看護大学	340	16	1	17	総務課・教務学生課
長野県看護大学	340	7	2	9	
愛知県立看護大学	336	11	3	14	管理課・学務課
岐阜県立看護大学	336	9	2		総務課・教務学生課
三重県立看護大学	400	16	2	18	総務課・学生課
大分県立看護科学大学	340	10	1	11	
宮崎県立看護大学	400	15	0	15	
沖縄県立看護大学	320	14	0	14	
神戸市看護大学	415	13	1	14	総務課・ 大学院・助産学専攻科

注1:学生数は、大学院生を含んでいない。他大学も同じ。

また、大震災の翌年、開学した本学では、当初から民間委託できる業務は、可能な限り委託することにより施設・設備の保安・管理の要員（現業職員）の抑制が図られている。現在、民間委託している業務は、学内の守衛・警備や施設・設備の保守・点検および清掃・植栽管理などで、食堂（併設カフェテリア）運営についても、民間活力に委ねている。さらに、開学の8月以降、高度情報化社会に対応すべく、学内ＬＡＮを整備し、事務局、教員研究室、講義室、演習室、学生用の情報処理室など学内ネットワークシステムと情報処理室のパソコン端末システムの更新、維持保守を民間委託している。また、IT化による学内コミュニケーションの効率化、情報処理室のオープン（時間制限のない）利用化など、学生ニーズに対応できていると評価している。

以上のように、民間委託の委託を導入することで職員定数の抑制を図り、一方、ネットワークシステムの導入により、民間委託による弊害を最小限にするような対策を講じていることで、現在は問題がないと考える。

2　事務組織と教学組織との連携協力関係の確保、大学運営における事務組織と教学組織との有機的一体性を確保させる方途の適切性の確保について

事務局が教授会や各種委員会に出席し、議事録作成や予算執行管理やコンプライアンスの点検などの調整に当ることで、連携協力関係の確保が図られていると評価できる。また、予算編成においては、学内の意思決定に基づいて事務局を通じて設置者である市財政当局に要求する、必要に応じて政策懇談会を設ける働きかけをするなど、財政基盤面に係る教学組織との連携協力体制も確保されていると考える。

学生生活や授業に関する事務を担当する学生部に職員が配置されていないことは課題である。しかし、現在は事務局学務係と有機一体として事業連携協力を進めていることで、学生の厚生・生活指導など活発に意見交換がなされ問題にはなっていない。

現状説明で述べたように教授会や各委員会に事務局の職員が出席して意思疎通を図るなどの方策により、大学運営における有機的一体性を確保させる方策がとられてきた。現在問題は生じていないが、今後大学をめぐる社会情勢が変化する時代にあって大学運営が弾力的かつ安定継続して発展するためには、教育改革とともに絶えざる経営改革が不可欠で、大学の経営や財政に関する事務局職員の能力開発や事務組織の高度化が求められている。これまで教育行政に精通した職員また豊富な行政経験を有する職員の適材適所による配置換えに拠ってきたが、今後は、計画的なSD研修など、積極的な能力開発が必要である。

3　教学に関わる事務組織体制、学内の意思決定・伝達システムのなかでの事務組織の役割、地域交流や国際交流などの専門業務への事務組織の関与の適切性について

学生や教員に関わる定型的業務である教務の補佐機能および大学運営の企画・立案については、事務組織が各種委員会の庶務事務を担当して企画・立案の初期段階から参加していることから事務組織が適切に役割を果たしていると評価できる。しかし、今後、学生確保の問題、入学者の質の問題、就職先の確保や補助金確保、施設設備の充実など大学経営上の困難案件について事務組織への期待は大きく、より適切な役割について検討を重ねる必要がある。

地域市民の健康づくり支援のため、市民公開講座、区民や地域組織・学校等の保健・看護活動に参画してゆくという本学の特色に対して、事務組織は予算執行や看護専門職の短期雇用などの支援業務に相応の役割を果たしてきたことは評価できる。

4　大学経営運営を支える事務機能の確立のためのスタッフ・ディベロプメント（SD）

学経営を取り巻く厳しい環境の下で、持続的にかつ競争力をいかに確保するかが、大きな経営課題で、組織機能システムの活性化と政策提言能力の開発研修が求められている。市長部局での職員人材開発センターでの一般研修に加え、職場内でのコンプライアンス（法令順守）研修や IT セキュリティー研修等における専門技能の自己開発援助（学費補助）の活用と企画立案や政策能力開発の一般研修を活用し、大学の経営運営に特化し精通した職員育成や能力開発が急務である。未曾有の震災後の厳しい財政状況下の、職員定数削減が進行中であり、本学独自に、教員組織と事務組織が、それぞれの機能特性を活かしつつ、有機的一体となって協働して、大学運営改革に向けて、企画・立案と政策提言しつつ、改革を断行できるため、スタッフ・ディベロプメント（SD）研修やその他協働制度の整備と拡充が急がれる。

5　大学院事務組織

現在、本学大学院の事務組織は、大学の事務と一体的、効率的に運営できるように組織している。行財政改善による職員定数の抑制の下で、多様な雇用形態を選択し、効率的な執行方法で効率的な執行と財政の健全化を図っている。図書館については、看護という専門性の高い大学図書館としての機能が要求されるなか、大学院修士課程設置等に伴い 21 時まで開館時間を延長して対応し、平成 20 年度より従来の司書 1 名欠員の補充など対応が図られてきたが、より適切かつ効率的な大学運営・改革が必要である。

〔将来の改善に向けた方策〕

1　事務職員の多様な勤務形態を工夫し、業務の簡素化を図ることで教育研究組織との連携をより強化する、

神戸市の厳しい行財政改革の下で、組織体制、予算、人員体制において概ね現状を維持しなければならないとしても、市当局によって本学の設立趣旨とその責務の遂行が十分理解され、実質増への理解と支援を受けてきた。したがって、職員の増員は困難であるが、非常勤やパート（時間差勤務）などの多様な勤務形態などを工夫すること、教員・事務組織の業務の簡素化と効率化を図ることなどの対応によって、教員の事務量の軽減を図り、教育研究組織のニーズに積極的に対応してゆく。

2　多様な学生ニーズに対応するため、学務組織を強化する

現在、学生部に職員の配置はなく、学務係で学生生活や授業に関する事務を行っているが、相互連携することで統合窓口によって学務手続きを行っている。今後、少子高齢化が進む一方、看護大学が次々新設されており、看護系大学の間の競争はますます激化することが予想される。そのなかで競争に生き残るためには、受験生の開拓、学生の就職相談、生活相談、奨学金・授業料等の相談、卒業後のフォローアップなど学務組織の役割は増大する。主幹、主査の新設などの導入によって学務組織の強化を行う。

3　事務職員のスタッフ・ディベロプメントの整備と拡充を図り、計画的参加を図る。

激化する大学間競争のなかでの生き残りをかけて、本学の特徴と理念を踏まえた企画・提案能力の向上を目的とした事務職員のスタッフ・ディベロプメント（SD）制度の整備と拡充を図り、計画的に参加させる。近隣に看護系大学が次々と増設される状況のなかで、事務組織が新たな責務に応えるために、より多様な雇用形態を進めるとともに組織・職制の改革を計り、機能強化に向けて改善を図る。

10　施設･設備

〔到達目標〕

大学及び大学院の各施設が大学設置基準及び大学院設置基準を満たすとともに、開学以来 10 余年を経過した施設・設備の適切な維持・整備を行って、円滑に教育・研究を行いうる環境を保持することをめざす。

〔現状説明〕

1）施設・設備等の整備

i）大学・学部、大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

本学の建設は、平成 6 年 7 月に始まり、平成 7 年 1 月 17 日の「阪神・淡路大震災」によって一時中断したが、平成 8 年 3 月に終了した。総事業費約 216 億円。敷地面積約 83,000 ㎡の広さを活かした、延床面積約 17,000 ㎡の施設である。低層分散型の配置によって、神戸らしい魅力的な大学づくりと、住環境との調和をめざしている。

本学が立地する「神戸研究学園都市」は、神戸の中心地三宮の西北約 12 ㎞に位置する緑豊かな丘陵地にある。この地区は、神戸市が開発・整備した新開発団地であり、教育・研究分野の充実を図るとともに、市民の文化活動や生涯学習ニーズに応え、神戸の教育・学術・文化の核となる街をめざしている。現在は、神戸市外国語大学、兵庫県立大学、神戸芸術工科大学、流通科学大学､神戸市立工業高等専門学校と本学をあわせて 5 大学 1 高専がキャンパス街を形成している。

本学の有効校地面積は 50,212.62 ㎡で、学部･大学院生定員 454 名という学生数に比して広大な敷地を確保している。この恵まれた敷地を有効に活用して、本部研究棟、教育棟南館、教育棟西館、教育棟北館、図書館、体育館、学生会館が分散配置され、建物総面積は 16,559.97 ㎡である。これらの建物は、1,329.68 ㎡の回廊で連結されている。校門脇には、高さ 30ｍの時計塔がシンボルとして配置されている。設計の基本イメージは「やさしさとつよさ」であり、ナイチンゲールの生地フィレンツェを意識したものである。その他屋外付帯施設として、ハーブガーデン、グランド、テニスコートなどを備えている。

表 10-1　建物概要等

区　　分	構　　造	延床面積
本部研究棟	鉄筋コンクリート造　4階建	4,084.49㎡
教育棟南館	鉄筋コンクリート造　3階建	2,363.23㎡
教育棟西館	鉄筋コンクリート造　3階建	2,263.58㎡
教育棟北館	鉄筋コンクリート造　2階建	2,207.77㎡
図書館	鉄筋コンクリート造　2階建（一部3階）	1,972.63㎡
体育館	鉄筋コンクリート造（一部木造）　2階建	1,518.88㎡

学　生　会　館	鉄筋コンクリート造（一部鉄筋）　2階建	1,985.87㎡
体　育　器　具　庫	鉄筋コンクリート造　平屋建	67.80㎡
自　転　車　置　場	鉄骨造　平屋建	85.72㎡
警　備　案　内　室	鉄筋コンクリート造　平屋建	10.00㎡
合　計		16,559.97㎡
そ　の　他		
回　廊	鉄筋コンクリート造1・2層　建築面積	1,329.68㎡
時　計　塔	鉄筋コンクリート造　高さ30m　建築面積	31.14㎡
屋外付帯施設		
中　庭	面積　約2,700㎡	
ハーブガーデン	面積　約700㎡	
駐車場・駐輪場	駐車台数　約70台（東西2ヵ所）・駐輪台数　約75台	
グ　ラ　ン　ド	200mトラック、100m直線、ソフトボール1面	
テ　ニ　ス　コ　ー　ト	3面	
緑　地	散策路など	

授業のための講義室として6室（大講義室2室、中講義室2室、小講義室2室）、実習室5室、実験室3室、大学院授業並びにゼミナール等に使用する演習室14室、教員の研究室49室がある。

表 10-2　建物内の施設構成

区　分	施　設　概　要
本部研究棟	1階：学長室、副学長室、特別応接室、特別会議室（16人）、事務室、保健室（ベッド2台）、カウンセラー室、管理員室、印刷室 2階：学生部長室、研究室（19室）、助教用研究室（2室）、印刷室 3階：研究室（19室）、助教用研究室（5室） 4階：大会議室(72席)、小会議室（2室）、院生自習室（3室）、教員コンピュータルーム（1室）、書庫（5室）、倉庫（1室）
教育棟南館	1階：女子更衣室、機械室、電気室 2階：解剖生理学実験室（84人）、実験準備室、男子更衣室、演習室(50人×1室、45人×1室、20人×2室) 3階：科学実験室（84人）、実験準備室、微生物学実験室、演習室(20人×4室)
教育棟西館	1階：大講義室(170人×1室)、中講義室(95人×1室)、演習室(45人×1室) 2階：中講義室(140人×1室)、小講義室(95人×2室) 3階：大会議室(170人×1室)、演習室(45人×1室、30人×4室)
教育棟北館	1階：母子看護実習室、保健看護実習室、観察室、調理実習室、ＬＬ教室(48人)、情報処理教室(46人) 2階：基礎看護実習室、成人・老人看護実習室、模擬病室(4人×1室)、教材作成室、ＡＶルーム、ＡＶ教材管理室

図　書　館	1階：書架・閲覧コーナー（閲覧席75席）、事務室、会議室(30人×1室)、リラクゼーションルーム 2階：書架・閲覧コーナー（閲覧席40席）、キャレルコーナー（6席） 3階：書庫
体　育　館	1階：アリーナ（バスケットコート1面、バレーコート2面、バドミントンコート3面）、器具庫、倉庫（4室） 2階：女子更衣室、男子更衣室、体育準備室
学 生 会 館	1階：カフェテリア(230席)、ティールーム、売店、学生談話室 2階：部室（8室）、和室（1室）、学生集会室(100人)、管理員室、設備管理室

教材備品は「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」に準拠して整備している。主な教材備品としては、電動リモコンベッド、心電計、沐浴人形、多用途心電図解析装置、模型・標本等がある。また、医療の高度化・複雑化に対処するために、最新型の教材備品を整備するよう努力している。

ⅱ) 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

学内 LAN を整備している。教員研究室、講義室、演習室にはネットワークソケットが、事務局にも 1 人 1 台のパソコン端末が整備されている。また、情報処理室には 66 台（情報処理室 48 台、予備室 18 台）のパソコン端末が設置され、学生証による入室管理と個人 ID による端末機及び個人ファイルの管理システムによって、学生のオープン利用が可能になっている。情報処理室での Microsoft Office などソフトウェアのライセンス管理も確実に行っている。研究で広く使用されている統計パッケージ SPSS 等は、学内の研究室でも利用可能なようにサーバーライセンスでの管理を行っている。さらに、バックボーンネットワークとして SINET に高速(1Gbps)光回線で接続されており、学術情報センターや全国の大学等内外の研究機関との情報交換が行われている。

また、より臨床現場に近い教育を行うことを目的に、本学と神戸市立中央市民病院間を高速光ケーブルで結び、双方向操作できる高精度カメラ等を使った実証研究を行い、実習時のカンファレンスや、神戸市立病院群の看護師への研修コンテンツの配信に利用した。現在は、本学が進めている現代 GP 事業の e ヘルスシステムに取り入れている。

学内 LAN は、電子メールによる教員・学生・事務局間の相互連絡や文書等の伝送、Web による学内情報の閲覧、文書の取得、各種情報検索サービスの利用、他機関や本学図書館の文献検索等に利用されている。このうち電子メールは、各種会合の開催通知など教員と事務局間の情報交換だけでなく、学生から教員へのレポートの提出やコミュニケーションに広く活用されている。教員研究室、情報処理室、教室から、国内外の学術情報の取得や閲覧等が活発に行われている。また、本学のホームページを通じて、本学の紹介や入試情報、教員募集情報等の広報や情報公開にも広く利用されている。

2）キャンパス・アメニティ等

ⅰ) キャンパス・アメニティ等の形成・支援のための体制の確立状況

前述の通り、本学周辺には本学を含め 5 大学 1 高専が所在している。この大学群の学生間交流と地域交流を図るため、平成 11 年 3 月に「UNITY（ユニティ）」（大学共同利用施設）が設置さ

れた。ここでは単位互換授業、スポーツ交流戦、就職支援の資格取得講座などが実施され、加盟校の学生の勉学と学生生活を豊かにするために大きな役割を果たしている。

一方、学内の快適性を高めるため、委託契約によって毎日の清掃と警備管理を行うとともに、ハーブガーデンをはじめ芝生や樹木の定期的整備を行い、キャンパス内の美観を保っている。また、敷地内は完全喫煙禁止とし、ごみの分別や再資源化に取り組み、環境保全に努めている。

ⅱ)「学生のための生活の場」の整備状況

学生のための福利厚生施設は、学生会館を中心に整備されており、1 階に食堂（約 280 席）、喫茶（約 50 席）、談話コーナー、売店が設置されている。また、学生のための進路コーナーが設けられ、求人情報、大学院情報を目的としたコンピュータ機器の整備もされている。2 階には、学生ホール、クラブ活動用の部室（8 部屋）、和室が整備されている。体育施設については、体育館、グランド、テニスコート、運動用具、トレーニング機器が、届出による自由使用となっている。また図書館には AV ルーム、リラクゼーションルームが設置されている。本部研究棟には保健室、心理カウンセラー室が設けられ、学生からの相談に応じている。ほかにもハーブガーデンが設けられ、学生のハーブの薬効への関心に応えるとともに憩いの場として活用されている。

ⅲ) 大学周辺の「環境」への配慮の状況

本学も、世界的課題である地球温暖化防止に寄与するために、平成 18 年 11 月から地域版 ISO14001 とも呼べる神戸環境マネジメントシステム（KEMS）に取り組んでいる。これは、本学の教育研究活動にともなって発生する環境への負荷を、PDCA サイクルによって低減することを目的にしたものである。具体的な環境改善目標として、a)電気使用量の削減、b)廃棄物の削減、c)紙使用量の削減、d)大学周辺の清掃を掲げている。これに基づいて、教職員が毎月 1 回、学外の道路や公園などの清掃活動を実施し、周辺の環境美化に取り組んでいる。本学は、郊外地の開発団地の中に立地するため、周辺の住宅地と隣接しており、その意味でも周辺への環境配慮が必要である。

表 10-3　本学の平成 20 年「KEMS」取り組み概要

環境改善計画	環境改善目標値	具体的施策
1 省エネルギー化	電力使用量 過去3年平均（累計1,034,045kWh）比 ２％削減	①講義室等の使用時間外の消灯 ②空調温度の適正管理 ③エレベーター利用の制限 ④環境パトロール実施
2 廃棄物の削減	ごみ排出量 前年（累計14,214kg）比 ２％削減	①缶・びん・ペットボトル等の分別排出の徹底 ②新聞・雑誌・ダンボールのリサイクルの推進
3 省資源化	事務用紙使用量 前年実績（累計786,691枚）以内への抑制	①両面コピーの活用 ②裏面の再利用 ③電子メールの活用 ④コピー機のモードクリア徹底 ⑤紙専用容器の設置

4　環境調和	大学周辺のクリーンアップ	①大学周辺清掃（毎月１回実施） ②KEMS通信の発行

３）利用上の配慮

ｉ）施設・設備面における障がい者への配慮の状況

障がい者に対する配慮として、車イス用スロープや身体障がい者用トイレがすべての建物に設置されている。またエレベーターは、利用頻度を考えて、本部研究棟、教育棟南館、教育棟西館、図書館に設置している。エレベーターのない教育棟北館２階への移動も、教育棟南館、教育棟西館、教育棟北館を囲む回廊が２層式になっているので、教育棟南館や西館の２階から可能である。さらに、障がい者の自動車による来学に備えて、東西２箇所にある駐車場には５台分のスペースを確保している。

ⅱ）キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備状況

キャンパス間の移動への配慮であるが、本学は単体キャンパスであるためキャンパス間の移動という問題は生じない。しかし、看護大学という特性上、看護実習の現場が市内外に点在しており、その移動手段をどう対応するかという問題はある。現状では、実習現場が多岐及び長期にわたるため、大学側でバスチャーターなどの対応は困難であり、学生の自主的な責任において公共交通機関を利用して実習先に移動している。

４）組織・管理体制

ｉ）施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

本学の施設・設備面の維持・管理全般は事務局が所管し、清掃、補修等の一般的な維持・管理事務や施設使用許可等を行っている。これらの維持管理にあたっては、公立学校として、かつ高等教育・研究機関として、施設・設備の適正管理の大原則によりつつ、学生、教員の教育・研究活動の自由を確保していくことが求められる。このため本学の施設・設備の管理については、神戸市設置の「公の施設」の側面と、「教育・研究活動のための施設」という側面の両面より考えていく必要があり、神戸市制定の公有財産関係条例・規則以外にも、学内規程として、「神戸市看護大学施設等管理要綱」、「神戸市看護大学体育施設使用規程」、「神戸市看護大学学生会館使用規程」を定め、「公の施設」の適正管理と「教育、研究活動」の促進の円滑化をはかっている。

ⅱ）施設・設備の衛生・安全の確保を図るためのシステムの整備状況

安全確保の面では、平成 15 年度から全館 24 時間警備体制を敷いている。警備会社との委託契約により警備員 1 名が常駐し、9～17 時は正面玄関守衛室で保安を行うとともに、19 時以降の夜間及び休日は定期的に学内巡回を行っている。併せて、各入口に設置の 7 台の監視カメラや各館に設置の 107 基のパッシブ（人感）センサーなどの機械警備システムも警備員室から常時監視できる体制となっている。

〔点検・評価、長所・問題点〕

施設・設備等の整備について。本学の学部と大学院を合わせた学生定員 454 人をもとに大学設置基準に照合すると、校地面積 50,212.62 ㎡（基準面積は 4,540 ㎡）、校舎面積 14,877.57 ㎡（基準面積は 5,225.84 ㎡）とも基準を大きく上回っており、教育研究を行うのに十分な環境だと言え

る。

本学の施設の中で未整備のままになっているのが講堂である。講堂は、入学式、卒業式などのほか公開講座や研究発表などを行うためにも必要であり、現在は体育館でその機能を代替している。今後、学内行事、式典、公開講座等が活発化するのにともなって、ますます必要性が高まることが予想されている。また、開学 10 年が経過し、既存の施設・設備についても、更新の必要が集中的に発生してくるものと予測される。

情報化への対応について。設備面では、学内 LAN をはじめ情報処理室、教員研究室等への情報端末、パソコン等の整備が十分に行われている。また、神戸市立病院群との共同研究や現代 GP 事業などで、情報技術の教育への応用研究も精力的に行われている。また、学内ネットワークシステムやパソコン端末システムの更新、整備が定期的に実施されており、つねに最適な使用環境に維持されている。

キャンパス・アメニティ等について。学生が学び、生活するのにふさわしい施設・設備が整備されているとともに、看護生涯教育や地域住民との交流の拠点としての開放的なキャンパスづくりが行われている。管理運営についても、学内外の環境保全は適切に行われている。

〔将来の改善に向けた方策〕

講堂建設については、本学の設置者である神戸市の財政が極めて厳しい情勢にあり、早期に講堂建設に着手できる状況にはない。施設・設備の更新にもかなりの困難が予想される。このため、事前に神戸市と十分に調整協議のうえ、更新計画の立案が必要だと考えられる。

近年、情報ネットワークシステムは、教育研究に不可欠になっており、機能の改善とともに、利用者全員が学内 LAN を有効活用できるよう個々の機器を把握することが求められる。ネットワークやサーバー等の保守管理についても、機能が大幅に進展しており、次期のシステム更新の際には、保守管理にウェイトを置いたシステム構築を検討する必要があると考えられる。

キャンパス・アメニティ等に関しては、平成 20 年度後期から、キャンパス・アメニティ向上のために、学生からの意見や要望を受け付けるシステムを実施している。学生委員会で集約を行い、学生の声を参考にして改善を図っていきたい。

11　図書館および図書･電子媒体等

〔到達目標〕

本学学則第１条において、「神戸市看護大学は、看護に関する理論および実践の教授研究を行うことにより、豊かな人間性と幅広い視野を備えた人材を育成し、もって人々の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする」と謳っている。

この目的を達成するための図書館の目標を次の通り掲げる。図書、学術雑誌、視聴覚資料などの所蔵数を公立単科大学の全国平均水準以上に維持するとともに、看護系図書ならびに資料を質的､体系的に整備して教育研究等の活性化に貢献する｡図書館経費の有効利用を図るため、購入可能な電子ジャーナルの導入を行う。ホームページなどの電子媒体の内容を充実させ、利用者が迅速かつ効率的に必要な情報を入手できる環境を整える。開館時間の延長など、利用者に対するサービスの向上を図るために必要な専任職員の増員を設置者に要望していく。

〔現状説明〕

図書館蔵書数の伸びは順調で、毎年約 3,600 冊を受け入れ、総蔵書数は 77,000 冊を超えている。視聴覚資料等の所蔵数も着実に増加している。洋雑誌の大幅な値上げが毎年繰返される影響で、洋雑誌購読数がやや少ないことは問題である。本学図書館はゆとりあるスペースを有し、とくに改善の必要はない。図書館の平日開館時間を 21 時までに延長したこと、土曜日開館を始めたことは評価できる。新たに専任司書１名、パート職員１名の増員を行ったが、十分な体制が整ったとはまだいえない。地域住民の図書館の利用は年々増加している。電算システムや学術資料の保管・管理は、適切に行われている。

１）図書、図書館の整備

ｉ）図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性

平成 20 年 3 月 31 日現在､蔵書数は 77,070 冊､うち和書は 64,013 冊(83.1%)､洋書は 13,057 冊（16.9%）である。表 11-1 に過去 5 ヵ年の年間蔵書冊数および年間受入冊数を示す。

表 11-1　年度別蔵書数と年間受入数

年度	蔵書数（冊）			年間受入数（冊）		
	総数	和書	洋書	総数	和書	洋書
15	61,445	49,141	12,304	2,234	2,037	197
16	64,631	52,130	12,501	3,186	2,989	197
17	70,064	57,355	12,709	5,433	5,225	208
18	73,060	60,181	12,879	2,996	2,826	170
19	77,070	64,013	13,057	4,010	3,832	178

受入総数は年度によるばらつきが、とくに図書においてみられる。これは寄贈図書の受入や納品時期・登録日のずれ等によるもので、各年度における購入冊数自体はほとんど変わらない。5年間の年平均受入数は約3,600冊、このうち和書は約3,400冊（約95%）、洋書は190冊（約5%）である。新聞は国内6誌と英字新聞3誌を購入している。蔵書の割合は、看護大学の特色として看護・医学系分野が約半数を占める。

雑誌は、平成20年3月31日現在515種で、内国書362種、外国書153種である。この中には寄贈等によるものも含まれている。平成19年度の定期購読雑誌は193種で、和雑誌121種、洋雑誌72種である。専門雑誌が主であるが一般雑誌も購入して利用者の幅広い要望に応えている。表11-2に平成15年度から平成19年度まで5年間の雑誌受入状況を示す。

表11-2　年度別雑誌受入数

年度	雑誌（種類）		
	総数	和雑誌	洋雑誌
15	328	250	78
	192	116	78
16	328	252	76
	194	118	76
17	325	250	75
	191	116	75
18	316	252	64
	182	118	64
19	362	290	72
	193	121	72

（注）各年度の下段の数字は寄贈を除く購入による受入数を示す

和雑誌は寄贈によるものが約半数を占める。洋雑誌はすべて図書館で購入している。

本学図書館で定期購読しているタイトル数は193である。購読雑誌数に占める洋雑誌の割合は37.3%である。本学の購読雑誌に占める看護系雑誌の割合は、和雑誌47.9%、洋雑誌62.5%である。冊子体購入に伴う付加サービスとしての閲覧可能な電子ジャーナル21件については閲覧登録手続きを行い、利用者にそのアクセス方法等を紹介するなど利便を図っている。

図書購入等は図書館の図書等資料整備費を用いて行う。図書等資料整備費は経常化されておりこの5年間変動はない。図書の購入は、学部、助産学専攻科、大学院にそれぞれ一定額を配分し、教員に図書の選定を委ねて、偏った整備とならないように配慮している。

また別途に、看護系新刊図書費、看護実習用移動図書費、特別コーナー配架図書費を設けている。看護系新刊図書の選定は、新刊書が発刊されるたびに図書館司書職員が行う。特別コーナー図書は、教員に対するアンケート調査に基づき、図書館運営委員会でその年度の特定テーマを決定し、このテーマに沿った図書を選定、購入している。購入した図書は図書館2階の特別コーナーに配架している。最近4年間はテーマを「災害」に絞って特別コーナーの内容の充実に努めている。平成20年3月末現在の累積受入数は789冊である。看護実習用移動図書は、実習に必要

な図書を臨地実習先の病院等に常時配備して、学生の実習効果の向上を助けるものとして設けられている。図書の選定は実習運営委員会が行う。この他にも、直接学生が希望する図書について、その内容を検討したうえ積極的に購入している。

他に、後援会から図書等資料購入費の支援が毎年ある。図書の選定に当たっては、図書館カウンターに設置しているリクエストボックス等を通して学生の希望を募っている。図書の内容は教養を高め余暇に活用できる図書類に焦点を絞っている。購入した図書は図書館内の「後援会コーナー」に配架している。平成 20 年 3 月 31 日現在の累積受入数は 4,459 冊である。また視聴覚資料や学生談話室に配架する雑誌も購入している。これにより、一般雑誌も多数購入することができる。

なお、新刊書を受け入れたときは図書館内に受入を掲示して利用者へ周知を図っている。

表 11-3 に、平成 20 年 3 月 31 日現在と平成 14 年度の視聴覚資料の内訳を示す。平成 19 年度は総所蔵数 2,385 タイトルのうち CD が 42.2%で最も多く、平成 14 年度の 1.4 倍である。LD は 25.2%でこの 5 年間に新規購入はない。ビデオテープは 24.9%で、平成 14 年度の 1.7 倍である。平成 15 年度から新規に購入を始めた DVD は 7.6%を占めている。

表 11-3　視聴覚資料数の総所蔵数と種類別内訳

年度	総所蔵数	CD	LD	ビデオテープ	DVD
14	1,668	720	601	347	0
19	2,385	1,007	601	594	183

視聴覚資料は専門教育に関するものが中心を占めているが、映画や音楽なども備えており、広く学生に利用されている。なお、平成 19 年度の視聴覚コーナーの利用者数は 566 人である。

ⅱ）図書館の規模、開館時間、閲覧室の座席数、情報検索設備や視聴覚機器の配備等、利用環境の整備状況とその適切性

a) 図書館施設の規模、閲覧室の座席数

本学図書館の施設面積を表 11-4 に示す。

1 階には事務室、閲覧室（75 席）、LD・CD・DVD などが見られる AV コーナー、新聞・雑誌閲覧コーナー、研究会等に利用できる会議室（約 24 席）等がある。2 階には閲覧室（48 席）と個室閲覧室 6 室（6 席）がある。3 階には移動書架を設置している。

資料の収容能力は、平成 17 年 3 月に 3 階の書庫スペースに電動式移動書架と手動式移動書架を、さらに平成 19 年度にも手動式移動書架 3 台を設置したので、約 17 万冊の収蔵が可能である。

閲覧スペースは学生 1 人当たり 2.47m^2、総閲覧座席数は 123 席で学生に対する閲覧座席数の比率は 27.1%である。

表 11-4　図書館施設の面積（m^2）

総面積	閲覧スペース	視聴覚スペース	書庫	事務スペース
2,033	1,120（123席）	36	407	68

個室閲覧室の利用は増えてきており、現在 9 時から 13 時、13 時から 17 時、17 時から 19 時の

三つの時間枠を設けて利用に供している。

b) 開館日・開館時間・入館者数

表 11-5 に示すように、平成 15 年度、平成 16 年度の開館日数は 225 日である。平成 17 年 5 月から学生の要望に応えて土曜日の開館を始めたことにより、平成 19 年度の開館日は 261 日で平成15年度より 36 日増加している。この年間開館日数は公立単科大学の平均263 日とほぼ等しい。

平日の開館時間は、平成 15 年度から大学院の社会人受入に対応するため、9 時から 21 時に延長している。ただし、19 時から 21 時の時間帯は警備員のみの配置となるため、図書の貸出は行わず閲覧と複写サービスに限っている。土曜日の開館時間は 9 時から 17 時である。

表 11-5　図書館開館日数と入館者数とその内訳

区分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	平均
開館日数（日）		225	225	255	266	261	246
入館者数（人）	学部学生	58,744	60,931	61,213	61,173	55,640	59, 540
	大学院生	2,917	3,038	2,575	3,428	4,208	3, 233
	科目等履修生	89	235	115	96	218	151
	助産専攻科生	—	—	1,980	1,737	1,649	1, 789
	教職員	3,059	3,164	3,771	3,457	3,280	3, 346
	学外者	3,065	3,194	4,126	4,552	4,428	3, 873
	合計	67,874	70,562	73,780	74,443	69,423	71, 216
	1日平均	301	313	289	279	266	290

（注）平均値は小数点第 1 位を四捨五入値した

入館者数は、この 5 年間で 1 年間平均約 71, 000 人、1 日平均 290 人である（表 11-5）。このうち学部学生が全体の 83. 6%と最も多い。学外者は 5. 4%、大学院生は 4. 5%である。

表 11-6 に平成 17 年度から平成 19 年度の土曜日月別図書館利用者数を示す。3 年間の土曜日入館者数は 1 年間平均 2, 352 人、このうち学外者は 448 人で全体の 19. 0%を占める。月別に見ると、入館者数は 7 月が最も多い。学生の休暇中である 3 月と 8 月は土曜日開館を制限するため入館者数は極端に少ない。

表 11-6　土曜日図書館利用者数

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	月平均
17	—	250	239	462	—	307	309	173	112	112	193	53	2,210	221
	—	26	26	47	—	39	31	15	19	12	18	26	259	26
18	127	278	276	582	68	338	179	213	104	124	247	56	2,592	216
	74	61	60	42	9	70	22	27	32	26	40	25	488	41
19	144	189	298	376	47	267	232	128	155	175	179	65	2,255	188
	68	37	75	39	12	80	53	35	53	19	28	12	511	43
平均	136	239	271	473	58	304	240	171	124	137	206	58	2,352	208
	71	41	54	43	11	63	35	26	35	19	29	21	448	37

（注）各年度の下段の数値は学外利用者数を示す

平日の職員体制は、平成 17 年度に専任司書 1 名の増員が認められたことにより、専任司書 2 名と司書の資格を持つパート職員 4 名の計 6 名である。土曜日の職員体制は、専任司書 1 名とパート職員 2 名である。

c) 情報検索設備や視聴覚機器の配備等

表 11-7 に平成 20 年 3 月 31 日現在の図書館機器・備品の保有台数を示す。

情報機器類については 2 階コンピューター室にワークステーションを設置している。端末機器はカウンター業務および目録データ入力のための事務用 5 台、蔵書検索用 5 台、データベース検索用 2 台が稼働している。

表 11-7　機器・備品の保有台数

蔵書・文献検索端末	7	ノートパソコン	18
LD・CDプレーヤー	15	テープレコーダー	4
ビデオレコーダー	9	MDレコーダー	3
DVDプレーヤー	4	複　写　機	5

平成 15 年度に DVD の視聴覚資料を利用するために、新規に DVD プレーヤーを 4 台購入している。学生のレポート作成等の際に貸出すノートパソコンは、平成 19 年 1 月に新規に PC10 台を借り上げ、ウィルス対策をほどこし利用に供している。事務局内で使用しているノートパソコンは 8 台である。

複写機は平成 19 年度に新たに追加した 1 台を加えて合計 5 台である。このうち 4 台は利用者用として業者委託により運用している。残り 1 台は事務用として事務室内で使用している。

入館者の管理については、入館管理システム（ID コードシステム）を導入して、利用者別（学部学生、助産学専攻科生、大学院生、教職員、学外者）の ID カード・オートゲートシステムにより入館管理を行うと同時に、管理用コンピューターで利用者登録および利用者統計処理を行っている。平成 16 年度に図書館入口ゲートを最新機種に入れ替えている。また 1 階出口ゲートにはブックディテクションシステム（BDS）を導入し、貸出手続き未了の図書の持ち出し防止を図っている。

d) 利用環境の整備状況

・貸出・閲覧

表 11-8 に平成 15 年度から平成 19 年度までの館外貸出冊数と貸出先内訳を示す。また、表 9 に本学図書館の貸出冊数および貸出期間を示す。

表 11-8　図書館外貸出冊数とその内訳

区分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	平均
館外貸出冊数（冊）	学生	24,652	24,320	25,360	24,407	21,848	24, 117
	教職員	1,780	1,756	1,831	1,762	1,579	1, 742
	学外者	958	945	986	949	849	937
	合計	27,390	27,021	28,177	27,118	24,276	26, 796
	1日平均	122	120	110	102	93	109

（注）学生には、学部学生、大学院生、看護学専攻科生、科目等履修生を含む。

1年間の平均貸出冊数は約27,000冊、1日平均109冊である。利用者の内訳は、学生90%、教職員6.5%、学外者3.5%である。各年度の貸出冊数はほぼ同じであるが、平成19年度の落ち込みが目立っている。

表11-9　図書の貸出冊数および期間

対象	貸出冊数（冊）	貸出期間
教職員	30	4週間
大学院学生	20	4週間
学部学生・助産学専攻科学生	10	2週間
科目等履修生および研究生	10	2週間
館長の許可を得た学外者	3	2週間

授業でのグループワークや実習レポートの作成時には、特定の図書の貸出が集中するため、重複する図書は複数購入することで対応している。必要な図書の選別は、教員に協力を求めて行っている。

図書の返却期間を過ぎても返却しない者については、返却督促手順に従い電話、郵便等により返却の督促を行っている。なお、図書の返却滞納を防止するため、貸出期間内に返却しない場合は新たな資料の貸出ができないように規程を改正し、平成15年3月から施行している。これにより一定の成果をあげている。

・利用者へのサービス・文献複写・相互貸借

図書館カウンターには司書職員が常駐して、資料の紹介、検索方法、配架場所の案内などに対し迅速に対応できる体制をとっている。また、他館への文献複写依頼等のサービスを行っている。

文献複写の依頼および受付状況を表11-10に示す。本学から学外への文献複写希望件数は、平成15年度は3,476件、以後、減少傾向にあり、平成19年度は1,704件で平成15年度の1/2となっている。学外からの文献複写依頼の受付件数も、平成15年度の363件から年々減少し、平成19年度は53件となっている。なお、文献複写の際には著作権法第31条に触れないように注意を払っている。

表11-10　文献相互利用状況

区分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
文献相互貸借（複写件数）	他大学への依頼	3,317	2,002	1,110	1,164	1,215
	その他学外への依頼	159	395	900	496	489
	小計	3,476	2,397	2,010	1,660	1,704
	他大学からの受付	343	200	90	88	53
	その他学外からの受付	20	81	29	26	15
	小計	363	281	119	114	68
	総計	3,839	2,678	2,129	1,774	1,772

レファレンスサービスの利用者は、教員が総利用件数の約80%を占め最も多い。利用内容は文献所在調査に関するものが約80%、次いでデータベース検索方法などの利用方法の指導が約20%

である。

なお、文献複写の依頼と受付のサービスは国立情報学研究所の目録所在情報サービスに参加して行っている。

また、平成18年9月から大学図書館間での図書現物相互貸借を開始している。

・利用者教育

新入生には入学時オリエンテーションの際に、図書館施設の概要と利用方法等について説明を行っている。また、平成18年度から毎年4月後半に1年生および編入3年生を対象に文献検索講習会を実施している。この講習会の参加は、平成17年度までは任意としていたが、平成18年度から授業の中に組み入れ、全員参加としている。

本学ホームページにおいて図書館に関する情報の発信を行っている。図書館カレンダー、利用案内、保存雑誌の製本状況等のお知らせ、保存雑誌の一覧などを発信している。また、文献検索データベースへの接続、本学図書館・神戸市外国語大学図書館および神戸市立の全図書館の蔵書検索ができる神戸市図書館ネットワークへの接続などもできる。

・図書館の地域への開放状況

地域へ開かれた図書館として、地域住民などの学外者へ広く図書館を開放するように努めている。学外者の年間利用状況を見ると、平成15年度は3,065人で全体の4.5%、平成19年度は4,428人で全体の6.4%を占め、増加の傾向にある（表11-5）。平成17年度に開館を始めた土曜日の利用状況は、平成17年度259人、平成19年度511人で、土曜日来館者のそれぞれ11.7%、22.7%を占めている（表11-6）。平日を含めた学外来館者全体に占める土曜日来館者の割合は平成19年度11.5%である。

学外者への貸出冊数の総貸出冊数に占める割合は過去5年間3.5%と変わらない（表11-8）。学外者への貸出は無料である。しかし、借受けできる人は本学卒業生と神戸市病院群等に従事する医療職者・看護職員に限られており、一般市民への貸出は認めていない。

2）情報インフラ

i）学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力状況

本学図書館の電算システムとして、UNIXによるマルチベンダー対応のオープンシステムを稼働させ、同時に神戸市図書館情報ネットワークに加入することにより、カウンター業務および書誌データ入力、目録データ整備等の図書館管理業務の迅速化と省力化を図っている。この電算システムは、本学図書館と神戸市外国語大学図書館およびすべての神戸市立図書館と所蔵図書情報を共有しており、各図書館の蔵書を本学図書館内の端末から検索できる。また、学内LANにより教員の研究室および情報処理教室からも蔵書検索や各種の情報検索ができる。

本学図書館の文献検索データベースはWEBによるオンライン検索を用いて行っている。現在契約している文献データベースは、医学中央雑誌（同時アクセス数5～8）、CINAHL（同時アクセス数4）、MEDLINE（同時アクセス数4）の3種類である。これらに接続するための端末を図書館内に2台設置している。また、学内LANを通じて教員の研究室や情報処理教室からも24時間常時検索が利用できる。

国立情報学研究所の目録所在情報サービスと接続し、共同分担目録方式の総合目録データベースを利用することにより、目録作業や書誌データの品質維持また整理業務の効率化を図っている。この他、各大学図書館の間で行われている相互貸借サービスの電子化システムを文献複写サービ

スに利用して、迅速な複写物の提供を可能にしている。

紀要の電子化については、国立情報学研究所の大学紀要の電子化事業に参加することにより、「神戸市看護大学紀要」第1巻～第11巻が電子化され、国立情報学研究所の研究紀要ポータルに公開されている。

他大学との協力状況については、神戸研究学園都市大学連絡協議会図書館部会に加盟し、神戸市外国語大学・神戸市立工業高等専門学校・兵庫県立大学・神戸芸術工科大学・流通科学大学の4大学1高専の図書館と図書館相互協力の連携を図り、研修会等を開催するなどの情報交換を行っている。加盟大学の教職員と学生は「共通閲覧証」を持参すると、他の加盟大学の所蔵図書の閲覧と借受けができる。

この他に、本学図書館は公立大学協会図書館協議会、日本看護図書館協会、近畿地区公立大学図書館協議会、兵庫県大学図書館協議会に加盟して、全国的な情報収集ができる大学図書館ネットワークに参加している。

ⅱ）学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

本学紀要を図書館の所定の場所に保管し、利用者は随時閲覧できるようにしている。本学紀要を始め公表された論文等の複写については、著作権法第31条に従って複写の許可を行っている。

未発表論文にあたる大学院の修士論文については、保存用と閲覧用の2部を図書館で保管している。保存用は倉庫に保管し、閲覧用は図書館2階の大学院生専用キャレルに設置した鍵がかかるキャビネット内に収めている。これらの冊子の貸出は認めていない。閲覧については、「図書館における修士論文の取り扱い要領」に従って閲覧許可を受ける必要がある。閲覧希望者は、図書館カウンターで「閲覧記録簿」に必要事項を記入し鍵を受け取り、キャレル内で閲覧することになる。著者が卒業する前に、複写に関する説明を「修士論文複写事前許可について」を用いて行い、著者に所定の書類「修士論文複写許可について」に複写の可否を記入してもらう。図書館はその内容に従って複写の許可、不許可を決定する。

〔点検・評価、長所・問題点〕

１）図書、図書館の整備

ⅰ）図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性

文部科学省の「平成18年度学術基盤実態調査報告」によれば、本学の年間図書受入冊は公立単科大学平均の3,200冊を上回っており、量的整備は適切に行われている。また、視聴覚資料等の総所蔵数も着実に増加している。とくに長期保存が可能なDVDの購入を始めたことは保管・管理のうえからも好ましい。今後さらに増加すると考えられる。

購読雑誌数に占める洋雑誌の割合は、公立単科大学の41.6%に対してやや少ない。逐次刊行物購入にあてる費用は限られている。一方、洋雑誌は購読料が年々高騰するため購読数を制限せざるを得ない状況にある。学術雑誌の不備は教員の教育・研究活動を著しく制限することになる。限られた図書等資料購入予算の中で、雑誌の購入タイトル数を増やすためには、図書、雑誌の購入比率の見直しを行う必要がある。

平成19年度における累積所蔵図書に占める洋書の割合は、公立単科大学の平均25%を下回っている。さらに最近5年間の図書総受入数に占める洋書の割合も減少している。大学院を持つ看

護大学として、洋書が不備とならにように検討を加え、洋書購入を積極的に進める必要がある。

看護実習用移動図書の利用は多く、学生にとって貴重な存在となっている。一方で、平成17年度8冊、平成18年度5冊の不明本の報告があった。このため、紛失防止対策として平成19年度に実習施設の保管庫の見直しを行い、鍵がかかる保管庫を新たに設置したことは評価できる。

ⅱ）図書館の規模、開館時間、閲覧室の座席数、情報検索設備や視聴覚機器の配備等、利用環境の整備状況とその適切性

本学図書館の総面積は公立単科大学の平均1,852㎡より181m²広い。閲覧室の面積も公立単科大学の平均773㎡に比べてゆとりあるスペースを有しているので、とくに改善の必要はない。移動書架を3階書庫に設置し資料の収容能力を高めたことは評価できる。今後も手動式移動書架8台を逐次設置していく予定であり、資料の収容能力は十分である。

土曜日の開館により開館日数が大きく増加したことは、本学図書館が利用者に対してより開かれた環境を提供したといえる。一方、開館時間を17時よりも遅くしてほしいとの要望がある。これには財政的な問題が関わるために現時点では実施困難な状況である。

専任職員1名、パート職員1名の増員ができたことは評価できる。これにより、図書館業務はかなり改善されている。しかし、公立単科大学の職員体制と比較すると0.4人少なく、まだ十分な体制が整ったとはいえない。

平成15年度から開館時間を21時に延長したことは評価できる。しかし、大学院の終了時間が21時20分であるため、院生には利用しづらい状況にある。このため開館時間の延長が求められる。また、17時～21時は警備員対応であり、貸出サービスや図書館の安全・責任体制の問題を考慮すれば、専任職員による対応が望まれる。

平成19年度の学部学生の入館者数が前年度より約5,000人も減少している。平成17年度に始まった新カリキュラムにより、学生が実習先から大学へ戻る機会が少なくなり、図書館を利用できなくなった可能性がある。次年度も同じ傾向となるかを継続して点検する必要がある。

LDおよびCDプレーヤーの保有台数は公立単科大学の平均保有台数より多い。新規にDVDプレーヤー4台を購入して視聴覚機器の整備を行ったことは評価できる。また、新たに複写機1台を増設したことにより利用者の混雑の緩和を図れたことは評価できる。

平成19年度の貸出冊数の落ち込みが目立つ。これには学部生の入館数が同年度に大きく減少したことと関連があると思われる。新カリキュラムへの移行が影響しているとすれば、実習施設に配備する実習図書の充実を一層図るなどの対策が必要である。

1日の平均貸出冊数は、公立大学平均の65冊あるいは公立単科大学平均61冊に比べて2倍近い。これは、本学図書館の一般図書の貸出冊数が教職員30冊、大学院生20冊、学部学生・助産学専攻科学生10冊と多数の貸出を認めているためと考えられ評価できる。

図書返却期間の遵守を図るために、図書館利用規定を改正して一定の成果を得ている。しかし、それでもなお返却しない者がいる。図書は図書館にとって貴重な財産であり、利用者にとっても重要な情報源である。利用者に規程を厳格に遵守させ、未返却者が出ないように今後も注意を払う必要がある。

平成19年度の学外からの文献複写依頼受付件数が大きく減少している。これには、看護系大学の増加により文献依頼先が分散化したことや、電子ジャーナルの普及等が影響していると思われる。文献複写の受付および依頼件数が減少傾向にあるとはいえ、その総数は年間2,000件近くあり、これに対応する図書館職員の負担は依然として大きい。少人数の運用のもとで効率よく文

献複写業務を行うためには、効率的な方法を他大学に学ぶなど進んで改善を図る努力が必要である。

図書館の講習会参加を新入生に必修としたことで、図書館の利用方法や検索方法への理解が深まり、図書館職員の負担も軽減されている。受講者へのアンケート調査結果でも役立ったとの意見が多くある。対外的には図書館ホームページの内容を充実させ、データの更新を頻繁に行い、新しい情報をより迅速に提供する必要がある。また、問い合わせや文献複写依頼を、利用者が直接図書館ホームページで行えるような双方向の通信体制を整える必要がある。

学外者は土曜日により多く利用している。学外者にとって利用しやすい土曜日を開館としたことは、地域に対して有意義な貢献を果たしているといえる。地域開放の観点から見れば、貸出制限をしないことが望ましいが、図書管理等の問題からまだ開放は難しい。

２）情報インフラ

電算システムは図書館業務の能率化に効率よく利用されている。また、学内 LAN を用いることで、利用者の蔵書検索等に対する便宜が図られている。

国立情報学研究所の目録所在情報サービスを利用するため、書誌レコードの作成等は常に全国レベルの作業精度を維持しなければならない。そのためには目録作業のスキルが今後も維持、継続されるよう努めなければならない。

紀要の電子化については、将来的には本事業に頼らず、本学自らが紀要冊子体を電子化して学術コンテンツ・ポータルに登録できる体制を整える必要がある。

学術資料の保管・管理体制については適切に対応できている。

〔将来の改善に向けた方策〕

点検・評価の結果にあるように、洋書購読雑誌数の維持と拡大を図るため、平成 22 年度末までに図書整備費における図書・雑誌購入比率の見直しを行う。平行して、専門洋書の購入を推進し充実を図る。また、図書館経費を有効に利用するため、電子ジャーナルの一部導入を平成 22 年度末までに行う。

平成 19 年度の学部学生の図書館利用の減少と図書貸出の減少が継続して起こるか否かについて、平成 22 年度まで追跡調査を行う。

図書館ホームページの内容を平成 22 年度末までに見直し、図書館情報を活発に発信してさらに利用しやすい図書館となることを目指す。

平日開館時間 21 時の延長、土曜日開館時間 17 時の延長、また専任職員の増員等については、人的経済的問題が伴うため、設置者の市当局に現状説明を行い、実現を目指して要望を続けていく。

図書館の規模や学生の占有面積等についてはとくに問題はない。また、資料の保存スペースにはまだ余裕がある。このため、施設についてはとくに改善の必要はない。

12　管理運営

〔達成目標〕

本学における管理運営は、設置趣旨である「市民の健康と福祉に貢献する質の高い看護専門職の育成と研究」と公立大学としての公共性を基盤として実施しなければならない。つねに時代のニーズを見きわめながら、公立大学としての自治、公平で自由な大学の運営と管理を行い、そのための諸規定の整備を引き続き行う。また、教授会をはじめとする各種委員会等のより一層の効率化を図り、教員の教育研究に専心できる体制作りを目指したい。

〔現状説明〕

神戸市看護大学は、開学以来今日まで、大学の自治にもとづく管理運営を目指し、学則・諸規定の制定、整備に努力を重ねてきた。すべての大学運営は、学長をトップとする教授会・研究科委員会において意志決定され、全教員の合意のもとで実行することが保証されている。

１）教授会、研究科委員会

ｉ）学部教授会の役割とその活動の適切性

a) 教授会は、学則（第 6 条第 4 項）に基づいて、教授を構成員とする教授会と、講師以上の教員による拡大教授会の 2 つに分けて組織されてきた。平成 17 年 7 月交付の学校教育法改正によって「助教」の職位が規定されたことを受け、本学においても「助教」の職を新設することとし、その職務内容を学校教育法第 58 条に基づき検討した（職務内容については資料「助教の職務参照」）。その結果、平成 19 年 4 月から「助教」を拡大教授会の正規の構成員とした。教授会の運営は、平成 8～9 年度に教授会によって作成された諸規定に基づいて、民主的に執り行われ、決定事項の執行手続きも確立している。

審議事項は、教授会規程第 6 条第 5 項により、以下のように分担している。学則の制定改廃、学位の審査、教員の人事、予算の編成方針などは、教授会または研究科委員会の専管事項となっているが、他の分野については、極力、拡大教授会で審議することとし、広く教員の意見が反映できるようにしている。教授会の審議事項はすべて拡大教授会で報告されている。

・学則その他諸規程の制定及び改廃に関する事項　［教授会］
・教育課程及び履修方法に関する事項　［拡大教授会］
・学生の入学、編入学、転学、留学、卒業、休学、退学、除籍及び再入学
　並びに賞罰に関する事項　［拡大教授会］
・学生の厚生補導に関する事項　［拡大教授会］
・教員の人事に関する事項　［教授会］
・予算の編成方針に関する事項　［教授会］
・その他学長が必要と認めた事項　［教授会、拡大教授会］

b) 教授会（拡大教授会を含む）に常設される各種委員会は、表 12-1 の通りである。いずれの委員会も、基礎科目、専門基礎科目、専門科目の各区分による均衡を考慮して教員を配置し、各分野の意向を反映させやすい体制を採っている。学生委員会、教務委員会、看護学実習運営委員会は、本学が「看護大学」として教育の基幹をなす活動を展開することが期待されるため、

委員長はそれぞれ看護学の教授が担うこととしている。

また、各委員会の開学時より平成15年から19年度までの活動状況は表12-1の通りである。学生、教務、入学試験、編入学の各委員会の開催回数が開学当初はきわだって多いが、おおむね年度ごとに減少しており、所掌業務が軌道に乗り始めたことを示している。

表12-1　教授会及び各種委員会の開催回数（平成20年3月31日現在）

教授会・委員会名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	備　考
教授会	15	16	14	12	14	
研究科委員会	11	12	14	14	14	
拡大教授会	13	15	13	13	13	
自己点検・評価委員会	0	0	0	0	0	※1
総務委員会	10	10	10	10	10	
学生委員会	13	11	11	11	11	
教務委員会	13	13	13	13	13	
入学試験委員会	13	14	13	13	13	
入学試験管理委員会	1	1	1	1	1	
図書館運営委員会	10	10	9	9	10	
広報委員会	10	9	9	10	11	
研究・紀要委員会	12	12	14	12	16	
国際・地域交流委員会	10	10	10	11	9	
将来構想委員会	－	－	－	－	6	※2
学内情報ｼｽﾃﾑ委員会						
看護学実習運営委員会	11	10	11	10	10	
カリキュラム委員会	9	17	10	0	0	
倫理委員会	6	9	8	4	5	
ホームページ委員会	－	－	－	6	6	※3
助産学専攻科運営委員会	－	－	9	8	8	※4
学生小委員会	2	4	45	9	9	
教務小委員会	10	12	12	12	12	
入学試験小委員会	6	6	10	8	8	

※1　…　自己点検・評価委員会は、平成15年度より将来構想委員会にその機能の一部を包括した。

※2　…　平成19年度より設置。

※3　…　平成18年度より広報委員会から分離。

※4　…　平成17年度より設置。

ⅱ）学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性

本学は教授会等の組織の項で述べたように、教授会組織とその運営が、小規模単科大学に見合うかたちで、すべての教員の役割機能に応じた参加を可能にしていることである。このような仕組みを採ることにより、大学の意思決定の過程や結果が、すべての教員に浸透する機会を保証している。

ⅲ）学部教授会と評議会、大学協議会などとの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性

本学は、単科大学であるため評議会などの審議機関はないが、神戸市の設置する大学であるため、大学の意思とは別に設置者である神戸市保健福祉局病院経営管理部との意見調整が必要となる。病院経営管理部は、市民病院及び看護大学との連絡調整を行っており、本学の将来構想など重要事項、予算編成、高度な政策判断を要する事項については、その都度、協議を行い、合意形成を図っている。また本学と密接な関係のある市民病院との連絡調整についても、毎年、同部が仲介するかたちで両者協議の場を設け、病院、大学ともにスムーズな運営ができるよう調整されている。

ⅳ）大学院研究科委員会等の役割とその活動の適切性

本学大学院看護学研究科は、平成 16 年度に実施した点検評価の時点では、大学院修士課程のみであったが、平成 18 年 4 月には博士後期課程が開設され、大学院博士前期・後期課程が完成した。博士後期課程の設置に伴って大学院学則を修正し、研究科委員会組織が拡大された。研究科委員会の構成員は、原則として前期・後期を担当する教授・准教授全員とした。研究科長には学長をあて、大学院に関する事項を所管する。研究科委員会は、学部教授会と同様、民主的に執り行われ、決定事項の執行手続きも確立している。

ⅴ）大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

研究科委員会は、大学院学則（第 8 条第 4 項）に基づき、大学院に関する審議事項について、以下のように担当し、学部教授会との役割分担を行っている。研究科委員会の審議事項はすべて拡大教授会で報告されている。

学則その他諸規程の制定及び改廃に関する事項	［教授会、研究科委員会］
教育課程及び履修方法に関する事項	［拡大教授会、研究科委員会］
学生の入学、編入学、転学、留学、卒業、休学、退学、除籍及び再入学並びに賞罰に関する事項	［拡大教授会、研究科委員会］
学生の厚生補導に関する事項	［拡大教授会］
学位の審査に関する事項	［研究科委員会］
教員の人事に関する事項	［教授会、研究科委員会］
予算の編成方針に関する事項	［教授会］
その他学長が必要と認めた事項	［教授会、拡大教授会］
その他管理運営に関する重要事項	［研究科委員会］

２）学長、学部長、研究科委員長の権限と選任手続き

ⅰ）学長、学部長、研究科委員長の選任手続きの適切性、妥当性

学長選出の基準・任期・手続・教員の関与等すべて学長選考規程及び細則に明記されている。任期は第 1 期 4 年、第 2 期は 2 年である。なお、学長は平成 9 年 4 月より神戸市看護大学短期大学部の学長も兼務する体制となり、このため、学長選考の過程には、短期大学部教員が同等の権利を持って参入する仕組みとなっていたが、平成 19 年に短期大学部が廃止されたので、平成 20 年 12 月に行われる現学長の任期満了に伴う学長選挙は、本学教員（助教を含む）全員によって実施される。

ⅱ）学長権限の内容とその行使の適切性

学長の役割等については、学則上、「教授会審議事項」（第 6 条第 5 項）「学年、学期、休業日」（第 7~9 条）、「教育課程及び履修方法等」（第 15~16 条）、「入学、編入学、転学、留学及び卒業」（第 22、24~26 条）、「休・退学除籍等」（第 28~32 条）、「賞罰」（第 33~34

条）に関して明記されているほか、大学管理運営にかかる基本的役割は、教授会規程及び大学管理職の選考並びに教員選考に関する規程に明記されている。

ⅲ）学部長や研究科委員長の権限の内容とその行使の適切性

本学は単科大学であり、妥当しない。

ⅳ）学長補佐体制の構成と活動の適切性

学長が任命する副学長・図書館長・学生部長は学長を補佐するための役職である。学長を中心とする上記3役の他、事務局長、庶務課長、庶務係長、そして教務係長等によって構成された部局長会議が1ヶ月に1回、定例的に開催されている。部局長会議は、あくまでも学長の大学運営上の理念や重要案件に対する意見交換を通して方向性を見きわめる協議機関であって、決定機関ではない。

３）意思決定

ｉ）大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

大学の「自治」に基づいて教育研究を推進するうえで重要な教授会の権限は、教育研究にかかる人事管理権、予算管理権、施設設備を含む物財に関する管理権に代表される。

人事管理については、本学教員選考に関する規程および細則により教授会が管掌しており、市職員の人事に関する事務処理手続き上の制約を除けば、設置者を含め外部から干渉を受ける仕組みにはなっていない。

予算管理については、予算要求案を本学予算の事業項目別に教授会の各種委員会が分担して策定し、これに学内調整を加え、設置者組織に提出し、設置者による査定の過程を経て、決定された当該年度予算の内容は学内に提示される。実際の執行は、予算要求案を策定した委員会が当初の計画を基礎にして運用する方式を採っている。したがって教育研究にかかる予算管理は、市条例及び規則に拘束される事項を除いて、大学の「自治」の観点から合理的に保証されている。

教育研究にかかる物財の調達・管理 についても、同様に教授会のもとに置かれている。教育研究用備品、施設設備の調達及び管理体制は、教授会、事務局双方の協議により平成9年6月に整備した「神戸市看護大学施設等管理要綱」に則り、運営されている。

４）評議会、大学協議会などの全学的審議機関

ｉ）評議会、大学協議会などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性

本学は単科大学であり、該当しない。

５）教学組織と学校法人理事会との関係

ｉ）教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係および機能分担、権限委譲の適切性

本学は公立大学であり、該当しない。

６）法令遵守等

ｉ）関連法令等および学内規定の遵守

本学は公立大学として、教育基本法や地方自治法など組織運営に係る基本法令及び設置者・神戸市の関係条例等（神戸市看護大学事務分掌規則など）を遵守し、適正な大学運営を行っている。また、これに関わる教職員の業務執行に際しては、教育公務員特例法及び地方公務員法

などの基本法令及び神戸市の人事・服務関係条例等に基づき、公正で効率的な大学管理を進めている。

一方、大学の教育研究活動において法令等の遵守を保持していくため、本学独自の規定として「神戸市看護大学倫理審査要綱」を策定しており、その運用を図るための具体的な取扱いとして「教員の研究活動の倫理的指針」「研究における倫理的配慮のチェックリスト」「神戸市看護大学研究倫理綱領」などの規定を置いている。これらを遵守しつつ、本学の使命と責務である地域医療をはじめ市民の健康と福祉の向上に寄与しているところである。

ii)個人情報の保護や不正行為の防止などに関する取り組みや制度、審査体制の整備状況

本学では公正な大学運営を図るため、個人情報の保護や不正行為の防止に関する本学設置者である神戸市と協調した取り組みを推進している。

個人情報の保護に関しては、神戸市において「神戸市個人情報保護条例」（平成 9 年 10 月 9 日制定）を施行しており、本学も同条例に則り、取り扱う個人情報の適切な管理を図ることにより、個人の権利利益を保護するなど制度の適正な運用を行っている。なお、保護や開示に係る措置に対して不服がある場合には、同条例に基づき設置された第三者機関である神戸市個人情報保護審議会で調査審議されることになっている。さらに、同条例に基づき、本学独自の規定として「神戸市看護大学の保有する個人情報の管理に関する指針」を策定し、本学に即した具体的な遵守事項及び体制を明示して適正管理に努めている。

また、不正行為の防止に関しては、神戸市において「神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例（コンプライアンス条例）」（平成 19 年 1 月 1 日施行）に基づき、職員等の職務に係る法令等の遵守及び倫理の保持のための体制を整備し、市民の信託にこたえ市民に信頼される市政の確立を目指している。同条例では、①公務員としての倫理保持の努力義務、②差別的取扱や市民の疑惑を招く行為の禁止、法令等への精通、③法令等による権限に基づく市民への説明責任、④施策の意思決定の内容・過程の適正記録、の 4 基本原則の下に、本学を含む神戸市全庁においてコンプライアンス推進体制を整備して、職員研修をはじめ取組の推進や、外部からの不当要求への適切な対応等に努めている。これらの基本原則に則り実施した神戸市の措置に対して不服がある場合には、同条例に基づき設置された第三者機関である神戸市公正職務審査会で調査審議されることになっている。

〔点検・評価、長所・問題点〕

大学管理運営については学長に妥当な権限委譲がなされ、大学の自治を樹立しやすい条件が用意されているといえる。

学長の学務管掌権については、すでに述べたように学則その他に明確に規定され、学務遂行は現時点では円滑に行われている。また、大学としての意思決定の仕組みも、教授会規程や教員人事にかかる選考規程等の整備を通して確立されている。更に設置当初からの教育計画も順調に遂行され、教授会（拡大教授会・研究科委員会を含む）の権限も確立していることから、大学の自治、学問研究の自由を樹立し、大学の機能を円滑かつ十分に発揮するための管理運営の基盤は整っているとみてよい。

表 12-1 に示すように、教授会及び各種委員会の年間開催回数もほぼ安定してきており、所掌業務の遂行が軌道に乗り始め、開学当初と比べ構成員である教員の負担も軽減されていることがうかがえる。

とくに長所とみるべきは、教授会等の組織の項で述べたように、教授会組織とその運営が、小規模単科大学に見合うかたちで、すべての教員の役割機能に応じた参加を可能にしていることである。このような仕組みを採ることにより、大学の意思決定の過程や結果が、すべての教員に浸透する機会を保証している。

しかしながら、意思決定過程に時間がかかるということ、大学の予算が設置者である市の財政状況に左右されること、予算執行に関しては公立大学であるがゆえに市の予算執行基準・枠組みに合致させなければならないという制約があること、などが挙げられる。

法令遵守等については現状説明にあるとおり、設置者である神戸市の関連諸条例に基づいて学内規程を設け、その都度教授会、拡大教授会において審議し、周知を図っている。学内規程については、神戸市看護大学「規程集」を年度ごとに更新、全教職員に配布している。とくに新任教職員には新任教職員オリエンテーション時に詳しく説明、周知徹底を図っている。

〔将来の改善に向けた方策〕

国立大学は平成 16 年 4 月から法人化が実施された。また地方独立行政法人法が制定され、本学の場合も独立法人化に向けた検討が課題となってきている。神戸市においては、すでに神戸市外国語大学が平成 19 年 4 月から法人化され、平成 21 年度からの神戸市民病院群の法人化も決定され、目下準備中である。こういった状況を踏まえて、本学では、平成 19 年 4 月に設置された将来構想委員会において、本学がこれまで培ってきた公平で民主的な大学運営の伝統が損なわれず、自主性と自己責任を基軸とした大学運営の構築を検討中であり、今後設置者とも十分に協議していきたい。

次に、教授会及び各種委員会について、より一層の運営の効率化を図り、会議に費やす時間を相対的に減らし、その分教員が教育研究に専心できる体制にすることが必要である。そのためには、①審議事項を各会議の所掌範囲に応じて妥当に整理すること、②各種委員会委員長の権限を確立すること、③その上で各種委員会間の連携を図ること、などの必要がある。

法令遵守等については現時点で課題とするところはないが、引き続き条例等、学内規程に定めるところを、教授会において定期的に確認し、教職員の注意を喚起したい。

最後に予算執行に関して、地方財政の厳しい折から、限られた予算を有効に活用するために予算執行枠組みの見直しも含めて、年度ごとに当局と協議を重ねて生きたい。

13　財務

〔達成目標〕

本学の教育研究の目的を実現するために必要な財政基盤を確立する。そのために、主な収入が一般財源（税収等）と授業料収入である本学収入の多様化と、支出の効率化を図る。

〔現状説明〕

１）中・長期的な財務計画

ｉ）中・長期的な財務計画の策定およびその内容

本学は、神戸市が設立した大学であるため、予算主義がとられており、単年度の財務計画のみである。現在将来構想委員会において、大学運営に関する中期目標について検討しているところである。

２）教育研究と財政

ｉ）教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤（もしくは配分予算）の確立状況

表 32 の学内研究費は、平成 17 年度 34,016 千円、平成 18 年度 34,626 千円、平成 19 年度 36,501 千円である。大学運営費（決算額）に占める割合は、平成 17 年度 3.4%、平成 18 年度 3.4%、平成 19 年度 3.6%と推移している。

３）外部資金等

ｉ）文部科学省科学研究費、外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費など）、資産運用益等の受け入れ状況

本学は、収入の多様化を図るため、①文部科学省国庫補助金、②文部科学省科学研究費、③その他の研究助成を導入している。

a) 文部科学省国庫補助金（科学研究費補助金以外）

平成 15 年度は、設備整備補助金として図書館の図書購入費 3，156 千円、平成 18 年度からは、3 ヵ年事業で現代 GP 事業 39,990 千円（18 年度 15,188 千円、19 年度 11,786 千円、20 年度 13,016 千円）の採択を受け、平成 19 年度からは、5 ヵ年事業のがんプロフェッショナル養成プランに採択された（19 年度は、6,954 千円）。

b) 文部科学省科学研究費補助金

「６　研究環境」の通り。

c) その他の研究助成

「６　研究環境」の通り。

４）予算編成と執行方針

ｉ）予算編成の適切性と執行ルールの明確性

本学は、予算の編成・決定・執行手続きはすべて神戸市の方針に基づいて行われる。本学での予算編成作業は、6 月に始まる。総務委員会で、「予算編成方針及びスケジュール（案）」が検討され、7 月に教授会で承認を受け、これに基づき各委員会が中心となって、予算要求資料を作成する。8～9 月に、総務委員会、教授会で調整・検討し、9 月中旬に神戸市看護大学予算要求（案）として、神戸市保健福祉局に提出することとなっている。その後、神戸市長の査定を経て、翌年の 2 月に市議会に提案され、3 月の市議会の議決により成立する。

次に本学の予算規模であるが、表 13-1 の通りとなっている。

表 13-1 神戸市看護大学予算年度別推移（単位：千円）

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
人　件　費		766,235	736,793	740,272	752,298	744,096	749,401
物　件　費		282,734	291,128	291,417	298,816	294,617	304,030
	教員確保関係費	38,763	30,547	30,403	30,403	30,403	28,639
	管理運営費	45,998	43,790	43,998	42,409	39,905	39,228
	施設維持管理費	37,946	38,838	39,476	41,260	40,909	42,744
	学生関係費	17,894	18,415	18,521	17,999	18,461	18,020
	入学試験関係費	6,696	7,629	7,529	7,529	7,466	7,201
	教務関係費	37,342	38,073	37,933	36,048	34,513	33,459
	図書館運営費	53,264	58,224	56,202	52,346	52,661	51,965
	学術振興費	33,880	35,231	35,231	35,231	36,170	36,170
	地域貢献費	450	450	450	450	450	450
	将来構想調査費						
	開学式費						
	国際交流関係費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	備品教材整備費						
	大学院(修士)運営費	9,501	14,491	14,491	12,954	13,587	13,587
	助産学専攻科		4,440	3,425	3,425	3,940	3,871
	大学院(博士)運営費			2,758	2,874	3,366	3,680
	現代GP事業運営費				14,888	11,786	13,016
	がんﾌﾟﾛﾌｪｯｼｮﾅﾙ養成ﾌﾟﾗﾝ						11,000
支 出 合 計		1,048,969	1,027,921	1,031,689	1,051,114	1,038,713	1,053,431

予算の内訳を見ると、人件費のウェイトが大きく概ね 71～3%程度で推移している。物件費は平成 15 年度が最低でその後少しずつ増加傾向にある。この要因は、平成 17 年度の助産学専攻科の開設、平成 18 年度の現代 GP 事業の採択、大学院博士課程の開設、平成 19 年度のプロフェッショナル養成プランの採択による。これらは、教員の増員なしという条件認められたものである。

授業料、入学金、選抜手数料など本学が独自で確保している収入決算額は表 13-2 の通りとなっている。

表 13-2　神戸市看護大学収入年度別推移(決算額)（単位：千円）

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
授業料	222,987	225,476	240,597	244,758	243,547
入学金	52,939	55,550	57,432	56,451	57,755
選抜手数料	6,874	8,599	9,626	10,086	10,243
国庫補助金	3,156			15,188	18,740
その他収入	17,027	19,161	17,277	14,191	14,767
収入合計	302,983	308,786	324,932	340,674	345,052

授業料は、国立大学と同額に設定しており、これまで概ね 2 年に 1 度のペースで改訂されていたが、国立大学の法人化が始まった平成 17 年度からは据置きの状態である。

なお、平成 20 年度の授業料は、年額 535,800 円であり、入学金は、市域内居住者が 282,000 円、市域外居住者が 423, 000 円（平成 20 年 5 月 1 日現在）である。

支出合計額と収入合計額の差は、神戸市の一般財源（市税等）で充当されており、一般財源依存率は低減傾向である。その金額は、表 13-3 に掲げる通りである。

表 13-3　神戸市看護大学一般財源投入額・年度別推移(決算額)　（単位：千円）

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
一般財源投入額	656,878	629,083	680,057	675,117	661,956
一般財源依存率(%)	68.4	67.1	67.7	66.5	65.7

５）財務監査

ｉ）監事監査、会計監査、内部監査機能の確立と連携

上記のように本学の予算は、独自で確保できる財源は極めて乏しく、市税を投入している以上、市民監視の目は厳しい。また、「６　研究環境」で述べた通り、文部科学省国庫補助金や文部科学省科学研究費、その他の研究助成については、厳格な基準を設けて執行している。

６）私立大学財政の財務比率

ｉ）消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率における、各項目毎の比率の適切性

本学は公立大学であり、該当しない。

〔点検・評価、長所・問題点〕

本学の予算編成は、6 月の総務委員会での検討に始まり、教授会での審議、各委員会からの予算要求、総務委員会でのとりまとめ、更には教授会決定と進められる。それぞれの段階で、各教員・各領域が意見を述べ、予算要求案が編成されるシステムになっており、民主的・公正なものである。

しかしながら、単年度予算においては、財政状況の厳しい神戸市では、大学が是非とも実現し

たい施策であっても断念せざるを得ない状況が生じる。このような事態を防ぐために、大学としての中期的目標を策定し、その目標をいかに最小経費で実現していくか、優先順位はどうか等を検討し、本学の将来の財務運営の適正化を確保する必要がある。

教育研究費配分についての評価は、「6　研究環境」で述べた通りである。また、学内共同研究費は毎年 5,000 千円の予算を確保しており、臨床現場との研究協力関係の構築に役立っていると考えられる。

収入の多様化という面では、平成 16 年度、平成 17 年度と文部科学省国庫補助金（科学研究費補助金）以外は確保できなかったが、平成 18 年度から現代ＧＰ事業、平成 19 年度からがんプロフェッショナル養成プランが採択され、表 13-3 の収入に占める割合は、平成 18 年度 4.5%、平成 19 年度 5.4%と順調である。

文部科学省科学研究費補助金は平成 15 年度から 19 年度までいずれも 20 千万円台で平均 21,330 千円と順調であるが、財政基盤の強化という意味では、間接経費は、19 年度の 4,350 千円のみであり今後の検討課題といえる。

また、一般財源依存率が低減していることは、教職員の努力により一般財源（市税等）がより効率的に利用されたことを意味している。

予算執行にあたっては、「最小の経費で最大の効果」が得られることが常に求められる。神戸市会計規則等の規定に基づくことはもちろん、競争原理の導入や公平性を確保しつつ、市の予算執行方針によって適切に執行されることになっている。そのため、一連の手続きに時間を要し、希望する製品ではなく類似品が納入されるといった側面もある。また、アルバイト雇用など人事管理上の理由から執行が抑制される場合もある。しかしながら、これらの手続きは、不適切な処理を行うと、市民・事業者から誤解を受け、市民からの批判につながりかねないものであり、また経費節減の意味からも、やむを得ないものと考える。

また、文部科学省科学研究費補助金の執行については、文部科学省の平成 18 年 11 月の「科学研究費補助金に係る不正使用等防止のための措置について（通知）」、平成 19 年 2 月の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき平成 19 年 3 月の「神戸市看護大学における公的研究費の適正な執行について（指針）」、平成 19 年 4 月の「神戸市看護大学における研究活動に係る不正行為への対応に関する規程」等を策定し、それに基づき適正な執行を行っている。

［将来の改善に向けた方策］

予算は、本学の取組むべき事項・課題を予算という数字で具現化したものである。したがって、次年度以降本学が取組むべき施策、課題を明確にし、全教職員共通の認識として高めていく必要がある。そのために、中期的目標を検討している将来構想委員会において将来の財務運営を適正に行うための中期的財務計画策定を検討する必要がある。

震災以降、神戸市は極めて厳しい財政状況が続いており、行政経営方針を策定し経費の節減に努めている。これに対応して、本学も経費節減を徹底して取組んできた。その結果、一般財源比率の低減傾向が出てきた。平成 18 年度からは、神戸環境マネジメントシステム（KEMS）を導入して、組織的、継続的に地球環境への負荷の低減を図るために①電力使用量の削減、②廃棄物の削減、③事務用紙使用量の削減、④大学周辺の清掃の目標を掲げ、費用の削減に努めている。今

後とも継続していきたい。

将来の本学の財政基盤を改善するために、文部科学省科学研究費補助金の間接経費について、すべての種目に計上されるように公立大学協会等を通じて文部科学省に要望していきたい。また、新たな目標事業のための新たな財源の確保のために情報収集を図る必要があり、例えば寄附金の導入を検討していきたい。

14　自己点検・評価の組織

〔到達目標〕

本学では、本学の理念・目的の実現を図るために、大学の教学、経営などの活動を不断に点検、評価する。そのために神戸市看護大学学則第2条第2項において、自らの点検および評価を行うことを謳い、これに基づいた自己点検・評価規定を設け、これをもとに本学の改善と向上を図る。

〔現状説明〕

1）自己点検・評価項目

ｉ）自己点検・評価を恒常的に行うためのシステムの内容とその活動上の有効性

本学では、学則に基づいて「神戸市看護大学自己点検・評価規程」を作成している。この規程の第2条に則って自己点検・評価委員会を設置し、平成8年度の開学当初から活動を開始したが、平成14年度をもっていったん活動を休止し、その機能を各常設委員会と将来構想委員会に移した。

自己点検・評価委員会を休止した理由は、同委員会の構成員をすべての常設委員会の委員長としたため、規模が大きくなりすぎて機能的な活動が難しかったからである。自己点検・評価委員会においても、実際の作業は各委員会が分担して行っていたため、実務上の支障はない。また各委員会における点検・評価の結果およびそれに基づく改善策の検討と実施状況については、教授会（以下、拡大教授会を含む）において報告され、教員全体で共有している。また、その一部はホームページ上で公開されている。各委員会には、助教以上の全教員が所属しており、各教員が複数の委員を兼務しているため、全教員が何らかの形で点検・評価作業に参加する結果になっている。

各委員会は、主要な活動について、アンケートなどの調査を行い、それに基づいた点検・評価を行っている。学生の立場から見た大学の自己点検・評価に関しても、各委員会からさまざまな形でアンケート調査が行われており、学生の声も反映されるシステムとなっている。具体的には、学生委員会は学生生活調査および講演会参加者調査、入学試験委員会は入試成績と学業成績の関連の追跡調査およびオープンキャンパス参加者調査、教務委員会は学生による授業評価、総務委員会はFDにかんする調査、図書館運営委員会は入館者調査、広報委員会は高大連携事業参加者調査、国際・地域交流委員会は各行事参加者調査、実習運営委員会は学生評価、倫理委員会は倫理審査のとりまとめなどである。とくにGP委員会では、評価部門が設定され、行事ごとの参加者へのアンケート調査、参加市民および学生による評価会議、外部評価委員を招いての第三者評価を行っている。

平成20年度には、大学基準協会の認証評価に際して、自己点検・評価のためのコーディネーター会議を頻回開催している。同会議は、正副学長のほか教授2名、事務局長、課長、総務係長、担当事務によって構成され、各委員会の委員長への自己点検・評価作業の依頼と、そのとりまとめ、報告書の作成を行っている。

ⅱ）自己点検・評価の結果を基礎に、将来の充実に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

自己点検・評価委員会においても、実際には各委員会が自己点検・評価に基づいて改善・改革策を練り、必要に応じて教授会での審議や報告を経て実施されるシステムとなっていた。現在、改善・改革策の立案と実施は、基本的に各委員会に委ねられている。委員会相互の連携・協力も、学長を中心に、委員長相互、および委員会を兼務する委員によって活発に行われている。

しかし、それぞれの委員会だけでは、複数の委員会にまたがるような改善・改革策や、中・長期的視点に立った改善・改革案を立案することが難しい。そこで平成 15 年度以来休止していた将来構想委員会を、平成 19 年度に再開し、中・長期的かつ包括的な視点からの改善・改革策の立案を行っている。現在、将来構想委員会は 3 班に分かれ、それぞれ次のような課題を検討中である。

第 1 班　教育・研究の質的充実

a) 教育・研究の成果にかんする目標の設定、確認
b) FD（授業評価、公開授業、教員研修、教員評価）
c) 編入学制度の見直し
d) 学生および卒業生の支援
e) 大学院の充実（CNS コースの増設、その他）
f) 保健師教育のあり方

第 2 班　地域貢献、国際交流の推進

a) 現代 GP の制度化、その後の地域貢献
b) 学生、教員の海外研修、海外の大学との提携

第 3 班　運営基盤の強化

a) 入学者選抜方法について
b) 広報、HP のあり方
c) 外部資金の獲得について
d) 管理・運営体制の見直し
e) 人事について

各班は、独自に自己点検・評価を行った上で、検討結果を将来構想委員会で諮り、その後教授会の審議を経て、担当委員会に実施を委ねている。これまでに実施に移されたのは次の通り。第 1 班からは、編入学生へのアンケート調査に基づいて編入学生のためのコース別授業制度が提案され、教務委員会に引き継がれて、平成 21 年度から実施予定である。第 2 班からは、学生への意識調査および保護者からの聞き取り調査に基づいて、海外留学制度が提案され、地域・国際交流委員会に引き継がれた。また、教育 GP の成果を引き継ぐ地域健康支援連携センターの設置を決め、設置者の認可待ちである。

２）自己点検・評価に対する学外者による検証

ⅰ）自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

平成 16 年度に大学基準協会の加盟判定審査ならびに認証評価を受け、正式会員としての加盟を認められた。このほか、学外者による検証としては、各委員会が調査を行っている。具体的

には、入学試験委員会のオープンキャンパス参加者調査、教務委員会は学生による授業評価、総務委員会は FD に関する調査、図書館運営委員会は、広報委員会は、研究・紀要委員会は、国際・地域交流委員会は各行事参加者の調査、実習運営委員会は学生評価、倫理委員会は倫理審査のとりまとめなどである。具体的には、GP 委員会では、地域住民の方々の意見を聞く会、学生の意見を聞く会、第三者評価を開催している。また倫理委員会では、平成 21 年度から倫理審査に学外委員を導入することを決めている。

３）大学に対する指導事項および勧告などに対する対応

ｉ）文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告などに対する対応

a) 前回の大学基準協会からの「助言」は以下の通りであった（「勧告」はなかった）。

「１．学生生活

１）ハラスメントについては、大学としての規定を設けたところであり、その運営方法について早急に検討することが必要である。

２．事務組織

１）学生部には職員は配置されておらず、実務は学務係が担当している。また、大学院関係の業務拡大に対応する上で専任の職員を配置することが必要である。

３．図書・電子媒体

１）図書購入数を維持するために、雑誌の購入が抑制されており、教員・院生の教育・研究上、不利益が考えられる。財政が厳しい状況下であるが、より一層の対応が必要である。

２）図書館の開館時間は午後 9 時までであるが、大学院の最終授業は 7 限（午後 9 時 20 分）までであり、授業終了後に利用できない状況にある。特に、図書の貸し出し時間が午後 7 時までであるため、院生をはじめ、大学を離れた施設で臨地実習をしている学生の利用にも支障を来たしている。開館時間および貸し出し時間の延長について検討することが必要である。」

b) 指摘を受けた当時の状況

前回の大学基準協会から「助言」を受けた際の状況は以下の通りであった。

・ハラスメント対策について

平成 11 年度から、すべての学生および教職員が勉学・研究・勤労に専念できる安全で快適な教育・研究の環境を維持する目的で、セクシャルハラスメント相談窓口を設け、セクシャルハラスメントの防止と発生時の対応にあたっていた。また学生便覧への掲載に加えて、パンフレットを作成し、学生ならびに教職員への周知・啓発に努めていた。また新入生の入学時ガイダンス・新入職員の入職時ガイダンスにおいても時間をとって具体的な説明を行ってきた。しかし、開設以来、相談窓口への相談は一件もなく、心理相談窓口、担任など相談窓口以外での相談や訴えなどでもハラスメントを伺わせる相談はないことから、本学でのハラスメントは生じていない、もしくは未然に防止されていると考えられる。ただし、平成 17 年の「自己点検報告書」では、「これまで大きな問題が生じていないことで、軽視するのではなく、むしろアカデミックハラスメントまで広げた対応策の検討が必要である」（p.163）としている。

・学生部への専任職員の配置

学生部には職員の配置はなされておらず、事務局の学務係で学生生活や授業に関する事務を行い、相互に連携することによって事務を処理している。そこで平成 17 年の「自己点検報告書」では、「大学間競争に生き残るためには、学生への体制を強化する必要があり、学生の就職相

談、生活相談、奨学金・授業料などの相談、卒業後のフォローアップなど、学生担当職員の強化が望まれる」（p.182）としている。

・洋雑誌の購入について

学術雑誌、特に外国雑誌の購読料は毎年10%程度値上がりし、購読タイトル数の削減を余儀なくされている。そこで、平成17年の「自己点検報告書」では「今後は電子ジャーナルの購読を選択肢に入れ、他大学図書館と共同して利用を図るコンソーシアム契約の可能性をさぐるなど限られた予算のなかでいかに多くの雑誌を購入・利用できるか、種々の可能性をはかり、検討していく必要がある」（p.133）としている。

・図書館の開館時間、貸出時間の延長

開学当初、図書館の開館時間は9時から17時までであったが、学生および教員からの要望で、授業または実習のある日に限り19時まで、平成15年度からは21時まで延長した。ただし、19時から21時までの時間帯は図書館職員不在で警備員のみの配置となるため、図書の貸し出しは行っていない。この現状を改善するために、平成17年の「自己点検報告書」では、「職員の定員増が極めて困難であることは十分理解しながらも、（……）図書の借り受けが可能な開館時間延長や土曜会館など図書館サービスの向上を図るためにも、交代勤務が出来るよう専任司書の複数配置と開館時間に応じたカウンター要員を確保する必要がある」（p. 131）としている。

c)以上のような背景を持つ問題に対して、その後、それぞれ次のように対応している。

・ハラスメント対策について

平成16年から従来のセクシャルハラスメントに加えてアカデミックハラスメントの内容を加えた「ハラスメント防止に向けて」というパンフレットを作成、配布するとともに、学期初めの学生向けガイダンスなどで注意を喚起している。その後も、しかし、開設以来、相談窓口への相談は一件もなく、心理相談窓口、担任など相談窓口以外での相談や訴えなどでもハラスメントを伺わせる相談はないことから、本学でのハラスメントは生じていない、もしくは未然に防止されていると考えられる。ただ、これまで大きな問題が生じていないことで、軽視するのではなく、引き続き注意喚起が必要であると考えている。

・学生部への専任職員の配置

その後も神戸市に専任職員の配置を要求しているが、神戸市の財政が逼迫していることから、実現していない。しかし、今後も引き続き、粘り強くその必要性を訴えていきたい。

・洋雑誌の購入について

看護系洋雑誌については Proquest という電子ジャーナルの包括契約を導入することを H.20年度の教授会で決定した。平成21年度以後、現在の69タイトルから、一挙に705タ イトルの閲覧が可能になる予定である。

・図書館の開館時間、貸出時間の延長

その後も、神戸市に専任司書の複数配置と開館時間に応じたカウンター要員を確保するよう求めているが、神戸市の財政が逼迫していることから実現していない。しかし、今後も引き続き粘り強く要求していきたい。

〔点検・評価、長所・問題点〕

現在、各委員会での自己点検・評価とそれに基づく改善策の設定と実施は、確実に行われている。また全教職員が、各委員会、事務局、学生部、図書館の各部署を通じて自己点検・評価活動に参加しており、自己点検・評価への意識も高い。ただ、各委員会の所掌事項を越えた問題は扱えないという欠点があった。そこでこの問題に対応するために、将来構想委員会が活動を再開し、中・長期的かつ包括的な視点からの自己点検・評価とそれに基づく改善策を練っている。また、将来構想委員会を再開したことによって、点検・評価を行う組織とそれをもとに改善・改革を実行する組織が別になり、改善・改革の内容が自己満足的になることを避ける結果にもなっている。

また本学には学部、大学院研究科だけでなく助産学専攻科が設置されており、単科大学としてはやや複雑な教育課程と研究環境を有している。そのため効果的な自己点検・評価および改革・改善案の立案を行うためには、全体を総括的に見る視点と細部を詳細に見る視点の両方を備えもつことが必要である。この意味でも、各委員会からの微視的視点と将来構想委員会の巨視的視点をあわせもつ意味は大きい。

委員会活動を介さない教員個人レベルでも、とくに自分の担当する教育内容に関して日頃から改善しようとする意識が高いことがうかがえる。一方、事務局職員は、予算の効率的な執行を心掛ける意識が高いことがうかがえる。いずれも本学のおかれている状況を考えると重要な意識であり、互いの意識を共有することが必要である。

つねに自己点検・評価を意識しながら新しいシステムを構築していくことは、将来にわたっての点検・評価の作業をより、効率的に行えるシステムの構築を可能にするものであり、この姿勢は今後も継続していく必要がある。

〔将来の改善に向けた方策〕

各委員会の点検・評価の機能と将来構想委員会の改善・改革の立案機能とを分離したことには上述のような利点があるものの、欠点もある。自己点検・評価とは将来構想と表裏一体の関係にあり、緊密な協力体制を築く必要があるが、そのためには、双方の点検・評価と改善策の内容が速やかに報告されなければならない。しかるに、現在教授会を通して各委員会の点検・評価および改善策が報告されているが、すべての活動について報告されているわけではなく、報告回数は決して多くない。また各委員会における自己点検・評価に対する意識も均一とはいえない。そこで、総務委員会を通じて、大学基準協会の項目にしたがって、各委員会に報告を義務づけるなどの方法が考えられる。

また、各委員会や将来構想委員会の点検・評価および改善策の内容は、学内の構成員に周知されなければならない。自己点検・評価活動が有効に活用されるためには、最終的には大学を構成している各個人レベルの意識の中に自己点検・評価の結果が反映されなければならないからである。そのためには、a)点検・評価について議論が自由に交わせる場を設けること、b)教職員・学生からの点検・評価に関わる意見を常時受けつけるシステムを設けること、c)インターネットを通じて周知すること、などが考えられる。とくに第三点については、すでに一部の委員会が、本学の公式ホームページ内で自己点検・評価の情報を発信しているが、今後、この方向を拡大すると共に、広く意見を受けつける双方向性をもたせることが考えられる。有意義な指摘や提案が行われると同時に、大学構成員に自己点検・評価に対する意識を高める効果も

期待できる。

15　情報公開･説明責任

〔到達目標〕

本学は「神戸市情報公開条例」および「神戸市個人情報保護条例」の実施機関の一部として、保有する情報の一層の公開を行うことにより、協働と参画の大学運営に努めるとともに、個人情報の適切な管理を図る。これによって、個人の権利利益を保護するなど、制度の適正な運用を行う。そのために、神戸市の情報公開および個人情報保護の窓口担当部署と連携を図り、関係法規を遵守しつつ積極的な情報公開に努めていく。さらに自己点検・評価結果および外部評価結果を学内外に適切に発信することにより、説明責任を果たし、具体的な改善に取り組む。

〔現状説明〕

１）財政公開

ｉ）財政公開の状況とその内容・方法の適切性

本学は公立大学として運営に要する経費は、本学設置者である神戸市の一般会計予算のなかで構成されており、福祉の充実を図るための保健福祉局予算として位置付けられている。例えば平成 20 年度当初予算における、福祉の充実のための予算額としては、市民一人あたりに換算すると約 14 万 9 千円の市民サービスが行われ、このうち約 5 万円を市税で負担する金額となっている。このように本学の運営費を含めた神戸市予算に占める市税の割合は大きく、財政運営に対する透明性を確保するためには適切な財政公開が重要である。

神戸市の予算および決算の状況、監査の結果ならびに行財政改善の状況などは、市民の付託を受けた神戸市会の審議を経たうえで、毎年公開されている。具体的には、市内約 67 万世帯の全戸に毎月配布する「広報こうべ」の 3 月号に新年度予算を、5 月号には予算から見た財政事情を、９月号では前年度決算を特集した記事が掲載されている。このほか、毎年度の予算および決算確定時期に合わせて市民に分かりやすく解説した冊子として「予算パンフレット」（800 部発行）や「財政のあらまし〔6 月号・12 月号〕」（7,000 部発行）が作成され、市役所市政情報室や区役所窓口において市民向けに配布されている。また、神戸市ホームページ（http://www.city.kobe.jp/）においても上記冊子のインターネット版（http://www.city.kobe.jp/zaisei/）のほか、予算・決算など神戸市の財政に関する情報が提供されている。

なお、この神戸市全体の財政公開のなかでは、本学運営費の具体額の明記はなされていないが、神戸市保健福祉局が毎年度作成する予算説明冊子「事業概要」のなかには、同局所管予算項目が列挙され、本学運営費用は「教育費・看護大学費」として①教職員費および②運営費の金額が各々の財源内訳とともに掲載されている。この冊子は、市役所市政情報室において市民の閲覧および複写用に供されている。

２）情報公開請求への対応

ｉ）情報公開請求への対応状況とその適切性

時代の大きな流れとして社会のあらゆる分野で、従来のような「送り手側からの一方的な情報

発信」だけではなく、相手側から情報公開の要請を受けた場合の対応のあり方が非常に重要になっている。大学においても、外部からの情報公開の請求に対する適切な規程と体制を整えるとともに、コンプライアンス・ポリシーに則って市民や社会に対する説明責任を果たすことが不可欠である。

本学の保有する情報の公開請求については、本学設置者である神戸市が制定・実施している「神戸市情報公開条例」および「神戸市個人情報保護条例」の定める手続きにしたがって対応することとしている。神戸市市民参画推進局の資料では、神戸市に対する情報公開請求は年々増加し、昭和 61 年度～平成 19 年度の 22 年間に 7,367 件（月平均 28 件）の請求があり、これに対して（部分公開を含め）約 98%の公開率となっている。

一方、本学独自の情報開示制度として「入学試験成績簡易開示」を平成 11 年度から実施している。これは、神戸市個人情報保護条例第 21 条（簡易な開示）の規定に基づいた取扱いとして、入学試験の成績を簡易な手続きにより開示するものである。手続きは、前期日程試験、後期日程試験、編入学試験、助産学専攻科試験を対象として、これら受験の不合格者（本人およびその法定代理人）から請求があった場合に、その場で本人確認を行ったうえ、総合得点および順位を口頭により開示する。開示は本学事務局で、試験実施年度の翌年 5 月 1 日から 5 月 31 日まで（土・日曜日、祝日を除く）の期間に限り実施している。

なお、これまでの開示件数は 23 件となっている（平成 11 年度 3 件・12 年度 2 件・13 年度 2 件・14 年度 4 件・15 年度 2 件・16 年度 3 件・17 年度 2 件・18 年度 2 件・19 年度 1 件・20 年度 2 件、表 15-1 参照）。

表 15-1 入学試験成績簡易開示件数一覧

入試年度	内訳		合計
平成11年度	前期試験	2	３名
	前・後期試験	1	
平成12年度	前期試験	1	２名
	後期試験	1	
平成13年度	編入（地域）	1	２名
	編入（社会人）	1	
平成14年度	編入（社会人）	2	４名
	前期試験	1	
	後期試験	1	
平成15年度	前期試験	1	２名
	前・後期試験	1	
平成16年度	前期試験	3	３名
平成17年度	前期試験	2	２名
平成18年度	前期試験	1	２名
	前・後期試験	1	
平成19年度	前・後期試験	1	１名

平成20年度	前期試験　　1 前・後期試験　　1	２名

２）点検・評価結果の発信

ⅰ）自己点検・評価結果の学内外への発信状況

自己点検・評価は、神戸市看護大学学則第２条に則り設置されている自己点検・評価委員会が実施している。当委員会は、学長を委員長とし、各種委員会委員長と若干の委員から構成されている。また委員会には、助教を含む全教員が所属している。したがって、自己点検・評価結果は、学内では委員会を主として共有されている。自己点検・評価報告書は、学内教員に配布されており、ホームページでも公開されている。

学外への発信としては、全国の看護系大学、本学近辺のユニティ加盟大学（兵庫県立大学、神戸芸術工科大学、神戸市外国語大学、流通科学大学）などに送付されている。

ホームページでは、「広報・情報公開」として、学外者もアクセス可能なところに公開する予定である。

ⅱ）外部評価結果の学内外への発信

2005 年４月１日付で財団法人大学基準協会の正会員として加盟・登録が承認されている。その際の加盟判定審査結果ならびに認証評価結果は、ホームページで公開される予定である。

〔点検・評価、長所・問題点〕

本学の財政は、設置者の財政状況に影響されるため、設置者により適切に公表されることが必要である。設置者である神戸市は、平成７年の阪神・淡路大震災からの復興と再生に取り組んできたなかで厳しい財政状況にあるが、適切に公表されている。

自己点検・評価内容、大学基準協会による認証評価結果については、学内で共有できる体制は作られている。しかし、各種委員会委員長が主となって実施している自己点検・評価の内容について、委員会内でどの程度、話し合いが行われているかは充分に把握できていない。また自己点検・評価委員会の活動は、教授会・拡大教授会で報告されているものの、その回数は少ない。自己点検・評価結果および大学基準協会による認証評価結果は、本年よりホームページの「広報・情報公開」のバナーのもとに公開されており、学内者・学外者ともに閲覧しやすくなっている。アクセスカウンターをつけることで、アクセス数の把握を行う予定である。

自己点検・評価および外部評価結果の報告書の配布は、他大学に限られており、市民病院群など実習先にも配布し、意見を求める体制を作ることが必要と考えられる。また配布については、配布先や数の記録が必要である。

〔将来の改善に向けた方策〕

財政公開、情報公開請求については、今後とも積極的に対応していく。

自己点検・評価委員会の活動内容については、教授会あるいは拡大教授会を通して報告し、各自が改善に努められるようにする。また各種委員会では、自己点検・評価のための話し合いの機会を持ち、具体的改善策を打ち出して活動することが必要である。

学外への情報提供としては、報告書の配布範囲を広げ、他大学だけではなく市民病院群など実習先に配布することで、卒業生および大学院修了生をはじめ、看護職者の意見を求めることが可能になるようにする。

おわりに

神戸市看護大学は、学士課程完成年度である平成12年に最初の自己点検・評価を実施し、翌平成13年9月に「神戸市看護大学の将来像―中期的展望―」を発表、平成16年度には大学基準協会の加盟判定審査ならびに認証評価を受けた。本報告書は、2度目の認証評価のために前回以降の自己点検・評価をまとめたものである。

現在までの到達点

前回の認証評価以降、大学と看護教育をめぐる状況は大きく変化してきた。大学教育全体については、平成17年度の中央教育審議会答申『我が国の高等教育の将来像』において、①少子化にともなう高等教育の量的変化への対応、②多様な機能と個性・特色の明確化、③教養教育や専門教育等の総合的な充実、大学院教育の実質化、教員組織の活性化などへの対応が各大学に求められることが示された。

この答申に沿って、本報告書に記載されたこの間の本学の取り組みを振り返ってみると、以下のようにまとめられる。

①の少子化対応については、本学は何よりも、単科の看護大学として、近年ますます需要の高まる看護人材の育成という重要な役割を担っている。看護系大学は、平成4年の「看護師等の人材確保に関する法律」制定以降急増しているが、本学学士課程では、教育理念・目標に「豊かな人間性を備え」「看護実践そのものへの価値を見出せる」人材育成を掲げ、毎年一定数の志願者を得て、明確なアドミッション・ポリシーのもとに入学者選抜を実施している。教育のアウトカムとしての国家試験合格率は、看護師国家試験は、ここ5年間はほぼ100%。保健師国家試験合格率は年度によってばらつきがあるがこれも全国平均を上回る水準である。

高度専門職業人の育成を目標とする博士前期課程（修士課程）では、この間CNSコースの増設を図るとともに、平成15年度からは大学院設置基準第14条特例を採用した結果、この5年間は毎年募集を上回る志願者が得られ、アドミッション・ポリシーに沿った選抜がなされている。開設以降輩出した修了生は計85名で、ほとんどが臨床看護領域や大学において活躍している。博士後期課程は、高度に自立した研究者・教育者ならびに看護管理者の育成を目標に平成18年度に開設され、今年度完成年度を迎える。

②の多様な機能、個性・特色としては、まず、本学では学士課程において40名定員という全国でも例をみない多人数の3年次編入生枠を設け、短期大学や専修学校卒の看護職者に再教育の門戸を広く開いていることがあげられる。看護教育の大学化が進行しているとはいえ、いまだ専修学校教育が主流である看護師養成教育において、編入学制度は、看護職者のキャリア開発と資質の向上に寄与する重要な役割を担っている。さらに平成17年、全国に先駆け1年課程の助産学専攻科を開設し、家族から地域社会全体までを見据えたケ

ア・支援が実践できる自立・自律した助産師育成に貢献していることも特色のひとつである。産科医療への量的ニーズの高まりを受けて、専攻科の志願者は開設以来増加の一途をたどり、修了生の助産師国家試験合格率は毎年100%を維持している。

③については、とくにこの間、教員組織の活性化に取り組んできた。平成19年度には教育研究組織の大幅な改編をおこない課程全体の体系化を図った。これは平成18年度の第3次カリキュラム改正に連動して行われたもので、教養系・専門基礎科学の教員と看護学教員、ならびに看護学教員間での効果的連携を図ることを狙いとしていた。同時に、平成19年の学校教育法改正を受けて、看護学教育の要である臨地実習指導を担っている助手を全員助教に移行し、その経験や能力を授業や委員会運営にも活かせる体制とした。

他方、大学における看護教育をめぐるこの間の動向に目を転じると、平成14年3月文部科学省「大学における実践能力の育成の充実に向けて」、平成16年3月「看護実践能力の充実に向けた大学卒業時の到達目標」といった報告書が立て続けに発表され、「実践能力の育成・強化」が大きな課題とされてきた。本学の第3次カリキュラム改正はまさにこれを先取りしたものと評価でき、その結果、平成20年度の保健師助産師看護師学校指定規則の改正にたいしても、保健師課程で実習期間の一部延長を行った以外には特に大きな変更は要しなかった。

なお、学生の実践能力の育成と、公立大学の使命である地域貢献活動とを統合させたプロジェクトとして平成18年度に採択された現代GP「地域住民と共に学び共に創る健康生活」は、平成20年度をもって終了するが、学士ならびに助産学専攻科での教育上の必要性はいうまでもなく、地域住民からも事業継続への強い希望が出され、次年度以降は「地域健康生活支援センター」を設置し、そこで事業を継続・発展させることを全学一致で決定した。

このように今回の自己点検・評価を通して、本学の取り組みとここまでの成果は、日本のこれからの高等教育ならびに看護系大学に求められる役割を先取りしてきたものと評価できると考える。

さらに、豊かな人間性と専門知識、専門職としての倫理的態度に裏付けられた実践力の育成という本学の教育理念・目的は、時代や社会の看護ニーズに適うものであり、教育研究組織、教育内容・方法、学生の受け入れ、施設設備や図書館などの整備も含めた学生生活への配慮、社会貢献や社会に向けた情報公開・説明責任等は、教育理念・目的と公立の看護大学という社会的使命に照らしても、概ね適切に整備できているとも評価できる。

今後の課題

平成8年の開学以来、大学院修士課程、助産学専攻科を順次設置し、平成18年度の大学院博士後期課程設置によって大学としての一応の完成をみた本学は、ここまで全学をあげていわば“右肩上がり”の発展に邁進してきたともいえよう。しかし一方では、教員の増員なしに課程新設を続けてきた結果、教職員とりわけ看護学教員の教育や管理運営に関す

る職務負担はかなり過重となってきており、このことが、教員の研究活動や国際活動の発展の障害になっていることも否めない。設置者である神戸市の財政状況の厳しさから、当面教員の大幅な増員は期待できない。だからこそ今後は、競争的外部資金の獲得や、管理運営活動の簡素化・効率化、兼任教員や臨床教授等臨床側との有機的な連携等、報告書において確認された改善方策を着実に実施することが重要であることを再確認しておきたい。

なお、本報告書をまとめた平成20年度には、学士課程における授業評価の方法・内容全体を見直すと同時に、大学院においてもはじめて授業評価を実施した。また、FD活動についても、設置者である市当局からの予算措置を受け、はじめて外部講師を迎えての全学学習会を実施するなどいっそうの充実が図られた。これらをどう活用していくかは、今後の重要な課題だと認識している。本学は今、さらなる発展にむけて、これを担う教職員の力量形成・資質の向上に向けた取り組みを強化する時期にあるといえる。

本報告書で確認した改善方策の着実な遂行のためには、全教職員の理解と主体的参画、連携・協働が不可欠であることはいうまでもない。全教職員が到達目標と現状の到達点ならびに課題を確認し、改善に向けて一丸となって取り組んでいくことができるよう、今回の自己点検・評価報告書を大いに役立てていきたいと考える。